

平成29年第5回

香美市議会定例会会議録

平成29年12月 6日 開 会
平成29年12月22日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 1 2 月 6 日 水曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月6日水曜日（会期第1日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長兼農業委員会事務局長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管財課長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 承認第 14号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 70号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 71号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 72号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 73号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 74号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 75号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 76号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 77号 平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 86号 高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 議案第 87号 高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について
- 議案第 88号 南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について
- 議案第 89号 財産の取得について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成29年12月6日(水) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
 4. 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告
 5. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について
 - 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 報告第 9号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - (2) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 承認第 14号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 承認第 15号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 承認第 16号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第 70号 平成29年度香美市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 議案第 71号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2

			号)
日程第9	議案第	72号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第	73号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11	議案第	74号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
日程第12	議案第	75号	平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
日程第13	議案第	76号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第	77号	平成29年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第	78号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	79号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	80号	香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	81号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	82号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	83号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	84号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	85号	香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について
日程第23	議案第	86号	高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
日程第24	議案第	87号	高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について
日程第25	議案第	88号	南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について
日程第26	議案第	89号	財産の取得について
日程第27	諮問第	3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第28	諮問第	4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第29	諮問第	5号	人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第30 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 議案第 52号 平成28年香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第 53号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第 54号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第 55号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第 56号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第 57号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第 58号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第 59号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第 60号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第 61号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時04分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第5回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この数日めっきりと肌寒さを感じる気候となり、師走を迎えたことを実感するきょうこのごろでございますが、議員各位、執行部の皆さんには、何かと公務ご多忙の折、平成29年第5回定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、去る10月22日に本市にも大きな傷跡を残しました台風21号におきまして、被災をされました市民の皆さんに対しまして、まずは心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

国におきましては、総選挙の結果を受け、今後、憲法改正の議論が加速するものと思われませんが、最終的には国民投票により決するところでございますので、我々国民がその議論を注視していかなければならないと考えるところでございます。また、現在、消費税の使い道を初め森林環境税など、税制改正の議論を報道等により伝え聞くところでございますが、地方の行財政にとって大きな影響があることから、正確な情報収集、そして情報分析に努め、市民生活の向上につなげていかなければならないと考えるところでございます。

次に、11月18日から開催をされました第11回議会報告会には、多くの市民の皆さんにご参加をいただき無事終了いたしました。市民の皆さんの貴重なご意見、ご提言を市政に生かしていくため、また市民の皆さんへの回答文作成のために、現在、議会報告会の精査を進めているところでございます。その際には、執行部の皆さんのご協力もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、本定例会に市長から提出をされています議案等は、平成29年度一般会計補正予算（第8号）を含む議案20件、承認3件、諮問4件並びに報告2件であります。また、平成29年第4回定例会で継続審査に付しておりました平成28年度決算の認定が10件でございます。この後に市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますよう申し上げまして、ご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君を指名します。両名はどうぞよろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、12月1日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成29年第5回香美市議会定例会の運営につきまして、去る12月1日及び本日6日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から12月22日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、承認第14号、第15号、第16号及び議案第70号、第71号、第72号、第74号、第75号、第76号、第89号並びに諮問第3号から諮問第6号までの議案は、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定より委員会付託を省略し、審議に付し採決まで行います。また、9月の第4回定例会において継続審査となっていました議案第52号から議案第61号までの平成28年度一般会計及び特別会計の決算議案10件につきましては、本日、各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目の7日から会期6日目の11日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期第7日目の12日から会期9日目の14日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の15日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会に付託となります。終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の16日から会期12日目の17日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期13日目の18日は、午前9時より教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の19日は、午前9時より産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の20日と会期16日目の21日は、議案審査整理のため休会といたします。

会期17日目の最終日22日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期２日目の７日木曜日午前１０時までと決定いたしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、決議案、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情の請願１件は書式等が整っていますので、教育厚生常任委員会に付託することとなりました。発議第４号から発議第６号までの発議につきましては、提出者が書面を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。決議案については案件がございません。意見書案第１２号から第１４号までの意見書案につきましては、３件とも書式が整っていますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議事項につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から１２月２２日までの１７日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月２２日までの１７日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしております予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成２９年第４回香美市議会定例会において可決されました地域の経済の活性化や安全・安心な「命の道」を確保するための、道路整備の推進に関する意見書、全国森林環境税の創設を求める意見書につきましては、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へ、参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書については、衆・参両議院議長にそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第１８０条第１項の規定による、専決処分事項の報告第８号及び第９号がありました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされております。

また、１０月に教育厚生常任委員会が実施しました、行政視察の報告の提出がございましたので、お手元に配付をしておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りをしております議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

9月議会以降、10月16日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果について報告をいたします。

1点目、市営住宅の入居状況について審査しました。

公営住宅、特定公共賃貸住宅、ふるさと住宅の入居状況の報告がありました。特定公共賃貸住宅のセトル成矢団地は、戸数10に対して入居戸数5となっている。このうち3部屋については、定住促進用として、移住希望世帯が一時的に使用できるよう手続を進めている。管理戸数281戸のうち23戸が空き家となっている。空き家の周知方法は、定時・随時とも告示、ホームページ、広報で知らせているなどの説明がありました。

質疑では、入居状況は満足できる状況かに対して、土佐山田町、香北町はほとんど入居しているが、物部町は空き家があると答弁。定住促進用の部屋の大きさは同じかに対して、世帯の状況に対応できるように3部屋とも違っていると答弁。使用料はどうかに対し、定住推進課と協議を重ねる必要があると答弁。条例の改正が必要ではないのかに対して、目的外使用なので国に相談して要綱で対応していく予定だと答弁。持ち家がない低所得者に公営住宅を提供されると思うが、所得が上がり使用料も上がってきたときに、特定公共賃貸住宅に移動はできるのかに対して、公営住宅は低所得者に対してのものなので、所得が一定以上上がれば転居を促さなければならない案件となり、特定公共賃貸住宅があいていれば紹介はできると答弁がありました。

委員会の意見として、市営住宅の入居状況については、定期的に審査をしていくことといたしました。

2点目、保育料・給食費の滞納整理状況については、保育料10万円以上滞納者15名、給食費5万円以上滞納者2名の滞納整理状況の報告がありました。

質疑では、前回審査したときより改善はされているのかに対し、金額自体はかなり減ってきている。3カ月以上たればすぐ処分ができる状態にしている。長期滞納者に対しては、児童手当からの天引きをお願いしている。児童手当は子どもに使うためのものなので、保育料や給食費に使うようお願いしていると答弁。原課との連絡はとれているのかに対し、保育料に関してはとれていない。給食費は、給食センターより年2回催告書を出しているので話は聞けますと答弁。滞納が3カ月になれば、収納班の手前で催告書も出す手順になっているなど話し合いはできているのかに対して、教育委員会とも協議して、現年の滞納を生まないようにしていきたいと思うと答弁。市税と国保税は機構に移管するが、保育料はしていないがどういうことかに対して、機構の規約には税外債権は入っていないが、税外債権についても引き受けてくれる流れになってきていると答弁。今後、ほかにどういうものが可能性があるのかに対して、介護保険料、上下水道

料金などについては、機構が引き受けてくれる改正をする予定ではないかと思うと答弁がありました。

委員会の意見として、保育料・給食費の滞納整理状況についても、定期的に審査をしていくことといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進特別委員会の委員長報告を行います。

定住人口増加促進特別委員会では、10月10日に定住推進課の移住・定住に関する現状と課題について、また、「いなかみ」の移住・定住に関する現状と課題についてを議題とし、委員会を開催しました。

まず、定住推進課の移住・定住に関する現状と課題については、香美市移住定住促進事業計画第2期アクションプランに関連し、その計画期間、計画の目的について、また実績及び評価では目標数値についての説明を受け、平成29年度の移住相談の目標が100件であるのに対し86件、移住者数は23組が目標で22組35人、空き家バンク登録は12件の目標に対し12件であるという中間実績について説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

質疑、意見交換の取りまとめとして委員会からは、移住者がいない物部地区への対応が課題であり、定住推進課が中心となって関係団体等と一緒に、一次産業を生かした移住モデル等を提案しながら、移住を促すような工夫をしてもらいたい旨を伝えました。

次に、「いなかみ」の移住・定住に関する現状と課題については、平成29年度の事業概要について、まず、事業のベースとなる移住相談窓口での取り組みとして、提案型の相談対応、リース車によるオーダーメイド現地案内、移住交流コンシェルジュとの連携強化、相談会での提案資料セット配布、相談者へのお礼状やダイレクトメール送付、不動産業者との連携強化、データベースの再整理と進捗確認連絡について、それぞれ概要につき説明を受けました。

次に、移住者に対する定住支援の取り組み、地域住民に対する移住協力の取り組み、移住希望者に対する交流人口増加と移住促進の取り組みの進捗状況についてもそれぞれ概要についての説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

質疑、意見交換の取りまとめとして、いなかみの活動は人員が1人ふえ新しい取り組みも行っていることから、今後においても鋭意取り組みを進めてほしい旨を伝えました。

最後に、その他の協議事項で、平成27年10月26日に行政視察を行った経緯もあ

る南国市の都市計画の変更について、南国市から本市に提供のあった資料をもとに担当課より説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、報告を求めます。「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員長報告を行います。

「協働」・「参画」調査研究特別委員会では、9月26日、11月9日に委員会を開催しました。

9月26日の委員会では、5月8日の委員会から継続し、5回にわたって協議・検討を続けておりました香美市協働のまちづくり条例（案）と香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について委員会としての取りまとめを終え、次回の委員会では、この案を持って執行部との意見交換に臨むこととしました。

11月9日の委員では、9月26日に取りまとめを終えた案をたたき台として、執行部（総務課長、企画財政課長、定住推進課長）との意見交換を行いました。

委員会からは2案を策定した経過説明を行い、執行部からはこの案に市民の声をどのように反映させるのか。また、庁内での検討組織の必要性等の成案に至るまでの手順、段階的な課題があるが、まずは案文の意味内容等を確認したい。また、今回の意見交換の後に、市としてどのように対応していくのかを決めていきたい等の発言があり、意見交換はこれらのことを前提として行いました。その結果、幾つかの点で削除、修正、今後協議等の合意が整いましたので、順次報告をさせていただきます。

たたき台とした原案を皆さんのお手元にお配りをしてしております。ちょっとごらんいただけますでしょうか。執行部の方にもあるのかな。それをもとに説明をさせていただきますので、議員の皆様、お手元にある案を少し見てください。

まず、香美市協働のまちづくり条例（案）についてです。

前文がありますけれども、前文につきましては、要不要も含めて今後の検討課題とするものの、あくまでも市民の参画を得た上で取りまとめを行うことといたしました。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2枚目の第8条になります。

議会の役割につきまして、「進められているのかを調査し、監視しなければならない。」とこのように書いてございますけれども、この部分について「調査し、助言する、提言する。」等にしてはどうかという修正の提案がありましたことから、委員会で協議・検討を行い、次回、執行部とすり合わせをするということといたしております。

続きまして、第11条になります。協働推進計画、この部分につきましては、出され

た意見等について執行部、委員会、双方で検討を行い、すり合わせを行っていくこととしました。今後の検討課題ということでございます。

条例のほうはその程度ですけれども、次に施行規則（案）のほうをごらんください。

香美市協働のまちづくり施行規則（案）ですが、第2条の（1）にあります「行政連絡区」というところは削除することといたしました。

第3条の（2）、1枚めくっていただけますか。

（2）のアの「アンケート調査」となっておりますところは、タイトルの原案、もともこれは三好町をもとにしたものですが、その原案にあります「意見交換型世論調査」ということに戻して、執行部、委員会の双方で再検討することといたしました。

同じく第3条（2）のウの「市が第1号エに規定をする」の「エ」を「ウ」に訂正をしました。

同じく第3条の（5）の3にあります「市長が計画的に定めるものとする。」についても、双方で再検討することといたしました。

第4条の（2）は双方で再検討し、すり合わせを行うこととしました。

同じく第4条の2でございますけれども、それは削除となりました。

以上で「協働」・「参画」調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）から日程第30、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上27件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第14号から諮問第6号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆様おはようございます。平成29年第5回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には平成29年第5回香美市議会定例会を招集しましたところ、ご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、11月5日、南海トラフ地震を想定した県下一斉の避難訓練が行われ、同11日、21日、22日には、第5回高知県緊急消防援助隊受援応援合同訓練が本市で行われました。また、26日、日曜日には、本市において震度6強の地震が発生したとの想定のもとで、香美市災害救護訓練を実施いたしました。市職員はもとより高知県、医師会、警察、日本赤十字、消防団、自主防災組織など多くの機関・団体の皆様にご協力、ご参加をいただきまして、対策本部運営訓練、医療救護訓練、災害講習会などを実施いたしました。初めての訓練でありましたが、事前の取り組みもあり、大きな混乱なく終

いたしました。課題は多く浮かび上がったところがございます。今後、防災や救護計画に生かしていかなければならないと考えております。一連の訓練を通じて、それぞれの地域が防災力、災害対応力を高めるとともに、広域的な視点に立った取り組みがますます重要になっているとの認識を深めました。

本年はたびたび台風が襲来をいたしました。中でも台風21号の強風による被害は甚大で、多くの住家の屋根瓦が吹き飛ばされ、まだ修繕のできていない屋根も多くみられます。農業用ハウスも倒壊するなど、近年にない被災状況となりました。私もその状況を目の当たりにいたしまして愕然とするとともに、このままでは地域の農業の火が消えるのではないかとまで考えたところがございます。

そうしたことから、農業ハウスの災害復旧補助につきましては、従来の5分の1から2分の1に引き上げることを決意いたしました。専決処分という形をとりましたが、議会の存在、慎重審議の機会といったことを考えますと、今はもっと思慮するべきであったかとも反省をするところがございます。

10月22日、23日、台風21号が襲来し、翌日からハウス補助事業について多数の問い合わせがございました。25日、26日には、県農業振興センター、JAとさかみから被害状況の報告をいただきました。同日、JAからは園芸部長、代表理事、専務、部長が来庁され、施設本体破損は4.8ヘクタール、被害額は3億1,500万円で、産地の維持が危機に直面している、できる限りの支援を願うと要請をいただきました。翌27日、庁内協議を行い、平成29年度、30年度に限り、2分の1に引き上げる方向を確認しました。ただ、1農協2市であることから、香南市に状況を報告し協議を急ぐことといたしました。

香南市では、28日以降、精力的に協議を重ねていただき、その後同じ補助スタンスで臨むとの連絡をいただきました。ただし、その時点で本市の園芸用ハウス整備事業費に関する予算は6,858万円余で、予算残額は3,481万円余となっております。災害ハウス支援に必要な額が2億6,250万円であることから、不足額については予算化する必要が生じ、11月1日の園芸用ハウス整備事業補助金説明会までに専決処分を行わなければならないと考えたものであります。言うまでもありませんが、議会の慎重審議を否定するような意思はもとよりありません。二元代表制のもと説明責任を果たすよう、しっかりと今後は努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、各課からの報告でございます。

まず初めに、総務課。

1、香美市民賞について、11月3日に第11回香美市民賞表彰式典を行い、地域防災の発展に貢献されました土佐山田町繁藤の山内康子氏を表彰しました。

次に、防災対策課。

1、避難訓練の実施について、11月5日、南海トラフ地震に備えた県内一斉の避難訓練が実施されました。本市では73の自主防災組織で2,309人が参加し、初期消

火・炊き出し・防災学習などの訓練を行いました。また、当日午後は、香美市自主防災組織連絡協議会による組織活性化をテーマとした講演・グループワーク、応急手当講習が行われました。

2、災害救護訓練の実施について、11月26日、市として初めてとなる災害救護訓練を実施しました。市役所本庁の災害対策本部、医療救護病院に見立てた土佐山田体育館、避難所の中央公民館、県中央東福祉保健所を加えた4会場で、午前は情報伝達訓練、午後は負傷者の重症度に基づいて治療の順番を決めるトリアージ訓練を行いました。市職員のほか県職員、香美郡医師会、薬剤師会、看護協会など多くの方々の協力を得て参加者は245人にのぼり、南海トラフ地震発生時の救護活動全体の流れを確認できました。

3、三谷ヘリポートの完成について、平成28年度からの繰越事業として、香北町谷相地区で施工しておりました三谷ヘリポートの整備が9月26日をもって完了しました。これにより市内のヘリポート設置数は7カ所となりました。

次に、定住推進課でございます。

1、集落活動センターの事業について、集落活動センター美良布は、今年度においては新築棟の建築工事を行うこととして、平成29年10月に着手し、平成30年2月末の完了予定となっております。また、活動内容を検討するワークショップは継続して実施しており、地域の部活動として参加者の皆さんが実現に向けて話し合いを重ねております。

2、姉妹都市交流について、10月14日から15日に開催された第36回刃物まつりに姉妹都市である福井県あわら市と北海道積丹町の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品等の販売やPRを通じて市民との交流を図りました。積丹町は今回新たな試みで、北海道のソウルフードであるザンギの販売を行いました。

3、ふるさと納税について、11月20日現在で寄附件数1万3,174件、寄附金額1億3,882万6,000円です。今年度の目標額は2億5,000万円となっております。今後も返礼品の充実とPRの強化を進めていきます。また、11月21日は、香美市まちづくり応援基金を活用して、香長小学校へ環境に関する図書40冊と本棚を寄贈しました。

次に、福祉事務所。

1、南国・香南・香美地域災害時遺体対応実地訓練研修会について、11月11日に香美市の関係課及び医師会、歯科医師会、葬祭業者等の協力により、大規模災害時を想定した南国・香南・香美地域災害時遺体対応実地訓練研修会を土佐山田町体育館で開催しました。昨年度の南国市に引き続き3市の枠組みで実施するもので、75名が参加し、大規模災害発生後からタイムラインに沿った遺体対応訓練を行うとともに、ご遺族の気持ちに寄り添った遺体対応についての講演を聞くなど、災害時の遺体対応について実践的に学びました。

2、福祉大会について、11月19日、香美市香北体育センターにおいて香美市福祉体育大会が開催され、高齢者や障害者、福祉関係者等259人が参加し、スポーツを通じての親交を深めました。

次に、健康介護支援課。

1、台風21号による健康センターセレネの被害について、台風21号の強風により、健康センターセレネのプールの真上となるトップライト部分の窓枠が破損する被害が出ています。また塩素による腐食も見られることから、腐食部分も含め修繕に向けた調査をしていきます。プールについては長期的な休館となりますが、トレーニングジムについては、安全確保を早急に行い再開したいと考えています。今後は指定管理者を含む関係者と運営等検討してまいります。

次に、産業振興課。

1、農業被害の支援について、去る10月22日から23日にかけて高知県を通過した台風21号は、香美市の農業に大きな被害をもたらしました。管内の農作物の被害面積は35ヘクタールに及び、主な被害としては、ニラが約19ヘクタール、やっこねぎが約11ヘクタールとなっています。特に園芸用ハウスの損害は近年にない状況であり、農家からは復旧するための支援の要望が多数寄せられたことから、関係団体との協力のもと、早期に災害復旧のための補助事業に着手しました。また、ユズに関しては、ほとんどの圃場で果実のすれが生じています。被害に遭われた農家の皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、香美市の基幹産業である農業の産地を維持するために、精いっぱい支援を行いたいと考えています。

2、台風21号による被害について、台風21号では森林被害も大きなものがあります。被害範囲が市内全域にわたり詳細が判明していない状況ですが、関係機関と協議の上、市民生活に支障を来さないよう復旧活動を支援していきたいと考えています。また、べふ峡温泉では各施設の屋根や側壁が破損するなど大きな被害が出ています。レストランと温泉棟は応急修繕をし営業を再開していますが、宿舎棟については被害額を含めて全容を調査の段階です。今後は指定管理者を含む関係者と運営方針を検討してまいります。

3、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについて、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの改修工事は9月30日の完成を目指していましたが、11月24日まで工期を延長し内装工事の追加など、やなせたかし先生の作品世界を表現したコンセプトホテルとしての充実を図りました。1月下旬には家具等の搬入を完了し、市民向けソフトオープンを経て、3月グランドオープンを目指します。

次に、建設課です。

1、工事関係について、現在までにかげ崩れ住家防災対策事業は6件の要望があり、1件は完了し、残り5件については現在早期完成に向けて施工中です。本年度の豪雨等による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は約90件あり、随時国の査定及び審

査を受け早期完成に向けて事業を実施します。市道・林道等の道路整備については、年度内完成に向け現在施工中です。

2、国道195号事業促進活動について、高知県国道195号改良促進期成会を通じ、高知県土木部に山田バイパス・大柘橋などの事業促進要望を10月25日に行いました。

3、地方道路整備について、高知県市町村道整備促進協議会を通じ、交付金事業の予算確保を主とした本年度2回目の要望活動を11月7日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に行いました。特に今回については、補助率拡充や老朽橋梁・トンネルなどの事業対象要件緩和などの特別要望を行いました。

4、河川整備について、STEP UP ものべ推進協議会を通じ、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会合同総会に出席し、11月14日、15日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府への予算確保及び防災対策などの要望を行いました。

次に、環境上下水道課です。

1、平成29年度上水道戸板島水源地工事について、水道水の安定供給の確保に向け取り組みを進めている新設井戸の第1期工事は、9月15日に電気設備更新工事、同月26日に場内配管整備工事に着手しました。いずれも来年2月28日の完成を予定しています。

2、香美市地球温暖化防止啓発イベントの開催について、10月14日高知工科大学祭において、幅広く地球温暖化に関心を持ってもらうことを目的に、香美市地球温暖化対策推進協議会及び高知県地球温暖化防止活動推進員の皆さんと環境ブース出展を行いました。当日はクールチョイスの普及啓発を初め、ごみ問題と地球温暖化の関連性について、わかりやすく伝えることができました。一方で、スケジュール的に大学祭実行委員会と連絡調整が不十分であったため、大学祭全体を巻き込んだ啓発までに至らなかったことは来年度に向けた課題です。

生涯学習振興課。

1、新図書館建設の候補地について、新図書館建設の候補地は、建設等検討委員会及び教育委員会においてアンケート調査等を参考に、慎重なる協議・検討を行っていただきまして、教育委員会から第1候補地として市民グラウンド西の立体交差点付近の土地が適地であるとの報告を受け、了承しました。

2、香美市市民大学について、第12回香美市市民大学は4講座を開催する予定でしたが、台風接近のため1講座が中止となりました。3講座につきましては、下記のとおり各会場で開催し、延べ725人の受講がありました。

3、「香美異界談義2」の開催について、昨年度に引き続き、10月1日に中央公民館において「香美異界談義」の第2弾として、いざなぎ流研究の第一人者である小松和彦先生と「学校の怪談」の著者である常光 徹先生を迎え、昔から伝わる不思議な話や怖い話などの対談を行うとともに、劇団による「番町皿屋敷」の演劇を実施しまして、

125人の参加がありました。

消防課です。

1、平成29年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して火災件数は1件、救急出動は17件の減、救助出動は3件の増となっています。

2、香美市消防団の活動について、9月10日に給食センター跡地で合同訓練を行い、各方面隊から11分団が出場して、放水技術を競いました。10月8日に高知県消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に片地分団、小型ポンプの部に明治分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露しました。

3、秋季全国火災予防運動について、11月9日から15日にかけて全国秋季火災予防運動が展開され、9日にはバリューかがみの駐車場で土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い、火災予防を呼びかけました。また、期間中、消防団がそれぞれの管轄区域内で防火宣伝を実施しました。

続きまして、今期定例会に上程します議案について提案及び説明を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告です。

報告第8号と報告第9号は、損害賠償の額の決定及び和解です。

承認第14号から承認第16号は、専決処分事項の承認を求めるものです。

承認第14号は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）です。

承認第16号（後に「第15号」と訂正あり）は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）です。

承認第16号は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）です。

議案第70号は、平成29年度香美市一般会計補正予算（第8号）です。

議案第71号は、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第72号は、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第73号は、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第74号は、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第75号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第76号は、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

議案第77号は、平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）です。

議案第78号は、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 79 号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 80 号は、香美市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 81 号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 82 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 83 号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 84 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 85 号は、香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定です。

議案第 86 号は、高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協定の締結（後に「連携協約の締結」と訂正あり）です。

議案第 87 号は、高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止です。

議案第 88 号は、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更です。

諮問第 3 号から諮問第 6 号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

以上、報告 2 件、承認 3 件、議案 19 件、諮問 4 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

申しわけありません。私のほうが少し読み間違いをしたようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

議案の説明の中で、「承認第 15 号」と申し上げるべきところを「第 16 号」と誤って説明をしたようでございますので、「第 15 号」に訂正をお願いいたします。承認第 15 号です。

それから、議案の第 86 号の中におきまして、「連携協約の締結」と申し上げるべきところを「連携協定」というふうに申し上げたようでございますので、以上 2 点、訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 02 分 休憩）

（午前 10 時 15 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

提案理由の説明を引き続き求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私が提案をしたものの中に提案が抜けておりましたので、訂正をさせていただきます。

議案第89号、財産取得について、この件が説明から抜けておりましたので、追加をさせていただきます。したがいまして、報告2件、承認3件、議案20件となりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。これから、報告第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。報告第8号でお聞きをいたします。

専決処分の内容が側溝のグレーチングのはね上がりということでの損害賠償ということになっております。それで、当該場所のグレーチングの修理をしたのか、ほかの市内の中でのこういった同じようなグレーチングのはね上がりが懸念される場所の修繕、これが進んでおるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当箇所は谷相地区の横断溝につきましては、事故後、即に一応の固定を簡易的にいたしました。その後の工事で横断側溝の入れかえを行い、現在はボルト固定型となっております。

原因としましては、老朽化による耳といいますかグレーチングの乗る部分、袖部分がやはり老朽化で削れて、破損してはね上がりという形。それと、対向車がバキュームカーということで、軽いときはいいがですけれど、重たいものが上からおりてくるときにスピードが出て、はね上げた形になっております。

市内各所に横断溝で、そのまま落とし込みのグレーチングの箇所というのは多々あります。全ての把握はようしてないところもありますが、随時調査を行い、変えていくような形はとっていつておりますが、追いついていつてないのも事実でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、報告第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がございましたが、承認第14号、第15号、第16号及び議案第70号、第71号、第72号、第74号、第75号、第76号、第89号並びに諮問第3号から諮問第6号までの議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決をし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よってそのように決定をしました。

これから、日程第4、承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）を説明いたします。

承認第14号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,995万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億4,240万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による補正予算は、10月22日執行の衆議院議員選挙費の追加の補正を行ったものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、款項目節の内訳、15ページから16ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きをします。

補正とは直接関連しないのかもしれませんが、この衆議院議員選挙の投票日当日にちょうど台風が襲来しまして、投票時間を繰り上げたところがございますか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山中俊明君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山中俊明君） お答えします。

香美市ではございません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 16ページの総務費の中の18節の備品購入費で、投票所記載台等ということで書かれていますが、この内訳をちょっと、投票所の記載台を何台買ったとか、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山中俊明君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山中俊明君） お答えします。

備品購入費でございますが、交付機を8台、これが204万円でございます。あと記載台が10万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第14号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第14号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第5、承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

まず、執行部からの提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,583万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億1,823万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年10月23日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による補正予算は、台風21号に係る庁舎や道路、河川等の修繕費の追加及び農林水産業施設災害復旧費の追加等のほか、地方債の補正を行ったものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、款項目節の内訳、15ページから20ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、11ページの第2表、地方債補正につきましては、1事業を変更し、限度額を25億1,600万8,000円としました。なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

専決の日が台風の被害を受けたすぐ翌日の10月23日専決というふうになって迅速な対応のように思いますけれども、この災害の状況が各課から報告があつて、庁内ですぐに会議を開き、このような予算組みをされたのか、その辺の状況を伺います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

議員のおっしゃられるように翌日にすぐ対応を協議しまして、こういったことになりました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑は。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

18ページでお伺いいたします。7、商工費の中の観光費ですけれども、先ほど市長の報告にもありましたけれど、べふ峡温泉です。

私も見に行きまして大変被害が、ちょうど別府のあそこのあたりは被害が大きかったわけですけれども、とりあえず壊れた瓦とか、それから屋根をちょっと塞いでということで、レストランとそれから温泉のほうは再開したわけですけれども、あとバンガローのほうはなかなかこう被害が出て、復旧の見通しってというのはどういう状況になってま

すでしょうか。というのは、ちょうど書き入れどきに宿泊ができないという状況になってますので、そのあたり大変心配しているところですが、もう少し詳しい説明をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

今回の専決で上げさせていただきました補正につきましては、これはあくまでも翌日から応急的な修繕に取りかかったためのものでして、議員がおっしゃっております現在の改修については、全面的に屋根の部材等から変更するべきかどうかということも検討課題となっております。また被害額全体をつかんでない状況ですので、いつから工期にかかるとかっていうことも、具体的なことはまだ検討できておりません。ただ、指定管理の関係もありますので、早急には方向を決めていかざるを得ないとは考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、どれぐらいの収益減になるかっていうのもまだはっきりわからないということになるかと思えますけれども、できるだけ急いで対応していただきたいということと、それから、あとたしか、ふるさと納税の返礼でべふ峡温泉宿泊っていうのもあったかと思うんですけれども、そのあたりの対応なんかはどういうふうになっていきますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ふるさと納税のほうで宿泊体験コースというのがございましたが、たしかその分については今のところ取り下げというかなくしておる状態、停止というかそういうふうになっておる状態と思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 10月23日付で専決ということで、先ほど一番最初の質問の答弁でありましたけども、こういった金額が細かく上がってきてますけども、その根拠についてはその時点でそれぞれ見積もり等出てたんでしょうかという、先ほど金額も含めた質問があったと思えますけども、それについての答弁がなかったように思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田学君。

○企画財政課長（川田学君） 見積もりがとれる分はとって対応し、見込みでやっている分もあります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 20ページでお尋ねをいたします。

10款の教育費の2の体育施設費、細部説明書のほうにも書いてくださって、今回、細部説明書が随分とこうわかりやすくなりました。その中で細部説明書の5ページに需用費の説明がございます。済みません。それぞれに金額をお願いいたします。需用費で土佐山田体育施設のうち市民グラウンドの防球ネット及び野球のブルペンの柱基礎が幾らなのか、土佐山田テニスコートの暴風ネットが幾らなのか、東屋、門扉など、各項目ごとにその金額をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

施設ごとの修繕費用につきましては、市民グラウンドの防球ネット破損が25万円、野球ブルペン柱の基礎部の傾斜修繕が14万円で合わせて39万円です。土佐山田テニスコートでは、暴風ネットの破損が10万円、東屋の屋根の破損が25万9,000円、門扉等の破損が10万3,000円で合わせて46万2,000円です。次に、土佐山田体育館の門扉の破損が3万8,000円、土佐山田グラウンドの倉庫の屋根の破損が2万2,000円、香北武道館の屋根瓦の破損が13万2,000円、香北総合型競技施設の屋根の破損が49万5,000円となっており、総額で153万9,000円の追加補正となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと早過ぎてよくわからなかったんですけど、議事録に残ると思うんであれですが、先ほど利根議員の質問の続きです。

それぐらいの細かいものを23日にとりもとれるとは思えんわけですけども、それはある程度見込みで枠をとっておいて、その部分については最終的にそういう金額が上がってきたのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

業者に即電話をかけまして、その日にとれる分については見込み額で見積書を提出していただきまして、とれないものは職員の判断で、これぐらい要るだろうということで予算計上をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 関連です。実際じゃあこれやって専決したわけですけども、修理されてるところはどのぐらいあるんでしょうか、この中で。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

全てを把握しておりませんが、ブルペン柱の基礎部分とか、それから門扉などについては、もう修理が完了しております。残ってる部分については、即、改修を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 細部説明書の4ページで一番上の社会福祉費ですが、プラザ八王子関係で屋根瓦が飛ばされて、すぐ近くですので見たんですけども、防護ネットを張るということで、たしか台風21号が終わって22号が通過して、次の日か火曜日か、それぐらいの期間で防護ネットをやってくれたき大変ありがたかったです。非常に危険な状況がございました。やはり、そういう二次被害を及ぼすようなところは、特に私は急がねばならないというふうなことを感じたところがございますけれども。専決してから最短でどれぐらいでできるものなのか、ちょっとこの間、業者が動き出して、それでも10日ぐらいかかったというふうな認識してはおりますけれども、やはりそういう危険なところに対しての、急がれる緊急度に対してどういう判断をされてるのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） プラザ八王子費ですので、16ページの民生費のところに載ってますので、プラザ八王子の所管の課にお答え願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） プラザ八王子の屋根の防護ネットにつきましては、プラザ八王子の施工業者がふだんからメンテナンス等に入っていますので、すぐに来ていただいて屋根の状況を担当と確認し、防護ネットを早急にいたしたというところで、今回の手当てとしては最短であったかというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案の反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、市民クラブの甲藤でございます。承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）について、不承認の立場で討論をいたします。

去る10月22日の台風21号災害にかかります補正予算を地方自治法第179条の

市長が議会を招集する暇がないと認めるときという規定を適用した上で、翌日の10月23日付で総額7,583万5,000円の追加を専決処分をしております。

その内容は、歳入として県補助金が100万円、財政調整基金からの繰入金7,263万5,000円、そして市債220万円、合計7,583万5,000円ということになっております。

10月23日の専決日については、台風の翌日でありますから実際の被害調査はほとんど実施をされておられない状況の中で、ある程度の情報を持って被害を想定した上で専決処分の判断をされたんだらうと思います。先ほど来、各議員から質問が出ておりましたけれども、これ明らかにつかみ金になっております。それしかやる方法はありません。執行部の答弁の中でも、できるものは見積書をとってということですがけれども、ほとんどとれてないだらうと思います。

真に緊急を要する場合、これは地方自治法第102条第2項の規定により、7日の告示の期間を置かないで前日に告示をし、議会を開くことができるということになっております。専決処分をしなければ執行の時期を失ってしまうというような事例は、まずめったなことでは起こり得ないというふうに考えます。被害の発生から1日あるいは2日という、極めて短期間のうちに復旧に着手をしなければ人命に危険が及ぶとか、あるいは集落等が孤立をするといった重大な事態が発生することも当然予測はされていたと思います。

こういった真に緊急を要する場合には、緊急修繕といった形で専決処分というのはあり得ると思いますけれども、その場合、まず第一に予算の執行残、そして予備費、これの充当を考えた上で対応し、それでも予算上どうしても足りないということであれば、短期間で執行可能な、あくまでも短期間で執行できる、そういった最低限の専決処分にすべきだというふうに考えます。

今回の専決処分につきましては、その全てが短期間のうちに執行されているとはとても思えません。今回の災害につきましては、特に倒木による被害も多かったわけですし、先ほどから出ておりますような軽微な修繕的なもの、そして、一般の住家には屋根瓦が飛ばされたとかいう被害が多数発生しております。倒木の被害ということについてだけ考えてみますと、倒木の伐採除去というのは非常に危険が伴います。ですから、専門業者に委託して、またあるいは請負させて手当をしてもらうということが当然必要なこととなります。しかしながら、現実には業者も手がいっぱいの状態でありますし、人手も日ごろから不足をしております。ですから、早急に着手をしたくてもできない状況が続いております。これは現在も続いておると思います。

また、その中で1つ例を挙げますと、林道施設災害復旧費の災害測量設計委託業務ですが、これ340万円を計上されております。通常、公共災害の査定につきましては、被害金額というものを確定しなければならないということがありますから、そのための測量費の予算計上でありますけれども、通常、災害額の確定というのは1カ月程度の猶

予期間というのがあります。災害が大きければ大きいほど、特例としてもっと延長してくれるというところもございます。ですから、専決処分をする必要は全くないということです。

さらに、財政調整基金7,263万5,000円を繰り入れておりますけれども、この件につきましても、財政計画にも多大な影響を与えるというふうに思っております。これは議会の審議を経た上で執行すべきものであると考えます。このことから、緊急に復旧を要するものと短期間で執行可能なもの以外は、分離した上で臨時議会を開催して、審議を尽くすべきであるというふうに考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎君です。承認第15号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第6号）に対して、承認の立場で討論を行います。

先ほど質疑等もさせていただきました。今回の専決事項につきましては、災害に関してプラザ八王子と危険家屋も含め、住民の生命・財産を守るためには不可欠なものであると考えます。行政の責務としてすぐ対応されるということが、二次被害も防ぎ市民の生命を守ることに繋がると考えます。もちろん私どもは、常々専決ではなく議を開くべきということは主張してまいりましたが、今回の被害に対しまして、議を開くいとまがないということに関して、この補正は妥当であるというふうに考えます。

先ほど来の質疑の中で概算で組んでいるところもある旨の発言もございましたが、いたし方ないと思う部分もございます。現実問題、工期に関してもそのときに専決してから10日間ほどかかる、このことが臨時議会を開いたことによってまだ10日も20日もかかってしまう。そのことによって二次被害というものに対しては、市民に対してかなり大きなリスクを与えるというふうに考えるものでございます。

現在まで台風被害に対して、本議会は専決処分について承認してきた過去の例もございます。そのことを考えますと、この件も同じレベルであるということを申し上げて、賛成の討論を終わります。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、承認第15号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、承認第15号は、原案のとおり承認されました。

これから、日程第6、承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）を説明いたします。

承認第16号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億8,073万6,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月1日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による補正予算は、台風21号にかかる園芸用ハウス整備事業の追加の補正を行ったものです。

なお、第1表 歳入歳出予算補正、4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、款項目節の内訳、14ページから15ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

市長の諸般の報告の中で、この台風21号に関しまして10月25日、26日とJAとさかみのほうから被害状況を聞いて危機的状況にあると、支援を要請されたというようなことを先ほどをお聞きいたしました。それで、27日に庁内で協議をされたということですが、それを受けてでしょうか、31日に議員協議会の中で各課より被害の状況の説明を受けたところですが、今回も11月1日に専決をしているということなんですけれども、臨時議会を開く余裕がなかったのか、そのあたりの理由をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

今回21号台風の被害につきましては、JA、農業共済等の調査によりまして、26日木曜日には被害面積4.5ヘクタールというのが判明しておりました。それをもちまして香美市のほうでどういう対応をとるかということをして27日に協議いたしまして、市の補助率を上げて精いっぱい支援をするということになりました。それで、11月1日にこの事業の生産者向けの説明会を行いました。それにのぞむにあたりまして、当然早期の支援とそれから復旧が必要と考えておりますことと、県へ予算要求をするためには、予算議決前の交付申請が認められていないということもありまして、11月1日に専決処分をし、予算を確保して説明会へ臨んだという次第です。当然、担当課サイドといたしましては、説明会からもう既に事業に入っているということも頭にありまして、当然その場で申請を受け付けれるものという判断があった関係で、11月1日に専決処分したということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ちょっと聞き取りにくかったんですが、説明会の前、26日か27日に説明会、どう言ったんですか。説明のときには既にもう事業に着手したという判断したという言葉あったんですが、それはどういう意味ですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。マイクを口にしっかり向けてお願いします。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。失礼しました。

10月26日時点で被害面積がわかっておりまして、それで県の補助上限10アール当たり700万円というのもわかっておりましたので、被害金額がほぼ確定しておりましたので、その被害金額を予算化するために、11月1日に市民向けの説明会をするということが決まっておりましたので、その席に予算を持って臨みたい、当然、説明会自体も事業の一部と考えておりましたので、11月1日の専決ということになりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これは不思議な答弁をお聞きしておりますが、説明会をするときに事業に着手したということであれば、あなた方、全ての事業に対して説明会をしたときに事業に着手しているという考え方を持っているんですか、皆さん。そんな話はないでしょ。全ての事業がそうなんですか。今回に限り説明会のおきから事業に着手しているなんていう解釈は成り立ちませんよ。何を言ってるんですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 今回に関しては、早急な対応が必要と考えておりま

したし、11月1日の説明会において申請書の受け付けができるものと考えておりましたので、そのようなこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 説明会のときに事業の受け付けができると考えていた。何ですか、それは。あんた本当に課長ですか。そんなばかな答弁するようなやつはおりませんよ。ちゃんと制度があるじゃないですか。制度も読んでないんですか。何で説明会の席で受け付けができるんですか。農業共済の査定も要るでしょ。そんなことぐらい誰でもわかってるじゃないですか。何を言ってるのか意味が全くわからない。

ちょっと市長、補足してもらえますか。私は何としても理解ができませんが。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 1つは、早く実施をしなければならぬということはお話をさせていただきました。説明会を開くということになれば、そこで了解がされて実施をしたいという意思表示がされるものだというふうに考えたということで、そこで申請を受け付けるということなので、申請を受け付ける以上は、裏となる財源が確保されてなきゃいかんということだというふうに私は説明を受けてきましたので、了解をしたところです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 26日に概要がわかったということであるならば、27日、28日、29日、30日、31日と5日間ありますよね、期間が。その期間があれば、臨時議会を招集することができなかつたんだろうかなと、こういう重大な案件で、そういうふうに思いますけれども、そういう考えには至らなかつたですか。さきの専決の話は、もうちょっと短期間の間にいろんな情報を集めて専決をしたと。その中でも事業がいまだに全部終わってるかどうかわからないということを見ると、それが必要だったかどうかというその手法がね、ということであつたと思うんですが。今回の場合は、同じように第179条第1項の規定を使ってる。でも、そこに見方によれば5日間の猶予があつたというふうに思うがですけども、そこら辺のことでこの理由を使って専決することについて、これは誰に聞いたらいいかよくわからないですけども。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、山崎眞幹議員が言われるように、期間があつたんじゃないかと、11月1日までに5日間あつたじゃないかというお話なんですけれども、今考えれば、本当にご無理を言うて11月1日に臨時議会を開くからということで、30日にも議員協議会がありましたので、そういう形でやれば、皆さんに審議をいただいた中で決定できたということで、この慎重審議をする機会を、私のほうが十分に思慮が足りなかつたということを私の報告のほうでさせていただいたんですけども。

報告のほうでも申し上げましたように、27日に方向性を決定をしたと、庁内で。そ

して、これは香南市との関係もあるということで、香南市とも歩調を合わせていきたい。農家さんからしてみたら、片一方の町がこうで、片一方の町がこうということも非常に難しいだろうということで、香南市のほうでも協議をしていただくというふうな、ちょっと時間をとってしまったために時間がなくなってしまったということもあります。

今考えれば皆さんが本当に頑張っていて、みんなで応援をしていくんだから臨時議会を開いたらよかったじゃないかというお話だと思うんですけども、今となって考えたときに、11月1日ということから逆算して、状況報告をしながら協議を願ったほうがよかったかなという思いも、実は正直に言って気持ちの中にはあるところです。しかし、そのときは非常に気持ちも前倒しのような状況になってましたので、なかなか早く災害の復旧に手をつけなきゃいけないという思いもありましたので、十分な思いが至らなかったということで、反省を私自身はしておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長から反省の弁も踏まえて、担当課長の思慮不足も踏まえて発言させてもらいますけど。

実際確かにその部分はあったと思いますが、そしたら我々議会サイドも10月30日に議員協議会を開いたわけですけど、そのときに専決ということは課長、口に出してました、実際。だから、課長ももっと明確に言うてくれんといかんがです。我々議員も鈍いので、実際のところは。ほんで、11月1日に専決したい旨のことを言うてくれたら、それってどうかと考えたかもしれません、実際のところ。

ただ、我々も市長が言われた部分のレベルもあると思うんです。議長の判断で連合審査会の後で、余りにも被害があれですということで議員協議会を開いたということの到達点は、これは議会の判断ですけど、執行部からその判断というのは臨時議会ですわね。議会も言うたら臨時議会を開くと、4分の1が持ってたらできますので、そのところが今回は鈍かったとお互いね、鈍かったということはすごい大きな反省というふうに思います。

ただ、専決ということは、私らは今回の議案については、やっぱり守らんといかん部分は守らんといかんという部分では大事と思うんですけど、できたら恒常的にやってもらいたいというのが私たちの思いです、災害についても。そういう部分があってこそ、初めて市民の農業離れを防いでいくという部分。ただ、やっぱり議案として出てほしいというのが正直な気持ちです。

ただ、私の判断としては、市長の反省の弁も踏まえたときには、担当課にはもうちょっと精査した、ある分言わせてもらったらてんばった状況があったと思うんですけど、議員協議会を開いたんであったら、もっと丁寧な説明責任、かみ砕いて言うてくれる必要性というのは、私は指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 質疑じゃないですね。

ほかに。

1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 質疑じゃないんでしょうけども全く理解できません、意味が。はっきり言うておきますけど、全員が鈍いわげじゃないですよ、全員が。鈍い人もおるかもしれんけど。

課長の説明もそうですが、はっきり言うておきます。あなた方が議員協議会を招集したわけじゃないですよ、それははっきり言うておきます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） ちょっと興奮して喉が渴きましたけど、飲むものないですね。

1 番、市民クラブの甲藤です。引き続き、討論を行います。

承認第16号、専決処分事項の承認について、平成29年度香美市の一般会計補正予算（第7号）に不承認の立場で討論を行います。

まず、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,250万円を追加して、予算総額を194億8,073万6,000円とするものになっております。これを平成29年11月1日に専決処分をしております。

少々長くなりますけれども、よく聞いていただきたい。

市長の専決処分は、議会の権限であります意思決定、これ議決のことです。これ市長が議会にかわって行うということでもあります。専決処分をしますと、議会が議決をしたのと全く同様の法律効果が発生をいたします。二元代表制の正常な機能の観点から、議会は長の専決処分の慎重な運用を監視することは当然のことであって、議会の議決権を侵害することのないように見守らなければならないということです。

地方自治法の規定により、市長が専決処分をできる場合としましては4点あります。まず1番、議会が成立しないとき。2、地方自治法第113条のただし書きにおいても会議を開くことができないとき。3番、市長が議会を招集する暇がないとき。4番、議会が議決すべき事件を議決しないときのこの4点であります。

ここで問題となりますのが、現実の専決処分のケースで最も多い、招集する暇がないと認めるときの運用です。果たして議会を招集する暇がないほど緊急を要する事件、これが現実にあるのかということです。

真に緊急を要する場合は、地方自治法第102条第2項の規定により、7日間の告示期間を置かないで前日に告示をし、議会を開くことができるわけですから、専決処分を

しなければ執行の時期を失ってしまうような事例というのはめったに起こり得ないというふうに考えております。したがって、市長の専決処分のうち議会の委任によるもの以外は、極めて客観性・妥当性が認められる場合を除き、厳正に運用されなければならないと考えます。誰の目から見ても客観性・妥当性が認められる場合を除き、市長が専決処分を行うということは、議会軽視ではなく存在そのものを否定する、もしくは無視するということであるというふうに私は考えております。

そこで、平成29年度第5回定例会に提出の専決処分事項の承認について、ちょっと考察をしてみます。

この専決処分が行われた補正予算は、去る10月22日の台風21号による園芸用ハウスの被害に対する補助金になっております。この件が果たして、専決処分をしなければ執行の時期を失ってしまうというように事例に該当するのでしょうか。

ちょっと時系列で追ってみますと、先ほど来からも話が出ておりましたが、22日の翌日、23日に7,583万5,000円をまず専決処分をしておるということ。そして、10月26日には被害状況が判明したということで、JAとさかみが来庁し、補助率のアップを求めたということも聞いておりました。そして27日、補助率を5分の1から2分の1にアップすることを庁内で決定して、他市、これは香南市になります。ここと調整を開始をしたということでございます。そして10月31日、議員協議会で補助率の変更と補正予算の専決処分をする旨の報告がありました。ただし、先ほども申し上げましたように、この議員協議会は台風被害についての情報共有をするために議長が招集して開催をしたものです。もし議長から招集されなければ、議員協議会が開催されていなければ、専決処分についての情報というのは、やったかやらないのかも含めて、今12月定例会の議案書が配付をされますまで、議会に全く知らされなかったということになります。これは新図書館の建設とか中学校のプール、武道館建設の反省点というのが全く生かされていなかったというふうに捉えております。そして、11月1日に専決処分を行った上で、予算を上げますよというものを決定した上でJAとさかみでの説明会で説明をしております。そして、これは聞き取りになります。11月6日に担当課の説明があったんですが、県の園芸用ハウス整備事業への申請のため本市の予算の裏づけが必要であり、緊急を要するため専決処分をしましたよというふうにお聞きをしました。

しかし、現実には11月30日現在、県への申請はゼロ件であります。市の担当課の手元には1件しか申請が上がってきていなかった。申請書類が上がってきていなかったということです。このことは以前に突風被害を受けたケースがありました。このときの園芸用ハウスの普及の際に既に経験済のはずです。これは、県に申請するには皆さんハウスに保険を掛けておりますから、まず農業共済の査定というのが必要になります。それで、被害額が1棟ずつ確定される必要が出てきます。なおかつ復旧に要する実際の費用の相見積もり、これを添付して市の決裁を受けた上で、県に申請書を提出するという

ことになっているはずですが。県は、県への申請の受付日をもって交付決定をすると。これは当然、県が受け付けた日ですから、遡及するなんてことはあり得ません。その時点で復旧に着手することを承認するという事になっているはずですが。当然、指令前着工というのは認められておりません。もしやっておった場合には、これは補助金の支払いというのは受けられません。JA関係者はもとより農業者もこのような手続が必要であるということは、十分承知しているはずなんです。なぜ担当課がこの現実を知らなかったのか、あるいは直視をしないのか、大いに疑問です。

さらに言えば、早急に復旧をしたくても、実際には人手も足りませんし、第一に資材の調達ができない、大量の資材が必要になるわけですから。議案の細部説明書に記載をされておりましてけれども、平成29年度、平成30年度の2カ年間に限定しての復旧ということは、執行部みずから全てのハウスの早期復旧はできないだろうということを認識しているということになります。これまでの経過を見てみますと、実に不思議な感じがしております。

香南市は専決処分はしてないはずですが。なぜ香美市だけが先行して専決処分をしなければならないのか、ますます理解ができません。当然、専決処分をしました予算の執行もできていない、ないんですから。議会を招集する暇がないということにはならず、これは市長による議会の議決権の侵害であると。議会を無視する行為は、議会制民主主義を破壊するものであって、決して容認できるものではありません。先ほど報告の中でも反省しておりますというふうな言葉がございましたけれども、これ反省して済む話ではないんです。これは言葉は適当ではないんですが、昔から言ってるように、反省するなら猿でもできる。ごめんなさいで済めば警察は要らないってよく言うじゃないですか。同じことになるでしょう。

私は、今回の予算の内容については別に問題があるとは思っておりません。要望も多いですし、実際、市の政策としても進めていくべきだろうというふうには考えております。しかしながら、この手法が大問題です。なぜ幹部職員が大勢いながら、こういった市長の暴走をとめることができなかつたのか。あるいは諫言しても聞き入れなかつたのか、そこはよくわかりませんが。以前にも申し上げたことがありますけれども、もし私が執行部にいたら、絶対ストップをかけています。絶対ストップをかけます。それが職員の責任です。このような暴走、暴挙というのは、おそらく県内には例がないというふうに思っております。

ご記憶されている方も多と思いますけれども、同じような事例、これは過去に、多分平成20年前後だったと記憶しておりますけれども、実際、鹿児島県阿久根市で行われております。これは当時の市長が、提出議案を議会が反対するからという理由で専決処分をして、なおかつ議会も招集しなかつたということがございました。この当時の市長がその後どうなったのか、この問題は全国的に大きく取り上げられておりましたので、皆さんよくご承知だろうというふうに思います。法光院市長も当時は現役職員であって、

しかも総務課長まで歴任をして、法律・法令は熟知をされているはずでございます。阿久根市の件も当然わかってるだろうというふうに思っております。

一旦専決処分が行われますと、幾ら反対しても誰にもとめることができないんです。手段がないんです。不信任案を出すしか方法はないんです。例えば当初予算であっても、どんな案件であっても、専決処分したら執行できるわけです。こうなればもう首長による独裁になってしまいます。ですから、どこの首長もこのような手法とか手段というのはまずとりません。それは、これがどれほど危険な行為であるか、十分皆さん理解されております。

これは全くの私の私見で大変失礼かと思えますけれども、11月1日のJAの説明会の際に、被害を受けたハウス農家の皆さんに対して補助率をアップするんだと、予算も自分の判断でつけましたよということをどうもアピールしたかったのではないかと。また、JAに対しても同様の思いがあったのではないかと。説明会に手ぶらで行けないということも話は聞きましたけれども、どうも来年の3月をにらんでの専決処分じゃなかったんだらうかという疑念が、私としては払拭ができません。このまま議会がこの案件を承認することになれば、議員としての存在、そして議会の存在すらみずから否定することになり、香美市議会が必要ではないということを宣伝するようなものだと思っております。

市長は専決処分の重大さ、危険性を理解していなかったのか、または理解していながら行ったのか。もし前者であれば、余りにも認識不足と言わざるを得ません。後者であれば、市長としての政治姿勢あるいは資質に大いに問題ありと言わざるを得ないと思っております。いずれの場合であっても、議会として毅然とした対応が必要であると考えます。議員各位におかれましては、議員としての良識に従ってご判断いただきたいというふうに願っております。

これで討論を終わります。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議事進行です。

先ほどの甲藤議員の発言の中で、不承認の立場はもちろんよろしいんですが、人権にかかわるような発言、前文で言葉は適当でないとは言いましたが、反省するなら猿でもとかいうふうな文言がございました。ほかにも幾つかありましたので、議会はやっぱり品位を重んじなければならぬ場で、そのような文言は適当ではない、ふさわしくないとは私どもは考えますので、議会運営委員会を開いてちょっと協議を、議事録を起こして協議をいただきたいということでございます。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時31分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの山崎龍太郎君の動議につきましては、議会運営委員会を暫時開きまして、そこで一定の協議をさせていただきたいと思っておりますので、異議はございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんはよろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

（午前 11 時 31 分 休憩）

（議会運営委員会開催）

（午前 11 時 40 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催をされましたので、その報告を委員長からお願いをいたします。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） 先ほど議会運営委員会を開催しましたので、ご報告いたします。

承認第 16 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）に対し、甲藤議員から反対討論がされました。その反対討論の内容の中で、山崎龍太郎議員から動議が出され、議会運営委員会を開催したところでございます。

この件につきましては、再度テープ起こしをいたしまして、山崎龍太郎議員から言われました発言の内容を詳しくチェックした上で、甲藤議員も交え、対応については本定例会中に結論を出すというふうに決まりましたので、ご報告いたします。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

この件につきまして質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論を再開いたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） 14 番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、承認第 16 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）の賛成討論を行います。

承認第 16 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 11 月 1 日付で専決処分されたものです。細部説明書にもありますように、台風 21 号により多くの園芸用ハウスが被害を受けました。このことが呼び水となって離農者を生み、本市の

基幹産業が衰退することを懸念した市長の政策判断によるものです。

議会運営委員会におきましては、これが専決事項として妥当かどうかの議論が交わされました。議会軽視ではないかといった意見も出ておりました。

議員必携によれば、専決処分が不承認となった場合の効力は、専決処分によって一度公的効力が発生しているのであるから無効にはならない。しかし、議会が承認しない専決処分を行ったという意味で、政治的・道義的責任は当然残る。その責任をどのような形でどこまで追求するかは、議会自体、ひいては住民自身が具体の事件ごとに判断をすることとなるとあります。

また、専決処分ができるのは、議会が成立しないときや議会を招集するいとまがないときなどがありますが、専決処分をよく問題視されるのは、議会を開くいとまがなかったかどうかという点であります。10月22日に台風が襲来し、県の園芸用ハウス整備事業の補助率をかさ上げた専決を行ったのが11月1日でした。私がここで問いたいのは、10月22日から11月1日までの間の執行部や議会の動きがどうであったかという点であります。

今、議会では議会改革を鋭意進めており、災害時の議会の行動を決めておく議会BCPの検討に入っています。そのような背景からも、私は台風の翌日から数日間地域を回り、市道へ倒木や屋根瓦の損壊、またハウスのビニールが剥がれたり、パイプがゆがんでいるのを見て、ただごとではないと思いました。特に川沿いの農地のビニールハウスの被害がひどかったように思います。電話で伺った方は、「もうこれで踏ん切りがついた。後継ぎもおらんし、農業をもうやめる。」という方が複数おられました。また、民家や公共施設なども被害は思った以上に広範囲で深刻でした。ですから、最低でも被害の全容を議会としてつかんでおく必要があると考え、ちょうど決算の連合審査の予定が10月31日に予定されていたことから、議長に申し入れをし議員協議会を開いてもらい、執行部の説明を受けることとなりました。専決は11月1日でしたので、そのときにあらかじめ議会に詳しい経過の説明をすることはできましたし、またその折に議会ももう少し突っ込んだ議論をするべきであったのではないのでしょうか。

いずれにしましても、過去にも台風や豪雨災害のとき、例えば一例を言いましたら、2014年7月の豪雨、このときも金額は定かではありませんけれども、4,000万円とか5,000万円とかいう金額、そして、今年の6月も豪雨による専決は行っております。議会はこれを承認をこれまでできてきております。

今回、また聞き取りをしましたところによりますと、被災農家の方は収穫直前の農産物が台風で台なしになり、これから霜がおりたりする時期に入っていくことなどから、1日も早く復旧したいと願っているとのことをございました。JA担当者によれば、現在この園芸用ハウス整備事業費補助金事業を使って、ハウスの建て直しや修繕をしようとして同意書もよこしている方が33件あるそうです。申請のための書類作成や見積もりをとる作業等、手続が煩雑で時間がかかっているということでもあります。そういう点

では今後、制度の運用のあり方も考えていかななくてはなりません。

繰り返しますが、金額の大きさから見ましても、事前に説明をきちんと果たすべきでありました。この件に関しましては、市長からの謝罪もございました。しかし、激甚災害が適用されるほどの災害を出した台風の直後であったこと、ハウス園芸だけではないほかにも多大な被害があったこと、また判断がおくれればそれだけ復旧がおくれることなどを考慮すれば、後に政治的、道義的に追及されなければいけないような案件ではないと考えます。

ただし、最後に台風であれば専決ありきでないということを申し上げまして、承認第16号の賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、承認第16号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、承認第16号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第70号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 議案第70号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第8号）について、説明をいたします。

平成29年度香美市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,689万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億2,763万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、林業現場におけるI・Tの利活用による地域I・T実装推進事業の追加、住宅等耐震化促進事業補助金の減額、10月の台風災害等に係る公共土木施設災害復旧費及び農林水産業施設災害復旧費の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補

正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書13ページから15ページまでと、款項目節の内訳16ページから38ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので、省略させていただきます。

次に、10ページから11ページまでの第2表、債務負担行為補正につきましては、14事業を追加し、1事業を変更し、3億4,457万9,000円を増額しています。

次に、12ページの第3表、地方債補正につきましては、6事業について変更し、限度額を25億3,210万8,000円としました。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 10ページでお聞きをいたします。

債務負担行為補正のほうですけれども、高等学校等通学費補助事業、これ新規の事業で入ってます。私どももちよっと質問させていただいた高等学校の学生への通学費の補助というふうを受けとっておるんですけれども、その中身、内容、これについてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

通学費の額が月1万円を超える部分について補助するという内容になっております。以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

11ページの同じく債務負担行為補正なんですけれども、香美市商工観光振興事業費補助金の10万円、温泉施設事業と、その下にあります土佐山田まつり事業の分の270万円ですけれども、今年度からになってますが、どのような事業に使われるんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

商工観光振興事業費補助金につきましては、これは温泉施設が宣伝広告をするための

費用でして、執行は来年度ですが、年度内に契約を結ぶ必要があるということで債務負担行為を起しております。

続きまして、土佐山田まつり事業につきましては、来年度の事業なんですけど、来年度は武道館建築により花火会場である中学校のグラウンドが使えないということがありますので、年度内に二度ほど実行委員会を開いて、新たなイベントを考えるために債務負担を起したものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

同じく11ページのファミリーサポートセンター事業、これも新しく512万7,000円追加されております。事業の内容、そしてまた、年度内に進める内容をお知らせをください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ファミリーサポートセンター事業には、基本的に委託費となりますが、年度当初はアドバイザーを雇用したりですとか、その他備品とか消耗品とかさまざまな物が必要となりますので、その分を含めた金額になっておりますが、年度内に募集をしたいということで負担行為に上げさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 関連ですが、委託費ということなのですが、募集をしてとおっしゃいましたか、決まっていなくていいんですね、じゃあ。その見込みとしてはどうでしょうか。どういったところが応募があるというのは、見込みがある程度ございますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今、手を挙げていただいている団体は、NPO法人いなかみでございます。実際はプロポーザル方式で選定はさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

19ページで伺います。3項の県委託金で4目、農林水産業費県委託金の中で、農地利用最適化交付金が750万円出ています。12ページの細部説明書のほうにも書かれていますけれども、この750万円というものが、37名いると思うんですが農業委員の方にそれぞれ同じ額が交付されるということでしょうか。それともそこにありますように、実績割とか成績割とか書かれていますので、それによってそれぞれ金額が違うとい

うことなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

この額につきましては、実績割が6,000円で、年間12回までとなっております。農業委員さん19名、そして、最適化推進委員さん18名分となっております。

あと成績割につきましては、合計で483万6,000円を予算化しております。これにつきましては、議員がおっしゃられますように能力といいますか、活動の実績によって支払われるものになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番。

細部説明書の11ページで県の補助金のところでお聞きをしたいのですが、「農地中間管理機構に農地を貸し付け、農地集積に協力する者や」というふうな、これは県の事業としてのものでしょうか、県の補助金負担というふうになっておりますので。

（サイレンにより中断）

○14番（大岸眞弓君） 県がどのような政策意図を持っての補助金なのか、それがわかりましたらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この事業は、農地中間管理機構を使いまして農地の集積を進めておりまして、その事業に効果があった個人等に支払われるものでして、10アール当たり1万円以内とされております。それで、その農地の集積が円滑に進むようにするために交付するもので、内容的には農地中間管理機構が管理する農地に隣接する土地とか、集約して農地中間管理機構に農地を貸しつけた人に対して支払われるものです。県の事業です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その農地中間管理機構というのは、県の外郭団体のようなものになるのかということと、農地を集積して何をしようとしているのかということをお聞きしたいんです。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 農地中間管理機構は農業公社が一緒にやっているものでして、それで農地をなるべく集約して使うようにということで、遊休農地をつくらなために貸し手が農地中間管理機構に農地を貸し、借り手のほうが農地中間管理機構から農地を借りて、集積して大規模な事業を行うためのものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 農地を集積して広い広い農地ができますよね。例えばそこに今、農業後継者がいなくて困っていてこういう状況もあると思うのですが、そこに企業が参入をしてというふうなことも想定の中に入ってでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 企業といいますか、農業法人が実際に借りて、大規模なハウスを建てているところはございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

議案の22ページでお伺いをいたします。

2款、総務費の総務管理費の中の14目、地籍調査費の13節、委託料、地籍測量委託業務、これマイナスの346万1,000円ということになっております。前回の同僚議員の一般質問でもありましたように、また地籍は進めてもらいたいというのが私どもの思いなんですけれども、なかなか進んでいないというのではないかなと懸念をするところです。余り進まないというところで、何か手だてが要るのではないかなというふうなことも含めて、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

今回の減額分については、本年度、昨年度からの補正をもらって、繰り越し分で一部事業をしております。前倒しという形でもらっておって、追加で補正等があればという形で残しておったんですが、今年はもうないということでの減になっております。

補正等があれば、いつでも手を挙げられるような状況をつくっておりますし、年間1億円程度という形で3地区を分けていうふうな形、それを目標に進んでおるというふうな形を計画しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番。

議案書は70の23ページです。そして、細部説明書が13ページの下の方の3項、戸籍住民基本台帳費の中でお伺いをいたします。

この23ページの議案書のほうは、2款、総務費の戸籍住民基本台帳費で、13節の住基システム改修作業委託料276万円、これが出ておりますが、細部説明書を読みますと、委託料でマイナンバーカードへ旧姓を併記することができるようにするための住基システムの改修費だということなのですが、この旧姓併記につきましては、何かしらそういう要望があってこういうふうにならざるを得たのか、どういうことでこの旧姓併記というこのシステム改修委託料が来ておるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えをいたします。

どういうことから始まっているかと申しましたら、平成28年の5月から6月にかけて、男女共同参画、女性活躍の推進に向けた重点事項の取り組みとかの男女共同参画会議での決議、それから女性活躍加速のための重点方針2016、それから世界最先端IT国家創造宣言の閣議決定、それからニッポン一億総活躍プランの閣議決定、日本再興戦略2016の閣議決定とかいうところで、女性の活躍推進等に対応した形でマイナンバーカード等への記載事項の充実等のため、希望する方にはマイナンバーカード等に旧姓の併記を可能とするためのシステムを改修するというところで、国の予算がそこについておりまして、それに基づいて今回計上をしたものです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしますと、これこういうふうにならざるを得ないのか、これが実際運用されるのはいつからになりますか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） はっきりめどという言葉が出ておりますけれども、2019年の4月をめどにシステムの改修。これは1回ではないと思います。運用についての改修はまだかかるとおっしゃっておりますので、そういうものを経て2019年の4月をめどに実施をするという予定になっているようです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、来年ではなく再来年ということですかね。その予算がここに出てきておるということについては、何ら問題はないわけですか。先取りというか、交付するので国がこういうふうにならざるを得ないのか。これは市の予算ですよ。この事務費については、国から全額ということですかね。

それで、ごめんなさい。お聞きしたいのは、2019年から実施されるであろうものが、どうして2017年のこの12月議会で予算組みをされているのかということなんです。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 実施のところは2019年の4月ということでござ

いますけど、この予算は平成28年度の第二次補正予算でついたものです。

それと、この法改正が伴うと思いますけれども、法改正とこのシステム改修、それから運用に関しての改修っていうところが、同時並行で行くことになっておりまして、今回その平成28年度の第二次補正予算でついた分がシステム改修という部分になりますが、なぜそれが今回の12月の補正で出ましたかと申しましたら、実際補正予算はつきましたけれども、その補正予算は平成29年度へ全額繰り越しになるという形の第二次の補正でした。

その第二次の補正を受けて、その内容がなかなか中身が仕様とかも決まっておらずでして、それからどういう額が市町村に配分をされるかということもわかっておりませんし、仕様が出てない段階で見積もりもとれないというような、それから、どういう仕様によってその見積もりをとるかということが決まっていない中で、平成28年度の補正予算が繰り越しになっておりまして、うちもその中でずっと内容が出るのを待っております。

平成29年の6月に、第三版としましてこの予算の執行についていろいろな詳細事項が決まってきて、9月の補正で予算措置を行ってシステム改修に着手をしてくださいということになっておりましたが、その段階でも、まだうちの段階では見積もりもとれるような状況ではちょっとなかったもので、様子を見ておりました。

今回、10月6日に第三版として改修の考え方という事務連絡が来まして、業者の見積もりをいただいて、この12月の補正計上ということになったわけですが、平成28年度の補正予算ですので、予算上は今年で終わりです。もし、2019年の4月に向けて行ってますので、この補正予算を逃しますと、今度やるときには全て一財になってしまいます。

そこで、もうこの改修は順次行くということには決まっておりますので、それから法改正も同時並行ではありますけれども進んでおりますので、今回予算のついているシステム改修について計上をしたものです。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。1点伺います。

32ページ、都市計画道路新設改良費の中の委託料、小学校前踏切部拡幅工事委託1億円の減額ということで、めどからずれ込んでという背景とJRとの話し合い等ですわね。実際、立ち退きもできて北側も工事を拡幅している状況の中で、踏切広がればいかなというふうな思いがあるんですけど、その状況についての説明を求めます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

本年度JRに委託し、JRが踏切拡張工事の計画でございました。ただ、国からの交付金等の予算額の減、それと起債等のシーリング等もあった関係及び用地のほうに、やは

り移転となると1年以上の時間がかかるという形の中で、それも予算の関係もあるのですが、ちょっと事業が延びておるといふ形。

それとあわせて、新町西町線と並行して雨水幹線を入れております、JR踏切をクロスする前後の取り合わせ部で、うちのほうが先にどうしても用地を買わないと一部下水雨水管が現況の宅地の下へかかる関係があるため、安全面も考慮し、全体的な工程の見直しの中から、次年度という形で現在計画しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 丁寧な説明がありましたが、1点だけ。

そうなりますといふ、次年度と拡張される完了は、JRの都合もあると思いますし、課としてはいつ拡張が完了する見通しなのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国からの交付金等の都合もありますが、担当課としては来年度で済ませたいというつもりでおります。

並行した下水道工事も出てきますから、事業の工期自体、それと、JRですので昼間車が通りゆう時間ができませんし、一部夜間工事、それと通行どめ等の処置も出てきますので、そこら辺地域と協議しもってになりますので時間はかかるとは思いますが、来年度かかりたいというつもりで現在進んでおりますし、職員もそれに向け目いっぱいやっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 30ページですね。

30ページ、商工費の一般備品、フラフの件なんですけれども、フラフの知名向上を図りということで43万2,000円の予算が上がっております。これ本市に3社あるんで、そこから1社ずつ調達するのかなというふうに思いますけれども、そのフラフの大きさと、そして、セレネ広場ってありますけどどこへ掲揚するつもりなのか。そして、その使用頻度ですよね。例えば、よくあるんですが、こどもの日とかね。その辺に合わせてだけ使うのか。それとも、常時に近い形で掲揚していくのか。そして、この管理は一体誰がするのかということについて、一旦お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

寸法につきましては、330センチメートル掛ける450センチメートルのものを、議員がおっしゃられましたように3社から購入する予定をしております。

また、場所につきましては、現在1本ポールがありますが、それとあわせて3本建てられるように。あと、またポールも新たに新設する予定をしております。

掲揚の時期ですが、これは4月、5月及びイベント開催時に掲揚しようと考えております。

管理につきましては、ちょっと協議中ですので、また後からにします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 管理のほうですが、あそこには集落活動センター美良布を開所ということでやっておりますのでそちらと、それから菰生の里のほうと両方で管理というふうな形には考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 知名度の向上を図るといふ、こういう目的があるわけですから、その時期だけじゃなくてね、ずっとやっていると傷みますけど。できる限りですよ、いつもはためかせておいたほうがいいんじゃないかなど。管理のほうは集活センターでやられるということなんでね。その点もちょっと検討したらどうかなというふうに思います。それがあります。

あと、それから下に刃物の展示やってましたよね、市民ホールで。これに関係ないですけども、あれすごくいいんで、そういうことはどんどんPRをするためにも、ぜひもうちょっと頻度の高い使い方を検討していただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今後また検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 議案書の27ページの1目、保健衛生総務費で、13節、委託料、健康管理システム改修、この部分はどのように、細部説明書のほうでの15ページになりますけれども、「特定健診及び特定健康指導にかかる」ということで書かれてますが、どのように改修をしていくのか、中身が変わるのか、その辺お示してください。

それと、同じページなんですけれども、9目の香北健康センターセレネ費の中の15節、健康センターセレネ改修工事ですが、これなかなか大きな工事になるようにこの細部説明書でも詳しく書かれていますが、トレーニングジムについての再開を望む声がすごく私のほうにも届いておまして、プールのほうはなかなか大変だけれども「仮囲いの柵を設置する」とか書かれてますが、早急にというめどというのは、いつということはまだ言えない状況なんではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康管理システム改修につきましては、これは平成30年4月から開始される特定健診の第三期対応に向けてのプログラムの改修作業になります。既存健康管理システムへの一応更新作業ということになります。

そして、健康センターセレネ改修工事につきましては、この補正が通りましたら仮囲いをしまして、プールの部分と更衣室部分を囲いまして落下防止、こちらの細部説明書のほうに書かれていますけど、このとおりです。

工事期間にしましてはかなりの大規模改修ということになりますので、今議会の最終日に補正予算を追加して設計を追加して、来年度工事をしようかと思っております。期間的には大体9カ月ぐらいかかりそうというふうに聞いてます。

トレーニングジムの再開ですが、ジムの再開は書いてますとおり、やはり安全が確保でき次第、行いたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 済みません。そしたら、この健康管理システム改修については、別にその検診の内容が変わるとかそういうことではなくって、来年度に対する移行といいますか、そういうことで改修ということに理解していいということでしょうか。

それと、健康センターセレネ改修工事の件ですが、トレーニングジムのほうはもちろん9カ月もかからないうちに再開はできると思うんですけども、年間でジムのパスポートといいますかチケットを購入されている方もいますので、その辺をすごい心配されておりましたので、その辺はまた個別に多分通知はされるんだと思うんですけども、また確認のほうもお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 健康管理システム改修につきましての件ですが、内容的なものですけど、項目の追加ということが結構ありまして、何項目もあります。項目の追加ということで、眼底検査の項目の追加とか、いろいろ検査によって項目の追加というのが出てきてます。それによって、うちのシステムに導入する形のものを委託して行うということになります。

そして、健康センターセレネ改修工事の件につきましては早急にしたいと思っております。確かにいつ開けるだろうかという電話もかなりありますので、いろいろインターネットとかホームページとかで一応お知らせしますし、会員様のほうにもまたお知らせするようになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その関連でお伺いします。

セレネのほうで長期に休むようになるということで、当初それほど長期になるかどうかかわからなかったときに、休館になっていた時点で、多分市役所の担当者のほうにもたくさんの方の問い合わせがあったと思います。

その中のお一人から、私のほうにも自宅のほうへ電話をいただきまして、どこへ問い合わせをしていいかわからなくて、あちこち電話をかけたり伺ったりしたけども、こういうこともあります。1階に行ったら、ここの課は関係ありませんって言われたそう

です。で、そのことに憤慨して電話もかかってきたわけですが、会員の登録をされてる方にとったら、その期間もう困ったわというのがあるのと、それから、このお金はどうなるんだろうと、その辺の周知なんかはどうなっておりますか。

それからもう一つ、ホームページとかインターネットにも載ってますとか言うけど、すぐ高齢者の方が言うのに、うちはそんなインターネットらやりやせんと、ホームページと言われてもそなん開くこともできんから、ずっとホームページに載ってますって言わんとってもらいたいという、正直なところだろうと思うんですね。それでまあ要を得ないと、そういうことで。で、あんまり要を得ないからということで、聞いてみてくれんかと言って私のところにお電話をいただいたところです。

周知の仕方はくれぐれもやっぱり丁寧に、そしてできるだけ早く、インターネットをやらない人でもわかるような方法でしていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 周知につきましては、本当に申しわけございませんでした。1階と2階うちのほうは分かれています、徹底してその周知をするように行います。

そして、インターネットだけでなく、1月号の広報にもある程度区切りが決まった段階で掲載しようかとは考えております。

そして、会員様への対応につきましては、やはり会員期限の延長とか、そして、希望者に関しては残り会員期間分の返金を行うとかいうのも認めていきたいという指定管理者のご意見もありますし、いろいろ検討はしていっておりますので。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なお決まり次第、できるだけ早く親切な周知をするように求めておきます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 林業振興費の19節の中に、地域IoT実装推進事業ということで、細部説明書にもありますが、もう少し詳しく、新しい事業と思いますが内容の説明をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

これは、香美森林組合が林業の生産性の向上と労働災害発生率が建築業の約6倍に上ると言われております、過酷な作業現場の作業員の安全確保のためのシステムを県内業者とともに現在開発中でして、それに対する補助金となっております。

財源につきましては、総務省の情報通信技術活用事業費補助金を充てるようにしてお

ります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 36ページ、学校給食費の備品購入費に関連してですが、この「楠目小学校の学級が増加することに伴う」ところあります、喜ばしいことなんですけど。このことを要因をどのように捉えていらっしゃるのか、まず一旦お聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、野島恵一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島恵一君） 来年度入学される児童の数がふえるということについては、来年4月1日の入学者を今現在で把握したところ37名になるということで、2学級になって増加ということでの予算要求になっしょうわけですが、現状把握ということではなくって、今までの各年代で、校区内の世代別の人数とその推移を把握しながら、なおかつ最終的には校区外通学の方もおいでますのでその辺の調整はあると思うんですが、今現在37名ということで、確実にふえるだろうということでの予算要求です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 1年生が37名ふえるということですよ。今ちょっとお聞きしたいことも一旦教育次長のほうから発言がありましたけど、いわゆる校区制の話ですよ。楠目小学校は37名ふえますけども、片地小学校は19名が卒業して、今のところ4名ぐらいしか予測がないわけですよ。そこらあたり、多分周りに住宅ができたいろいろな関係でそういうことになってると思いますけども、そういう全体のバランスみたいなところは、どこかで教育委員会として、やっぱり学校は維持していくべきだという考え方は変わらないと思うんですね、多分ね。そういう調整みたいなことは、やるような場があってやってらっしゃいます？将来、当然どうなるやろねっていう話はやってると思うんですけどもね。すごいでこぼこがあるんですけども、4と37じゃえらい違いやというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

香美市の適正規模につきましては、数年前適正規模の検討委員会でしたものがあって、そのまま今行ってるところです。新たな今の状況については、まだ検討していません。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） またぜひ検討をしていただきたいと思います。多分、教育次長の最初の発言の中にはですよ、学生については割と柔軟に対応してるよということが含まれてると思いますので、ぜひその点も地域の事情をいろいろと勘案しながら、できるだけうまく、割り振りって言ったらおかしいかもしれないけど、ぜひ話し合

いを持っていただきますようお願いをするのかな、そういう検討をどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 以前の検討から少し年数もたっていますので、今の状況に合わせて、またそういうことも検討しなければならないと思います。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 31ページの3目、道路新設改良費の22節の市道小島線の減額があります。

細部説明書によると、緊急を要するのでその予算の組み替えということで減額になってますけど、今後この市道小島線についてはどのようになるのでしょうか。現在どこまで進んでいるのでしょうか、その点についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

小島線だけの話ではありませんが、本年度の交付金額の関係があって、各工区・各路線での工事の都合により、一部割り振りという形での処置をさせていただいてます。

今後、小島線につきましても、次年度以降に今用地その他の測量、立会、その他をやっております。その他の中で来年度用地を購入し、次の事業という形の中で全体枠の絡みはどうしてもあるがですが、進んでいけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第8、議案第71号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 議案第71号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ542万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,153万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一
提案内容につきましては、議案細部説明書のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第9、議案第72号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 議案第72号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,450万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,827万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容は、議案細部説明書のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

9ページでお聞きをいたします。

下水道費負担金ということで、127万7,000円減額になっています。細部説明書のほうでは、「秦山公園の猶予・減免申請が出たことによるもの」ということで書かれておりますけれども、このことに関して、もう少し詳しい説明、経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

ご質問の件につきましては、秦山公園は建設課が所管をしております。その所管課のほうから、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書及び下水道事業受益者負担金減額免除申請書の提出がありました。内容を審査し、検討の結果、適当と認められたので減額補正をしたものであります。

なお、対象供用開始面積につきましては、ふれあい広場6,000平方メートル、子どもの広場6,600平方メートル、これにつきまして75%の減免を行った上、減免金額が434万7,000円となります。したがって、当初予算から差し引きで127万7,000円の減額となった次第であります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、今回建設課のほうから申請があったということで、今まではもうそしたらそういうこともなく、負担金を払ってもらったということだということでよろしいですかね。そのあたり、どういった経緯になったのか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

今回が初めての負担金の納入でありまして、当初予算につきましては、面積に対して75%減免した金額を計上してございました。

今回、猶予・減免というような申請が出てきたことについて改めて検討した結果、減額の結果となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 10ページの市債の4目、公営企業会計適用債ということで50万円、この細部説明書のほうにも書いてくださってます「浦戸湾東部流域下水道維持管理負担金の浦戸湾東部流域下水道事業の公営企業会計移行費用に要するもの」ということで、この50万円の算定根拠というか、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道進課長（安井幸一君） この金額は、県のほうから各東部流域の関係自治体のほうに通知をされてまして、その金額をそのまま計上させていただいております。内容につきましては、県のほうが全て詳細に内訳等、高知市、南国市、香美市の各関係団体に通知の上、それに基づいて補正を行っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 山崎晃子議員への答弁に関連してちょっと伺いますけど。今回初めてということですね。これって公共施設について75%減免がきくということで、子どもの広場とふれあい広場が確定したということで、今までは減免しないでそのまま払ろうてたということですか？それとも、ちょっと認識ができてないので再度の説明を求めます。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道進課長（安井幸一君） お答えいたします。

平成28年度、この秦山公園を含むエリアにつきましては、下水道供用区域として告示をして認められております。それに伴って、平成29年度に賦課をするということになったということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第11、議案第74号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 議案第74号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

平成29年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,835万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,846万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容は、議案細部説明書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

9ページの歳入のところで伺います。

3款、国庫支出金、2目の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金が国から493万2,000円来てるんですけども、これは来年度より県に一本化されるというような内容のことの、それにかかわる準備をするということで、その補助金としておられてきたということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） ご説明をいたします。

この補助金につきましては、出につきましては、当初予算に国保情報システム改修委託として505万8,000円を計上をしております。当初予算の段階で入が確定をしてなく、入についての詳細がわからなかったために、当初予算のときには歳入がない状態で予算計上をしておりました。今回、国保連合会と給付に関するこの情報連携をするための既存システムの改修と、新しい保険証への様式に対応する改修への財源として今回の金額が決定をいたしましたので、入だけの計上というふうになっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） わかりました。そしたら、新しい保険証になるというようなことも含めての予算ということで、その一本化云々ではないということですね。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

14ページでお伺いをいたします。

10款、諸支出金、3項の弁償及び返納金の国庫金返納金、23節の償還金、利子及び割引料、こちらのほう、細部説明書25ページで見ましたら、「療養給付費等負担金の精算による国庫金返納金」ということであります。

ただ、これ前年度は7万4,000円ほどであったものが今回2,900万円ということで、大分ふえてるように思います。その理由等ありましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） ご説明をいたします。

この中に2つございまして、1つ、2,902万4,000円の分が、これは毎年平成28年度の実績に基づいた療養給付費の精算分ということになりますので、これが超過交付になっておったための返還ということになります。

それと、もう一つ3,000円というのがございます。この3,000円につきましては、平成27年度の療養給付費等の負担金の実績報告において、不当利得で入ってきた返還金の分を控除をして出すことになっておりますけれども、この分が控除ができていなかったために3,000円返還する分とが2つ含まれて、この2,902万7,000円ということになっております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第75号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 議案第75号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

平成29年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,293万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

詳しい説明につきましては、細部説明書に記載していますのでよろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

11ページでお聞きをいたします。

一般管理費の中の委託料、これはシステム改修・構築費ということですがけれども、これは来年度また変わりますよね、そういったところでのこの対応ということによろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

そのとおりです。平成30年4月から施行する介護報酬改定や調整交付金における年齢区分の細分化など、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第13、議案第76号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 議案第76号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度香美市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,774万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

済みません。後でちょっと訂正をさしていただきたいと思います。

債務負担行為は今回ございません。これ、ちょっと記載ミスでございまして、この場をおかりして訂正をさせていただきたいと思います。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

内容につきましては、細部説明書のとおりとなっておりますのでよろしくお願い致します。

済みませんでした。債務負担行為のところを削除をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

なお、先ほど議案76の2、第2条の債務負担行為部分は削除をするとういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

3ページでお伺いをいたします。

歳入の後期高齢者医療保険料の歳入ですけれども、後期の保険料というのは、年金をもらわれている方が、介護保険と後期高齢の保険料を合わせて2分の1を超えない方が特別徴収というふうにも聞いておるところです。

この2億9,746万3,000円のうち、特別徴収で集まっている金額、わかりましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。トータルで先ほどのちょっと質問にはお答えできないかもしれませんが、特別徴収の平成29年7月末の人数でよければわかります。金額については、済みません。ちょっと把握を今しておりませんが構いませんでしょうか。人数ということでしたら、平成29年7月末でお答えができます。もしあれやったら、後で調べさしていただいてお答えをさせていただきたいです。

○議長（小松紀夫君） 森田議員、よろしいですか。採決には影響しませんですかね。後でえいですね。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第89号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 議案第89号について、補足説明をさせていただきます。

議案第89号、財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 財産の種類 高規格救急自動車
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金3,199万円
- 4 契約の相手方 高知県高知市北御座3番39号
高知トヨタ自動車株式会社
代表取締役 青木明男
- 5 支出科目 平成29年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費

なお、詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何点かございますけれど、まずは入札が中止になったということですが、1者しか希望者がなかったということで、これはまあ当然のことですが、最初から予算化されておったはずですが、これルール上一度中止になったら、普通再度入札にかけるべきではないですかルール上、すぐに随契でやりますということにはならないんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

当初は指名競争入札ということで、高規格救急自動車を扱っておる事業者が2者しか高知県内にありませんので、2者に対して指名通知を出したところです。

そのうち1者から辞退がありましたので、残りの1者と随意契約を交わしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それは書いてありますからよくわかるんですが、じゃあなぜ再度入札をしなかったかということです。なぜ再度やらなかったかということを知っています。

で、例えば建設でも建築工事でも、過去にも随分入札不調がありました。その都度やっぱり再度入札、再々度入札をやっているじゃないですか。で、今回こういうケースでなぜそういうことができなかったのか。

先ほど2者対象業者があると言いましたが、もし再度やれば応札があったかもしれないというふうにも思うんですが、なぜやらないんですか。一度入札が中止になれば、それをせずに随契に切りかわるとするのは、何かそういう規則があるんですか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

辞退の理由でございますけれども、仕様書の求める技術的な部分でございますけれども、そちらのほうをその辞退した事業所は満たすことができなかったという理由でございますので、残りの1者と随意契約を交わしたという次第でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その仕様書を作成した時点で、そういうことはわかっておりませんでした？よく問題になるのは、仕様書でいろんなことを決めておいたら、ほかにできる業者がないとかいう話によくなっているじゃないですか。特定の業者しか入れないという部分があるんですが、そこには問題はないんですか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 仕様書を作成した段階では、その仕様を満たすことができてないということについては、ちょっと把握ができてはおりませんでした。

ただし、その仕様につきましては、本市の消防としましてはどうしても必要な仕様でございますので、それが満たせないということは、ふさわしくないというような判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ちょっと細かい資料が手元にありませんからわからないんですが。よく物品購入の場合は入札書に記載する対象額ですね、これもう全部が税抜きになっておりますけれども、建設工事とか建築工事なんかの場合は、対象額を1,000円で丸めてるケースが多いですね、物品の場合は当然円まで出てきますが。それに対して8%の消費税を上乗せしたもので契約するというので、この中身が重量税とか所得税ですか、そういうものが入っていると思うんですが、基本的に円未満の数字が出た場合はそれを切り上げ切り捨て、それは認められておりますけれども、これまたまそ

れをやった場合に、万円の単位でたまたまそうなったということですか、そこがよくわからないんですが。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お手元にお配りしております契約締結伺兼見積記録のほうをご参照いただければと思いますけれども、税抜き金額、決定価格が2,962万4,465円ということで、この金額からその重量税等を除いたものに対して消費税を掛けており、その結果8%の税込みで3,199万円ちょうどと、実際は1円未満の端数が出ておりますけれども、これを切り捨てた金額となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第27、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町大栃1198番地2

氏 名 岩 越 美 代

生年月日 昭和24年12月25日

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第3号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、諮問第3号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、日程第28、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、村田珠美さんの退場を求めます。

(7番、村田珠美君 退場)

○議長(小松紀夫君) まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長(山中俊明君) 諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町加茂332番地4

氏 名 村 田 珠 美

生年月日 昭和32年8月25日

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですのでごらんください。

以上でございます。

○議長(小松紀夫君) 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第4号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立多数であります。よって、諮問第4号は、原案の候補者を適任と認めることに決定をしました。

村田珠美さんの入場を許可します。

(7番、村田珠美君 入場)

○議長(小松紀夫君) 次に、日程第29、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長(山中俊明君) 諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布758番地1

氏 名 福 島 勇 二

生年月日 昭和23年1月16日

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第5号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、諮問第5号は、原案の候補者を適任と認めることに決定をしました。

次に、日程第30、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町旭町2丁目4番7号

氏 名 中 澤 牧 生

生年月日 昭和28年9月24日

平成29年12月6日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

これから、諮問第6号を採決します。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、諮問第6号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 2時16分 休憩)

(午後 2時28分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、平成29年第4回定例会で継続審査に付してありました日程第31、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第40、議案第61号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上10件を一括議題とします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長に報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長(大岸眞弓君) 14番、大岸眞弓です。去る10月31日に行われました総務常任委員会の審査と結果の報告をいたします。

会議は、第4回定例会で継続審査となっております議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

本案につきましては、既に連合審査会で質疑を終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長(小松紀夫君) 次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長(織田秀幸君) 15番、織田でございます。教育厚生常任委員会の報告をいたします。

第4回定例会において、教育厚生常任委員会に付託され継続審査となった議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号について審査を行いましたので、審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第57号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定については、コンビニ収納代行業務委託料が84万4,560円となっているが何件分になるのかとの質疑に対し、この委託料はアウトソーシング業務で納税通知書の作成・封入等に係るもので、件数については平成28年度の平均世帯数が4,767世帯で、そのくらいで対応との答弁。次に、国保税の収入未済額6,350万円は入の見込みのものなのかとの質疑に、収入未済の分については支払っていただけるよう取り組むとの答弁。また、収入未済額が不納欠損になるなど不納欠損がふえている

のかとの質疑に、収入未済額全てが不納欠損にはならない。債権管理機構とともに、大口滞納への取り組みから小口の滞納分にも取り組みを進め、不納欠損は徐々に減っているとの答弁がありました。また、不納欠損額は減っているとのことだが件数はとの質疑に、5年の消滅時効に至った件数が38人の217件、滞納処分の執行停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものが35人の988件、徴収不能が5人で36件、現年分は8人8件との答弁。また、ジェネリック医薬品の推移や今後の新たな取り組みはとの質疑に、使用割合は平成26年度は58.9%、平成27年度は61.7%、平成28年度は65.8%である。新たな取り組みとしては特にはないが、4カ月ごとにジェネリック医薬品での効果があると思われる方には通知している。また、広報などいろんな機会を通じて今後も周知を図るとの答弁。そしてまた、基金の積立金が4,500万円となっているが状況はとの質疑に、平成28年度の予想は取り崩しであったが、前期高齢者交付金が平成26年度の精算の結果、大きく増額となったことなどによる影響で積み立てることになったとの答弁がありました。また、本市の人口ビジョン推計の把握も視野に入れ、来年度からの広域化に向けた国保会計の将来予想はとの質疑に、広域化に向けた取り組みでは、県は資産割を除いた3方式で計算するため、本市の資産割分約7,000から8,000万円をどのように補うか、基金の取り崩しも視野に入れ、2025年問題についても努力を前提に協議をしていくとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第58号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定については、コンビニ収納による支払件数及び金額はとの質疑で、コンビニ収納代行業務は成果が上がっていないため、収納率は6.02%である。金額は確認していないが5,635件中339件であり、今後は収納率アップへの啓発により、利便性を伴う観点から収納率アップへつなぐとの答弁。また、介護保険では委託料の割には効果が少ないが、1件当たりの手数料及び今後の対応について、300万円余りの保険料徴収に対し100万円以上の委託料はあり得ないと思うがとの質疑に、コンビニ収納はアウトソーシング業務で納税通知書の作成、納付書封入作業等で件数は1万280件であり、特別や普通徴収も含まれ、封入単価は1件11円である。またコンビニ手数料は税務収納課が支払っており、1件61円となるとの答弁がありました。次に、基金の積み立てが2,500万円余りとなっているが、高齢者負担を鑑み基金を有効に使用するなど今後の対応はとの質疑に、今のところ基金の取り崩しは行っていないが、今後、医療から介護への移行を考えると介護の増額も予想される。国の動向なども見きわめながら安定的に積み立てを行っているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第58号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第59号、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定については、非常勤職員7人で240から250人の担当と

なっているが、質を保つための現状はどの質疑に、現状は厳しいので非常勤職員の募集をハローワークで行っているが、集まらないのが現状であるとの答弁。また、総合事業に移行し、事業所への委託が難しいとあるが、介護者の認定件数の推移はどの質疑に、件数は変化していないとの答弁がありました。総合事業に移行し、従来の要支援1の方は現在どのような対応をしているのかとの質疑に、サービス内容は従前と変わりはないとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第59号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第60号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、普通徴収保険料の不納欠損額の件数はどの質疑に、8人で34件であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第61号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第61号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3番、利根でございます。

産業建設常任委員会が付託を受け、閉会中の継続審査となっていました議案第53号、54号、55号、56号の4件について、11月6日に全員出席のもと審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第53号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。検査手数料37万7,000円の内訳はどの質疑に対し、13ミリから20ミリが14件で7万円、25ミリから40ミリが30件で30万円、改造・撤去等その他が7件で7,000円であると答弁。新設分担金230万400円の内訳はどの質疑に対し、13ミリから20ミリへの変更4件4万3,200円、13ミリから20ミリへの変更2件12万9,600円、30ミリから40ミリへ変更が1件52万9,200円、25ミリ2本を40ミリ1本へ統合が1件49万6,800円、13ミリ新設が8件34万5,600円、20ミリ新設が14件75万6,000円である。最近の一般家庭は栓数が多いので20ミリの選択が多い。栓数の数によって口径が決まる。余裕のある口径を提案していると答弁がありました。使用料の徴収における口座振替の状況はどの質疑に対し、集金しているのは残り19件である。全件口座振替に向けて努力をすると答弁がありました。不納欠損がふえているが状況はどの質疑に対し、件数は8件であると答弁。老朽管に対する対応はどの質疑に対し、一気にはできない。計画を立てて順次対応していくと答弁。強力に進めるには水道料金の値上げも必要ではないか。厳しい予算でどう対応するのかとの質疑に対し、上水道との統合とかの話もあるが、地域間格差等問題がある。一気に値上げもできない。一般会計の負担も求めていく必要が

ある。上下水道審議会の第1回の会が年内に開かれる。公開なのでその話も聞いていただきたいと答弁。耐震化対策の部分では、一般会計から出せる仕組みをつくっても早急に推進するべきではないかとの質疑に対し、検討していくと答弁。老朽管対策の優先度の決め方はとの質疑に対し、古い管の資料がない部分がある。基本的には40年を過ぎた管から順次交換していく。その間、漏水した管は緊急修繕をしていると答弁。年間総排水量と有収水量の差が3分の1近くあるが、漏水が多いということかとの質疑に対し、そのとおりであると答弁。水道施設管理業務を民間に委託した弊害として、水道技術員の技術力低下、経験不足が問題となっていると書かれているが対策はとの質疑に対し、今年度、民間と共同で講習会を行った。今後も民間と共同で現場での講習を行っていく。公務員の宿命として異動がある。異動スパンを長くして確実な技術習得をする必要があると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成にて認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第54号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。受益者負担金の現状はとの質疑に対し、川添団地748万8,670円、その他293万1,640円、猶予解除分421万3,090円、分納分が62万2,200円、前納報奨金分295万320円で、合計金額1,820万5,920円であると答弁。川添団地に関する金額が産業振興課から聞いた金額と違うがとの質疑に対し、産業振興課が企業に奨励金4割分を出し、企業がまとめて受益者負担金として支払っていると答弁。課題にある老朽化対策はとの質疑に対し、調査を継続している。現在1カ所異常な箇所を発見した。10月に対応済みである。耐震診断については平成31年度まで調査をする予定であると答弁。陥没がふえてきたとの記述があるがとの質疑に対し、小さい路地での陥没はあるが幹線での陥没はないと答弁。あけぼの街道の歩道の陥没は把握しているかとの質疑に対し、道路管理者、通行者からの通報はないと答弁。高知県全県域生活排水処理構想の見直しに関するアクションプラン策定とあるがとの質疑に対し、土佐山田処理区と大栃処理区が見直し対象となっている。土佐山田処理区は都市計画との整合を図り、都市計画決定区域のみを下水道処理区とする区域縮小。大栃処理区は集合処理予定であったが、個別処理へ変更となっている。また、アクションプランでは談議所・神母ノ木地区の面整備が残っており早期完成を目指すと答弁。大栃処理区の見直しはどのように行われたかとの質疑に対し、国土交通省の出しているマニュアル、県との協議を踏まえ、現実的な方法として策定したと答弁。雨水管渠築造工事3,510万9,840円と4,200万円はとの質疑に対し、新町西町線であると答弁。平成27年度現年度料金収入の調定誤りがあったが、税金等影響なかったか。また、国等、議会以外からの指摘はなかったかの質疑に対し、国からの指摘はない。815万円を平成28年度分として増額調整した。消費税は増額となっていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成にて認定すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第55号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。分担金、負担金は一旦減額補正されたが、その後、決算では増額されている。どういう流れかとの質疑に対し、3月補正を1月に作成する。その時点では見込みより少なかったため減額したが、その後、6件申請が出たためであると答弁。使用料、手数料で収入未済額が17万7,156円と出ているが、その後の経過はとの質疑に対し、現時点での未納は3件になっている。そのうち会社倒産が1件2口、そして市外転居が1件である。市外転居の方には電話、手紙で納付をお願いしていると答弁。不明水調査委託をしているが、その成果はとの質疑に対し、対象は美良布である。常時浸入水が汚水の2.5倍近くあることが判明した。早期対応が必要である。平成29年度は不明水の流入が多い幹線を絞り込む調査等を行い、そのエリアにはカメラを入れて状況を確認する。雨水時の浸入水はその後の対応になると答弁。もっとスピードアップできないかとの質疑に対し、平成29年度の調査を踏まえて早急に対策を練ると答弁。耐震診断を受けた結果はとの質疑に対し、平成30年度に耐震診断の調査が完了する。特環公共下水道の敷設は破損箇所も多く厳しい。莫大な予算が必要になり一気にはできない。できるだけ早く進めたいが補助事業、起債等を利用しないとできない現状がある。平成30年度から31年度に策定するストックマネジメントに沿って、緊急性のあるところから修繕を行っていくと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第55号は、全員賛成にて認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第56号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。収入のうち龍河洞関係分はとの質疑に対し、13件で51万9,024円の収入であるとの答弁。契約・請求は龍河洞一括かとの質疑に対し、個別に請求していると答弁。人件費相当分はどれぐらいの割合になっているかとの質疑に対し、下水道関係の担当職員3名分の給与等を1,400万円程度として、そのうち農業集落排水の業務量は10分の1程度なので、案分すると140万円程度になる。これはあくまで試算であり、人件費は現実的には組み込まれてないと答弁。償還予定はとの質疑に対し、現在がピークである。ピークが平成32年度まで続き、その後徐々に減っていく。平成53年度で償還完了予定であると答弁。維持管理コストの削減はとの質疑に対し、消毒液、電気等のコスト削減でできることは全てやっていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第56号は、全員賛成にて認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第52号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第53号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第54号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第55号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第56号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月12日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時58分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 火曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日火曜日（会期第2日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成29年12月12日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 6番 濱田百合子
- ② 4番 山崎眞幹
- ③ 17番 依光美代子
- ④ 3番 利根健二
- ⑤ 14番 大岸眞弓
- ⑥ 16番 比与森光俊
- ⑦ 12番 山崎晃子
- ⑧ 7番 村田珠美
- ⑨ 15番 織田秀幸
- ⑩ 13番 山崎龍太郎
- ⑪ 18番 石川彰宏
- ⑫ 5番 森田雄介

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） おはようございます。6番、濱田百合子です。今議会のトップバッターということで大変緊張しておりますが、よろしく願いいたします。私の質問は、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず最初に、1、相談支援体制の充実・強化について質問をいたします。

日々の暮らしの中で起きるさまざまな課題に対して、市役所に相談できる窓口があることはとても大切です。市役所は住民のよりどころにならなければならないと思います。困ったときには、市役所に行けば何とかなると市民に言ってほしいと思います。

今回私がこの質問を取り上げましたのは、去る10月17日に教育厚生常任委員会で滋賀県野洲市に視察研修に行きましたとき、担当課の方より「野洲市暮らし支えあい条例の前文は市長が作りしました」とお聞きをしたからです。条例の前文には、「『おせっかい』を合言葉に、市民の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、市の重要な役割です。その場合、個々人の状況が異なるため、一人を支援することからを基本に、包括的、継続的に支えあう仕組みが機能することが不可欠です。」と書かれていました。野洲市の相談支援体制を学ぶことは大変重要だと思いました。

そこで、本市の状況をお聞きするとともに、相談支援体制の充実強化について質問をいたします。

(1)です。

市民から寄せられるさまざまな相談支援については、各課で対応していると思います。例えば、①消費生活相談、②高齢者福祉相談、③子育て相談。この③については、乳幼児から中学生までが主に対象になると思います。④納税相談、⑤教育相談などのこの5項目について、どのような対応をしているのか。また、年間の相談件数について伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おはようございます。濱田議員の消費生活相談についてお答えいたします。

平成28年度60件の相談があり、うち4件は多重債務に関する相談であり司法書士につなぎ、事業者とのトラブル・悪質商法・詐欺関連は状況に応じてクリーニングオフ等の助言、情報提供あっせん等を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

福祉事務所の窓口における平成28年度のおおよその相談件数は、児童・母子父子関係が250件、障害者福祉関係が600件、生活保護関係が159件、その他の社会福祉関係が120件となっております。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。濱田議員の高齢者福祉相談ということで、昨年度の相談延べ件数は4,292件、本年度は11月末時点で2,856件となっております。

相談者は、ご本人、家族、民生委員さん、そして医療機関のソーシャルワーカーなどさまざまですが、相談のほとんどは介護相談で、その場で情報提供や介護保険申請等で終了する場合もあれば、初回相談の後訪問し、本人や家族と相談しながら支援を行うなどさまざまです。このほか地域訪問を行い、介護予防事業のお薦めをしたり、お話をさせていただく中で相談を受けたりしています。地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることをお伝えするようにもしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 子育て相談の件数等にお答えいたします。

子育て相談については、子育てセンターなかよし、子育てセンターびらふ、大栃保育園の各施設で月1回、健康介護支援課と共同の育児相談を実施しています。平成28年度の保護者相談人数は310人となっております。

また、子育てセンターでは子育てひろば、センターへの来所や電話での相談を随時受け付けており、平成28年度は111件の相談があります。

次に、生後2カ月までの母子を対象とした産後サポート事業のママのサポートルームを月1回開催し、平成28年度は34組の利用がありました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 子育て相談についての件ですが、随時相談としては、保健師等による家庭訪問や来所、電話相談があります。相談内容は、育児、発達、母乳や食事等の相談が主になります。

平成28年度の訪問数は、新生児・未熟児・乳児延べ人員が164人、幼児延べ人員が157人、そのほか児童が延べ人員として32人になっています。

来所相談では、子育てセンターと協力して育児相談を定期的で開催しています。土佐山田地区、香北地区は各月1回、物部地区は2カ月に1回の頻度です。

育児相談の利用や随時の来所相談、電話相談の平成28年度相談数は、乳児延べ人員

が307人、幼児延べ人員が352人、そのほか児童は延べ人員が74人になっています。

平成29年4月には健康介護支援課に子育て世代包括支援センターすこやかを設置し、妊娠期から出産、子育て期の相談に対応できるよう、専任助産師、兼任保健師を配置しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 納税相談についてお答えいたします。

税の収納は、地方税法及び関係法令に基づいて行っております。市民からの納税相談があった場合は個別に生活状況を聞き取り、納付につなげています。相談件数は、短期間の滞納の相談など比較的軽い案件から高額滞納等深刻な納税相談まで多様であるため、件数の把握は行っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 教育相談についてお答えいたします。

特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒の保護者からの相談については、保育園や小中学校を通じて随時受け付けています。教育、福祉などの専門機関が連携した教育相談を実施し、就学や進路相談が適切に行われるように、山田養護学校や若草養護学校などの特別支援学校から教育相談担当者を派遣していただいて、子どもの状態把握や学校等における支援の方法などの相談を行っています。

平成28年度の相談件数につきましては、約70件となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 納税相談のところでお伺いしたいですけれども、個別に相談をされてると思いますけれども、この数的には把握できてないっていうのは、個々の相談のケースがそれぞれあると思うんですが、税務収納課に相談に、滞納でどうしたらいいのか、分納相談とかいろいろあるかと思いますが、その全体的な数字っていうのは把握をされていないと、数字としてはもうとってないということですかね。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 分納誓約をされた件につきましては分納の統計とかをとっておりますし、匿名の相談も電話とかでは多いので、そういったのは統計としてはとっておりません。

また、名前を言っていただいて相談をされた場合は、データとしていついつ相談があったということでは残しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それぞれの担当の窓口のほうで丁寧な対応をされているということで、人数とともに聞きをしたところですが、相談支援のための窓口での対応ですけれども、職員さんの配置は今の状況で十分対応できる配置状況なのか、また、いろいろ支援センターにつないだりとか、教育でしたら山田養護、若草養護学校のほうからも来ていただいたりとかいうことで連携をとれているように思いますけれども、断片的な対応でなくて、各機関につなぐなどの連携が各課それぞれ今の状況はできているという考え方でよろしいでしょうか。

私としましては、相談者自身があっちこっち回らなければならないというような状況はできるだけなくして、1つの課でできるだけ相談がスムーズに行くような形が今現在とれてるかということがわかればいいんですけれども、その辺のことを再度お伺いしたいと思います。その配置が十分かということと、各課につなぐときに連携はスムーズにできているかという点につきましてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 濱田さん、担当課はどちらですか。

○6番（濱田百合子君） それぞれの担当課にお聞きをしたいんですけれども、今の配置の職員の窓口対応で十分なのか。断片的な対応でなく、各課につなぐことの連携ができてるかということに対して、できているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 濱田さん、先ほど聞いた全課ですか。福祉事務所、健康介護支援課、税務収納課あたりですか。

○6番（濱田百合子君） はい。先ほど①でお答えをいただきました各課について、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

消費生活相談窓口につきましては、専任の職員を構えておりまして相談を受け付けており、先ほど申しあげましたように多重債務等であれば司法書士につなぐなど、また、その他県の生活消費センターとも共同しながら、適切などころへのつなぎはできていると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 福祉事務所におきましては、障害部門の担当において、若干マンパワーの不足を感じております。

具体的には相談の内容が非常に多岐にわたっておりますので、その方のつなぎとか生活支援について非常に時間を要するというようなことになっております。現在、体制といたしましては3名でこの窓口対応をやっておりますけれども、さらに増員ということの要望はしておるところです。

それから、要保護児童対策地域協議会の事務をやっておりますけれども、こちらのほ

うも最近困難なケースがふえてきておりますので、なかなか現状の家庭児童相談員、それから保健師もおりますけども、コーディネーターの雇用ということをいろいろ検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 健康介護支援課のほうですが、高齢者福祉相談と子育て相談という形でうちのほうは2カ所ありまして、大体その相談というのは保健師対応が主でして、今のところ地区担当、そして、専任の助産師さんから兼任の保健師さん、先ほど言いましたように子育て世代包括支援センターすこやかを設置してますので、そこで子育てのほうは対応しております。

連携につきましては、重篤な場合には、福祉事務所等といろいろなケース会を開いております。

高齢者につきましては、やはりこれも保健師対応ということになっております。保健師からケアマネがいますので、その方に相談対応ということで、今のところは何とかいってる状態です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 子育て相談でありますとか教育に関する相談につきましては、関係の深い健康介護支援課と福祉事務所とは常に連絡をとりながら、必要に応じて連絡会を開催し、意思疎通を図っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 税の相談は収納班6名で相談を行っております。外出する職員も多いんですが、大概の場合スムーズに対応できています。

また、各課との連携については、市民保険課国保係とのつながりが多いのですが、位置的に近いので十分できているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 各課から伺ったわけですがけれども、今のところ人員的なことで少し不足してるのじゃないかなということは、福祉事務所のほうでの要保護児童、障害部門のほうだということでお伺いをしたところですが、そのこともありまして、また次の大きな2のほうに行きたいと思えます。

ほとんどの課は十分対応できて連携もできているということをお伺いしましたが、冒頭に述べましたように野洲市のほうに視察研修に行きましたので、そのことで少し野洲市のことを紹介したいと思います。お手元に資料をお配りさせていただいております。

野洲市では、相談機能を集約した総合相談窓口を市民生活相談課に設置しています。

資料のほう①から⑥まであるんですけども、①のほうは市役所1階の見取り図を描いています。市民生活課に消費生活センターの表示もありました。社協コーナーを隣接しています。少し離れたところに、やすワークがあります。ハローワークより1名が常駐していて、予約制で相談を受けています。

裏のほうに行きまして、資料②でございます。これは、市民生活相談課の業務内容や体制です。業務内容の市民相談は、暮らしの中の困り事を全て引き受けているところになっているようです。事例を挙げてお話をされましたけれども、ある女性から犬がほえて騒がしいということで電話があったと。そして、環境課につなぎ環境課に訪問してもらおうと、犬はご近所にいないということがわかったと。次に、地域包括につないで訪問してもらった。地域包括は、本人との会話の中で認知症状もあるようだったということで医療機関につなぎ、介護サービスを受けれるようになりましてというようなことでもございました。相談件数は年間約1,000件ほど、65歳以上の方が多く、認知症が原因で契約トラブルも多いということでした。

資料③ですけども、今年度の事業予算とスタッフ体制です。消費生活専門相談員は正規職員で配置をされています。本市の生活困窮相談については、社会福祉協議会の生活相談センター香美に委託をしておりますが、野洲市ではこの窓口で初期対応ができるように、生活困窮者自立支援事業費で財源措置をして社会福祉協議会より1名の配置がされておりました。

その裏の資料④ですけども、この資料④は各種無料相談のお知らせです。本市においても、行政相談をそれぞれ司法書士につないでいるとかいうようなことではありますけれども、無料で相談を専門機関におつなぎをしているという、お知らせをしているということでした。

資料⑤と裏の資料⑥ですけども、これは総合相談窓口が機能すれば、市民からの困り事の相談をワンストップで受けとめることができるというメリットと、相談者から1つの相談を受けたときに、その会話の中から他の機関にもつなぐことが必要だということで、ほかの困り事にも対応することができるようになるというメリットがあるということであらわしたものです。野洲市の場合は建物のづくりも全然違いますし、1階のフロアの間取り等もこのような形で本市とは全く違うものですけども、こういった困り事にスムーズに対応するというようなやり方をとっていますので、本市におきましても今の状況、特に問題なく連携してできているということですけども、このように総合相談窓口、ワンストップの窓口を置くことに対しまして、どのようにお考えでしょうか。本市でも検討してはいかがかと思いますが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 濱田議員のご質問にお答えします。

ご提案のありました相談機能を集約した総合相談窓口、市民生活相談課の設置は、現在の限られた人員の中、新たに配置する職員が必要でありますし、執務スペースの問題

などもございますので、現状での設置は難しいと考えております。そのため、今後はさらに職員のスキルアップと各課の連携強化を図りながら、対応をしていかなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） スキルアップを図りながらということですので、相談支援体制、今以上の充実強化を求めて課内で話をさせていただきたいと思います。

やはり限られた人員では無理、スペースも今の状況では無理というのはわかりますが、やはり限られた人員では無理ということであれば、その辺をどういうふうにしていくかということもまた今後の検討に上げていただいて、より充実強化に努めていくということの方向で行くということは、それでいいでしょうか、確認ですが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今の現状では難しいですので、先ほども申しましたように、職員のさらなるレベルアップ、それから、各関係機関との連携も含めて強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） (3)に移ります。

次に、香美市障害者自立支援協議会について伺います。ここで私がかかわりましたケースのことを少しお話をいたします。

中年の男性と高齢の男性の親子です。父親は地域包括が見守り対象でしたが、子どもは精神障害、高血圧、糖尿病がありました。訪問時には地域包括も一緒にかかわることはされていきました。肥満型の男性は両膝を痛めましたが、入院を拒み自宅療養となりました。ほとんど動けない状態の息子を高齢の父親が介護するようになりました。父親が息子の食事を買ってきて一緒に食べ、薬も病院にとりに行っていました。往診はありませんでした。動けない状態が半年以上も続き、肥満状態はますます助長されていきました。髪を洗いたいという電話をもらいまして地域包括に行きました、これは私ですけれども。彼は非常に大きな方でして、とても女性のヘルパーが彼の体を動かせる状況ではなかったので、窓口で課長に男性を連れて行ってとお願いをしたところです。

福祉事務所の保健師が地域活動支援センターにつなぎ、担当の方が3月に訪問していましたが、本人はサービスを受けないと拒否したということで、それ以後訪問をしていませんでした。私は、地域活動支援センターに電話をし訪問を依頼しました。担当の方より、電話をしたがつながらないという連絡が私に入り、私から父親に電話をすると「子どもの様子がおかしい。朝から何も食べていない」と言うので、担当の方と現地で会う約束をして急いで自宅に行き、状況から救急車を呼びました。しかし、彼がどうしても入院は嫌と拒みました。意識はあるため、拒否する方を救急隊も搬送することがで

きませんでした。次の日の夜中の3時ごろ父親が息子のおかしさに気づき、父親が見ると息をしていなかったということでした。父親からの情報では、救急隊が医者を呼んでくれて自宅で見てもらったが、死亡原因は不明ということだったと話していました。

担当の方は、3月に一度訪問していますが、11月まで約8か月間は訪問をしていません。私は、亡くなる前日にすぐ往診を頼むべきだったと大変悔やまれます。父親と彼に申しわけないという気持ちと、自分が直接手を差し伸べることができなかったことが歯がゆくて仕方ありません。なぜこのような状態の方を、何の対応策もとらずに自宅にいさせたのかと思うのです。

障害者の自立支援とは、サービスを受けたい方にサービスを提供するのは当たり前ですが、サービスが必要なのに本人の同意が得られないことでサービスを提供できない状況のとき、何か方法はないものかと思います。かかわる方がもっと真剣にケースに寄り添わなければ、問題は解決しないと思いました。そのためにも、困難な事案ほど専門家の意見を聞きアドバイスを受けることが必要で、そのためにケース検討会をすべきだと思います。

そこで、伺います。①です。

平成27年度から平成29年11月末までの年度ごとの開催回数と、協議した事例数を身体障害、知的障害、精神障害ごとにお示しください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

香美市自立支援協議会は、全体会と専門部会から構成されております。年度ごとの開催状況につきましては、平成27年度は全体会が2回、専門部会が19回、平成28年度は全体会が2回、専門部会が12回、平成29年度は、11月までに全体会を1回、専門部会を8回開催しております。

次に、専門部会での協議事例数でございますが、平成27年度は身体が10件、精神が226件、その他24件。平成28年度は身体が10件、精神が127件、その他27件。平成29年度は、11月までで知的が13件、精神が26件となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それぞれに対応されているということですが、それぞれの対応につきまして、PDCAに基づきまして協議、検討をされているのかどうかお尋ねします。

それとあわせて、お亡くなりになられたケースについても検証している状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

障害福祉計画の中でPDCAサイクルというのは回しておりますので、同様にこの専門部会の中でも検証していると思われまます。専門的な領域ですので、具体的な中身につ

いては私も申し上げられませんが、ひきこもりとかなかなか困難なケースに関しては、振り返りの事例検討というのも行われているということでございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この障害者自立支援協議会のほうでは、協議会の庶務は福祉事務所社会福祉班が処理するというふうになってはいますが、この全体会とかそれぞれの専門部会、それぞれの担当を全て社会福祉班が担当して、議事進行を担っているというこの理解でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

協議会は事務局だけではございませんで、委託相談事業所、それから障害者福祉サービス事業所、身体障害者の団体、保健福祉関係、または医療機関、それから教育機関等が構成メンバーとなっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） おのおのの機関がそれぞれの課題に対して、PDCAサイクルに基づきながら、繰り返しながら検討しているということでの理解をいたしましたけれども。

②ですけれども、協議会の機関に地域活動支援センター香美がございまして。専門員、ソーシャルワーカーの対応状況について伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

地域活動支援センター香美には障害者の一般相談を市から委託しておりまして、障害者の方々のさまざまな相談を受けてもらっていただいております。

対応状況としましては、相談内容に応じ解決策を検討し、福祉サービスにつなげたり手続の支援を行ったりしております。平成28年度は就労や生活技術、健康医療など667件の相談がございました。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 667件、たくさんの相談を受けてソーシャルワーカーの方が対応されているという状況はお聞きしました。

私が冒頭かかわったケースのことをお話ししましたが、このお亡くなりになった中年の男性のケースですと、初め相談を受けてから半年以上もお会いをしてないという状況でありました。そして、不幸にしてお亡くなりになりましたけれども、その後でお聞きしましたら、市から何も言っていないし、検証する予定はないというふうにごその方はおっしゃいました。

私は、やはり担当として受けたケースであれば検証していくという方向、また今後のこともございますので、検証した上でどういうことが課題になるのか。また、今後このような事例のときにはどういうふうに対応すればいいのかというようなことをやはり検

証していくべきだと思いましたがけれども、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 議員のおっしゃったその事例は、我々のサービスが比較的身近にありながら大変残念な結果となったことにつきまして、反省も含めて、今後検証していかなければならないというふうに思っております。

障害者自立支援協議会の相談支援部会では、このような相談者の死亡とか転出によって終結した事例であっても、あのときこのような支援をしたほうがよかったのではないかというようなことを検証する機会を持つことを考えております。

こうした振り返りの事例検討を通じて、今後とも支援の質の向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 病気とか特に精神的な障害のある方にとっては、やはり継続的な医療支援が欠かせないと思います。在宅にいても、やはりこの方のケースのように病気があるが上に往診を拒むというようなことも、それから対応するケースワーカーによって対応の仕方が変わってくると、本人さんの感情の浮き沈みというのも当然あるかと思うんですね。そういったときに、やはりその精神衛生のケースワーカーっていいですかね、そういう特殊な方におつなぎしながら寄り添えるような形をとっていく、その支援体制ですね、そういったこともやっぱり今後やってもらいたいと思うんですけども。そのあたりの連携ですね、ケースに応じてその連携、どういう方がこの方に寄り添えるような立場の方なのかということも含めての支援体制をとっていくべきだと思いますが、そのあたりの見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 大変困難なケースに関しましては、県の専門機関と連携しつつ、今後も支援の質の向上を図っていきたいと考えております。

具体的には、ひきこもりの支援センターというのが県の福祉センター内にございますけども、そういった機関もいろいろと相談に乗っていただけるということをお聞きしております。それから、当然保健所とは連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、1の質問を終わります。

続きまして、2の項目に移ります。

ひきこもりの支援についてです。先ほど担当の課長がちらっとおっしゃいましたけれども、2の項目です。

平成29年3月定例会での答弁では、サンプルが少なく調査する必要がある、実態把握を検討するとのことでした。

1 1月19日付の地元紙によると、厚生労働省は来年度から、高年齢化するひきこもりやニートの就労を後押しするため、39歳までを対象としている現在の支援制度を拡充し、40歳から44歳も含める方針を決めた。そして、総務省の労働力調査によると、15歳から44歳の無業者、仕事をせずに家事や通学もしていない人のことを言うそうですけれども、その方が2016年時点で約100万人。5歳ごとの内訳では40歳から44歳が約23万人で最も多いと書かれていました。

内閣府が昨年公表した調査では、ひきこもりの人は全国に推計約54万人となっておりますが、この数字は15歳から39歳に限られたものです。無業者の方が多い40歳から44歳の方を含めると、ひきこもりの人はより多くなると思います。

本市においても、親や地域の方から親亡き後の子どもを心配する声を聞きます。福祉の現場では80・50問題、親が80代、子が50代や、90・60問題、親が90代、子が60代といった言葉があるように、行く行くは親子で生活に行き詰まり、共倒れとなる恐れも指摘されています。働きかけが必要ではないでしょうか。

①です。

実態把握の検討はされたのでしょうか。また、支援に対しての見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

ひきこもりの実態につきましては、社協を中心に民生委員や関連機関、地域住民からの情報、それから、当事者家族からの相談などにより把握を続けているところでございます。調査に関しましては所内でも検討をしておりますが、現在のところサンプリング調査に対する有効性に問題があり、福祉分野におきましては民生委員による把握が最も現実的だと考えております。

ご指摘のとおり、ひきこもりの高齢化につきましては、今後次第に顕在化してくるものと考えられますので、引き続き関係各課と連携し、特に専門機関や保健部門、それから高齢者部門と協調していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に行きます。

地区担当保健師で対応できている状況でしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

地区担当保健師で対応できているかという質問に対しまして、現在、健康介護支援課の親子すこやか班と健康づくり班の保健師7名が地区担当制をしいてます。各地区の住民に対し、担当保健師が相談などを受けています。また、訪問希望が出たところには全て対応しており、各関係機関と連携を行い、役割分担をして対応しています。また、重篤なケースの場合には、関係機関を含めケース会も開催しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 地区担当の7名の保健師さんが対応してるということですが、けれども、訪問希望があれば行くということで対応するということをお願いしましたが、今現在、保健師が継続的に支援、見守りをしている事例があるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、保健師が対応している人数としまして、4名の方を対象としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その4名の方は、今担当課で対応ができている状況なのか。それとも、ほかの県のひきこもり地域支援センターもごございますし、中央東福祉保健所もごございます。それぞれに連携して、情報共有しながら進めているということなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

そのとおりです。この4名のうち、やはり福祉事務所、生活保護の方もいますし、福祉保健所、保健所のほうとも絡んでるかと思えます。また、警察のほうにも絡んでるかと思えます。そういった形で連携して、地域の各関係機関と連携してケース会やったり、訪問したりということで対応しております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 県下では、若者サポートステーションが3カ所、サテライトが2カ所あります。香美市から最も近いのはなんこく若者サポートステーションだと思うんですが、そこにもセミナーや個別相談とかもあるようですので、つなぐことはできると思えます。こちらのほうと連携している方はいらっしゃらないか。また、こちらのサポートセンターのほうから、香美市のほうへの情報提供などもあっているのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

若者サポートステーションからの情報というのは定期的にごございます。それから、これは県教委のほうからもそうした情報が回ってきております。行事予定とかそういったものが、福祉事務所にも知らされておるといような状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ③に移ります。

あったかふれあいセンター事業は社会福祉協議会へ委託をしています。本市には土佐山田町プラザ八王子に「ボランティア家てとて」があります。また、保健福祉センター香

北には「香北サロンみによん」、サテライトで、奥物部ふれあいプラザに「物部サロンひとやすみ」があります。センター事業としての支援体制はとれないでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

あつたかふれあいセンターの地域サロン等の集いの機能を利用しまして、当事者家族のための居場所づくりに貢献することが可能であると考えております。一挙に就労支援や自立などに結びつけるのは大変困難でございますので、社会生活における自立を促し、集団での生活に徐々に慣れていただくステップとして検討していきたいと考えております。

また、こうした居場所での機会を利用しまして、関係機関につないでいくということも大変重要だと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） あつたかふれあいセンターの中で、集いを利用して居場所づくりをすることは大変、今もやっているかとも思いますけれども、このせつかくあつたかふれあいセンターが3町に、それぞれ社協のほうでやられてます。なので、その地域の地区担当保健師さんと、そして地域の民生児童委員の方も本当に地域で一生懸命やられておりますが、その民生委員さんと保健師さんを一緒に交えて、集いの中での地域のいろんな課題を共有したりとか、そして、ちょっと心配のある方を訪問したりとかいうような、そういう訪問体制とか支援体制なども、この場所で協議をしていかれたらどうかと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

あつたかふれあいセンター事業を通じて、それからまた、社協の隣には自立相談の事業所がございますので、あわせて引き続き相談支援を充実させるようにしていきたいと考えております。

民生委員さんとの協力をより高めて、困難な事例、それからひきこもりとか、なかなか見つけにくいその事案に対して、積極的に働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 2の質問を終わります。

次に、3の質問に移ります。地域医療構想についてです。

地域医療構想は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各機能について、都道府県が二次医療圏とほぼ一致する構想区域ごとに、2025年の医療需要をもとに必要病床数を算出したもので、その必要病床数を今後整備していくことになります。しかし、必要病床数は、医療法に基づく計算方法により、一定の仮定をおいて機械的に人口推計等

を代入して計算した数値であり、将来のあるべき医療提供体制を検討するための方向性を示すもので、病床の削減目標ではありません。

高知県の構想区域は、幡多区域、高幡区域、中央区域、安芸区域の4区域になっており、本市は中央区域に属しています。中央区域の調整会議は、仁淀川部会、高知市部会、嶺北部会、物部川部会に分かれています。本市は、物部川部会の協議に参加をしていると思います。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降は、県民の約4割が65歳以上になると予測されていますので、療養病床が足りなくなるのではという不安もあります。療養病床には、医療保険から報酬が出る医療療養病床と介護保険から出る介護療養病床があります。6年間の経過措置の間に、看護職員配置数が患者25人に対して1人の医療療養病床は、20人に対して1人の医療療養病床に転換するか、それとも新たに介護医療院に転換するのかが求められています。

そこで、質問をいたします。①です。

地域医療構想への見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田議員の質問にお答えします。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、人口の3割が65歳以上となり、超高齢社会を迎えることとなります。改正された医療法に基づき、将来の各地域の医療・介護のニーズに応じた医療資源の効果的な配置と、医療・介護の連携を通じて、より効果的な医療提供体制を構築するものと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 高齢者が大変ふえてくるということによって、地域の医療体制を変えていかなければならないということで、このような構想が出てきていると思いますけれども、高齢になるとさまざまな病気をやっぱり抱えるようになると思いますね。そうしたときに、やはり医療費の問題があるかと思うんですが。やっぱり医療費を抑制する、その対策の1つと言いますかね、入院をするのではなくて、できるだけ在宅のほうでというような、そういう入院から在宅への流れに沿ったものということもあると思うんですが、その辺はどんな見解でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

医療から介護のほうに来ることも確かに考えられます。在宅のほうで看ることが考えられます。在宅に帰ることになりましたら、家族の負担がふえてくる。増加するだけでなく、訪問支援やショートステイの利用が増加してくると考えられます。

介護事業所では職員が不足しているため、今後のヘルパーとかその分が危惧されているとは考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②です。

平成28年7月1日現在で、中央区域にある対象となる医療療養病床が985床、介護療養病床が1,582床です。本市で対象となる病院数と病床数について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

対象は4つの病院で、介護療養病床は71床、医療療養病床が229床（後に「292床」と訂正あり）あります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 済みません。訂正します。先ほど229言いましたかね。292床です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 本市のこの4つの病院で、それぞれに介護療養病床、医療療養病床がこのようにあるわけですがけれども、ほとんどだと思っんですね、本市の病院の中で介護と医療の病床があるというのがね。この本市の状況を見たときに、今のこの構想で行きますと療養病床を転換しなければならないわけですがけれども、そうやってきますと、課長が私からの再質問の中でも少しおっしゃっていましたが、入院したいけれども入院のベッドがないとかいうことで、必要な医療を提供できなくなるのではと懸念もしますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 現在、どのような展開になるかまだ具体的にわかりませんので何ともうかつに言えませんが、確かに在宅に変えるということも危惧されていると思います。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 具体的にはわからないということですが、今実際に香美市内で介護療養病床が71床、医療病床のほうが292床という、そこに今、香美市民だけではないですけれども入院をされている状況があるわけですね。それで、6年間の猶予はありますけれども、転換をしなければならないという状況にはなっているというのは事実なので、具体的に今の状況ですぐはわからないということですがけれども、こういう状況を市としてどのように考えていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今後住みなれた地域で最後まで住み続けることができるように、医療、介護予防、住まい、生活支援をやはり一体的に考えるというような、地域包括ケアシステム構築を早く進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ③です。介護医療院への見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、新しい介護保険施設として、生活の場としての機能、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者の受け入れ、ターミナルケアやみとりも対応と示されたのが介護医療院と認識しています。

医療療養病床から介護医療院への転換については、現時点ではどのような体制になっていくのかは、転換支援策や人員配置、介護報酬、そして設置基準など、平成29年度3月末までをめどに審議されることになっています。

また、医療機関がどのような方針をとるのかはまだ確定できていません。今後は、県からの情報や医療機関の動向を重視していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 医療従事者の確保の問題とか、病院経営のこともあろうかと思いますが、香美市の場合はこの4つの病院全て民間の病院ですので、どの方法をとるのかは各医療機関の判断にはよるとは思います。20対1にして医療療養病床を継続するのか、介護医療院を医療機関と組み合わせて新たにつくっていくのか、また、介護医療院を医療機関に併設していくのか、もう全く入院をやめて診療所だけにするとか、また新しく施設をつくるというふうにするとかも、今後の検討課題では各民間の病院のほうで、時代に応じてどのように病院経営をしていくのかということも、考えられた上で転換を進めていくものとは考えますが、香美市に住む住民としては、医療や介護のサービスの質が低下しないように、利用者の負担が遠くになりますとなかなか面会に行くのも大変でございますし、利用者の負担がふえないように、民間病院任せではなくて、やはり香美市としての姿勢を医師会とか協議の場があるかと思いますが、医師会との会議の場とか、直接その4つの医療機関に伺うとかいうことも視野に入れてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 医療療養病床から介護医療院への転換という部分もありますが、医師会とも協議はして情報としてはいただいておりますし、県との協議もしていかなければならないということも考えております。まだその分については、やはり経営を病院がしますのでどのような方針になるのか、やはり病院のほうも費用もかなり要りますので、その分また医療機関との協議もしていくことは可能と思います。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④です。

在宅医療を含む地域包括ケアの整備が求められています。地域のニーズに即した医療提供体制が必要と思います。

お手元の資料の④と⑤をごらんください。

資料④ですけれども、これを見ますと60%以上の国民が自宅で最後まで療養は困難だと考えています。実際、医療機関で死亡する割合は60%近くあります。自宅での療養が困難だという理由につきましては、表にありますけれども、介護してくれる家族への負担や急変時の対応に不安があるということが一番多くを占めています。医療や介護の双方に対しての不安があると思います。

裏の資料⑤を見ますと、終末期医療に関する意識調査で、過半数が医療機関以外の療養を希望されています。居宅か介護施設かということになっており、円グラフで示されています。在宅にいても安心できる体制づくりが求められていると思います。24時間の医療提供体制が整備をされ、家族や本人の不安が軽減でき、介護と医療の連携がとれていれば、質の低下を招くことも少ないのではないかと考えます。

その資料⑤の下にあります、在宅療養支援診療所というのがありますが、こういった診療所の存在は欠かせなくなると思います。香美市内に今2カ所あるように思っていますが、これではとても足りないと思いますし、この地域のニーズに即した医療提供体制について、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、南国市、香南市、香美市の3市で、住みなれた地域で自分らしく幸せに暮らすことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、地域ケアシステムの構築に向け、土佐長岡郡医師会及び香美郡医師会と協働して、医療と介護の連携により、地域の医療・介護の連携の事業に取り組んでいます。その中で、医療や介護の資源を調査しています。資源を把握することで、住民の方々への情報が提供できるよう整備を進めています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） どんな資源があるのかを調査をしてということですが、具体的にその資源とはどういうふうなことを示すのでしょうか、お答えください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今現在進めてるのが、3市の医療機関ガイドを作成をしています。各病院の状況・状態、在宅介護を実施しているとかしていないとか、そういった細かい部分の調査をして、その冊子をつくっていくという方向で今検討しています。

また、介護事業者のほうにつきましても、それも作成する方向性で考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 本市にも地域包括センターを設置されていますし、ケア会議も定期的に行われていると思います。しかしながら、在宅療養支援体制っていうのはまだまだ十分ではないと思っていますし、そして、その地域で地域包括ケアシステムを2025年までにという構想でやっていますけれども、なかなか地域の中のボランティアによる相互の助け合いということでは、難しいのではないかと思いますけれども、そのボランティア体制を果たしてこうつくれる状況があるのかどうか、その辺のことが1点と、やはり専門職によるサービス提供を根幹に据えないと、例えば在宅療養支援診療所があって、それを地域の核にして支援をケアシステムをつくっていくとかいうふうな形ですね、そんな構想とかあるのかどうかお聞きします。

1点目のボランティア体制がつくれる状況にあるかということと、2点目の専門職によるサービス提供を根幹に体制づくりをすべきじゃないかということ、この2点について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） ボランティアにつきましては、なかなかそこまでの体制はできていません。

専門職につきましては、やはり訪問看護とか訪問診療という部分につきましても、今回3市の介護連携の中でやはり進めていくべきやと、探していくべきやということは考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ⑤です。

地域医療構想調整会議、これが3市っておっしゃいましたけれども、南国市、香美市、香南市だと思うんですけれども、調整会議をしていると思います。中央区域の物部川部会でやっているといるんですけれども、その状況を伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

10月16日に第1回目の地域医療構想調整会議中央区域物部川部会を開催しました。高知県医療政策課からの地域医療構想についての説明が主であり、高知県の地域医療構想調整会議の体制の説明、そして病床機能報告を踏まえた現状の説明、療養病床転換制度の情報説明、医療計画についての報告を行っています。次回はまだ未定ですが、年度末あたりに病床機能報告や医療計画データブックなどを踏まえた役割分担、病床機能の進捗状況の確認、次年度の基金事業について開催することになっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 調整会議もまだ1回目ということで始まったばかりだということをお聞きしましたけれども、今年度は2回あるということがわかりましたが。こ

の調整会議、6年の猶予はあるんですけれども、調整会議はこのような形でずっと続いて、ある程度めどが立つまでずっと続いていくと思いますが、そのあたり続いていくのかどうかということと。そして、本市からは健康介護支援課長はもちろん参加されてると思うんですけれども、どの役職の方が何人参加されているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この会議につきましては、毎年やっています日本一の健康長寿県構想南国・香南・香美地域推進協議会と同じく、併設してやっております。多分これは来年もするとは言っていますが、ちょっとそこまでは不明です。聞いておりません。

あと参加ですけど、今現在、自分と包括支援センターの班長、そして、あとは香美郡医師会ですね。結構医療機関が多くて、香美市ではそのあたりですかね。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 健康介護支援課課長と包括支援センターの方が2名でスタッフで参加されているということをお聞きしました。まだ第1回で始まったばかりで、余りこう庁内での説明ということにはならないかもしれませんが、やはり年に2回こんな調整会議が今後あるとすれば、その会議が終わった後で、やはり庁内での医療・介護・福祉で連携をしなければ地域包括ケアシステム構築にはならないわけなので、やっぱり情報共有するという意味でも、そういう会議でいろいろの連絡・報告があった内容につきましては、庁内でもやっぱり意思統一といいますか、体制づくりを着手するためにも、情報共有するためにも、進捗状況なんかの会議を庁内でも年2回でも開いていくべきではないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市の庁内ですよ。それは検討させていただきますし、この会議につきましてもまだ全然始まったばかりですので、詳しい状況としてはまだ進展してませんので、また第2回目の中で療養病床とか休床等とか、非稼働の病床の状況とかいうのも出てくると思いますので、庁内の中ではまた話し合いをしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そしたら、最後の4の項目に移ります。

4. 子ども食堂について質問をいたします。県下の子ども食堂は、お手元に最後の端に資料つけておりますけれども、県下の子どもの居場所マップということの資料で、今年の10月31日現在のものです。10市7町の40団体49カ所になっています。1年前の3倍以上にふえています。

高知県では、今年より高知家子ども食堂登録制度により、登録した子ども食堂は県のホームページに活動状況や開催状況などの情報を掲載するようになりました。また、高

知県子ども食堂支援事業費補助金制度を利用し、開催するに当たり補助金を申請できるようになりました。子ども食堂の取り組みを継続的に支援していくため、この趣旨に賛同していただける皆様からのご寄附を募り、子ども食堂支援基金制度も創設をしています。

子ども食堂は、貧困家庭だけでなく、親の働き方により孤食になりがちな子どもたちにとっては、子どもたちの健やかな成長、発達には欠かせない居場所として定着をきています。きのうの地元紙には、四万十市の住民ボランティアで運営をする、四万十子ども食堂のこともカラーで少し掲載をされていました。

①です。

ふえてきた背景をどのように受けとめていますでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 子ども食堂のふえてきた背景ということについて、お答えをいたします。

子どもの貧困率16.3%という厚労省の2012年の調査結果が公表された折に、子どもの居場所づくりや食事の支援などの取り組みとしての子ども食堂がマスコミを通じて注目を集めたことから、こうした市民の主体的な活動が促進される契機になったのではないかと思います。

また旧来、町内会単位で行われていました子ども会などの、地域における子どものコミュニティが衰退したことも背景にあるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ふえてきた背景をお伺いしましたけれども、このような背景を受けて、そして、この子ども食堂ができてきたということに対してその子ども食堂の役割ですね、地域における役割、そしてその重要性、重要性があるからふえてきたんだと思うんですけれども、その辺の認識はありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

子どものコミュニティが衰退したということを申し上げましたけども、それに対する手当てとしての居場所づくりということに最も貢献していると考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 親が安心して働ける、そして、子どもにもきちっとした居場所があるということは本当に安心だと思います。親が安心して子どもと一緒に子ども食堂に行ったり、そして、子どもたち同士で気軽にそこへ出かけていくということで、学校と家庭以外に、そういった土日でも居場所があるってということになるかと思うんですけれども、それを支援をしていただいているボランティアさんの方がたくさんいるということが必要だと思います。

このボランティアさんたちは、やっぱり子どもたちに来てもらって、ここを居場所と

してくつろいでもらいたいという思いもあって、さまざまなチラシをつくっております。開催日のお知らせなどのチラシ、いついつどこでやってますからどうぞというようなチラシをつくってるんですけども、本市にも地図で見てもらったら、地図にちょっと書いてますけれども、3カ所あるわけですね。こういうふうな市の、「こども食堂まある」って初めに書いてますけど、これは中央公民館の調理室をお借りして、子どもたちと調理することも楽しみながら、月1回されているということです。そして、「ふらっと中町子ども食堂」って書いてますけども、この黒丸は高知家子ども食堂登録制度に登録してるということで、今年の夏休みにふらっと中町で6回行っております。毎回大体15組ぐらいだったそうですけれども、宣伝不足で、宣伝に行くのもなかなか大変だということで、準備不足ということも言われてましたけれども、子どもの参加はちょっと少なかったと言っておりました。

ちょっと欄外に私が書きましたけれども、子ども0円食堂っていうのも、これも土佐山田でやっています。一度新聞にも出たと思うんですけども、地域の方と一緒に、子どもだけでなく多世代が集って一緒に食事をしております。山田高校のボランティアの方も毎回男女問わず参加をしてくれている状況だそうです。

このように、ボランティアさん、やりがいを持ってやっておられます。食材やお米も寄附していただいているという運営をされているということです。やはり県の補助制度もできました、登録制度もできましたけれども、本市は就学援助率も19.2%ですし、ひとり親世帯は444世帯、これ去年の4月1日のデータですけれども、そのような状況の中で、やはり支援をしていかなければと考えるところでございますが、その辺本市としても積極的な支援の検討を今後していくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

現在、県の補助制度があります関係で市として特段の補助を考えておりませんが、ボランティアで支えられているということもありますので、この観点から社協のほうで赤い羽根一般募金の公募というのがありまして、これにより引き続き助成を行っていく予定でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 子ども食堂の方にお聞きをいたしましたら、先ほども少し申しましたけれども、そのお知らせのチラシをつくっていると。で、そのときにやっぱり親がどこにあるのか、そして、そこが安心できる場所なのか考えるときに、香美市も応援していますというような文言を書き入れることはできないだろうかというふうに言われました。やはり香美市としてイベント的にやってるということでもないの、継続してやっておりますので、後援ということにはならないと思いますけれども、やはり本市が支援をしているという文言を書き入れることで、またそのチラシを配るというふう

な形がとれないものか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 先ほど議員もおっしゃったように、県の子ども食堂登録制度というのが創設されております。一定の要件を満たした場合には、子ども食堂を県に登録する制度でございます。この制度に登録されれば、市の協賛も得られる可能性が高いのではないかと伺っております。

福祉事務所といたしましては、積極的に協賛について支援をしていきたいというふう考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、赤い羽根の募金のほうでの支援はできるんじゃないかというふうなこともおっしゃってくれてましたが、支援しますというような文言を入れるときに、例えばどこそこもってというような部分に香美市社会福祉協議会とか、例えばですけど、そういった文言を入れるっていうことは、今後検討はできるということで理解していいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 事業の協賛についての申請の様式が総務課のほうに恐らくあるかと思えます。福祉事務所を通じて、そうした協賛について働きかけをし、できるだけ協賛としてチラシ等に本市の名称を入れるというようなことをやって、バックアップをしていきたいというふう考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、以上で私の質問を終わります。

子ども食堂のほうへ一度訪問していただきまして、機会がありましたら子どもたちと一緒に食事をしてもらえたらいいかなと思えます。そのことを添えまして、これで私の全ての質問を終わりたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次お尋ねをします。

まず、定住推進課の所管する事業をめぐってでございます。

最初に、ものづくり会議に関連してお尋ねをいたします。

ものづくり会議につきましては、6月議会で質問した際の答弁では、年間3から4回ということでした。7月28日に第1回目の会議が持たれておりまして、当日の説明資料を見ますと、この会議のミッションにつきましては、香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指すということで、そのためにまず第1点、必要な取り組みを検討する。そして、取り組みの実現、実行のための施策や仕組みを形成する。そして、施策を活用し、事業者が解決課題に向けて実行するという流れが示されております。第1回目の会議では、どの会議での組織編制でありますとか、今後の取り組みについての協議がされることが通常だと思っておりますので、会議のミッションの遂行に向けたその後の状況等について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員のものづくり会議の開催状況についてお答えいたします。

11月27日に第2回の会議を開催し、来年2月に第3回のものづくり会議を予定しております。また、第1回の会議以降は、打刃物に関する分科会を3回を開催しており、鍛冶屋の学校をテーマとして意見交換を行いました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

鍛冶屋の学校創設プラン、2回目の分科会で少しやられたということで報告を受けました。

この学校につきましては、市長のほうも、ものづくり会議のミッション、ものづくり会議の発足と、この鍛冶屋の学校の検討が始まりますということで、ある意味大変前向きなお話をしてる場面を幾度かお見かけをしました。既にやっているということなんですけど、進捗、じゃあ中身について少しわかる範囲でお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知県土佐刃物連合協同組合から土佐打刃物製造業の後継者育成に向けまして、仮称ですが鍛冶屋の学校創設プランの提案があり、第1回ものづくり会議でテーマとなりました。

会議では、創設プランの記載内容以外にも、鍛冶屋の学校が香美市の伝統産業を継承するために、後継者を育成するだけの施設にとどまらず、学校を核として人づくり・まちづくりへつなげていくための理念やコンセプトの明確化、また、ブランディング等のソフト面の充実が必要であるとの意見がありました。このため、ものづくり会議の中で動きのとりやすい分科会を開催し、現在は鍛冶屋の学校検討委員会と協議を重ねている状況です。

鍛冶屋の学校につきましては前向きに検討しており、今後、基本計画の策定が必要と

考えております。平成30年度当初予算へ事業費を計上する予定ですが、学校のカリキュラムや講師、卒業後の就業フォローについてなど、今後も継続して検討委員会と協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大変前向きに進んでいただいているということで、ある意味安心をいたしました。引き続きよろしく。基本計画はつくったらアクションプラン、その年度に分けて、そこをぜひしっかりと取り組んでいただければなというふうに思いますので、よろしく願いをします。

③に移ります。

会議の設置要綱がありまして、そして、それとよく似たものに産業振興条例ってというのが片方あります。例えばものづくり会議設置要綱では、技術の向上、異業種間相互の連携、産業を支える人材育成ということで、一方、産業振興条例のほうにつきましては、産業振興に関する施策を総合的に推進、事業者の自主的な経営力を高める。そして、その経営基盤の強化を図るということ。

そして、ものづくり会議設置要綱の所掌事務と、そして、産業振興振興条例の基本的な施策、これもほぼ同じ内容です。

そして、組織です。組織も、ものづくり会議の場合は委員18人以内で、実際12名ですけども今ね。こっちの産業振興条例のほうは、組織については推進委員会の設置をやってまして、その中でうたわれてる組織は12人以内でほぼ一緒。ただ、産業振興条例のほうは市民が2人以内ということで、そういうのが入ってますけども、あとは農林業とか商工業、全部一緒なんで。この際、少し整合性というかそれを考えて、例えばですけども事務局を産業振興課に移して事業推進を図られるほうが、ちょっと二重行政。多分、委員は同じ委員を選ぶと思うんですよ。同じ委員が重なってないのかな。

だから、そういうことで少しそのように整理して、どっちかというとな産業振興条例の計画の中に、このものづくり会議がはまっていけばいいのかなというふうに思いますけれども、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ものづくり会議が市の産業発展に向けた技術の向上や異業種間相互の連携、また、ものづくり産業を支える人材を育成するための効果的な施策の推進を目的としていることから、香美市産業振興条例とは深く関連をしております。

しかしながら、ものづくり会議では、ものづくりを通じて、産業だけではなく地域の活性化を図り、学校との連携によるものづくり人材育成関連事業の調整・実施に関することもありまして、人づくり、まちづくりへとつなげていくために、地域や学校の連携等、裾野を広げた取り組みが必要であると考えておりますので、産業振興課のほうも会

議にももちろん参加しておりますが、事務局は定住推進課が行っているということが現状でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それもわからんわけじゃないですけども、多分委員は重なっていると思いますし、産業振興条例の目的の中でも、「もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与する」ということでして、そして人材育成に関しても、こちらのほうにもううたいこんでますので、できたらちょっと整理について考えられたらどうかなということで、それはサジェスションということで答弁は要りません。その担当課同士で話をして、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。次のふるさと納税に関連したものです。

諸般の報告で11月20日現在の寄附件数が1万3,174件と、寄附金額についても報告を受けました。

①ですけども、ホームページ上で公開されておりました2015年度、そして2016年度の月別のデータでは、例年12月が件数、金額ともに一番多くなっておりまして、本年度の今後の予測と返礼品のランキングの上位5位までを、一旦お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

総務省の通達によりまして、平成29年12月1日から返礼品割合を3割以下に見直しを行いました。その結果、今まで1万円の寄附に対する返礼品が2万円の寄附の返礼品となり、今までのレビューやランキング、お気に入り登録など全ての情報が削除されゼロからのスタートとなり、寄附額は1日平均5分の1の額に激減しました。

対策といたしましては、寄附金額の設定の見直しや1事業者、返礼品14品の増加、また新聞広告の掲載も予定しており、12月の予想は約2,000万円と予想しております。本年度の今後の予想額は把握が難しく厳しい状態ですが、より一層返礼品のPRや充実を図っていき、今年度の目標額に向けて頑張りたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すごいですね。激減、2,000万円ですか。去年1億円ありましたよね。だめです。

じゃあ、ランキングはわからないと。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

返礼品のランキング上位5位は、1位、高知のお山の蜂蜜「百花ハチミツ」2本セット、2位、農薬不使用等こだわり農家さん野菜詰め合わせ、3位、ゆずドリンク4本セ

ット、4位、土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用1キログラム、5位、高知県産コシヒカリ5キログラムとなっております。

お願いします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） さま変わりでですね、これ。いい機会と捉えて、何か香美市の逆に特産品に光が当たりそうみたいないい感じがしてますので、ぜひさっき言われたように頑張っていたきたいと思います。

それでは次に、②に移ります。

ふるさと納税積立先のまちづくり応援基金の残高が、1億円を超しているというふうなことでございます。これは使っていたきたいということで皆さんが寄附をしているというふうに思いますので、このコース別の基金の額とそれらの活用方針について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

コース別の基金の額は、かがやきコース3,177万6,000円、やすらぎコース1,793万2,000円、にぎわいコース450万5,000円、市長おまかせコース5,719万2,000円で、合計1億1,140万5,000円となっております。

活用方針は、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の基本理念に基づき、4つのコースで活用することとなっております。10月24日に、まちづくり応援基金等庁内検討委員会を開催いたしまして、各部署から基金の活用方法について提案があり、21の事業が採択となりました。

かがやきコース（教育・文化等に関する事業）では、小中学校へ電子黒板の導入、また文化財マップの作成、また去年も開催いたしましたが「音楽の調べ」のコンサート、子ども会へのちょうちんほか購入が採択となりました。

やすらぎコース（福祉・環境等に関する事業）では、公立保育園の保育環境整備としてアンパンマンの絵本ラックと絵本、室内遊具、健康教育プロジェクター、全自動血圧計、乳幼児マット、宝町児童公園の遊具購入が採択となりました。

にぎわいコース（産業・まちづくり等に関する事業）では、地域活性化事業として香美市キャラクター着ぐるみ3体の購入、イベント用ちょうちん、轟の滝樹木伐採などが採択となりました。

市長おまかせコースでは、保育園への防災倉庫設置や、移住定住促進事業で住み歩きマップ作成、婚活事業では「高知で恋しよマッチング」登録料の助成、姉妹都市交流事業では、鳴子、フラフ、また、お土産用のポリバックの購入などが採択となり、来年度の基金活用事業として計画をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 使い道、使うということは大賛成なんです。それでも、多分全部使うということは不安もあるし、幾らか残っていると思うんですが、その金額もしわかるようでしたら。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

かがやきコースでは、全体で758万2,000円を使っておりますので、約2,400万円ぐらい残っておると思います。

やすらぎコースでは、1,060万円を使いましたので、約700万円ぐらい残っておると思います。

にぎわいコースでは、全体が321万2,000円となりましたので、130万円ぐらい残っておると思います。

市長おまかせコースでは、これが1,154万9,000円ですので、約4,600万円弱残っておる。

全体で合計3,294万3,000円となっておりますので、7,000万円弱ぐらいは残っておることになるかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 着ぐるみ3体は何をつくるんですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 当初、香北のかりかりモモコと物部のゆずぼうやということで2体でございましたが、龍河洞リュウくんのほうも動きにくい、そしてまた、なかなか前も見にくいということもございまして、このコースのほうのお金もありましたので、龍河洞リュウくんがリーダーシップということで、それも含めて3体ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 龍河洞リュウくん大分使い古しましたからね。

（定住推進課長、中山繁美君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） それでは、それも含めて③の質問に移ります。

ホームページ上に掲載されてる会議録によりますと、現在まちづくり委員会では、人口減少に係る総合戦略について協議をされております。そして、提言に向けた協議を行うというのがまちづくり委員会の姿勢みたいなんですけれども、分野別に協議してるみたいなので、その基金の一部を関連するまちづくり委員会の小委員会に諮って、提言だけではなくて、提言を実現するための事業提案を受けてはどうかというふうに思うわけですけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、庁内の検討委員会で活用方法を決めておりますが、今後まちづくり委員会など市民からの意見も交えて、基金の有効活用ができるように検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 次に移ります。婚活事業です。

この件は9月議会でも質問をさせていただきましたけれども、何か加除を、追加とかなくなったものとかそういうものがありましたら、それも含めて簡単に結構ですから、事業の概要をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

定住推進課では、結婚支援として相談窓口の設置、イベント・講座の開催、マッチングシステムや婚活サポーターを活用した支援を中心に取り組んでおります。その中で今年度は出会いイベントを3回計画をしております、うち1回は11月に美良布を発着するサイクリングを取り入れたイベント「チャリ恋2017」を開催いたしました。今後は、今月12月23日に龍河洞キャンドルナイトでの出会いイベント「クリスマスキャンドルイン龍河洞2017」を、また来年3月11日には別府峡でジビエ料理とそば打ち体験での出会いイベント「秘境の温泉宿でジビエ料理とそば打ち体験イン別府峡」を開催する予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 直近のキャンドルナイトは、もうその参加者、内容がわかっていると思いますので、その件についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住促進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） キャンドルナイトのほうは応募が、なかなか人気がありまして、今もう男性10名、女性10名ということで決まっております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それぞれの住んでいるところとか、何か香美市限定じゃなかったですね、それがわかりましたら。

（定住推進課長、中山繁美君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） あと、年齢構成とかがわかりましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そうですね。参加者のほうにつきまして、香美市優先ということにはなっております。男性のほうは香美市から1名ということになっております。ほかには近隣町村で、香南市、南国市、高知市、安芸郡のほうに男性のほうはなっております。女性は残念ながら香美市の参加者がいらっしゃらなくて、香南市、高

知市、安芸市、宿毛市という形になっております。

参加者の年代につきましては、20代、30代ということで、男性が20代4名で30代が6名、女性が20代が6名、30代が4名ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 県がやってるからいいようなものと言っていいのか、ちょっと残念な。ここでいきたいんですけど、ここで時間とるわけにはいきませんので、済みません。じゃあ、大体わかりました。

③に移ります。

去年は2組のカップルということで、その後はちょっと把握ができていない。今年はどうなのか。せめて1名に対して、それをどうこうするわけにはいかんと思いますけど、何とかイベントに向かう意気込みをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

市主催の出会いイベントは参加者一人一人を大切にし、出会いをつないでいくことを目的として行っております。初めてイベントに参加する方でも安心して参加できるよう、職員がイベントサポーターとして寄り添ったサポートを心がけております。イベントは、市の豊かな自然や若い方が興味を持ちやすいお店などを取り入れ、市のよさを知ってもらう内容としております。香美市に人が集い、元気あるまちづくりを目指しながら、イベントに取り組んでいきたいと考えております。

また、来年度は、南国市・香南市・安芸市・香美市の4市で、連携した講座や出会いイベントを事業展開していくように計画をしております。出会いの場が広がるとともに、参加しやすい体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ、その1名の方が何とかうまくいったらいいなというふうに思います。いろんな意味で交流、香美市のいいところとか、ちょっと知っていただきたいところを足がかりにやっていますので、ぜひその取り組みを続けていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目です。産業振興課の所管する事業をめぐって、お尋ねをいたします。まず1番目、べふ峡温泉に関連し、以下に問うです。

①、台風21号による施設被害の概要、概算につきお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎議員のべふ峡温泉の被害について、お答えいたします。

本館、温泉棟、宿泊バンガローの屋根瓦等を中心に破損しております。資料につきま

してはお手元にお配りをしてしておりますが、位置図とそれから裏面に各棟の被害状況、そしてわかりやすいようにといたしますか、白黒でもわかる大きな被災の写真をつけさせていただきます。

被害額につきましては、地理的な問題とまた被害規模から、市内の建築業者さん、そして、当課が発注工事を請け負っていただいております業者に見積もりを依頼いたしましたが、ちょっと断られまして、市内の設計業者に依頼するように今準備を進めているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ全くじゃあ、予測がつかないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

規模が大き過ぎまして、なかなか業者の方が見積もりにも、一度は行っていただいたんですが全体の把握ができないということ等もありまして、建築業の方の見積もりはなかなか難しいということで、設計業者のほうに被害額の見積もりをしていただき、被害の設計を組んでいただくように準備を進めておるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

これは被害が、結局バンガローが使えないということなんで、宿泊が全くできてないということもあると思います。影響額が随分出てきていると思いますし、月別に対前年度比も含めて、平成29年度末までを一旦お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

申しわけございませんけど、ちょっと月別の被害額については出し切れておりませんが、ご存じのように繁忙期の目前の被害でして、宿泊客の受け入れができなかったために、10月、11月の収入につきましては852万9,000円、前年度同時期が1,786万5,000円でしたので、マイナスの933万6,000円と大幅な収入減となっております、3月までの収入も当然減りますので、観光協会の今年度の収支は約200万円の赤字と見込んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ③に移ります。

①で見積もりができていないということであつたら、いつ修復するかもわからない。ここ、そもそも修復をするという前提でやっているとと思うんですが、この③の質問に答えられるかどうかちょっとわからないんですけれども、質問をしておりますので、答えら

れる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在考えられる範囲では、最短のスケジュールといたしまして、1月に設計監理の補正予算の計上をして入札、そして2月に設計監理の委託契約、5月に設計のほう completed しまして補正予算を計上して入札、そして6月から工事着工して、10月には工事が完了するのではないかと考えております。ただ、このスケジュールにつきましては順調な場合ですので、当然、香美市内で民間家屋の被害も多く出ておりますので、施工業者がなかなか入札に応じていただけない場合については、工事等がおくれることは考えられます。

影響額につきましては、6月から11月まで営業をしないといたしまして、830万円の赤字の見込みを立てております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ある意味大変深刻な、本当に状況だなということがわかります。

④に移ります。

現在、香美市観光協会が指定管理をしている施設の指定管理、今年度末で更新だというふうに思っています。それについて、そのように施設を使えない部分もあるわけですが、今それを再度修復ということでやっていると、それまで人員の問題もありますよね、雇っている人員の問題もあるし、それから、指定管理をじゃあその間どのような考え方で指定管理というふうにするのか、使えない施設を指定管理するわけにもいかないと思うんで、そのさまざまな選択肢があると思うんです。それがありますので、これまでの質問も含めて施設の位置づけとか直るまでの利用形態、そして、委託先は観光協会がいいのか、公募してもなかなか難しいような気がします。指定管理料等も含めた、これはまだこれから先、庁内で協議するということになると思うんですけど、全体的な見通しを一旦お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

指定管理期間は、議員がおっしゃられましたように平成27年4月から今年度末となっております。来年4月から3カ年の期間で更新を予定しておりました。

観光協会へは、工事期間中の来年6月から工事終了までの半年程度、べふ峡温泉が営業できない状況となることを前提としまして、現在と同額の1,900万円の3年間で、何とか来年度の赤字をカバーできないか検討を依頼しております。観光協会の検討案には、4月から工事が終了するまでの間は従業員解雇という選択肢も出てくるかもしれませんが、一度解雇した従業員を再雇用できない可能性もある中で、再度指定管理を受け

てくれるかどうか不透明な部分もあり、限られた時間で協議を重ねていくこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今ちょっと僕自身も考えをまとめられません。ぜひ密に協議をして、今後の施設をどうするかということを、再確認しますがこれは修復というか全部復旧して、温泉施設として使うという前提ですね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 修復して現在の状態にしたいと考えております。ただ、結局のところ修繕をする決定が先か、観光協会が指定管理を受けてくれるか、どっちが先かというような状況にはなってくるかと思いますが、何とか現在の状況になるよう考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 当然その議論になると思えますけど、そもそも指定管理料、最初の1,900万円というその算定が、何によって算定されたかということがまずあります。基本的に指定管理料には人件費は含まれないというふうに思いますので、そこから辺本に、何とか整合性をとれるという言い方は正しいかわかりませんが、皆さんで知恵を絞って、不幸な人が余りふえないような状況にぜひ持っていただければなというふうに思います。

べふ峡温泉に関しては、この程度にとどめておきたいと思えます。

次に、龍河洞周辺活性化に関連して、お尋ねをしたいと思います。

言い抜かりましたけども、たくさん資料を用意していただきまして、ありがとうございました。

①です。

私自身、6月議会で質問して、そして9月6日の議員協議会で説明を受けた際に、協議会で取りまとめがあるというふうに言われてました活性化に向けた基本計画についてお尋ねをします。一旦、資料の説明がもしあれでしたら、ざっと説明いただければというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

資料につきましては、お手元にお配りしたとおりです（資料を示しながら説明）。

平成29年3月に発足した龍河洞まちづくり協議会において、全体協議を初め分科会やワークショップ等を重ねた上で協議した内容をまとめたもので、今後の活性化の指針となるものです。平成30年から3年間の予定になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

龍河洞まちづくり協議会と榊龍河洞みらいってというのが発足したと思うんですけども、その関係性についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

榊龍河洞みらいは、龍河洞まちづくり協議会の会員であり、お互いに連携して逆川地区を含む龍河洞エリアの活性化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 龍河洞まちづくり協議会のメンバーやと、榊龍河洞みらいは、龍河洞まちづくり協議会の構成メンバーであるということですよ。

③に移ります。

ものべみらいと龍河洞保存会の出資、その龍河洞みらいに関してですけれども、新聞報道では、龍河洞みらいはものべみらいが90.9%、龍河洞保存会が9.1%を出資すると。新会社の社長にはものべみらいの古川社長がつき、龍河洞保存会の岡崎会長も取締役として参加すると、このような報道が10月29日の高知新聞にありました。株式会社なんで、それは関係ないと言われるかもしれん。一旦、新聞紙上にそういうことがありましたので、わかりましたら、龍河洞みらいの組織構成と事業内容をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

龍河洞みらいは議員がおっしゃられてましたように、ものべみらいと龍河洞保存会からの出資で成っております、主に龍河洞の広報やマーケティング、ブランドづくり、運営体制のサポートを行ってまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、ここでこの資料に、基本計画の中にまとめられた部分の再生に向けた方向性の11ページですか、ざっと見らせていただいたんですけども、そのところのものをメンバーの1人、一員として、このところを担っていくというふうなイメージでいいんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおり、現在の龍河洞保存会の弱点といえますか、マーケティングとかそういう面に関して、弱い部分をものべみらいのほう担っていくということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、④に移ります。

これは龍河洞まちづくり協議会のお誘いがあったときに、お誘いってというのは龍河洞保存会に対してということですが、なぜそれに乗ったかという、龍河洞の商店街に老朽店舗がありまして、その老朽店舗を何とかしたいけれども、その龍河洞保存会の手には余っているというふうな状況があったように聞き及んでおります。この(株)龍河洞みらいの発足を受けまして、何かこの店舗の取り扱いについて進捗等があったらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

龍河洞商店街の老朽化した空き店舗につきましては、壁の一部が沿道に落下するなどかねてから問題とされております。龍河洞まちづくり協議会においても、早急に取り組むべき課題との見解が示されました。

市としましても、観光客への安全対策及び快適な空間づくりのための建物除却に対して、支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 除却に対する支援ということですが、これはそしたら、基本的には会社である龍河洞みらいに対して支援をしていくという感じですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、危険な建物につきましては一法人の所有ということになっておりますし、土地につきましては、個人の方の所有ということになっております。それで、個人の方に対する市からの補助はできないということで、何らかの形で、できましたら龍河洞保存会のほうに権利を移していただいて、龍河洞保存会に対して市のほうは補助をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。危ないです、あれ本当に、何とかしないと。ぜひ早く何とかなるほうがいいです。

ということは、ちょっとあれですけど、じゃあ(株)龍河洞みらいが立ち上がらなくても、老朽店舗については何とかあったということですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 市といたしましては、龍河洞保存会の財産に対しての支援はしたいとは考えておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 相談の仕方がじゃあ悪かったんですね。

⑤に移ります。

9月6日の議員協議会では、1枚物ペーパーで説明を受けたんですけど、基本計画を策定して、具体策を県及び市の来年度の当初予算に反映させることとなると説明を受けておりました。補正予算の第8号で地域づくり支援事業（龍河洞エリア活性化事業）として369万3,000円が計上されております。この事業内容と龍河洞まちづくり協議会、龍河洞みらいとの関係をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この事業は、龍河洞への誘客促進を周辺地域全体の活性化につなげるために、龍河洞みらいを含む関係団体、商店、地域住民、龍河洞まちづくり協議会等との連携を図りながら、龍河洞のPR、イベントの企画・支援、まちづくり協議会事務局の事務の補佐などに取り組んでもらえる地域おこし協力隊1名を雇用するものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、今言われたような業務内容を、香美市に籍を置きながらそこに特化して手伝っていくとか、やっていくということですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） はい。おっしゃるとおりです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、⑥の質問に移ります。

ちょっと香南市の話になって、あれと思うかもしれません。きょうの新聞、きのうの新聞やったかな。また、ものべみらいがヤ・シィパークに関連して、何かさまざまな取り組みをしているということがありました。ちょっと関連がありますので、龍河洞周辺の活性化にお尋ねをします。

香南市は三宝山の観光・交流拠点化に向けて事業展開を図っておりまして、11月29日の高知新聞紙上によりますと、運営候補に5社が決まった。そして、市と県、市商工会、市観光協会、事業候補者らによる基本計画検討委員会で今後の具体的な検討内容を詰めることとなったとの、このような報道がありました。この件も龍河洞みらいと同様に、ものべみらいの物部川流域観光活性化の一環ではないかと思われることから、龍河洞周辺活性化との関連をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

三宝山が観光・交流拠点として整備されれば、龍河洞から近いことなどから基本計画の13ページにありますように、連携して観光クラスターを形成することが考えられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 観光クラスターを形成していくということですね。

資料をいただいたのであれですけど、これ3年間でこの計画期間ということになっていますが、事業計画の内容についてというのは別紙2という、別紙2がこれついてない。別紙1はついてるがですけど、別紙2がついてないんでちょっとわからなかったんですが。

要はアクションプランを持ってしっかりと協議会で連携しながら、それぞれ役割分担をしてやっていくと、何年度には何、何年度には何という、でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおりで、この事業計画の別紙2というのは、ワークショップ等でさまざまな意見が出まして、それを初年度、2年度、3年度という形で分けて順々にやっていくという計画になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 基本計画、これは議員協議会で説明してくれる予定の資料だったと思いますけれども。またこれ、私質問させていただきましてけれども、そのものについては質問もしてませんので、もし議員協議会で説明があるようでしたら、別紙2も一緒につけていただきますようによろしくお願いします。

それでは最後に、教育委員会の所管する事業をめぐってお尋ねをしたいと思います。まず、1)です。

12月6日の議員協議会用の資料として、図書館建設用地選定に関連し、この香美市立図書館建設事業資料が配付をされました（資料を示しながら説明）。これは幸か不幸か12月6日の会議が長引きまして、議員協議会の中でこれは説明を受けなかったんですけども、次の日には新聞報道されたということになりました。それは別にして、これに関連して順次お尋ねをしたいと思います。

9月議会でも私、幾つか質問をさせていただいた経過がありますので、そのことも含めてお尋ねをします。

まず①、選定の方法に関連してお尋ねをします。選定の方法というのは、ここに書かれている文章なんですけれども。

9月の定例会では、候補地の採点はこれからだろうと、資料をいただいたときにさまざまな指標インデックスを持って、それに重みづけをしたものが提出されましたので、これはこれからやるんやろうと思ってましたら、そうじゃなかったということがわかりました。いただいた資料の中には、「香美市の図書館としての最適な位置」については建設等検討委員会で採点されおり、」ですから、このことが実は教育委員会の協議の中で多分最重要視されたと思われれます。私はそのものを持っておりませんでしたので、

資料要求をしましたら資料が出てきました。見ればわかるんですけども、これについて一旦、その採点内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

採点内容につきましてはお配りしています資料のとおりでありまして、A候補地がプラス16点、B候補地がマイナス22点、C候補地がマイナス5点、D候補地がプラス13点、E候補地がマイナス8点となっています。

なお、A候補地は、採点後に辞退の申し出がありましたので、申し出後の選考からは除外しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） A候補地が一番よかって、辞退の申し出があった。辞退の申し出一言では「はい、そうですか」と言うて構わんし、「え、何で」ということがあると思うんですが、何かありました？何でそうなのか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

その理由については言ってくれませんでした。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まあそう言わんと、考え直してくれんかえとは言わざったですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

まず電話で確認して、土地の協力していただけるかということでも確認をしました。その時点でお断りをしたいということがあまして、その日、その後すぐにお家のほうへ向かいました。それでも詳しいことは言うてくれんづつ、協力はできんという回答をいただきましたので、これはもう無理だなと判断したところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。じゃあ、それについては、一旦それで置きたいと思います。

じゃあ、次に②です。

この選定方法というところの文章を素直に読むと、これ建設等検討委員会の採点によって決まった順序、残った順序でいうとD、C、E、Bとありますが、残った順序に市民の意見をどう当てはめるかということだから協議方式にしたと。つまり、建設等検討委員会の順序で行くことがありきのように読めるわけです。私がずっと素直に読むとですよ。「様々な意見のある「市民アンケート等にある意見との適合性」や「事業の難

度」については一定の基準を設けての採点が困難であることから、採点方式とはせず、協議方式とした。」と、この文章を素直に読めばそういうふうに読めるんですけども、市民アンケート等にある意見との適合性ということの意味をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

新図書館建設位置につきましては、第2回市民懇談会、パブリックコメント、市民アンケート、まちづくり委員会、第3回市民懇談会等により意見を収集しています。収集した意見の中には、具体的な位置に対しての賛成意見、反対意見や、来館しやすい場所、安全な場所、静かな場所を支持するさまざまな意見をいただいたところでございます。各候補地の評価は、それらの条件を満たしているかなどについて協議・検討をしており、評価は行われていると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと自分の頭では理解できなかったんですけど。

適合性をどう図ったかということ。私の聞きたいのは、市民アンケート等にある意見との適合性っていうのは、どういう意味かということなんです。ちょっとうまく説明できてない、自分がね、もしかしたら。

じゃあ、順番に次の質問に移りながら、少しその点を重視しながら進めていきたいと思えます。

やっぱり、前段に一度Aコープの位置ががらがらぼんとなったときに、市民等の意見を入れるためにはやっぱり新しく検討委員会を立ち上げて、そこで市民の参加を得てやったらどうですかという話をしたと思います。そのときのお話の中で、市民の参加はいただかないわけですけども、そのかわりにアンケートであるとか、先ほど言われた懇談会とか、まちづくり委員会での意見を重視してというお話はありました。それをどう見える化をするかということで、私は9月議会で、ある意味ちょっと同じように点数でこの土地を評価するなら、意見も点数にして同じ土俵にのせてやるべきじゃないかということについては、お話をさせていただいたと思います。それがそうしなくてどうやって、その位置が選ばれたことについて僕は言ってるわけじゃないんです別に、それをどうこう言ってるわけじゃない。その過程がちゃんと説明責任を果たされる過程ですか。過程でちゃんと決められましたかということ言ってるだけの話なんで、そこは誤解をしないようにしていただきたいと思うんですけども、③の質問に移ります。

9月5日の建設等検討委員会のほうに、建設位置検討部会での検討結果が報告をされています。これは課長が議事録を公表したことを、僕はそこはすごく評価してるんですけども、そのことによって協議の内容が一定知ることができるんで、それを見てのことなんですけれども報告をされています。その際の議事録にあるんですけども、「広域のロケーションについては全体の広域の考え方から別で考えて評価をするということ

で、ここでは点数化はしていない。」、点数化していないっていうのは、資料で最初やった点数をつけるときに、広域ロケーションについては評価していない。「また、土地の金額が高いとか安いとか交渉がしやすいとか所有者が少ないとか多いとか、そういうところも予算内であればいいということで今回は評価の対象外としている。」、選ぶときの対象外としてる。そして、もういっちょ。「第一候補地について市議会に報告をした後に測量・土地評価を行っていくこととなる。」。A案、B案、C案というのがありまして、これはコンサルタントがこの候補地の決め方について、建設等検討委員会に対して説明をしているところの抜き書きなんですけれども。「これが一番オーソドックスなスケジュールになっていくと思うが、問題としては第一候補地に用地調査をかけた結果、不調であれば第二候補地に移行することになり、」云々、これは時間がかかるということ言うがですけども。この発言からすると、財政面とか事業の難度については、用地の選定の次のステップでという意味に受け取れるわけです。

だから、ここで言ってる選定等の方法の一番の下のところですけども、「地権者全員への意志確認作業を完了した後、「建設等検討委員会の評価」「市民アンケート等の意見」「財政面」「事業の難度」「地権者の合意状況」などを検討材料とし、候補地の選定と位置付けを行った。」と書いてますけれども、これはこのコンサルタントの言ってることとちょっと矛盾するんじゃないかなと私は思うわけです。まずは建設等検討委員会の評価と市民アンケート等の意見によって一応決めて、その後で第1候補地の用地を測量するとか、調査をかけた結果だめだったら第2候補地に行くというふうに私には読めるわけで、用地を決める際に、その後の財務面、事業の難度というところ、ここは後でやるっちゅう話じゃなかったのかなというふうに読んだわけです。そのことについて、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

建設等検討委員会での土地評価は、新図書館としての最適な位置を評価する委員会であり、財務評価は行っておりません。また、CMの発言の測量・土地評価という部分は、土地価格の鑑定評価額を述べたものであり、財政面と事業難度を加えた候補地の評価を述べているものではありません。一般的には、候補地を選定する場合、財政面を含めた総合評価に基づき選定を行い、その結果を公表するものと考えております。

なお、教育委員による候補地の選定は、建設等検討委員会による評価及び市民アンケートなどの資料の検討に加えて、財務面と事業難度を検討材料として協議し、順位づけを行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） さっきも言いましたけど、財務と事業難度は後でやるっていうことじゃなかったの？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

財務と事業難度については、当然地権者数とか埋蔵文化財の包蔵地とか仮設図書館の必要性などもありますので、その点につきましては、最初これぐらいのお金が必要というのを示したものを全体的に捉えて、土地の順位づけを行っていくということをやっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 後にだんだん続いていくわけですけど、市民の意見をどう尊重したかということが一番の私の質問の肝です。だから、コンサルタントの最初の方針では、私自身はそういうふうには読めなかったです。まず、自分は建設等検討委員会、用地選定の指標づけもおかしいという意見ですから、それを本当に何とかしなきゃいけないということで点数化、見える化したら、市民の意見もそうやってやらんと、後々ちょっと説明責任が果たせんというか、説明する場合、相手によって納得をなかなかしていただけない場面が出てくるんじゃないかという危惧があるんで、お尋ねをするというか確認をするというか、そういうことをしてるわけですけども。じゃあ、財務と事業難度というの、ある意味ここでは検討したと、教育委員会の中で検討したということではないですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、もう一点確認しておきますけども、第1候補地がちょっといかんと、だめになった、これはちょっと難しいよとなったら、第2候補地に移るという方針も変わりませんか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

その方針に変わりはありません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、④に移ります。

1月7日の建設等検討委員会で、教育委員会での候補地の選定と順位づけについての報告がされています。これも議事録があるんですけども、報告がされております。議事録では「本委員会の評価、市民アンケート等の意見、財政面、事業の難度などを検討材料として、総合的に判断できるように協議を行いました。」とこうやって以下、候補地の選定と位置づけの結果報告と、それに対する質疑はなぜか省略されてます。議事録

が長くなり過ぎるのか何かよくわかりませんが、そこが省略されてまして公表はされていません。

そこで、さまざまな多分意見があつて、市民の意見ですけども、一定の基準を設けての採点が困難であるとして、採点方式とされなかった市民アンケートの意見です。市民アンケートの意見、結構厚いです。どのような形で取りまとめられて、協議・検討材料とされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

市民アンケートにつきましては、ホームページに掲載している回答を取りまとめて冊子にしています。その他の収集した意見は、箇条書きにした形式で資料化し、委員の方には全ての資料を確認をしていただいた上で、協議・検討を行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これをそのままぼんと渡した？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 市民アンケートなどの取りまとめにつきましてはCMが行いまして、説明等は資料の配付とスクリーンを使って項目ごとに結果に対する特徴等を説明しまして、その後、質疑なんかもいただいたところでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 再度聞きますけど、これと同じものでやったんですか。この自分たちもいただいた資料です、アンケート。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

手違いがなければ同じものでやったと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これすごい難しいんですよ、この資料を読み込むのが。説明はこれ誰がしたんですか。もう一回。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

委託の中に入っていますので、CMが行いました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） どう説明したか本当に知りたいですよ、これ。これわからないですよ。じゃあ、ここの部分は、もうこのままの資料を順番にスクリーンに映して、例えば現図書館の利用について利用する頻度をお聞きしました。土佐山田本館ほぼ毎日

とか、これを全部順番に映しながらやったということですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

順番にはやっております。そして、問題点とか気づいた点とか特徴なども加えて説明をして、その後にまた質問があれば質問してくださいよという形でやりました。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 質問はありましたか？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 質問はあったと思いますが、その内容については今ちょっと思い出すことはできません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君

○4番（山崎眞幹君） 思い出すことができん質問は大した質問じゃなかったということだと思うんですけど。わかりました。そういうことでやられたということですね。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、午前中に引き続きまして、（2）です。（2）選定等の結果と理由について、関連してお伺いをします。

ちょっと見抜き等があるかもしれませんが、まちづくり委員会の意見、市民懇談会での意見、市民アンケートでは、自由記述の中でDに関連する候補地を希望する意見が3、Cに関連する候補地を希望する意見が18ありました。このことを協議会の中ではどのように取り扱いをされたか、そして結果に反映されたかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

意見収集は、各候補地に対する投票形式ではなかったため、特定の意見だけを取り出して比較をするのではなく、総合的な協議・検討を行っています。したがって、議員が2候補地について比較した意見の数値を示されましたが、選定はその他の意見を含め、全体評価により適正に行われたと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） おかしな意見だと思います。それは指摘しておきます。

次、②。

C候補地について、香北・物部からアクセスのよい場所ではないと評価されておりますけれども、そこは本市の市街化区域内の中心地でありまして、その評価には疑問を感じます。そこで、アクセスがよいとはどういう意味かをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

それぞれの評価は個人によって差異はあると思います。主要幹線道路の国道195号やあけのぼ街道沿いの候補地とC候補地へのアクセス評価を行う場合、C候補地は香北・物部からアクセスはよいとは言えないと判断されたものであると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それも何か変な、意味がわからない答弁だと思います。市街地の中心地がアクセスがよくないというふうに評価されるわけですが、これはコンパクトシティー化を進めるとか、香美市の中でも都市計画というものがあって、その中でやっぱりいろんな計画もされてて、それがあつた中で例えばここでアクセスがよくないというふうに評価すると、じゃあ、その図書館の跡地って何か使う、そのときも何かちょっとマイナス評価、みずから持っているその土地に対してマイナス評価をください。だから最初にも言ったように、建設位置等検討委員会の結果について市民の意見をどうなすっていくか、どう張りつけていくかということのを恣意的に考えたとは思えない。指標をつくってないわけですから。というふうに思います。それはちょっと変な話だと思います。それはそれとして置いておきます。

③。

C候補地について車の入出場がしやすいところ、見通しのよいところではないと評価されています。隣接する道路は一直線で、買収予定の土地の間口を見ると狭くないと思います。その評価にもだから疑問を感じます。

そこで、車の入出場がしやすいとか見通しのよいというのはどういう意味か、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

評価は道路の幅員が広いか、歩道の幅が広く安全が確保されているか、片側1車線が確保されているかなどが重要視されたものだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 車の入出場がしやすい、見通しのよいとはどういう意味かを尋ねてます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香北・物部の市民の方がC候補地に至るまで、国道・市道を通り到達することになります。しかし、残り2候補地のD・E候補地は、C候補地に比べて片側1車線の国道・県道の沿線であるとともに、歩道が設置されており、進入しやすいことなどでアクセスの評価が行われております。

また、将来あけぼの街道が香北町、物部町まで開通すれば、D候補地のアクセスはさらに良好になると判断されたものであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何か違う答弁してますけど。車の入出場がしやすい、見通しのよいとはどういう意味かと聞いています。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

繰り返しの答弁になりますが、歩道が設置されており、進入がしやすいことだと思います。

アクセスとは、接近とか進入とかいうことの意味を指していると思いますので、そういう答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 繰り返しになりますが何が言いたいかということ、アクセスとか入出場とか見通しというのは、土佐山田町内であればそんなに変わらないと思います。だから、こういうことを評価項目にわざわざ書き出して、市民の意見としてありましたなんて書くこと自体が、ちょっとどうかなと思うからずっと質問をしてました。

次に行きます。④。

D・C案ともに立地を利用率に結びつける判断をしていますけど、利用率の向上というのは、場所のせいじゃなくてニーズに沿ったコンテンツの充実とか、建設に至るまでの市民参画の意欲の掘り起こし、そんなものによって目指すべきものであるというふう考えます。

ちょっといい例があったんであれですけど、最近の五輪のマスコットを選ぶのに（資料を示しながら説明）、小学校で香美市も参加してますか、やっています。だから、この新しくできる図書館に対して市民の皆さんの意見をどうやって反映して、そして、そこに参画をしてくれることをふやすということをやることが、実は利用率の向上に結びつけるという意味なんだと私自身は思ってるんですけど。それをただ単に場所の問題でそういうふうにして、それで、それは市民の意見だのごとく書くのはどうかと思いますよ。見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

議員が述べられましたとおり、提供するサービスの充実や利用者の満足度を上げ、利用率の向上を目指すことは大事であると考えております。しかし、香美市の図書館として総合的に充実させるには、立地に関するアクセスのよい場所や通行の安全確保等は、必要であると判断したものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私はだから数のことを問題にしてなかったですけどね。3、18、それからAコープ、もう一つ候補地を押す意見もありました。その意見の数を無視しないで。じゃあ、市民が望んでいる場所に対する取り扱いを全く無視して、それをしながらその利用率、利用するのは市民ですよ。その利用率のために場所の話がどうのこうのって言うのは、それがただアクセスの話とか、そういうことに結びつけられるということについてはすごく疑問です。どうですか、その点。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

現実的にあけぼの街道の沿線には、住宅、マンション、大型店舗等が建設され、開発が進み人口は増加傾向でありますので、まちづくりの観点からすれば、新図書館の建設は適切であると判断をされたものであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 次に移ります、⑤。

前回の評価では、都市計画を含むまちづくりに関連のある課長等が評価に加わってございました。また、7月28日のまちづくり委員会での資料でも、都市計画 まちづくりの観点からとこういう資料です（資料を示しながら説明）。これはCMがつくった資料で、まちづくりの観点からの説明を行って意見を求めています。今回の教育委員会での候補地順位づけにつきまして、まちづくりの観点からどのように行われたのか。委員会自体も、この施設を生かしながらのまちづくりの活用については随分話されてまして、それを一旦まとめ、まちづくり委員会でわざわざこの資料をもとに検討をお願いして、そのまちづくり委員会の検討の中でも、例えばあけぼの街道沿いは民間開発に任せて、公共事業や土地の動きがなくなっている中心地で行うべきとか、こんな意見もいただいています。どのように行われましたか、まちづくりの観点から。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

これまで実施しました市民アンケート・市民懇談会・パブリックコメント等の資料の提出及び建設等検討委員会では、都市計画の観点から今後はあけぼの街道沿いを中心に開発が見込まれ、あけぼの街道周辺の位置に重きを置くべきなどの意見。市街化調整区域では、図書館は開発事業の対象であること。また、まちづくり委員会の意見では、香

北町、物部町からアクセスのしやすい場所であることに加えて、美術館の近くに建設し、文化施設を集合すべきなどの意見を考慮しつつ、財務評価等を加えて、候補地ごとに合議方式により評価を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 前回の評価に加わった人たちに再度、この3つですか、5つですか、決まった中で最終的にどうやる？3つ持ってたのかな。それについての意見を聞きましたか。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 都市計画ですよ。例えば企画財政課もそれに関連してます、建設課も関連してます。前回の検討委員のメンバーには、そういう市内のまちづくりに関する重要なメンバーがその土地の選定に当たりました。そして今回は建設等検討委員会をつくってやりましたよね。やって、それで教育委員会で話をしました。それじゃあ、その次に、10月21日に市長に報告したとなっていましたけども、その手前にまちづくりの観点からどうですかという意見を、前回意見をいただいた方々からいただきましたかという話です。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

それは行っておりません。

以上です。

○4番（山崎眞幹君） なぜですか、その理由は。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

それにつきましては、建設等検討委員会、建設位置検討部会、また教育委員会等で十分な議論がなされていることから、これはみんなの合議であると考えたからです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それ、いや本当にそうなのか。じゃあ今まで、ここに至るまで、企画財政課であるとか建設課は、この案というか成案が成ったということについて全然知らなかったということですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

報告してないので、知らなかったことになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） おかしな話ですよ。私はおかしいと思う。その話を聞いて

例えば、企画財政課長、建設課長、どう思いますか。質問しました？

○議長（小松紀夫君） その前に生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 申しわけございません。建設等検討委員会の中には建設課代表の班長、それから、企画財政課の班長が出席しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その後で教育委員会で話をして場所を決めたわけですね。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それについての報告、意見等はもらわなかったですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

再度質問を。4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 確かに点数を上げて、位置を決めるところにはその担当がいたかもしれません。でも市民の意見とか、ほかの要素を加えて教育委員会で話をして、あの場ではこうでしたけどもこうなりましたと、これで行きますけどいいですかという話は、建設課とか企画財政課、それにはする必要がなかったんですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

まず9月5日だったと思いますけれど、そこなくで市民アンケート等の資料をもとに、候補地の点をつけましたよということを建設等検討委員会で報告しました。それを持って9月8日に教育委員会に報告をしまして、教育委員会でその後、協議をして順位づけを行いました。それで、その後に、11月7日に改めて教育委員会でこういうふうな順位づけがなされたよということで、建設等検討委員会で報告はしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その場に、そしたら企画財政課の担当も建設課の担当もおったということで、それでよしということになったということですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

報告して、反対意見もなかったのでよしと判断しました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 担当課の課長の意見を聞いてもいいですけどもそこまでは、どうしょうかな、聞きましょうか。

建設課、今までの議論を聞いてまず候補地、課長の意見はコンパクトシティー化、これは重々聞いてます。その観点から見ても、当然その前の部分でオーケーということであるならば、とりたてていうことはなかったのかもしれませんが、報告ぐらい受けて、こうなりました、よろしく。これから先いろんな調査もありますとかいう話があってもよかったような気がします、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

候補地について、A、B、C、Dといろいろあったみたいですが、全ての場所の把握っていうのは、申しわけありませんが私どもはしていませんでした。うちの担当が大体建設等検討委員会へは行ってますが、用地の最終決定の場というところには行かせませんでした、やはりいろいろな観点があるため。ただ、用地を決める意見としましては、やはり現有地の建て直しが一番かなという意見も建設課内での話ですが、また、あけぼの街道沿い、JRから北が開発になっておるため、そちらのほうに行くにはやはり民間開発ができるどころ、やりやすいところに関しましては、民間開発で宅地化になるというところは、やはりそちらのほうでやってもらい人口がふえるところ。そのほかの隣接した市街化調整区域なり民間開発では、建ちにくいところがベストではないでしょうか。あと、それと当初から言われてました香北・物部からのアクセス。それと一番やっぱり大事だったのは小学生・中学生が行きやすい、自転車で行きやすいところという議論まではしましたが、幾つかあった候補地の大体の場所は聞いたりもしてるけど、直接記憶はありません。教育委員会のほうで決まってから、ここをしたいからということのお話は聞き、そこら辺に対するうちが持つておる土地の事情、経過などということ。

それと、追加の話で関係ない話になるかもしれませんが、事業をやる上には地権者の協力、それが済めばもう8割、9割僕は済んだもんというふうな、いざ工事をやる側にとってはそう思っております。

また、教育委員会のほうで決められた案件ですので、決まった以上できる限りの協力は、今後もしなければならぬと考えています。

ちょっと質問との意味がずれてるかもしれませんが、以上です。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長もいきますか。

企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

詳しいことがお答えできるかわかりませんが、うちの課では財政担当の班長が出席しておりました。ですので、主に予算的なものの監視といいますか、幾らでも要望されても困りますので、ある一定その歯どめ的な役目もあったかと思えます。その中でいろいろ意見が出されて、最終的に決まったというふうに認識していますので、うちの課としては、それを尊重するという形になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 以上のような状況です。ちょっと僕、質問時間が短くなつてますので、ここで長くやっていると次行けません。

ぜひ参考までに、ちょっとまちづくり委員会の中で示された資料の中に（資料を示しながら説明）、ちょっとこれを映すのどうかなと思って使わなかったですけど、はっきりとしたゾーニングを、ここのゾーンに考えてますというゾーニングを、実は日建さんがまちづくり委員会のメンバーに示しています。このわざわざ赤丸で囲ったところに今の候補地はないんです。そういう、ここのゾーンを考えますと言って意見をもらったというのをまず1点、指摘をしておきます。まちづくりの観点からは、ちょっと建設課の意見とも違っている。でも、企画財政課は決まったことは何とか応援したいということだったと思います。

総括に行きます。

協議方式で行われたというこの順位づけの客観性をどう担保するのか。市民懇談会等、今後のスケジュールに臨んでいくのかをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

教育委員会での評価及び順位づけは、市民アンケート・市民懇談会・建設等検討委員会の採点等協議・検討に加えて財務評価、いわゆる土地の購入価格、物件の補償費を考慮し、合議方式により手順を踏んで決定したところです。

今後、市民懇談会等において、これまでの手順、経過等について丁寧に説明し、できる限り公開できる部分は、公開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 議事録を見ると、事務局はこの3つ候補地になったところで、パブリックコメントを求めてどうしましょうかとか、市民懇談会で相談しましょうかって相談してるんですね、すごく真面目にやっているんです、相談していますけど。

そのよしあしは別にして、やっぱりこれどう考えても私自身は変な決め方だな。何回も言いますが、建設等検討委員会で点数によって、その加重については私自身は疑問がありますので、9月議会でいろいろ言わせていただきました。どうしてそこへマイナス、プラス、そして乗数があるのかということについては言わせていただきました。そういうことをやった決めたところに、もう市民からどんな意見があったか数のことは勘定に入れてない。こっちが3つ、向こうが3つか4つあったかな。それから、もう一つは18です。じゃあ、市民の意見はどうやって入れるのということがありますので、次の②です。

客観性を担保し説明責任を果たすためにも、検証作業が必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

候補地の選定方法については、先ほども申し上げましたとおり、選定に至るまでの手順、経過等について丁寧に説明し、公開できる部分は公開していけば一定の理解はいただけるものと考えていますので、検証は今のところ行わない考えでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 議会へ相談して、議会に一応承認を受けてから、その次の手順に移るといってお話をコンサルタントはしてたわけですけども。ちょっとそれとは違う、承認ということがどういうことなのか。議員協議会を12月6日に開けなかったの、新聞発表がすぐあってそれで決まりましたみたいな。順番が決まりました、当然第1候補地しか出てないんで。でもまあ、私自身資料をいただいてチェックして、これぐらいのことがあったんで、これから先、説明会とかに臨むときには、ぜひ私の意見もこの質問も参考にして、皆さんの共感と納得のいく説明をしていただきますよう、どうぞそれに心配りをしてください。

それでは、次の質問に移ります。2）保育園運営委員会に関連して、質問を行います。

保育園運営委員会の必要性・重要性等に関連しては9月議会で質問しましたがけれども、その際の答弁では12月にはそれが立ち上がるというふうなことではなかったかと記憶しておりますので、その後の経過についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保育園運営委員会の経過について、お答えいたします。

香美市保育園運営委員会設置要綱につきまして10月に見直しを行い、改正後、委員の委嘱を行っております。また、第1回の委員会を12月5日に開催しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 10月に設置要綱の見直しをして、12月に開催したということですので、次の質問に移ります。

メンバー構成をお知らせを願います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） メンバー構成について、お答えいたします。

メンバーにつきましては、保育所職員3名（園長、主任保育士、中堅保育士が各1名）です。そして、保護者代表3名（土佐山田地区、香北地区、物部地区から各1名）、次に、学識経験者1名、香美市教育振興基本計画策定委員2名、教育委員1名、校長会代表1名、特別支援保育コーディネーター1名の計12名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、③に移ります。

所掌事務についてお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 所掌事務につきましては、香美市保育園運営委員会設置要綱第2条により「運営委員会は、香美市の保育所運営について必要な事項を審議し、意見を述べるものとする。」となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、ちょっと設置要綱に関連して、前の設置要綱から修正したところはどこですか。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 直接にはこれ通告してなかったんで、大丈夫ですか？わかりますか？

例えば前の設置要綱では委員は15人以内とするとかなくなってましたけど、12人？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 委員の人数につきましては現在も15名以内となっておりますが、現在は12名の委嘱になっております。必要に応じて追加できると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ所掌事務に関連するわけですが、これ結局、「保育所運営について必要な事項を審議」とあるわけですが、前回も質問したときに一定指摘させていただいたと思いますけれども、この運営委員会は何のためにやるかということ、ニーズに合った保育サービスの提供と柔軟な見直しということに関連して、運営委員会を置くということだったと思います。その保育ニーズの把握については、保護者へのアンケート形式の保育ニーズの調査とかいうことも一定その下敷きとしてあるわけですが、この審議の仕方ですね、所掌事務。

ちょっと待ってくださいね。一旦質問を整理しますね。

所掌事務にかかってくるんですけれども、そしたら④に行き、それと関連しますもので中身についてお聞きをするわけですが、開催の頻度をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今のところは年6回程度を考えておりますけれども、本年度につきましては、あと2回、3回の開催を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いいですね。年6回、いいと思います。

その頻度で、じゃあどういふふうに会を運営するかということなんですが、これは前にも言ったように保育所を再編するとき大きな2園をつくる。そのかわりに、この運営委員会で新たなサービスとかいろいろな問題点を協議していきましようということで、プランをつくる中でできてきた運営委員会なんです。だから、その会の持ち方としては、確かに「必要な事項を審議し」とありますけれども、それを例えば会の中で幼保が、今の保育園の現状はこうですか、こういう課題がありますとかいうことで、まず説明をして持つ会ではないんじゃないかなというふうに私自身は思ってるわけです。だからどういふ会を、会の運営の仕方ですよ、6回の会の中で会の運営の仕方をシミュレーションとか、計画をしてるかをちょっと聞かせてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

第1回の協議では、まず議員のおっしゃられましたとおり、保育所の概要とか課題とかについて説明を行うと同時に、今後の委員会の方向性とかスケジュール等についてご説明いたしました。

年度内に残る2回につきましては、平成30年度改定予定の保育所指針の説明でありますとか、香美市教育基本計画の方向性でありますとか、保育園と小学校の連携・接続等について説明をして、保育の今の現状とか概要とかについて把握していただくといいますか、知識を深めていただく会議を年度内は行っていきたいと思っております。

それと、来年度以降につきましては、要綱の趣旨も踏まえて就学前の子どもたちのあるべき姿でありますとか、保育園と小学校の連携・接続、地域とのつながり、それと香美市保育園としてあるべき姿、時代のニーズを取り入れた保育といったことを柱として、検討・協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのこともすごく大事なんです、大事だと思います。でも自分は逆だと思います。逆という意味は、まず保育園に預けている保護者とかその保育園にある問題は、大きな流れの中でのそういう話は当然必要ですけども、皆さん現実的に問題となっているのは今どうなのか、今ここにこんな問題があるあんな問題があるということが一番大事で、それに対する説明は今言われたような教育指針であるとか、保育方針であるとか、そういうものについて説明をすることによって納得をしていくというふうな、ちょっと今までにないスタイルのどっちかということと保護者会、これだと3名ということは联合会ですか。联合会じゃないか、香北地区は1つやし、物部地区は1つかな、そうすると土佐山田地区は联合会になるんかな。そういう中でどっちかと言うと、まず保護者がみずからの仲間、保護者会が保護者に対していろんな問題点を洗い、ピックアップをする、アンケートをとって、そういう今それぞれ問題がありますよと。それ

をその会に持って行って、これを解決するためにはどうしたらいいか、知恵を集める、そういう会じゃないと、ここにこの会を置く意味があんまりないんじゃないかなっていう。全然ないわけじゃないですよ、僕はこの会は絶対必要やとずっと思ってますから。でもやっぱり、保護者のニーズに対して現状はどうなのかということのを俎上にのせて、そこで教育関係の方も、これは保育関係の方だと思いますけれども、そこでいつも問題になったのは、保育士さんたちは「いや、私たちの保育方針はこういう方針です。」と言われたら、みんなそこで終わってた、いろんな問題が、そういう経過がずっとあるんで。それをじゃあどう突き崩したということの中で教育的な観点、専門家の意見が必要なわけで、だから、事は逆じゃないかなと私は思ってます。それについてどうですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今回の委員のメンバーには、保護者の代表の方3名も加わっていただいております。現場で預らせていただくほうの保育職員も3名入っておりますが、またこれに幼児教育の専門家の第三者委員会もかかわっていただけて、高知大学の先生も加わっていただいておりますし、保育のコーディネーターも加わっていただいておりますので、その辺は保護者の意見といいますか、そちらのほうからの立場での協議もできるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと時間を見ながらやっていますのであれなんですけど。

やっぱり今ある保護者のさまざまなニーズに対して、香美市としてはどういう説明ができるか。それに対して、そのサービスについて考えることができるかというふうなことで今のシステムの話がされても、保護者はあんまり関係ないんですよ。本当にそう思います。

だから、まず底辺のニーズの調査を保護者会がみずから、行政がやるんじゃなくて保護者会に頼んで、保護者会がニーズ、困っていること、文句言いたいこと、それを一度出して、6回会をやって、そういういろんな問題を検討する会ができれば、そこへ持って行って公式的な見解をもらうから、そうやってやってくださいというふうにするほうが、生産的やと僕は思います。再度。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保護者のニーズ、現在考えておることなどの意見をいただくような会議にもしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まず、それファーストでよろしく申し上げます。迫ってきましたんでね。

次に移ります。放課後児童クラブに関連してお尋ねします。①です。

平成29年3月議会で、行政の施策は法令にのっとって行わなければならないことか

ら、放課後児童クラブの指定管理については、他の管理者のいる施設を指定管理をさせることは違法であり、是正すべきであると指摘を行いました。その際の答弁では、そのことについては直接の答えがありませんでしたけれども、このことについて再度見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童クラブの指定管理の業務の範囲につきましては、条例で児童クラブの運営についての業務としており、市が直接管理する業務の部分と指定管理の業務の重複はないと考えております。

指定管理者制度は、本来、対象となる公の施設を包括的に1つの指定業者に行わせることを想定していますので、このことについて県に問い合わせをしたところ、自治体の諸事情を踏まえ、条例で業務の一部を指定管理とすることも可能であるとの見解はいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、どっちの管理者が主になって、どっちの管理者が従になるんですか。例えば、かたじ児童クラブ、香長児童クラブ、そして、たけのこ児童クラブ。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 建物そのものといいますか、施設そのものの管理は市ということになります。条例のほうで児童クラブについては、児童クラブの運営についての管理を指定管理しておるという形になっております。で、児童クラブは、市に対して使用の願いと減免の願いを出しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何かちょっと違うと思いますけど。

例えば、かたじ児童クラブは中央公民館の管理、市の管理と言うたらそうやけど中央公民館の管理、そして、あそこには土地改良区も入ってますよね。これ、どう解釈したらいいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 土地改良区が入っておることについては、児童クラブのかかわりについては、ちょっと私どものほうではわかりませんが、もともと産業の観点での事業で建てておる施設であるというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ますますわからなくなりましたけれど、これやってる時間がなくなりましたんで、今のところ県はオーケーやということで、じゃあ②です。

まあけどオーケーと言っても、エクスキューズがついたオーケーよね。完全にもろ手を挙げたオーケーじゃないわけやから。次回の指定管理の更新まで、次回というのは来年やけど、どのような対応を考えているのか、お尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童クラブの運営につきましては、母体となる新たな組織づくりの動きが始まっております。また、民間事業者からの問い合わせもあっております。

1つの団体による一括しての運営や、学校区域別による運営など幾つかの方法が考えられますが、このことについては、まちづくり委員会の健康福祉・教育小委員会でも議論が行われております。また、9月議会でも指定管理期間を短くして、香美市に合わせたやり方を関係者で協議しながら進めることについてのご提案もございましたので、その方向で平成30年度1年間のみは、現状の指定管理でお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今の答弁でとりあえず受け取っておきまして、ちょっと今いろいろ考える時間がなくなってきましたんで、来年は1年ということで、以後考えるということですよね。わかりました。

じゃあ、最後に4)です。

ファミリー・サポート・センターに関連して、お尋ねをします。

事業の概要についてをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員となって、子育てを地域で助け合う会員制の有償ボランティア組織となっております。例えば、保育園の送迎や買い物などの外出時、冠婚葬祭などの緊急時に利用することになります。

センターの業務としましては、会員の募集、登録その他会員組織の業務、会員同士の相互援助活動の調整、会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催、会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催、保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整などになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） センターって言うと何か場所が必要な感じがするけど、場所じゃなくて人というか組織というか、そういうイメージでいいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何となくわかりました。センターにちょっと引っかかったもので。

そしたら、そういうふうにならざるを得ないものだと思いますが、事業の開始の時期について、いつごろを予定をされておられるのかをお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 平成30年8月の開設を目指して動いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この8月ってというのは、何か意味があるがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） これまでも何度かご質問受けておりますが、まず平成30年度に手を挙げて補助もいただいて事業を始めることとなります。4月から事業そのものには着手しますが、それから会員の募集でありますとか、講習会とかを重ねて準備をした上で、そのファミリー・サポート・センターの事業そのものは8月ぐらいを予定をしておるということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、③に移ります。

委託先に「いなかみ」という名前が出ましたが、こういう事業を委託するときは、まず公募ということも一旦あるとは思いますが、その有無をお尋ねするとともに、いなかみにつきましては、私たち定住人口増加促進特別委員会の中でも随時報告をいただいてまして、その活動ぶりというか、すごく充実した活動をしているんです。1名ふえたことによって、随分ウイングが広がって充実した活動をしています。それで、できたらもうちょっとそこに力を入れてほしいなというふうな、私はそんな気がするんですが、いなかみということにもしなると、移住定住業務との関連性、またその業務との並立が可能であると考えているのであれば、その根拠についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、選定の方法とかいうこともあったかと思うんですけども、選定につきましては、公募によるプロポーザル方式を予定しております。

先ほどいなかみの話がございましたけれども、いなかみさんのほうでは、この移住定住業務との関連を強く意識をされております、子育てに関する業務というものを。そこで、いなかみさんのほうから声がかかったというような次第でございます。

移住定住業務との関連性については、先ほども申しましたように移住者、特に子育て

世代にとっては、子育て支援の充実が1つのポイントになると考えられます。子育て中の移住者は、子どもの預け先となる親族などがいないという場合が多く、移住定住業務とファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援業務の関連性が大きいということでございます。実際、先行している佐川町では、ファミリー・サポート・センターの存在も、移住者に対する売りの1つになっているということです。

並立の可能性についてですが、この事業を行うことにより職員の雇用が可能になります。会員の募集や登録といった、先ほど基本的な業務で申しました事業などをする必要はございますが、香南市の社会福祉協議会では、兼務で業務に当たっておると聞いておりますので、事業の成立は十分可能であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ファミリー・サポート・センターじゃないですけど、本当にいなかみさんは随分努力をして、県下、もしかしたら全国的にもすごく注目を集める活動をしていますので、それでファミリー・サポート・センター機能も担っていただけるということであるならば、そのところは、逆に言うところある意味厚く支援をしていただければというふうに思いますけども、それについて最後お尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

いなかみさんのほうでも、先行しております佐川町と香南市のほうを既に視察されております。視察されてファミリー・サポート・センターのスタッフと業務の可能性について意見交換をされておまして、どちらのファミリー・サポート・センターのほうも大変協力的で、運営のポイントや課題などについていろいろアドバイスもいただき、立ち上げに困ったらいつでも相談に乗っていただけるということでございます。当然、香美市としましても、子育て支援担当部署とともにサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やるき満々ということで、以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 17番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。一問一答方式で4項目について、質問をさせていただきます。

最初に、ユズ産業の維持発展を図るためにということで質問をいたします。

香美市のユズは基幹産業の1つであります。近年、ユズ農家では高齢化や人口減少に伴い、ユズ収穫の繁忙期には人手の確保に大変苦慮をしております。今年は特別収量の少ない年でした。四十数年ぶりの不作というか、ユズの実がほとんどつかない状況でしたので、人手を雇い入れるところは少なかったようです。しかし、ユズ農家にとって、ユズ収穫の繁忙期の人手不足は恒久的な課題であります。香美市の基幹産業であるユズ産業の維持、そして発展を図るためにも、外部からの応援が必要不可欠であります。市として現状をどのように受けとめ、どのような打開策を考えているのか、お尋ねをいたします。

最初に、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 依光議員のユズ産業の維持発展を図るためにについて、お答えいたします。

香美市のユズ産業の振興に必要な柱は2点あると考えております。1点目はユズを栽培する農業者の確保、2点目はユズ栽培農家の作業を補う作業員の確保です。

1点目のユズを栽培する農業者の確保につきましては、市内、市外にかかわらず、一定の要件のもと、香美市で就農を希望する方に対して、新規就農研修支援事業や農業次世代人材投資事業など、給付金を交付する事業により、新規の就農者や研修受け入れ農家に対して支援を行い、産地の維持を図っています。制度のPRは十分であるとは言えませんので、機会があるごとに関係機関と連携して、より一層のPRに努めていきたいと考えております。

2点目のユズ栽培農家の作業を補う作業員の確保についてですが、現在、JAとさかみユズ部会に作業の受委託を組織内で仲介あっせんする「ゆずもり」という組織があります。これは組織内で相互に助け合って作業を行っていく組織であり、外部の人手を積極的に活用する組織ではありません。ユズの取り扱いについては、一定の知識がある方でなければ果実を傷めてしまう可能性があり、収穫の作業には取り扱いになれた方に毎年依頼しているようです。信頼できる作業員確保のために、外部の方が容易に理解して作業できるような方法など、問題解決に向けた取り組みをJA、生産者団体の方々と一緒になって考えていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それぞれに農業者の確保と作業員の確保に努めているということでお話がございました。そうすれば、農業者確保のために給付金事業だとかいろいろしてPRをしているということですが、それによってユズに就業した方は何名い

るのでしょうか。

そして、もう一点ですが、作業者の確保ということで、JAのユズ部会「ゆずもり」という組織をつくりながらやっておると。収穫にはそれなりの技術が必要であるからということですが、やっぱりそこには何名ぐらいの方が手伝い、作業に入っているのか、そういう状況がわかれば教えてください。

○議長（小松紀夫君） 係数でございますので、通告にはございませんが答えられる範囲でお願いをいたします。

産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ユズ農家、新規就農につきましては、本年度1名の方が親元就農を行っておりまして、2名の方が新規で就農をされております。

また、ゆずもりの方の人数につきましては把握しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

先ほど作業者の確保もやはり今後も考えていかなければということでもございましたので、1つ提案としてどうかと思っ質問をさせていただきます。

高齢化するユズ農家では、やはり個々に人手を確保することが難しい状況にあります。先ほどのお話でJAがユズ部会ということでお手伝いしてくれる、それはとってもいいことだと思います。人手確保でシルバー人材センターであったり職業安定所へ出すけれど、なかなか人手が確保できないというお話を毎年言っております、今年は状況が違ってそういうこともないということですが。やはり香美市の基幹産業であるユズ産業を維持していくためにも、市としてユズ収穫の繁忙期に人手確保の支援ができないかということ、今回お尋ねをいたします。

参考事例として、馬路村の取り組みを紹介させていただきます。その資料については、担当課にお渡しをしております。馬路村でもユズ農家は多いですが、同じような悩みを抱えながらの取り組みをしております。そこでの取り組みを1つ紹介させていただきます。

馬路村でも同じ課題があり、今年度より人材不足の解消事業として、新たにふるさとワーキングホリデーの取り組みを始めました。この事業は、東京や大阪など都市部から若者を一定期間、2週間から1カ月受け入れ、村に滞在してもらい、滞在はお試し住宅や馬路温泉のログハウスを借り上げて、参加者が一緒に男女別ですが利用をしております。食事は自己負担です。ユズ農家で収穫時の作業に従事してもらい、参加者には賃金収入もあります。賃金はユズ農家が支払っております。その滞在期間中に地元住民との交流やイベント、そして体験ツアーなどへ参加をもらい、村を知ってもらい、村の

ファンになってもらいます。この事業は、人材不足を解消するフォローとあわせて、潜在的な移住希望者をふやそうという取り組みです。今年の募集人員は10名の予定でしたが、13名の参加者があり、効果もあり期待できるので、来年も引き続き行うそうです。

先ほど剪定のことについても、やっぱり専門的な知識がないといけないからということでお話がありました。本当にそれは大事なことで、馬路村のほうでもこうして来てくださった方に、初日にやはりそういうことを身につけてもらったり、そういう説明をしてやってもらうというようなことをやっております。

香美市でも馬路村の取り組みを参考にしながら、香美市独自の取り組みができないのでしょうか。市の役割として、担い手の確保の仕組みとして、参加者の募集、受け入れ農家の希望調査、両者のあっせん、交流事業などの企画、そして市が補助するのは交通費、交通費と言いましても、高知県に到着してから例えば空港だとか駅から香美市の現地までの交通費の補助と、交流イベントの参加費などです。参加者にこの町の応援者になってもらい、また、このことがきっかけで移住につながるような取り組みができないかということでお尋ねをいたします。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

県外の若者などに、産地の状況を理解していただくことは非常に大事なことでと考えております。最近では、議員がおっしゃられましたように県外の方に2週間から4週間、地域に滞在して就業体験をして、交流イベントや地元の行事に参加していただくことで、地域を理解してもらいながら地域の魅力をPRし、ケースによっては移住のきっかけになるような取り組みをしている地域が数多く見られます。

交流イベントや繁忙期の収穫作業にかかわってもらい労働力不足が補うことができれば、地域のPRと産地の維持が同時に実現できることとなります。ただ、さきに申し上げましたとおり、生産者に信頼される作業が重要でありますので、JA、生産者団体の方々とともに、他市町村の事例を研究させていただきながら、市外、県外の方の力が活用できるような仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。いい取り組みだと思うがですね。産業振興課だけでやっていくのではなくて、先ほども出たJAさん、JAさんがここまでやってくださってるから、本当に手がかりは早いと思うがです。あとはやっぱり定住推進課との連携、いなかみさんが今、東京や大阪で説明会に行きますよね、そういった機会を活用する。そういういろんなことを活用すれば、経費も削減しながら有効に生かして、資源を生かしながらいいい展開ができるのではないかと思います。そういった連携ということもあわせて検討していただきたいと思います。い

かがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 定住推進課のほうと連携して、事業を進めていけたらと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

内部告発の窓口設置について、お伺いをいたします。

最近、日本を代表する企業から不正が次々と発覚をしております。きっと内部告発の通報によるものと思います。以前でしたら、業務運営上の違反または不当な行為を発見されても、自分に不利益が及ぶため通報や相談ができない状況が多くありました。現在は制度として、通報者に対し公益通報をしたことに対する不利益な取り扱いがないように配慮することと、通報者の秘密が保持されるようになったからだと感じております。

業務運営上の違反や不当な行為はあってはならないことですが、あれば早目にたどしていくことが必要です。そのためにも通報者を守るガイドラインが必要です。消費者庁は、平成18年にも各地方自治体へ公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインを通知し、地方自治体への通報に対し適切に対応ができることを求めておりました。

8月2日の地元紙の報道によりますと、消費者庁の全国自治体調査、内部告発の通報や相談を受け付ける窓口設置状況の発表によると、昨年3月時点ですが、職員用、外部用のいずれも、高知県の設置率が全国で最低であると掲載記事がありました。報道では、県内では職員用が5市町村、高知市、香南市、奈半利町、中土佐町、三原村です。外部用が高知市と三原村のみでした。私はこの記事を見たとき、数年前に業務運営上の違反行為、金銭の誤った使途の仕方があるので相談したときに大変嫌な思いをしたことを思い出しました。香美市には、内部告発の通報や相談を受け付ける窓口がありません。そこでお尋ねをいたします。

最初に、現在までに職員からの内部告発の通報や相談はなかったのですか。あるとすれば何件ありましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現在までに相談等はありません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 現在までなかったということで、きっとあっても言えない状況があったのではないかと思います。

そうしますと③の質問に行きます。

消費者庁より、このように内部告発の窓口設置ができていない状況を危惧し、公益通報者へ適切な対応が必要と、7月31日付で公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインの通知が来ていると思います。その後、窓口設置などの対応についてどのように対応してきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） ③に飛びます？②はもう省略しました？

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

全国的にも高知県下の設置率は低く推移しているところですが、現在のところ設置の検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 現在のところは設置を検討していないことですが、そういう通達も来ておりますが、今後どのような方向で、ガイドラインに対して、要綱など相談窓口は必要ないと考えるのでしょうか。その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） ④の設置の予定はいつかということとちょっとダブってくるかもしれませんが、現在のところこれまでそういう相談もございませんでしたし、相談については総務課のほうで対応しておりますので、それで十分、今は対応できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 相談があれば総務課で対応しているという答弁でしたが、そしたらないのではなく、そういった相談があったということでしょうか。そうすればどのような相談があったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 総務課への相談については、職員の健康問題についての相談が一番多くて、そういったことの相談は年間通してかなりの件数あります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら、業務上の違反行為とかそういうことはないから、現状ではそのままいいじゃないかというようなお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 現状のところはそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それはとんでもないことだと思います。

実は私が数年前に体験したことを少しお話をさせていただきます。過去にも職員さんのいろんな問題がありましたよね。きっとどなたか気がついていたけれど、言えなかったというような現状があったのではないかと思います。そのときに、やっぱり一番大事なことは、内部告発の窓口設置についてはやっぱり第一に公益通報者を守る、そういうことがきちっとできない、言ったばかりに不利益になる。そういう恐れがあったら、誰も言いたくても言えないという状況があったのではないかと思います。

あつてはならないことですが、自分が受けた経験を少しお話させていただきます。

数年前です。ある業務運営上の違反行為があり、お金の支出も間違った支出をしておりました。それで担当課へ相談しますと、後日、相手側から呼び出しのメールがありました。そこから少し大変になりまして、これはとと思って担当課にお話を聞きに、どういうふうにお話をされたんですかと言いましたら、依光議員からこういう通報があったけど、それは本当かというような対応をしております。驚きました。何てことをしてるんですかと言いましたら、だって依光議員からの話でしょうということで、それで上司と話をしました。上司はまだその上でございました。けんか腰で、そしたら、依光議員は議員からということじゃなくて、うちの課からということであつたらえいがですかとけんか腰でした。それで私は当たり前でしょと、常識ですということをお話をさせてもらって、その後、そのお金は返還されるということで解決がついたかなとと思っておりましたが、その間も私に対しては誹謗中傷がひどくありました。その後に、そのお金が返還されていないことがわかりました。そういうことがあるから、今回やっぱりきちっとしておくべきでないかなということで、この問題をここに質問をさせていただきました。

そのときに、本来こういうものがなくても、公務員として最低のことです、そういうことを守るとするのは。しかしながら、残念ながら上司がそれであるから課員も同じ考えというようなことに。ここに指針が1つあれば、それに従って処理ができると思うんですよ。やはり、消費者庁からもそういうことが頻繁に出てきてるからガイドラインが必要でないかということで来ているんですが、それでも今のところつくる必要がないとお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

ガイドラインのほうにも書いておりますけれども、人員とか財源的なものでそういう窓口ができない場合には、ほかの相談窓口と兼ねることもできるというようなこともございますので、またそういうご指摘もいただきましたので、今後の研究課題ということにしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 人員のために窓口設置はなかなか厳しいという状況もよくわかります。しかしながら、公益通報に関する要綱をつくる、それはできるんじゃないかな

いですか。そして、窓口は総務課であるなら総務課であるということをきちっと入れ、それに対して通報者の責務だとか、公益通報の処理の仕方、今、確かに受け取りましたよ、いや、これは受けられませんよと相手に通報する、その事例が解決すればこうこうして解決したことを知らず、そういう最低限のルールをつくる、要綱をつくることは可能でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

この窓口をつくることによりまして、知識とか技能の向上というための教育、研修等もまた必要になってきますので、現在の人員でなかなか厳しい面もございます。要綱をつくるということはそういうことが前提となりますので、そういったことも踏まえたところで、今後の研究課題としていきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 今後の研究課題ってということで割とのんびり構えておられますが、こういう要綱は確かに専門的知識がなければできないかもわかりません。しかしながら顧問弁護士さんですかね、そういう方もおる、いろんな相談窓口もあると思うんですよ。やはり、このガイドラインに沿ってやっていければ、そんなに難しいことでない。そして、今言われましたよね。合併してからも全く相談はなかったということであれば、つくってもないかもしれないし、これができることで安心して相談ができるということになるのではないかと私は思いますが、もう少し、これ確かに義務づけではありませんが、やっぱり設置するべきという方向で消費者庁からも通知が来たと思いますが、その通知はごらんになってるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） はい。今通知のコピーをここに持っておりますけれども、設置につきましては近隣市も設置している状況がございますので、今後そうしたところはどのようなふうに行っているのかというような研究、そういったこともしてはいきたいとは思いますが、さまざまな業務、施策を持っておりますので、そういったものも踏まえながら、今後検討していきたいとそういうふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 香南市はそれこそ平成18年に来て、平成19年1月1日からということですが、何か事件があったんですかということでも聞かせてもらいましたが、そうではない、やっぱりガイドラインが来てそれを見て必要、義務づけではなかった、努力義務ではあるけれどやはりこれが必要であるということ、職員用のみを外部用でなくつくったということです。その内容を見ていただいたら、やはりそういうことは必要だと思いますので、ぜひ、また私これが終わったら香南市の参考資料、他市にもちょっと聞いてもみましたが、それぞれが何か課題があったからではない、やはりそ

ういうことが必要、大事であるからということで取り組みをしています。そういう観点を持つということは大事ではないかと思いますが、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

議員にご指摘をいただきましたので、そういったことも含めて、今後研究課題として検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。そしたらもう、設置予定いつごろということですが、検討を前向きにしていくということで、また引き続いて質問をしていきたいと思いますので、研究・検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問に移らさせていただきます。

若者の流出を防ぐにはについて、お尋ねをいたします。

香美市より若者の流出を防ぐ手だてが必要ではないかということで、質問いたします。

この問題について、例年開催している秋の議会報告会、11月18日から25日にかけて市内6カ所で行い、住民との意見交換の中で2カ所の会場から、人口減少への対策として移住促進も大事だが、香美市の若者が流出しない施策にもっと力を入れるべきではないかとの意見がございました。

私自身も若者への対策を危惧するところでございます。市内の若者や工科大生から、香美市には若い者が集う場所がないのでつまらん。若者の活動の場がない。どうしても楽しいものを求め市外に行くことが多くなり、最終的に市外へ住まいを移すことにもなるとの話も聞きました。この町に若者が住み続けたいと思う取り組みが必要と考えます。そこでお尋ねをいたします。

香美市ではどのような取り組みに力を入れておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 依光議員のご質問にお答えします。

現在、人口減少対策としましての「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、雇用の創出を初め新たな担い手の確保と育成、子どもを産み育てやすい環境の整備など、若者の流出を防ぐことにもつながるさまざまな施策を一体的・持続的に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 総合戦略で一体的に取り組んでいるということで、若者の雇用の場だとか子育て支援だとか、いろいろ含めてしているということですが、なかなか雇用の場をふやすということが、香美市の現在の状況では難しい状況がありますよね。

今の状態でしたら、高校や大学を卒業すると雇用の場が少ないので市外や県外へ出ていくようになります。雇用の場をすぐ確保することは難しいが、若者が集う場所、例えば行政が保有する遊休施設の提供などができないでしょうか。その場所に若者が集まり、みずからのアイデアと行動力で遊休施設を改修し、自分たちが集える場所をつくる取り組みです。行政は場所や資金、そして事務のノウハウなどの支援を行う。香美市に仕事場がなくても若者の集う場所があれば、休日や夜間にその場所に若者が集まり、若者同士が議論し、アイディアを出し合い、自分たちでイベントを企画したり、若者による新たなまちづくりの拠点となり、若者が魅力を感じる場所の形成となるような、そんな活動を行政が支援し、若者のやる気を引き出す取り組みができないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

現在、大学等の学生が取り組む地域に貢献する事業に対しまして補助なんかも行っておりますので、こうした取り組みもやる気を引き出すことにつながるのではないかとこのように考えております。

また、工科大が市の中心部に学生活動の発信や地域の方々との交流を目的とする地域・文化交流施設を設けておりますので、今後のその活用に期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 学生さんの支援ということで、とってもいいことだと思います。今後の活動を見守っていつてあげるといことはとても大事。そういう活動があつてこそ、市の中心部にそういう活動の場ができた。やはり、そこで工科大生が集い、活発な意見を交換したり、それはすごくいいことだと思う。

しかしながら、それはやはり工科大生だけながですよね。だから、そこへ、工科大生も含めまたそうでない若者、この町で仕事をしている者、ここに仕事はないけど外へ出ていてもこちらに住居を置いている者、そういった若者が集う場所の支援ができないかなということで、お尋ねをいたしておりますが。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

工科大が最近設けた施設につきましては地域の方々との交流も視野に入れておりますので、工科大の学生だけという限定されたものではないというふうには考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 限定でない、地域の人もあるというのですが、そうしたら地域の人への呼びかけというか広がり、それはどういうふうによられるよう

になっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今現在はまだそこまで至ってないようです。学生が中心でのサークル活動であったりとか、そういったものがまだ中心になってますので、今後そういった地域の方々へのアプローチとかPRとかも、されていくものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 今後そういうアプローチ、PRをしていくものだろうと
思っていると。だろうと思っても物事は動かないと思うんです。せっきくの費用を出してあれですけど、そうでなくって、せっきくそうして工科大の学生さんがやり始めた、そこへ市としていろんな意見を言いかかわり、そして市の希望というか、先ほどの答弁の中にもあった学生だけが対象じゃなく、地域の人呼びかけも考えているということでしたが、やはりそこがなかなかネックになろうかと思うがです。それには、やっぱり工科大任せにするんじゃなくって、市が積極的にかかわって呼びかけたり仕組みをつくる、そういった働きかけが必要でないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今のところは、工科大を含めた学生が、自主的にそれぞれ考えて運営していくということを見守りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 工科大生の活動を見守っていく、それもととても大事なことだと思いますが、工科大生以外の若者へぜひ目を向けながら、何らかの対策を積極的に考えてほしいと思います。

例えば、商工会の若い人たちはもっと活動を、行き来がお互いにもっとあるように聞いているけど、農業者の人っていうのはなかなかないがですね。そこへ農業者の人と商工関係の若者との交流だとか、またそうでない一般の若者がやっぱり、この関係者を通して、学生さんの中へ一般の人が入るっていうのは、なかなか入りにくいように思うがです。そこには仕掛けづくりがあり、市のほうから考えていくべきでないかと思しますので、今後の課題としてそういうことをできないか、検討をお願いしたいですがいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） ご提案もいただきましたので、今後、その点も研究していく必要があるのかというふうには思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員の若者流出についてのお尋ねについて、お答えをしたいと思います。

議員が転出でなくて流出と呼ばれたのは、重い意味もあるのかなというふうに思います。

若者は、この町の次の時代を担う本当に大事な人材でありますし、そうしたかけがえない宝を流出させていけないという思いだというふうに思います。おっしゃられるように若者にとりましては、地域に残っていくためには就労の場がなければなりませんし、また余暇を充実して過ごせれるかという問題もあります。図書館もあるか、文化施設もあるかということもあろうかと思えます。同世代や年齢を超えた交流の場があるか、家族を築くような環境があるのか、家族を持てるような環境があるのかと、若者の主張やチャレンジが認められるような環境があるのかといったこともいろいろあろうかと思えます。

今、議員のほうからおっしゃられましたように、大学生だけではない地域の若者をどう残していくかということですよということなので、今少しご提案もございましたけれども、これから若い方々の主張や意見がしっかり聞かれて、そういうものが実現していくことが何より大事だろうというふうに思えますので、行政もそうした施策を頑張らなければなりませんけども、若者に何よりもそういう声を出していただく、その声をちゃんと聞くということから始めたいというふうに思います。

そして、この町で育ってよかったと思う人たちがたくさんふえていくことが大事だと思いますので、そういう点で教育も今、力を入れて、この町をどうよくしていくかといった立場から頑張ってくださいしております。小学校、中学校、そして高校もここで過ごして学べていけるような環境、また大学へ行けるような環境、そして就労できるような環境、そうしたものを一貫してやらないと、子どもたちがこの町を大事にするということにはなかなかないだろうし、残りたいという気持ちにもなかなかないと思いますので、そういう点で汗をかいていきたいなと思っております。

いずれにしても、これをやればいっていいということだけではありません。たくさんの課題があることは承知しておりますので、そこを皆さん方からも提案をいただいたら真摯に聞きながらやってまいりたいと思いますので、今後ともお力添えいただきたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、最後の質問事項に移ります。

地球温暖化防止対策について、お伺いをいたします。

近年の猛暑、長雨、集中豪雨、季節外れの台風などの異常気象は、地球温暖化の影響が大きいと言われております。そういう状況がありますが、そのために皆さんは地球温暖化防止についてつながることを何かしていますかと尋ねてみても、ほとんどの方が困っ

たねえ、何とかせんといかんねと言うぐらいではないでしょうか。職員の皆さんはどのような取り組みをしておられますか。

昨日の高知新聞に、この半面を使った記事ですが（資料を示しながら説明）、11日に京都議定書が採択され20年ということで地球温暖化対策について、日本の対応のおくれが目立つということが掲載記事がありました。少し読まさせていただきます。

「京都議定書が採択されてから11日で20年。先進国に温室効果ガスの排出削減を義務づけた議定書は「低炭素社会」という方向性を示した。」ということです。ずっと続いておりました、「日本は京都議定書の第1約束期間（2008年から12年度）で、90年度に比べて温室効果ガスの排出量を8.4%減らし、義務づけられた6%を上回った。しかし、海外からの排出枠購入や森林が吸収する分の考慮などが大きく、実際の排出量は90年度比で1.4%増加した。日本政府は、議定書の第2約束期間（2013年から20年）への参加を拒否、16年11月にパリ協定を批准したものの、国内外で石炭火力発電を推進するなど、「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みでは、後れをとっているのが実情だ。浅岡代表は「日本だけがパリ協定のメッセージの受け止めていない」と指摘。「欧州では経済を維持しながら、温暖化対策を進められることが実証されている。日本政府はすぐに方針を転換しなければ、取り返しのつかないことになる」と話している。」ずっと後へ続いておりましたが、そうした日本の対応のおくれを指摘をしております。

片や京都市では、この日を記念して地球温暖化対策について考える地球環境京都会議を市内で開催をしました。18の国から参加をされ、国内からも含め1,000の方が参加をされ、この地球温暖化対策について議論をされたという記事があわせてあります。

このように地球温暖化の深刻な被害を避けるためには、国がどうこうでなく、私たち一人一人が温室効果ガス排出削減の意識を持ち行動することが大事です。そのためには、行政と住民がともに協働する取り組みが必要です。

市長がよく言われる住民参加のまちづくり、この地球温暖化の問題もまさにそうです。住民にその気になってもらう。そのためにはどうするかが行政の役割でございます。行政が先頭に立って、温室効果ガス排出削減につながる活動や普及啓発の音頭をとり、住民がそれに参加することが喜びとなるような工夫や意識づけは、行政からの働きかけが必要不可欠であります。地球温暖化の問題は、いま一步踏み込んだ取り組みをしないと市民は動きません。

先月、工科大学で開催されたイベントで、諸般の報告にもあったように、ごみ問題と地球温暖化の関連性について、参加者の皆さんにわかりやすく伝わり一定の効果があったと報告がありました。私も同感でございます。参加者はごみの分別を正しく分けることが、地球温暖化防止となることを楽しみながら身につけることができたと思います。私自身も参加をさせてもらい、分別を正しく理解しているつもりが間違いに気づき大変

勉強になりました。地球温暖化の問題は、継続しての普及啓発の必要性や大切さがよくわかりました。

そこで、お尋ねをいたします。

毎日の生活に身近なごみ問題から地球温暖化防止活動や普及啓発を継続してできないでしょうか。広報に現在、年1回市民の年間ごみ排出量を掲載しております。そのときに1人当たりの排出量や経費がどのぐらいか、そのごみ削減により温室効果ガスの排出量も削減できることを知らせ、市民の皆さんにごみ削減の協力をお願いする。広報を活用しての年一度の掲載でなく、定期的な掲載による啓発ができないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

幅広く地球温暖化に関心を持ってもらうことを目的に、地球温暖化防止活動や啓発に関する新たな取り組みとして、本年度、高知工科大学大学祭で実施いたしました地球温暖化防止啓発イベントでは、ごみ問題と地球温暖化の関連性についてわかりやすく伝えることができました。

議員ご指摘のとおり、今後もさまざまな形で啓発活動について検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 続けてまた啓発の活動をしてくださるということで、ぜひそういうイベントをやって知ってもらう、参加をしてもらう、実際に体験をしてもらうということが、本当によかったなと私も参加させてもらって思ったことでした。

それと、先ほど質問の中でも言いましたように、広報を使って、そのイベントをやってどうだったかとかそういう結果の報告であったり、それから年1回、排出量を掲載してますよね。そのときに皆さんのご協力でこれだけ減量できた、1人当たり排出量がこれだけ、近隣の市町村と比較したら語弊があるかどうかわかりませんが、やはり香南清掃組合が配信している広報では3市の中ではうちが取り組みをいろいろやっているんですよね。そのおかげで1人当たりの排出量が下がってきてます。昨年でしたかね、少し多くなった。そういうことも市民に知らせることでまた効果が、あっ、そんなんだったら私たちも頑張ろうという気にもなっていくから、そういうような掲載の仕方。

また、今回の広報にも載ってましたけど、裏の紙面の使いよう。一般の市民に対しても何かあればということ呼びかけをしておりましたが、あの紙面を使って、皆さんに、市民に教える、小さいですよ、いろんなイベントとか。そこをテーマを持って、この環境問題だけではなく、ほかの健康だとかほかに使ったらいいけど、もう少し紙面を使いながら定期的に、毎月やるいうたら大変ですけど、何かそういう啓発もあわせてできないものではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、さまざまな形で啓発活動についてはやっていきたいと考えております。広報も1つの方法でありますし、ホームページへ情報提供を流すということも必要であります。

また一方で、課のほうから出向いて環境問題についての啓発を行うという出前授業、そういった形のものもやって、実際、4月に土佐山田婦人会の総会におきまして、ごみから環境問題を考えていくというテーマで出前講座も開催をさせていただきました。そういった、やはり出向いて周知をしていくというのも大事と考えております。

それと、教育委員会のほうでもクールチョイスの副読本を作成をしております、環境学習の実施なども行っておりますので、ほかの課とも連携を図りながら、活動をさらに展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） いろんな取り組みができていることが、よくわかりました。出前授業っていうのは、本当にいい取り組みだと思います。そういった婦人会さんのメンバーの方なんか、このごみ問題は、本来は若い人の出し方にいろんな不備があって問題にもなってるんだけど、やはりできる人に協力の輪を広げてもらう、そんな活動が必要かと思いますが。その出前授業というのは、婦人会のほうから依頼があつてするようになった？それともこちら側が働きかけて、こんなことができるがどうですかというように呼びかけだったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 今回、婦人会のほうから時間をいただきまして、出前講座をさせていただきました。要請があれば、また続けていきたいと思っておりますし、何かの機会でお呼びがいただければ、うちのほうから説明に行きたいと思っておりますので、気軽にお声をかけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 要請があつたら気軽にまた出て行ってくださるということで、本当にありがたいことですが。ぜひそこを、環境上下水道課の少ない人員に、これ以上いろいろ言うのは本当に心苦しいと思うがです。しかしながら、こういったことをやっているということ、まだ市民が知らないと思うがです。こういうことができますからと広報でお知らせする、それとか団体にこちら側から、婦人会さんでこうやってすごい好評やったと、ぜひお宅ではどうですかという、春に向けたらいろんな団会で総会がありますよね、総会のとときに少しお話をさせてくださいとか、そういった呼びかけができたらと思うけど、少ない職員さんの中でご苦勞もあると思いますが、ぜひその辺をまた検討していただけたらと思います。

それともう一点、先ほどの答弁のホームページで掲載、それは若い人にとってはいい

ことだと思うけど、なかなか私たちの年代ってというのは見る人は一部ながですよ。それも大事だけど、やっぱり目に見える形で広報に掲載、広報も見てる人が数十%というような状況で、本当に担当課もいろいろされてご苦労してるけど、いろんな啓発の仕方があると思いますが、また引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、次の②の質問に移りたいと思います。

目に見える形での取り組みができないかということで、お尋ねをいたします。

以前、平成26年10月議会で、手のひら1杯のごみ削減を全世帯で取り組めば、ごみ処理経費の削減効果はどれくらいかということで質問をしました。その削減効果は、年間650万円程度になると考えますと答弁でした。このように取り組みが数字としてあらわれると、市民にも協力が得られやすいです。

例えばですが、毎週手のひら1杯のごみ削減は大変ですが、毎月第1週目には、1世帯で1週間に手のひら1杯のごみ削減、そういうことであれば、ほんの少しの意識をすただけで可能です。そんな取り組みができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

ごみを出さない、ごみを減らすという一人一人の意識が大切であると考えております。そのような意識を持ってもらうためには、今回、大学祭で行ったイベントのように、目に見える形の取り組みが有効と考えております。今後とも大学祭のイベントを継続しながら、新たな取り組みについて検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そこで、市長にお尋ねいたします。

突然であれですが、これだけの削減効果があっても、わかっているけど取り組まない、取り組めないのかな、この状況を市長はどのように受けとめておられますか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ごみの削減について、お答えをしたいと思います。

ごみ問題に関して関心を持っていただくことは、非常に大事だということはよくわかってるわけですが、なかなか生活の中でごみを出さない、ごみではなくてそれを資源として見たりする、そういうことは本当になかなか生活の中ではついついできない、面倒くさいとか分別も難しいとかいうようなことで、やらない方が多いわけですが、これはやっぱり若いときからしっかりそのことをわきまえていくというか、理解をしていくことが非常に大事だというふうに思っております。かつては、ごみができる前の山林にほうり込むような時代もありました。たくさんのものでできると、それを燃やしてしまって済ますような時代もありましたが、今はそういうことはぐっと減ってきているので、決しておくらしているわけじゃなしに、後ろに後退をしているわけじゃないですが、さらにさらに進めていこうとすれば、やはりきちんと理解ができる、そういう説明が受けられる環境がないといけないし、そのことをやっぱり生活スタイルに

していこうとすれば、若いときからやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、この課題につきましては、議員が一生懸命取り組んでいただいていますけれども、根気よくやっていかなきゃいけない、それこそコツコツ運動でありますので、しっかりやっていかなきゃいけないと思います。行政もそれに力を合わせて、一緒に取り組んでいくような形にしてまいりたいというふうに思います。いずれにしても、しっかりと理解をしないと進まないということだけは、はっきりしているというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そうですね。市長が言われるように、しっかりと理解してもらわないと協力がなかなか得られないという、それに対して行政がきちっと説明ができる環境も必要ということでお話があったと思います。

しかしながら非常に心配をするのは、今の職員数ではいろんなことをやりたくても取り組めない。以前にも高齢者のごみの問題でも何人かが質問をしたりしたときに、やはりなかなか今の体制ではできない。高齢者の対応なんかも、地域での協力が得られるようにというようなことであつたけど、それをしてもらうには職員がやはり地域へ出向いて説明をし、先ほども市長がおっしゃられたようにきちっと説明をし、やっぱり相互間の人のつながりをこしらえ、市も一生懸命やりゆうけど、どうしても手が足らん（後に「人手不足」と訂正あり）から、ここの部分を地域で協力していただけんかねとか、いろんな、本当に環境班の仕事っていうのは範囲が本当に広い。ごみ問題だけじゃないですよ。地球温暖化対策もあれば、不法投棄、犬猫の処理から始まっているいろんな問題があります。

しかしながら、私は環境班の今の状況を大変危惧をします。組織再編したときに、当初、西庁舎のほうで下水道と一緒にあったから一緒にいいじゃないかというような意見があり、そういう方向で行ったけれど、環境ということをもっと真剣に考えていく必要があるんじゃないかということを思います。議会での答弁では、よく近隣の市町村を見て検討しますという答弁がありますが、ぜひ近隣、県下を比べてみてください。香美市ぐらいの規模でしたら、当然環境課として独立してあるべきと考えますが、市長はなぜ現状でよいと考えるのでしょうか。先ほどの答弁を聞いたときに、とても大事なことだということはよくわかりました。いろいろ今、それをやっていくためにも、職員がいなければできない状況です。本当に皆さんが一生懸命努力をしてやっておられますが、この環境、それからましてこの香美市っていうのは広いですよ。広さもあり、人口は確かに少なくなってるけど、このままでいいんだろうかということをちょっとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 環境問題をリードをしていくべき行政の組織がもっと専門

的になるべきだというお話で、そのことについては私も否定はしませんけれども、全体の中で考えていったときに、組織として考えたときに、なかなか細分化をしていくっていうのは、さらに人が要る状況になります。ここまで来た状況の中には、ご承知のように行政改革の中でスリム化が図られる、合併がされるという中で現在来ておまして、それも行政改革のあおりの中で業務がたくさんふえてきたというふうな形で、本当に職員がいっぱいいっぱいになってやっている。これは環境上下水道課だけでなく、ほかの課も同じような状況になっております。ですから、そのままがいいとは申しませんが、いずれにしても組織については常に見直しもかけていかなきゃならないというふうに思います。

大きな事業をスタートさせるということになれば、当然、課の今のありようだけでいいというふうには思いませんけれども、今の環境の担当をしている課については、非常に頑張っていてはおりますけれども、昨今も民間のご協力もいただきながら、部署を整理をしていったりしております。また、職員を集中化をさせたりという努力もしてくれております。さらには、収集についても民間の業者さんにもご協力をいただいておりますし、新しい取り組みもいろいろお願いもしておりますので、そういったところでさらに合理化できる部分、民間の皆さんのほうで頑張ってもらえる部分については、頑張ってくださいということで進める中で今言いました。議員さんからご質問のあった、さらにこの環境問題で1歩進んだ取り組みはできないのかということに、そうした合理化の中で力を注いでいくということにしてまいりたいと思います。もちろん、周りの行政のあり方については勉強させていただきます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、③の質問に移らせていただきます。最後の質問に移らせていただきます。

私たちのごみがどのように処理され、新しい施設ではそのエネルギーを有効活用されていることを市民はほとんど知りません。市民への温室効果ガス排出削減の啓発活動として、香南清掃組合まほろばクリーンセンターの市民見学会ということができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

平成29年3月に完成いたしました香南清掃組合まほろばクリーンセンターは、ごみの焼却により発生した熱を発電設備や足湯整備に利用するなど、最新鋭のすばらしい施設であります。本市の地球温暖化対策地域協議会におきましても視察を予定しており、多くの方々に幅広く周知を図っていきたくと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひせっかく新しい施設ができて、それを市民に知って

もらう、子どもたちも知ってもらうことが、やはりそこへの関心度も高くなりますので、大変な中ご苦勞とは思いますが、引き続きお願いします。

啓発活動もよろしく願いしまして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 依光美代子さんの質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 3時07分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで依光美代子さんから発言を求められておりますので、それを許可します。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。

先ほどの質問の中で、文言を訂正させていただきたいと思っております。

「手が足らん」と発言しました。それを「人手不足」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） ただいま17番、依光美代子さんから「手が足らん」の部分を「人手不足」に訂正したいのとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可いたします。

次に、3番、利根健二君

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根です。通告に従いまして一問一答方式で質問をまいります。

1問目、西町公民館についてです。

西本町4丁目の西町公民館の建てかえの要望があります。地域にとっては、これは四半世紀を優に超える課題であります。過去に土佐山田町、香美市、高知県に対し、さまざまな形で問い合わせ及び要望をしてきたようです。

当時、話をつないだ議員さんの話によりますと、県有地だから県の許可がないと建たないというような話を聞いてまいりました。しかし、自分が調べたところでは、もともと所有者が県なのか土佐山田町なのかかわからないですけども、現在は香美市の土地であるということ。そして、自分の認識としては、当時、土佐山田町が公園用地として計画したため都市公園法の規制がかかってしまって、同一エリアに同面積以上の公園用地を構え、しかも都市計画の変更をしない限り、法的には建築は無理であるというような認識に至りました。

しかし3年ほど前ですか、インターネットで平成24年4月付で、都市公園法の運用指針に追加・変更が行われたことを知り、井上課長に法律上可能になったのではないかと、県への問い合わせをお願いをしたところでございます。これは、公園内の建物は公

園面積の2%を超えることができないというのが、休養施設・運動施設・教養施設・災害応急対策に必要な施設においては10%を加算をすることができるというものでした。都市計画の変更、代替公園用地がなくても、その施設のつくり込みによっては可能ではないかというものでした。これは集会場が該当しなかったためか、残念ながら無理であるという返事をその当時いただきました。

その後、市道新町西町線工事におけるポケットパークを公園用地に参入できないかと問い合わせたところではありますが、これも無理でした。

しかし、今年3月31日付で、国土交通省から各県へ「国都公景第217号」、これは何か通達の文書の仮ナンバーみたいなもんらしいですが、が出されました。それは閣議決定により、都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、通知するというものであり、その内容は、「地縁団体の会館施設は、条件つきながら公園施設に該当すると解して差し支えない。集会所として、地縁団体が都市公園法の許可を受けて会館を設置している事例がある。会館は排他独占的であっては公園施設として認められない。これは、公園管理者イコール香美市が判断すると書かれています。この運用指針を読み解く限りは、建物建築物に目的・運用の規制はあるが、公園内に12%の建物の建築は可能であると思われませんが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 西本町4丁目の当該地については、児童公園（現街区公園）として、昭和52年8月16日付にて都市計画決定されています。規則や指定と違い、法に基づく土地利用の規制であり、当然議会等の承認も受けています。公園（まちづくり）担当課としましては、現状建物などの状況も踏まえ、あわせ不足する公園緑地面積から早急な整備が必要であることを前段に申し添えておきます。

ご質問の都市公園内の都市施設の建ぺい率についてですが、運用上の対応方針の変更もあり、ある一定の諸条件をクリアすれば、2%から特例的に10%の上乗せが可能となっています。ただ、地縁団体等の会館施設については、特定の団体が独占的な占用をせず、会館施設が集会所として適切かどうか民意が得られれば、管理者判断により集会所としての整備は可能ですが、当然運用前の2%となります。

当公園について、公募設置管理制度の利用における公募対象施設（収益施設）としての手続を踏み、収益施設と共有部分を一体的整備を行い、なおかつ収益を公園整備及び管理などに還元できることを条件に、建ぺい率を10%を上乗せし12%になるものと考えています。

これらのことから、公募対象施設、収益施設としての集会所等、その他お店とかいろいろなかろうかと思いますが、として建築することは時間を要し、あわせ公募対象者の規定審査などハードルはかなり高いもの、あわせ商業ベースとしてのののかのらないか等の諸問題もありますが、できないことはないものと考えます。

なお、新基準となり、面積等の基準その他等で前例もなく、県に確認しても判断等解釈が流動的であることをおわび申し上げます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その収益施設というのは、結局PFIの絡みというか、大規模公園なんかの売店と違って、そういうものを念頭に置いたやつと読み込むとそういう感じでしたが、そういったことで間違いはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 利根議員がおっしゃるとおり、3月31日付でその文章が来て、あとその文章に関する内容的な説明が来て、その文章を読み取ると、やはり大規模公園などの喫茶とか食事、それと売店等、それと都市公園内にある有料の施設などというふうな形になるという判断をいたしました。県のほうにも確認しましたが、流動的ではありますが、多分そのようなことであろうという回答も得ました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、ちょっと確認になりますけども、「国都公景」と読むのかどうかわかりませんが、第217号に書かれている児童館と地縁団体の会館、集会所等のことになるとは思いますけど、これは10%の上乗せ施設としては現状の法律ではもう完全に無理と解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 公募対象施設とそこら辺との差というのは、今後煮詰めていかなければならないとは思いますが、現状の解釈で行きますと、全体面積の2%になると思われます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、②へ移ります。

それは都市計画の変更は必要でないと解釈しますが、これは地縁団体というよりは12%、都市公園法施行令の第5条です。第5条に載ってる案件について、都市計画変更なしで、あくまでも公園施設内のことということで済むのか、変更は必要か必要ないのかの確認だけお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然、集会所が公園施設という判断になるため、当然都市計画等に関する変更は必要ないものと考えています。

なお、先ほども言いましたが、新基準となるため流動的であることのお断わりを申し添えておきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ③に移りますが、③につきましては、西町公民館においては現在の都市計画では、地元等が考えているような建設は不可能と大体わかりましたので、③の質問を取り下げます。

飛ばして④に行きます。

集会所は、現状難しいことがわかりました。調べたところ、都市公園法施行令に載っている10%上乗せできる施設としていろいろありますが、香美市で対象になりそうな施設を自分なりに探してみたところ、休養施設、運動施設、教養施設等、そして、今回それぞれ特区がありまして、特区の全国化により今回の法律改正で追加された社会福祉施設です、保育園とかも含めた社会福祉施設。これは多分、解釈によっては老人憩の家とかも当てはまるのかなという気がしますが。今回は通告もありますので、それよりも香美市の課題とか地域の課題・要望から考えますと、備蓄防災倉庫、その他同項の国土交通省例で定める災害応急対策に必要な施設っていうのがあります。それがベストマッチではないかと思うところであります。

そこで、災害応急施設、災害時に満杯が予想される避難所である山田小学校の補完施設として、また防災講習会等の開催場所として、検討はできないかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

まず、山田小学校の補完施設としての建設について、お答えいたします。

利根議員にもご参加いただいております山田小学校避難所運営マニュアル策定に係る準備委員会において、山田小学校全体の収容可能人数は765人と算出しております。

高知県の被害想定では、最大規模の南海トラフ地震で、香美市内に5,100人の避難者が発生すると推計されており、これは市の人口のおおむね2割に相当するものです。この係数を山田小学校周辺地区の人口約2,200人に適用すると、避難者数はおよそ440人となり、結果、あくまで想定の数値ではありますが、山田小学校周辺で発生する避難者数を充足する収容可能人数となります。

また、本市では、住宅の耐震化をさまざまな地震対策の入り口として、最優先で取り組んでおります。住宅の耐震化によって家屋の倒壊を防ぐことは、居住者の安全を確保するだけでなく、自宅を失い避難所に行かざるを得ない避難者を減少させる効果もあります。加えて、地震火災の発生や道路閉塞による消防・救急活動の阻害を防止するなど、さまざまなリスクを低減させる効果も大きいと期待できます。地震発生時に命を失ってしまえば、避難行動に移ることはできません。当面は避難所で命をつなぐ対策を優先して、命を守る対策に傾注したいと考えております。

以上のことから、山田小学校の補完施設との位置づけによる既存施設の建てかえについては、現在のところ計画しておりません。

次に、防災講習会等の開催場所としての建設について、お答えいたします。

災害に対する自助、共助の力を高める上で、地域において防災学習に取り組んでいただくことは、大変望ましくかつ有効であると認識しております。しかしながら、その機会と場所を提供することを目的として新たに施設の建設を進めるためには、維持管理を含めた費用対効果の合理性、周辺施設での代替可能性の検討など、公共施設の建設に際し不可欠となる基本的な議論を踏まえる必要もあり、現時点での建設は困難ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 前は山田小学校が指定の避難所になっているということで、マニュアルづくりを行いました。その中でまず一番先に出た言葉が、おまん足るかよと、そればあで足るかよと。今の数字を見れば、760人可能で実際5,100人ですかね、2割、440人ですかね、あくまでも。確かに数字どおりですけども、まあ言うたらこのエリアは、火災防災の重点地区でありますよね。そういった場合、ずっと頭の中で考えてみて、あそこで何か地震が起こって、山田小学校は無事やけど周辺が火災になるとかいうことは十分に、これは山田小学校に限らず山田高校もそうながです、実は。あの辺に限らず山田小学校エリア、山田高校エリアは特に避難の補完施設がないと、そこへ逃げれない状況が考えられます。しかも、そこそこ大きい施設ですので、そこへ逃げれないという影響はすごく大きい。県は、そのエリアが火災防災の重点地区というか、そういったことを勘案した数字を出してるんでしょうか。この440人ですかね、それをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

発生が想定される避難者数およそ440人というのは、こちらは今回、防災対策課のほうで試算した数字になっておりまして、県から示された想定避難者数につきましては、市内で5,100人という数字でございます。

議員ご指摘の地震火災の対策重点地域であるといったことは、加味してはおりません。以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） やっぱり前回のマニュアルづくりで、実際のマニュアルづくりのワークショップというか、あれ検討に入る前にしばらく時間がかかりましたよね、やっぱり場所が足るかよとか、体制についてはね。5,100人の2割って言うたら、いくような気がせんでもないですけど、自分的には起こったやつを何でも割と頭の中でシミュレートするがですけども、完全に火災が起こった場合は、あそこは一番やばいというか危ない場所なので、ぜひそれも検討に入れた数字を出して、また周辺の整備らもあわせて検討していただきたいと思っております。

あと、基本的に避難所というのは、避難してきた人がそこで寄り添う場所です。それと別に、まあ言うたらあそこのエリアは、自分のところは5つの町内会で防災会も5つの拠点になる場所です。ある意味そこで共助、そこへ集まって救助に出動する拠点になるわけです、公助が基本的に無理な状況で。実際、山田小学校へ逃げた、山田高校へ逃げた人っていうのは、救出に出動する部隊にはなかなかかなり得ない。そういった意味では発生から2日目まで、3日までは、そこを拠点に救助に出動する可能性があるエリアです。そういうところにはちゃんと電気がつく状況とか、そこである程度最前線の拠点になるような施設も考えんといかんがと思うがですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 避難所を共助の拠点にしたいというご指摘でございます。

現在のところ、避難所をそういった拠点施設として位置づけ、設備を整備していくという体制はとられてはいないところではございますけれども、今後そういった環境整備の必要性につきまして、検討をしたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これは国土交通省都市局公園緑地・景観課ですかね、ちょっと細くて見えないんですが。これを見ますと、あそこ街区公園になりますよね、都市公園でもね。小規模なやつでは、避難困難地域、広域避難所の面積が不足である場合、防災公園の整備があると。これは建物を建てとはまだ書いてないがですけども、自分もこのサイズのやつの公園を調べたら、なかなか現実的にはまだ建物が建ってる所よりは、公園整備のほうが多いことは多いがです。

あと、それとまた別の資料で「身近な防災活動の拠点として機能を有する都市公園の役割として、平常時においては防災に関する知識を学ぶ場所となる。また、火災時においては、主として近隣住民の一時的避難（避難救助）や初期消火等の活動の場となる。」と国のほうからもこうやって言われていますので、ぜひ救助活動の出動の地域の拠点になることも踏まえて、検討をよろしく願いをいたします。これ答弁はいいです。

2問目に移ってまいります。

三山ひろしさんを観光大使にしてはどうかということでございます。

今回は同僚の村田議員の過去2回の質問に続いて、本年3回目と異例の連続質問となります。

まず、3月議会で「三山ひろしさんを香美市観光大使に任命をして、香美市のさらなる発展に力をかしていただいておりますか」と質問した折、企画財政課長の「三山さんに観光大使になっていただければ、大変素晴らしいことであると思いません。なお、本市には現在、観光大使はおりませんので、観光担当部署も含めて、先進自治体等も参考にし、今後の課題として検討していきたいと考えております。本市には著

名な方が三山さん以外にもたくさんおられますので、そういった方も含めた検討になるかと思っておりますので、観光担当部局と今後検討させていただきたいと思っております。」という前向きな答弁をいただきまして、非常に期待をしたところでございます。

そして、6月議会でその後の経過をまた村田議員が質問した折、産業振興課長は、高知県下で大使を任命している市町村や近隣の状況を調査したが、庁内での協議はできていない。観光大使については、一定のPR効果はあると認識している。本市単独での観光誘致ではなく、物部川エリア広域での観光誘致の戦略を考えていく中で、物部川DMO協議会で議論していくと答弁があり、これは1歩引いたような進んだような、何か微妙な感じを自分としては受けたわけでございますが。

観光に関する事業を広域でやることのメリットはもちろんわかります、いろいろ規模とかありますんで。広域エリア観光は、それぞれの地域に魅力があってこそ、線・面の観光戦略が成り立ちます。香美市はみずから、独自の魅力も磨いていくことに怠けてはなりません。そもそも広域観光誘致と香美市の観光大使の願いを同じところに置いておく意味が自分にはわかりません。

そこで、①の質問に行きます。

その後、庁内の協議はしたか。したのであれば、その結果をお伺いをいたします。

観光大使は本市の観光のみをPRするものではなくて、もちろん観光も含めた香美市そのものをPRするものです。全国的にも大使・特使というのは、そういった位置づけがされております。この案件は、商工・観光の担当だけに任せるのではなく、市長をトップに企画財政、総務、産業振興の各課を中心に、全庁内で協議するものであると思っておりますが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 利根議員の観光大使について、お答えいたします。

利根議員がおっしゃいましたように、産業振興課のほうでは現在、物部川流域の広域観光の取り組みに力を注いでおりまして、市の観光大使についての庁内の協議はできておりません。

また、ネームバリューのある方をPR大使に任命するに当たり、失礼のない役割が考えつかなかったこともありまして、課内の協議にも進展がない状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これは少なくとも観光担当部署も含めて先進自治体も参考という、当時の企画財政課長の答弁がありました。今後の課題として検討していきたい。この含めてと言ったのは、企画財政課が商工観光に任せきりというか、そういう意味ではないんじゃないかとそのときの答弁を聞いて思ったわけですが、これは単独の課の対応ではちょっとどうなのかと思っておりますが、ちなみにこの件について企画財政課の現課長は引き継ぎを受けてましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

引き継ぎは受けておりました。一応、自分のほうも引き継ぎを受けた中で、観光部署である産業振興課が中心になって検討をしていくという認識でおったところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 中身については③のほうで、また質問で入っていくとお思いますので、①はその程度にしときます。

②です。

物部川DMO協議会での検討状況をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

物部川DMO協議会において、今年度はファミリー層向け「ものべがわエリア」ウェブサイトの構築や、ミキハウス子育て総研からの全国で初めてウェルカムファミリーの観光地として、ものべがわエリアでの認定を受けるなど情報発信に取り組んでいるところであり、観光大使については来年度の検討課題となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 物部川DMO協議会は、先ほどの答弁で出た龍河洞なんかを見ても、やっぱりファミリー層向けの戦略を何か続けていくような、全体としていろいろなイベントを見ててもそういう感じがしますが、三山ひろしさんのほうへ行くんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

観光大使の協議はいたしますが、それがどの方になるかというのはちょっと不透明なところですよ。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 一応、三山さんの話はしましたか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 現時点ではしておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 個人的にはすごく幸いなこととして、次の質問に、③へ移ってまいります。

早急に観光大使就任のお願いを提案したいと思います。

三山ひろしのおじいちゃん、おばあちゃんは物部町の方で山田高校出身、土佐山田町のガソリンスタンドで仕事をしていたことは皆さんご承知のとおりでございます。現在でも香美市には知り合いの方もたくさんいる状況で、わざわざ話を広域の大使に持ち込む意味が私にはわかりません。土佐山田町出身で合併10周年記念事業にも出演していただいた東京フィルハーモニーの三谷さんの話によりますと、先月28日ですが、NHKで放送された第56回歌謡チャリティーコンサートの収録の折、三山さんとの楽屋話でコキーズさんの話とか、ふらっと中町の話とか、結構地元の話なんかもしたそうです。こんなに縁のある方をすぐにでも観光大使・特使にお願いしない積極的な理由が私には理解できません。

既に高知県観光特使、よさこい親善大使、四万十市の観光大使に続いて、本年2月6日、福岡県みやま市のふるさと観光大使になっています。同僚議員に提案をされてもなお、青春時代を過ごした、まさに出身地でありながら観光大使をお願いをしていないという、このスピード感のなさには私自身は驚くばかりであります。早急をお願いをするべきと思います。

ちなみに四万十市ですが、これは四万十川の広域の流域でもなく、四万十川の源流である「四万十川」の歌の最初は、何か源流のほうやったような記憶もちらっとするわけですが、津野町でもなく中土佐町でもなく四万十町でもなく、いち早く四万十市の観光大使をお願いをした四万十市に学ぶ必要はないでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほど申し上げましたように、ネームバリューのある方にPR大使をお願いするに当たりまして、失礼に当たらない役割っていうのはなかなか思いつかないってことがありまして、二の足を踏んでいるような状況が続いております。議員の皆様方からお知恵を拝借できればありがたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） それこそ先進地の周辺の市町村を調査したと言いましたので、その辺のノウハウも含めて教えていただきたらと思います。

観光大使とか特使とかは、県単位とか市町村単位が多いと思います。今言いましたように四万十市の戦略を見ると、観光大使のお願いにおいてはむしろ物部川DMO協議会は香美市のライバルの位置にある、言い方を変えれば。それで②で、物部川DMO協議会に上げていなかったのはこれ幸いと思って③に突入したわけでございますが。

これは市長も三山さんのコンサートが決定したときに「利根君、えい人呼んでもろた。お年寄りみんなあ喜びゆう。」ってすごく市長も喜んでいただきましたので、そういった意味では、産業振興課だけでノウハウがどうのこうのと言うなら最初のところへ立ち

戻って、香美市全体でプロジェクトを組んで十分にやって価値のあることと思えますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大変ありがたい提案だと思いますので、今ご披露いただいた三谷さんの話は初めてお聞かせいただいたんですけれども、それまでに紹介をしていただいたようなところまでしか私も知らないわけで、ぜひ三山さんと出会えるような機会をつくれ得たら、ぜひそういうお願いをしたいなというふうに思います。ぜひお力添えもいただきたいし、私どものほうでも少しつながるような取り組みをさせていただきたいと思いますので、応援をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

暫時時間を延長します。

○3番（利根健二君） ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、三山さんに限らず観光大使とか特使については全国でいろんな例がありますので、それこそ先進地に問い合わせれば、その手順とかわかると思います。特に三山さんやったら四万十市が近くにありますが、問い合わせをしていただいて、早急に物部川DMO協議会が手を挙げる前によろしくお願いをし、④に移ってまいります。

本市には、著名な方が三山さん以外にもたくさんいるので、それを含めた検討になると答弁がありますが、その方のリストアップ等検討はされたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これも実は、中身を産業振興課に投げた弊害じゃないかと思っています。三山さん以外でも、野球人とか文化人とか、観光に直接結びつかないけど香美市をPRしてくれるという方は多分いると思います。そういった方のリストアップも含めて、産業振興の面だけではなく全庁的に討議をしていただきまして、香美市の全体のPRをするような体制をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 最初に、本市には三山さん以外にもたくさんいるのでと答弁をいただいたのが当時の企画財政課長でございましたので、企画財政課のほうにお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

その辺も含めて観光の部署等とちょっといろいろと研究して、検討したいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 丸投げせんようにお願いします。

続きまして、OMO I Y A R I 音楽会のさらなる開催をという項目に移ってまいります。

2010年から始まった子どもたちとの大合唱ツアーOMO I Y A R I 音楽会の開催は160回を超え、合唱した人数は3万人を超えています。これ、元ル・クブルの藤田さんです。3万人いうたらかなりの数の子どもたちが一緒に学び、一緒に歌ったということです。

本市に関係するところでは、2011年の第44回の山田小学校に始まりまして、2012年、山田小学校と野市小学校、2013年、野市小学校、大篠小学校、大篠幼稚園、高知工科大学、2014年、岡豊小学校、2015年、野市小学校、野市幼稚園、鏡野中学校、山田小学校、2016年、夜須マリンホール、舟入小学校、岡豊小学校等で開催しており、来年度は片地小学校が開催を検討していると聞きます。

先ほどの開催場所からわかるように、一度開催したところは二度、三度と開催をするなど、そのすばらしさがわかると思います。OMO I Y A R I の歌が来年から小学校4年生の道徳の教科書に掲載されたことを見ても、その活動のすばらしさがわかります。教育長には、この前の教科書掲載の祝賀会に参加をされ、藤田さんの人柄、そして、その思いやり活動のすばらしさを改めて感じていただいたと思います。

香美市では、彼女が若いころの先輩ミュージシャンとして親交のあった山崎眞幹氏や思いやり協議会の会長等、多くの方々との親交もあります。

ちなみに、合併10周年のイベントでは「お知り合いは音楽家」を提案し、山崎眞幹氏つながりで、マイク真木、藤田恵美の紅白出場歌手の初共演も企画させていただきました。そのときに、あわせて今の岡豊小学校の島之内、当時の舟入小学校の植村校長にも声をかけていただきまして、高知ツアーというように成り立ちました。

このように、ふだんは一度の来校で2カ所、3カ所で開催をしております。香美市で一度も開催経験のない小規模学校でも、こういったカップリング形式でやると経費も節減され、開催が可能になるんじゃないでしょうか。香美市のもっと多くの子どもたちに思いやりを経験をさせてあげませんか。また、これが継続して開催できるような体制をつくることできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 利根議員のOMO I Y A R I 音楽会のことについて、お答えいたします。

香美市では、先ほど利根議員も言われましたように、これまでに山田小学校で3回、

鏡野中学校、舟入小学校で各1回、OMO I Y A R I 音楽会を開催し、それぞれの学校で子どもたち、そして保護者、教職員が元ル・クプルの藤田恵美さんの歌声やOMO I Y A R I の歌に込められた願いに触れ、今でもこのことが参加者の心に深く刻まれています。利根議員や山崎議員には、その節には大変お世話になり感謝を申し上げます。

実は来年度、平成30年度の新企画として、平成31年1月26日、土曜日ですが、この日に山田高等学校を会場として、現在検討を行っています教育振興基本計画の後期計画を説明するフォーラムを開催し、多くの市民の方々の参集のもと、香美市のよってたかって教育をアピールしたいと考えています。その場で藤田さんにお越しいただき、OMO I Y A R I 音楽会を全市民を対象にとっても山田高校の体育館を借りてですが、そこで開催をしたいと考えており、思いやりがあふれるまちを参加者に感じていただきたいと思えます。

議員の皆様にもかかわっていただき、市民総参加型のフォーラムを成功させたいと計画をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど、来年度、片地小学校とおっしゃってくださったのは、この1月26日にあわせて続けるような形で、片地小学校でOMO I Y A R I 音楽会を開催してはどうかと計画をしているところです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 山田高校でのフォーラムは素晴らしいことですが。

自分が1つ提案しているのは、ほかの人はあんまり多分わかってなかったと思う、教育長は随分わかっていると思えます。OMO I Y A R I 音楽会のすばらしさは、単なるコンサートではなくて、OMO I Y A R I 音楽会に向けて取り組む思いやりの活動や授業です。コンサートを聞きに行くだけやなくて、その何カ月も前から子どもたちが一緒になって思いやりについて考えて、その活動こそが実は一番大事だということです。そういったフォーラムにプラスして、ちゃんと学ぶ場所の設定をお願いをして、それを継続していくことができせんかというような、そのプラスアルファのことがありましたら、よろしくお願ひをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実はこれまでのOMO I Y A R I 音楽会は、南国青年会議所からのご支援を得て開催ができたという経過があり、とても感謝をしているところです。

先ほど利根議員もおっしゃられたように、思いやりの心を育てるといふ、そういう意味の音楽会でとても貴重な音楽会ですので、この継続は私たちも大変望んでいるところです。

なお、南国青年会議所さんにずっとお願ひばかりしているということもいけないような気もしまして、費用的な関係もありますので、それも含めて検討していこうとは思っ

ているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひそういった形で継続できるように、あと事の起こりは全国のJ C、それから、その事業を南国J Cが採用して始まった事業ですけども。今この実は主たるメンバーはJ Cそのままながですけども、思いやり協議会っていうのをつくって、1回来たらよそのP T A紹介したりとか、そんなブッキングもやっていますので、ぜひ一緒になって、それは多分島之内校長なんかもその協議会に入って、役員なんかもやられているような状況ですので、本当にこれは続けていって思いやりをどんどん広げていけば、いろんな問題が実は解決できるんじゃないかと自分は思うような事業ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして質問を全て終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月13日午前9時から開会します。

（午後 4時08分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 水曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成29年12月13日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 14番 大岸真弓
- ② 16番 比与森光俊
- ③ 12番 山崎晃子
- ④ 7番 村田珠美
- ⑤ 15番 織田秀幸
- ⑥ 13番 山崎龍太郎
- ⑦ 18番 石川彰宏
- ⑧ 5番 森田雄介

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 改めまして、おはようございます。14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一問一答方式で一般質問を行います。

まず、10月22日に本市に襲来した台風21号の被害と対応について、お伺いします。

台風21号は暴風が長時間吹き荒れ、本市の基幹産業である農業や林業、公共施設、民家の屋根瓦やテラスを吹き飛ばすなど、市内全域におびただしい被害を及ぼしました。自然の驚異に息をのむばかりで、人命に影響がなかったのは不幸中の幸いとも言えるかもしれませんが、それでも被災者にとっては大きな痛手となりました。傷ついた市民の暮らしが1日も早く復旧できるように、対策をとる必要があります。

そこで、まず1点目の質問です。

10月31日の議員協議会におきまして、あらましの報告は受けたところですが、まだ被害が確定していなかったものもあると思います。倒木や施設園芸、公共施設等、現時点で判明している被害の全容と被害額をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） おはようございます。お答えいたします。

ご質問のありました台風21号被害の全容につきましては、所管する部署が広範に及ぶことから、防災対策課において各課に聴取した情報を取りまとめ、お手元に資料をお配りしております。

逐一の説明は省かせていただきますが、詳細に関するご質問がございましたら、担当課から回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 手元に資料をいただいておりますが、これを見ますと合計金額が6億8,100万円余りということになっております。これに、べふ峡温泉の被害額が出ましたら、また相当な額になっていくのではないだろうかと思っております。

それで、2枚目を見てみますと、その下の端の台風21号による罹災証明の交付件数というのがございます。これは、公共施設で11件、共同住宅で1件、それから、普通の民間の住宅19件ということだと思っておりますが、この公共施設等につきまして罹災証明が交付されました。これは保険対応ということになるのでしょうか。保険対応でその修

繕を行うということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ここに記載しております市の公共施設につきましては、それぞれ所管課がございますので、詳細は全て承知しておるわけではございませんけれども、罹災証明そのものが保険金の請求に必要なものと聞いておりますので、そういった目的にかなったものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、課長、詳細をまだつかんでおられないということで、各担当課でお答えいただけるものがあれば、ここでお答えいただきたいです。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。担当課の分をちょっとお答えさせていただきます。

まず、香美市役所本庁舎でございますが、これはもう工事発注済みでございます。続きまして、旧土佐山田学校給食センターの防草シートのめくれですが、これは施工伺いをとりまして、今、業者により見積依頼をしております。それと、農業振興センターの、これはテレビのアンテナの鉄柱が折れたものですが、これはもう折れたものをのけております。それと、平山ふれあい館の屋根の一部の損傷につきましては、もうこれは直しております。それと、西庁舎、西別館はまだ未施工です。それと、こづみと奥物部ふれあいプラザの非常用照明バッテリー切れにつきましては、これはもう発注済みであります。

それと保険の件なんです、建物の保険、これは5万円以下は免責という保険にかかりません。それ以上は保険額の2分の1が保険の対象になります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） おはようございます。消防本部所管のものについて、お答えをいたします。

罹災証明の交付件数につきましては、これは保険請求のために罹災証明の交付を行ったものでございます。一覧にございます中で、消防署の水槽付ポンプ自動車のドア破損につきましては、緊急車両ということで既に修理済みでございます。そのほかにつきましては、保険の関係でまだ修理を行っていない状況にあります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 大岸議員、一覧表にある分については全てですか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 管財課長から5万円の免責で、それ以上は2分の1保険対

応ということでございましたが、そしたら、残りの2分の1は一財対応ということですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今回の台風は本当に予想を超えまして、全域に被害が広がったということで、沖を通るから大丈夫だろうということで、ちょっと油断をしていたという農業者の方の声なんかもあるのですが、本当に広範囲にわたって被害が大きかったと思います。それでは、順次急ぐものから対応していくということになるかと思えます。

それでは、②の質問に移ります。

高知県園芸用ハウス整備事業（災害復旧区分）を実施するに当たり、市は補助率をかさ上げして対応を行いました。11月1日に説明会も行ったわけですが、その制度の周知、案内は、罹災農家に対してどのように行われたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おはようございます。大岸議員の園芸用ハウス整備事業の制度の周知についてお答えいたします。

J A、高知県中央東農業振興センター、農業共済組合の協力のもと、各農家の被災状況の情報収集を行い、各機関が調査した被災農家に対して11月1日に制度の説明会を開催し、その後関係機関がチームを組んで、個別の相談及び要望調査を行いました。その後、相談に来られた方につきましては、産業振興課において個別相談を行っております。

さらに、今後の円滑な復旧のため、市、J A、高知県中央東農業振興センター、農業共済組合で構成する、台風21号・22号による災害復旧対策会議を立ち上げ、関係機関と連携し、チームを編成して制度活用希望農家の全戸訪問を行い、状況確認と今後の事業の進め方について農家の方へ説明し、円滑な事業の執行を図るよう取り組んでいます。なお、本日13日にも全戸訪問を行い、今後の早期復旧に向けて、制度の周知と案内の継続を行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） J Aさんとも協力して被害調査、それから、相談に応じて、全戸訪問を行ったということですが、これは農済に加入をしておる農家だけですか、対象は。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

補助対象になるのは、農業共済の加入、未加入関係なく対象となります。ただし、事

業内容から共済に入られてない方につきましては、被災状況を確認しまして、共済相当分は補助金から引かれるということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 今お聞きしましたのは、農済未加入の方も対象として案内も行ったということですが、うちの近所でも相当ハウスの被害がありまして、11月1日に説明会があるよということで、知らない方もあるかもしれないと思ってちょっと回って見たんですが、この制度について大分誤解があったりしておりましたので、例えば、ハウスの修繕に農済のほうで補助金が出るのではなくて、保険から出ない分の自己負担分の額を貸し付けをしてくれるんだと、そういうふうに誤解をしておられた方もありました。それから、当日行けないがどうしようという方とか、まあそこまでは行き届かないのかもしれませんが、そういう方なんかへの今後の周知の仕方というか、課題がありはしないかと思うのですね。

それで、この説明会には対象農家の何%の方が参加をされておりましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この台風で被害を受けられた方は、ハウス、被覆、本体含めまして221人とこちらで把握しております。ただ、本体被害につきましては、JAの調査した79棟と農業共済のほうも調査しておりますが、そちらのほうの数字は済みません。ちょっとつかんでおりませんが、現在補助事業の希望を受けた方が、JAとさかみ管内で51人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 今回の災害補償というか事業のめどがつかましたら、例えば市の広報でもこの制度の詳しい説明を周知するとか、そういうことの広報を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほどご説明いたしましたように、本日も全戸の訪問をしておりますが、まだ調査は行き届いてない方もいらっしゃる可能性がありますので、何とかそういう形でPRができるような形はとりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、③の質問に移ります。

同制度に対します農家の反応はどうでしたでしょうか、その会場でのことですが。私が聞き及んだところによりますと、事業申請時に5つの業者から見積もりをとれと言われて、会場で苦情が上がったということを知りました。

私もその話をお聞きしましたときに、こんなときに5者から見積もりというのは無理な注文で、それだけで農家の方々にとっては物すごく負担でありますし、申請する意欲を失わせるものだと思います。

全市的に被害が広がる中で罹災農家が一斉に見積もりをとろうとしましても、事業者の数もそんなないだろうと思うんですね。だから、書類申請を作成するのに一苦労です。そうすると復旧がおくれていく。こんなときには、弾力運用する発想がなかったのでしょうか。

県も市も補助率をかさ上げして離農者を食いとめるためにやっている制度でありますのに、こんなにハードルを上げてどうするかと思いました。今後のこともありますので、罹災者の立場に立った制度でなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

これにつきましては、あちこちから苦情が行って、5者から3者、2者というふうになったとは聞きましたけれども、その説明会の時点でそういう弾力運用といいますか、緊急時に対応できる制度にきちんと整えておくべきだったと思うのです。その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

被災直後から復旧支援の要望が多く寄せられたこともありまして、関心は高く説明会には約60名の方が参加されました。

補助事業を活用して復旧するためには、被災状況の確認、見積書の徴取等の必要があり、一定の期間を要するため、直ちに事業に取りかかれないということに対しましても、議員がおっしゃられたように不満の声が上がっておりました。

その後、説明会で上がった農業者の声について高知県のほうでも検討がなされ、事業着手の際に従来5者以上の見積もりを徴取する必要がありましたところが、県の補助事業の要綱改正によりまして、2者以上ということになりました。また、補助率につきましても3分の1から5分の2に引き上げられまして、県・市合わせて10分の9ということになっております。

また、従来は市が予算化をしていなければ、補助金の交付申請前に必要な事業実施計画書の提出ができない取り扱いでしたが、今回の県の要綱改正とあわせて、事務取扱の変更によりまして市町村予算措置前でも事業計画書及び交付申請の提出が可能となり、復旧に取りかかる時間の短縮が図れることとなりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） あんな制度は使えんとほかでも言っているのを二、三お聞きをしました。

今ご説明いただきましたように早い対応をしていただきましたけれども、こんなときには市のほうからも県に、早急に改善をなさいということで申し入れをするとかいう

ふうなことも可能だったのではないのでしょうか。

市のほうからは申し入れを行っておりますか。見積もりの多さとか、そういう制度の改善をしたほうがいいのではないかという点について。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

市のほうは、担当者レベルでは行っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 災害時の制度の手順につきましては、日ごろからシミュレーションしておく必要があると思います。

それでは、④の質問に移ります。

ハウス園芸以外の農産物や、住宅被害への支援策を検討できないのでしょうか。地域回りをしておりますときに、そんな声をたくさんお聞きしました。

露地野菜をつくっている方々は、出荷がほとんどだめになったと思います。同じ台風の影響者として、何らかの支援の検討はできないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） ハウス園芸以外の農作物について、お答えいたします。

自然災害による農作物の被害に対するものとしたしましては、農業共済制度があり、この活用の推進をしていくことが中心となると考えております。

農業共済は、加入者が支払うべき掛金の約2分の1を国が負担しています。農業共済は、施設園芸内の作物やユズ等の果樹等の被災についてカバーできます。しかし、香美市で作付されている主な露地野菜の品目については対象外となっております。これについては、収入保険制度が新たに導入されることとなっております。こちらに加入していただくことで災害に対応できるようになります。

収入保険制度の窓口は農業共済組合となっているため、農業共済組合と連携しながら、活用の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

台風21号通過後、住宅被害に関する問い合わせで多く聞かれたのは、風害による屋根の破損修理の補助についてのご相談でございました。

災害対策に関する現行制度では、自然災害により被害を受けた場合、生活再建は自力で行うことが基本とされております。被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要となる一定規模の災害を除いては、「私有財産を公費で補償することはできない」ということが国の基本的な立場でございます。

被災した住宅の応急修理制度が設けられた災害救助法の適用がなければ、国の財政支援が受けられない以上、まことに遺憾ではございますが、私有財産である住宅の修繕に対し、直接的な経済支援は困難であると考えざるを得ないところであります。

市としましては、保険金の請求や融資を受ける際に必要となる罹災証明書の交付を速やかに行い、被災された方の生活再建の支援に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 産業振興課長は香美市でつくっておる露地野菜は対象にならない野菜だということなのですが、例えばどういうものですか、どういうものが対象になって、どういうものが対象になってなかったのか。対象になるならないの線引きというのは、同じ露地野菜でどの辺にあるのでしょうか。新しい制度が今後できるのということなのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

済みません。ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、露地野菜については対象にならないという意味です。

それで、新しい収入保険制度につきましては、青色申告を行っている方が対象となりまして、その年の収入が過去5年間平均の収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割まで補償をされるということになっておるようです。ちょっと詳しい内容につきましては、共済組合のほうに確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それもまた定まりましたら、同様に広報していただきたいと思っております。

それで、住宅被害のほうですが、国は今現在そういう方針でやっている。大規模地震とかこのごろ続きますので大分変わってはきておりますけれども、それでも今回の被害は香美市の場合物すごく広範でした、微細なものから罹災証明を出さなければいけないものまであるわけですが。

こんなときに、例えば法律がそうなっているからということですが、市が何か独自で、金額は少なくともできる方法はないものかと思うわけですが。目的は違いますが、例えば住宅リフォーム補助金制度の弾力運用とか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 大岸議員の住宅リフォーム補助金の弾力運用というご質問ですが、そのときにちょっと弾力運用というところまでは考えてございませんでした。

ただ、幾らか申請が出てくるのかなというふうには思っていましたけども、自分の記憶ではそういう形での申請が上がってきてないようですので、ちょっと状況がつかめてないです。どういった理由で活用されてないのかっていうのは、ちょっとわからない状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、何とかならないかなと思っていろいろ私も考えてみたのですが、例えば本市ではわずかな掛金の、希望者を募ってですが交通災害共済というのがありますね、たしか今500円になっていると思うんですけども。こういう制度を、災害共済というふうなものを運用してつくって、同じような、例えば少ない掛金で屋根瓦を直すとかいうときに、例えばですよ、被害額の2割を給付する。ただし、5万円とか10万円が上限というふうなその制度があれば、気持ちが十分、たとえ少額でも助かったというふうな気持ちになるかと思うのですが、そういう新たな交通災害共済のような、こういう制度に乗っからない、災害被害に対して、こういう制度を設けることについてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご提案をいただきました住宅再建のための共済制度ということでございますけれども、先進事例といたしまして、兵庫県が阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、平成17年から実施しておりますフェニックス共済というものが挙げられると考えられます。

この制度につきましては、年額5,000円で最大600万円の給付が受けられるという制度になっておるようでございます。ただ、兵庫県全体でこれは運用されておるということで、非常に規模の大きい制度でありまして、加入戸数が16万4,900戸余り、給付金の積み立て資産も64億円余りということで、本市が制度設計する上においては、なかなか単純な比較はできないというふうには考えております。

制度の根幹的なところで掛金の収納方法であるとか、不服審査、または積立金不足になった場合の対応など、質量ともに相当の事務量が必要であることは間違いのないところでございます。現行の職員の体制では、本市単独での創設はなかなか困難ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 今ご紹介いただいた事例は加入者数が全く違いますし、5,000円の掛金で600万円って、これほどには当然考えてないわけですが。そういう被害額になると保険に大体加入をしておられるでしょうから。そうではなくってちょっと小規模の、例えば上限10万円でも随分違うと思うんですよ。これはやはりそういう先進事例もあることですから、今後南海トラフの地震とか、それから香美市の場合

はたびたび豪雨災害もあります。そういうことで、こういう制度の検討も今後進めていっていただきたいと思いますが。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

今後の検討課題としまして、調査、研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

台風21号に対し、激甚災害が適用になりました。本市で対象となったものをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。お答えいたします。

平成29年10月21日から23日にかけての台風21号による被害について、激甚災害の指定を受けています。災害等の種別・内容等についてですが、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置により、農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率のかさ上げとなっています。

ちなみにですが、11月21日に閣議決定、11月27日に交付、施行ということになっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 農道、林道がそういうことでそこに適用されたんだということですが、これだけ広範囲に被害のありましたハウス園芸とか公共施設、教育施設なども被害に遭っておりますが、こういうのは対象になってないわけですね。なぜならなかったとかいうふうなことはわかりますか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 私どもでは国のほうの指定になりますので詳しいことはわかりませんが、私の管轄するところでも、公共土木災害施設復旧事業に関しては激甚指定はなっておりません。

というのが、やはり今回の場合、県の防災の担当とお話はさせていただきましたが、雨がよけ降ってないということで、公共施設自体の災害自体は少ないので、広範囲の中の被災額がさほど大きくないという形の中で、こういう形になったというふうに聞きました。

その他教育施設、その他施設に関しましては、ちょっと私どもではわかりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 高知県に対してですよね。被害が少ないというふうにおっしゃったと思うのですが、全国から見たら少ないかもしれませんが、高知県の中でも香美市は全域ですね。香美市にとってみたらすごく広い、大きな被害だと思うのですが、こんなときに市から問い合わせをしたりとか、要望したりとかいうのは不可能ですか、この制度は。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 過去にも要望はしたことはありません。

といいますのが、今回のスケジュールといいますか先ほども述べましたが、21日から23日にかけての台風21号で、閣議決定が21日、27日に交付、施行と、要望する間もないつつ来てしまったというふうな実感を持っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑥の質問に移ります。

停電時のペースメーカー装着者の相談先はどうなるのでしょうか。少し説明が要ると思いますが、ペースメーカーは普通は電池で動きますので、停電とは一見関係ないように思いますけれども、私にお話をされましたその当該者の方が、ペースメーカーをつけている自分の体の状態を医師に送信をしなければならなくて、その機械がコンセントにずっと差っ放しの状態なんだそうですね。それが、停電になったその日が送信の日であったので、非常に困ったというお話でありました。

こんなときに市役所対応がありますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

ご質問はペースメーカーということでしたので、通常のペースメーカーのことをちょっと想定して検討をしておりますが、議員のおっしゃるとおり通常はバッテリーが内蔵されておりますので、例えば在宅酸素療法を行っている方の医療機器についてお答えをいたしますと、停電時の相談先はその医療機器の取扱業者が行うということです。

それから、福祉事務所、健康介護支援課のほうでも相談を受け付けることは可能でございますが、結局紹介先はそこご本人の医療機器の取扱業者となるということでございます。

それから、ちょっと先ほど補足的にペースメーカー本体のことではなくて、何らか電波を受信して心電図とかを送っているという機器についても少し私は存じ上げてまして、それはペースメーカーの電波をテレメトリー機器が受信をいたしまして、心電図とかペースメーカーのステータスというか、基本情報を医療機関のサーバーに送るということをしている装置について以前に見たことがございます。そうした機器は、多分管理医療機器という分野でございますが、こちらにつきましては主治医のほうにまずご相談されて、停電時の対応なんかについて、事前にご確認されたらよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 丁寧にご答弁をいただきましたが、ちょっと聞き取りにくい部分もあったのですが。

取扱業者のほうに行くのが一番早いんだということで、それで、私この件で、例えばご本人の希望があればこういう方も災害時の要援護者、要配慮者の対象として、登録というか市のほうでつかむ対象になりますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

避難行動要支援者の中に心臓機能障害の方は直接的には該当はいたしません、市長が要支援者と判断した場合というその規定がございますので、もしその医療機関、それから主治医とご相談された後に、停電時の何らかの対応が必要ということであれば、ご相談いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、次の質問に移ります。⑦です。

補正予算の質疑のときも申しましたが、健康センターセレネの長期の休業で戸惑った市民の方が市役所に問い合わせをして、どの課かわからず窓口の対応に立腹をしておりました。

施設の入り口には「しばらく休みます」との張り紙に担当者名があるだけで、連絡先も書いていなかったそうです。これは指定管理者側の問題かもしれませんが、市民にとっては、市もそういう指定管理者も関係のないことです。ですので、市のほうに問い合わせがいったことだと思いますが、張り紙にやはり問い合わせ先ぐらいは書いておくべきだったと思うのですが。

このように災害のときには、農業災害とか含めいろんな問い合わせや相談があると思います。混乱を招かないように、問い合わせの窓口一本化はできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

台風21号の対応に当たりましては、市民の方から被害状況の報告、停電の復旧見込み、公共施設の復旧依頼、屋根修理の補助の有無、罹災証明の取得手続など、さまざまなお問い合わせをいただきました。こうした相談電話につきましては、主に総務課、防災対策課で受け付け、内容に応じて所管部署につなげるという流れで対応したところがございます。

相談者の方の立場からは、窓口が一本化されていれば相談が容易になり、便利であることは間違いございません。平常時においては、ワンストップ化に対応可能な業務もあ

るものと考えます。しかしながら、災害発生直後の初動期では、人員に限られる中、広範多岐にわたる情報の整理、対応を行うことのできる職員の配置が求められることになり、組織運営の観点から困難ではないかと考えます。

非常災害時は、通報の一極集中による機能停止を防ぎつつ、情報伝達の正確性を確保するため、担当部署ごとの相談体制が望ましいものと考えております。

なお、地域防災計画では、南海トラフ地震など大規模な災害が発生した場合は、早ければ二、三日、遅くても一、二週間程度を経過した応急活動期には、被害者相談窓口の開設、運営を行えるよう体制を整えることとしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ワンストップ、課長のおっしゃることもわかりますが、平常時にはそれができるかもしれないということですが、平常時でもこのあたりがなかなか本市の場合弱いところがあると思います。

それで、私は災害時、非常時であるからこそ、専門の、そういう住民からの問い合わせとかそういうものに対応していける、そういう機構が大事だと思うのですね。その点についてはいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対応で避けなければならないことは、初動期におきまして住民からの通報が殺到して、電話対応で身動きがとれなくなってしまうことだと思われま。優先度の高い情報を見逃して対応がおくれたため、被害が拡大してしまったという事例も過去に散見されます。情報錯綜のリスクを回避するためには、非常災害時においては、通報者の利便性を重視し過ぎない一定のご不便はご容赦いただき、正確性を期すという判断も必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今後の課題かと思いますが、人員がある程度整えば、もう少し今回のように、何カ所にも電話をしてことがわからなくて、しまいには議員のところへ怒って電話をかけてくるとかいうふうなこと、こういう対応にならないように、そういうことが必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

住民の方から寄せられるご相談内容を先ほども申しましたが、広範多岐にわたるということになっておりますので、それに応えられる職員の配置ということになりますと、やはり各担当部署からそういった人材を寄せ集めるという形になりまして、全体の組織運営の観点から、なかなか難しいことがあるんじゃないかというふうには考えておりま

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑧の質問に移ります。

災害時に地元業者と情報を共有し、より迅速な対応ができるようにできないでしょうか。例えば今回至るところで倒木がありました。市道とか生活道が塞がれて不便を来すだけでなく、危険なところもありました。私の住まいする地域でも空き家の大木が市道に倒れかかって、市に連絡するまでもなく、近所の方がチェーンソーを使って通行できるようにしてくれました。通勤時に大いに助かったことでした。こんなときには、今課長も言われたように市の対応にも限界があります。把握だけでも時間を要し、ライフラインの復旧に影響が生じます。

本市は災害時の備えとして、飲料水メーカーなどと協定を結んでおりますが、市の委託業者、例えばごみの収集業者や水道事業所、森林組合などとも協定を結んでおき、迅速で小回りのきく対応ができないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 台風等の接近時についてですが、現在施工中といたしますか動きゆう現場もあるため、安全管理等の確認、あわせ、そのほかでの緊急時対応のお願いを各業者に私のほうで必ず行っています。

また、職員に対しましても状況に応じあわせ出勤とし、地域などからの被害報告箇所の現地確認を早急に行い対応をとっています。災害規模にもよりますが、業者の方や特に現場その他を確認する職員にはかなり無理はかかっていますが、現在のところ何とかなっています。

今後、大規模災害時や地震などの予測不能な災害対応をどうするかが課題となっています。日ごろからの地元業者とのある一定での信頼関係が大切と考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お願いもしておるんだということですが、課長おっしゃったように、日ごろからの市内事業者さんとの信頼関係がとても大事だと思います。

一度そういう事業者さんを集めて、こういうときにはこうだ、大規模のときにはこうだというふうな、一定そのシミュレーションのできる会議等を持つことを提案しますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在、国土交通省において、道路警戒警報計画というものをつくっております。四国全体の話にはなりますが、おうぎ作戦とか、くしの歯作戦とって、主要な道を一番に確保する。現在、香美市に関係する路線につきましては、やっぱり高速道路が一番という形になっております。その中で準警戒路線としまして、

香美市では国道195号がなっております。

ただ、私どもの判断の中では、国道195号が災害時にどのような被災を受けるか、かなり受けるのではないかという心配もあります。その中で先日も国交省の高知河川国道事務所のほうでありましたが、建設業協会、医療協会、それと各自治体、県・国と集まってでの防災の打ち合わせ訓練はしました。ただ、一応防災対策課の担当とも一緒に行ってきたんですが、市町村単位になりますと道路警戒警報で道路が一番大事で、動かなければ私どもが動きますが、その他医療関係とかそちらのほうとの兼ね合いというのは少し心配はしましたが、一応協会など、国交省、県を通じてそういうふうな打ち合わせ協議は随時行っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 日ごろからそういうことを想定して、会議を行っておくということはとても大事かと思えます。そして、その中に例えばごみの収集業者さんとか、市の中ですよ、水道事業所さんとか市内の業者さんって、やっぱり一番間に合っが一番頼りになると思うんですね。何かあったときにはお役に立ちたいというふうな業者さんもいらっしゃるようですので、この課内というか市内の中で、そういう日ごろからのシミュレーションして、頼むよというふうなことを、そういう会議を持つことについてはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設業協会のほうとはそういう会は今後持たなければならぬ、うちの防災のほうの担当との話にはなってきますが、どういう形にすればいいのかというふうな形の検討は今後の課題と考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 環境上下水道課からお答えをさせていただきます。

災害時の対応についてですが、環境上下水道課におきましては、緊急対応時、特に災害、台風時についてはタイムラインを独自で作成して、課内において協議をするように設けております。

また、業者さんとの連携につきましても、平時について定期的に皆さんとは連絡体制はとっております。特に災害が発生する可能性の強い場合は、できるだけ早く打ち合わせを設けて、準備をお願いをしているところであります。

また、建設課との連携につきましても、やはり市道、国道、県道ありますので、やっぱりそういった連携を図っていきながら、ライフラインを早急に復旧することに努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で災害関連は終わりました、次の2点目の質問に移ります。

①です。技術系職員の補充に関する質問です。

昨年11月、そして今年6月議会と同様の質問を行いました。その後の対応をお伺いします。

広報香美の8月号に採用試験の案内がございましたけれども、事務職と保育士の募集であったようです。その技術職員の補充についての対応をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

先ほど大岸議員のほうからもありましたが、広報のほうに採用資格試験について載せておきまして、平成29年度の職員採用資格試験では技術職員の募集は行っておらず、来年度の技術職員の新規採用の予定はありません。

職員の採用については退職者2分の1補充を変更し、今後10年程度は現職員数を維持していく方針です。技術系職員が不足しているという現状は認識しておりますが、採用については全体的なバランスもとりながら、補充していくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） バランスを見ながら、それから現在の職員数のレベルを維持しながらということですね、そうおっしゃいましたかね。

現在の職員数では少ないんですよ。ですので技術職に限らず、どこも全部満ち足りているというわけではないわけ、そういうことだと思うんですが。これまで2分の1補充で、もう限界というところまで職員さんが減ってきております。それで、今の現状を維持ということでは、これから多様な行政ニーズに 대응していけない。特に技術職員さんの場合は、今回の台風などの対応のとき、それからまた、機構改革で支所もこちらへ全部移ってきておりますので、そういうことを考えますと、このままのベースを保つではいけないのではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現状を維持ということですが、今の職員数を全くふやさないというようなことではございません。現在の職員数をもとに多少増減はあるかと思いますが、どうしても不足している部署への補充とかいうことは、していかなければならない面がございますので、若干増員になったり少なくなったりというようなことがあるかと思いますが、そういったことで今後10年間は対応していきたいと、そういうことでございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 合併で面積は広くなったのに職員さんの数は57人減らし

てきておるといことですので、もうちょっと、職員さんが足りておればそれは問題ないですよ、足りてないわけですから、もとの形にできるだけ戻すようにしていくべきではないかと思ひます。行き過ぎた職員削減は住民サービスの後退を招きます。人員が少ないためにやりたい事業もできないとかいうふうなことでは、自治体本来の役割が果たせていないということではないかと思ひのですね。

この間、この前の私の質問で財政関連の質問をしましたときに、職員の削減で対応してきて20億円の財政効果というふうなことなのですが、それに関しては職員や市民の方にも負担をかけたというふうな企画財政課長からの発言もございました。

そのこととあわせて考えてみますと、本市はここ近年、図書館建設とか中学校のプール・武道館とか、児童クラブの施設建設の遅延とか、考えられないようなことが連続して起こったわけです。明らかに住民サービスの低下を招いている状態だと思ひのですね。職員削減のしわ寄せではないかと思ひのですね。特に現業の職員さんが今足りていないわけですから、補充すべきできではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

大岸議員のご指摘のとおり現状がござひますので、そういった現状も含めた採用ということをして今回しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。②です。

この間の豪雨災害や台風21号の対応に当たり、業務の遂行や労務管理に支障がなかったかどうか、お伺ひをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

この件については、各部署より調査を行いました。

建設課においては、十分現地対応ができていない状況もあり、職員への過重が重くなっているという現状があります。

環境上下水道課、防災対策課においては、業務に支障は来していないということでございます。また、台風対応については、長くても一昼夜で終わるため、過重労働にはなっていないということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 通告をしておりますので、各課長、建設課長にもお伺ひをしたいですが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

建設課のほうは人数も多いこともあり、全部が把握できているかという諸問題があることを最初におわびしておきます。私のほうで職員のほうを把握してないことをおわびしておきます。

現地対応等についてなかなか間に合わない状況もあり、時間的束縛もあり、職員の体力、メンタル面でかなりまいっておるとい状況もあります。また、建設課の仲間は住民要望に精いっぱい応えようとしています、住民の多様性もあり限界を感じています。また、このことなどが引き金となり、通常業務においてもミスがふえていることも事実でございます。

特に台風対応につきましては、うちの課の場合、台風が来まして約3カ月以内に国の査定が来ます。それまでに国の査定が受けれる準備、設計書をつくり、国の査定を受け、また国の査定後工事をし、また変更とか事務処理があるので、ほかの防災対策課なんかの場合、一昼夜でという話がありますが、台風が来たということは最初でありまして、そっから長い長いうちの仕事になります。その分が1年や2年、平気で続くような形となります。

また、その中で最初にも述べましたが、私自身が職場の仲間一人一人に目が届いてなく、特にちょっと病休その他などで休んでいる職員を複数名出してしまっており。私のほうがもう少し気をつけていればと悔やみます。また、そのことにより、他の職員に無理が行きゆうことも確かです。そこら辺をどうするかが課題と考えています。

ちょっと感情が入って申しわけありませんが、6月議会におきまして大岸議員のほうから技術系職員の採用試験のことの質問もあり、その結果、今までの経過もあり当然採用試験はあるものかなというふうな形で、特に技術系職員、建設課の仲間の中で話しておりましたが、ないということすばっともう決めたという形で報告を受けたもので、技術系職員のやる気の問題とかそこをどう、落ちたものを保つかということも課題ということになります。

今後ですが、私がもう少ししっかりし、建設課の仲間と一緒に何かの形で進んでいくような方向性をとらなければならない。技術だけではなく事務もおります。その仲間と今後どのようにして話を進めていったらいいのかというのが課題と考えます。今以上、少しでも仲間がやりやすいよう、生きがい・夢・希望が持てるような形・体制を今後考えなければならない。人と金ということにはなろうかとは思いますが、なかなかそこまで手が回らず、力のなさを感じちゅうのが実際です。

それと最後に、その人事担当課、財政担当課にしても協議は一応はしてくれてますので、何らかの形を持っていければと思います。

とりあえず、私が一番しっかりしたらえいということやとは思いますが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 答弁は簡潔にお願いします。

環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 環境上下水道課から、豪雨災害や台風への対応について、改めてお答えさせていただきます。

上下水道事業におきましては365日拘束されておきまして、平時は常に体力、メンタル面には注意をしております。また、労務災害防止にも努めてはおります。

ご存じのとおり、簡水、飲料水供給施設につきましては、民間委託の事業者さんの協力もいただき順調に経過しており、災害時についても協力をいただいております。

上水道及び公共下水道、特環下水道、農業集排についても、民間の方の協力もいただいて、組織としては何とか今やりくりをしているという状況ですが、今後技術の継承をする者もだんだん退職等でいなくなった場合に、今後については非常に心配をしているところであります。

以上であります。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災対策課には技術系職員が配置されていない関係で、気象警報が発表され、その後災害が収束し、気象警報が解除されるまでという時間で業務が遂行されるわけでございます。長期にわたっての業務遂行ということは、今のところ発生しておりません。特に台風関係でございますが、ほぼ一昼夜では収束するという形になっておりますので、労務管理上支障は来してはございませんが、前線の停滞や今後発生が予測されます南海トラフ地震などの大災害に対しましては、本課が6人編成という少人数になっておりますので、その際にはローテーションを組むとか、そういったところでの対応は必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それぞれ人事につきましてご答弁をいただきましたが、一生懸命気をつけてはやっているけれども、技術の継承とか職員さんのメンタル面も心配だということでありました。

長期に休んでおられる職員さんがおりますね、各課といいますかおられると思うのですが。やはりこういういっぱい状態が続きますと、今言ったようにメンタルで長期休業を余儀なくされる職員さんが出る。そしたら、その分を補おうとして頑張る職員さんにも影響が及ぶということになって、こう負のスパイラルになっていくと思うのです。働きやすい職場にして、職員のやる気を引き出すのが人事権を持つ市長の役割であり、管理職の仕事であると思います。将来の香美市のためでもありますので、とりわけ災害時等に力を発揮してもらわなければならない部署の技術職員の採用を再度求めますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

先ほどもお答えしましたが、全体的なバランスをとりながら、技術系職員の補充についても考えていくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

職員の定数管理につきましては、議員もご承知のとおり、行政改革の中で職員を減らすと、あるいは合併によって職員を減らすということで進めてまいりました。昨日もお答えをしましたが、そういう中で国も県も行政改革を行ってきたということで、その中では市町村にその業務が移譲されるということで、市町村においては業務が大変大きくなったという面もございます。

現在もスリム化は図ってまいりましたが、平成26年度以降、私が就任してからは2分の1ということではできない状況であるということで、職員の採用に切りかわっております。本年度も採用してまいりましたし、来年度も採用してまいります。

特に技術系の職員についてはなかなか採用が困難ということで、幾度も募集をしましたが、失敗したということがございました。そうした中で建築の部門、あるいは建設の部門でもこの間、幸いにして優秀な職員をとることができたということで、ほっとしたところですが、やはり業務が大変多くなってきている。

一方で、民間委託も進めております。現場の測量、あるいは設計といったものにつきましては、外部のご協力をいただきながらやっております。しかし、物部支所、また香北支所も建設課でカバーをしていくというふうなことになっておりまして、それももろみどおりなかなか進まないという状況もございます。

それから、情報公開の制度もどんどん進んでまいりまして、職員は設計をするに当たって大変神経を使うような状況になってきています。1,000円違っても入札がだめになるというふうなこともございますので、相当メンタルに大きな影響もあっておるのだというふうに思います。

したがって、今後この技術系の職員については、募集をしてもなかなか採用できないということがありますので、私としては退職にかかわらず一定の技術系の職員はとるというスタンスでやっていかないと、優秀な職員が確保できないということがありますので、そういった面で今後しっかり見直しもかけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 採用が難しいということについては、昨年11月議会のときも市長からそういうご答弁をいただいておりますが、例えば社会人枠をふやすとか、そういうことなども今後検討されたらいかがかと思っております。

ご答弁いただきましたので、次の質問に移ります。

- 議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午前10時15分 休憩）
（午後10時30分 再開）

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、大岸眞弓さん。

- 14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

3点目のメガ自由貿易協定についての質問です。

通告後の12月8日に日本と欧州連合EUの経済連携協定EPA交渉が妥結したとの報道がございました。2018年の夏ごろ署名して、2019年の発行を目指すとの報道されておりました。安倍政権が進めている自由貿易協定は、TPP、EPAの枠にとどまりません。米国のトランプ大統領が公約であったTPP協定からの離脱を明言して以降、安倍首相は米国を除く11カ国での大筋合意、さらに日欧EPAの交渉妥結、ほかにもインド、中国も入ったRCEP、また、隠れた自由貿易協定と言われているTiSA、そして米国との二国間協定である日米FTAも進行しています。

これらの協定は、最終的には関税の撤廃を目指しております。大企業が国境を越えて自由に経済活動をしやすくするための連携協定であり、そのためには対貿易国の制度やルールも変えさせることができるという、国の主権をも脅かす条項を含んでおります。交渉の対象は、農産物だけでなく医療、知的財産、雇用、公共事業、環境など、国民生活の全ての部面に及んでおります。

TPP水準を国際公約化している日本は、TPP以上の譲歩、TPPプラスを米国に迫られています。TPPでは95%の関税撤廃、日本とオーストラリアとのEPAは89%の関税が撤廃です。国会決議も上げ、政府が守ると約束した重要5品目、米、麦、甘味資源作物、乳製品、牛肉・豚肉も対象外ではなく、グローバルな市場経済に投げ出されることとなります。国会決議にも違反をしております。

具体的には、EPA交渉で林産物の分野は8年かけて関税を撤廃し、セーフガードもなしとされております。本県、本市の林業の行方が心配されます。

以上を述べて、お伺いをいたします。①です。

政府は、TPP交渉のとき国会で交渉過程を明らかにするように求められ、タイトルと日付以外は黒塗りの資料を提出して世論の批判を受けました。日欧EPA交渉は秘密にする約束はないにもかかわらず、ほとんど示しておりません。大筋合意による影響試算さえ情報公開しておらず、自治体はそのことに意思表示すらできない。非民主的なやり方も大いに問題でありますので、政府に対し強く情報開示を求めるべきではないでしょうか。

前回の質問時に、情報が何も無いが、秋には国内対策がまとまるようだと答弁がご

ございました。国内対策の内容が明示されておりますか。新聞報道では農業の競争力を高めるため、3,000億円余りの補正予算を計上とありますが、いかがでしょうか。

情報開示を求めることと、その国内対策について、わかっておりましたら答弁を願います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 大岸議員の質問にお答えいたします。

現時点におきましても、国・県レベルの影響額の試算の公表はされておられません。以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 情報が公表されていない。国内対策としての3,000億円余りの補正についても同様ですか。

また、お聞きをしました、強く情報開示を求めるべきということに関してはいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃられました3,000億円につきましても、当方といたしましても新聞情報で知ったような状況でして全く情報は入ってきておりませんが、また、議員がおっしゃられましたように2018年の夏には署名されまして、2019年の早い段階に発行を目指すという報道もされておりますので、今後とも県の担当課に協力を求めつつ、情報収集は継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、次の②の質問に移ります。

メガ自由貿易協定について、国民の理解は得られておりません。ほとんど置き去りです。元JA茨城県中央会専務理事が、今回のEPA交渉に関しこう述べております。

私の家は養蚕プラス米の家族経営農家であった。昭和40年代後半、生糸や絹織物の関税が撤廃され始め、繭の価格が1キロ当たり3,000円から、15年後、昭和60年には1,400円の半値になり、価格が下がるたびに20戸ほどあった農家が1戸減り、2戸減り、最後は我が家だけが残った。頑張っていた父親が77歳で亡くなった。関税と円高に敗れたと述懐し、自由貿易協定は、戦後の日本を支えた農業を安楽死させるプログラムであると述べております。香美市の現実ともオーバーラップする話ではないでしょうか。

お聞きをいたします。

政府に対して、EPAやTPP交渉、その他の国益を損ねる貿易協定は思いとどまるように要請すべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

国内の産業で影響を受ける分野は広くありますが、交渉から離脱するか否かについては政府関係者でしっかりした議論を行っていただき、影響を受ける分野で生業を行っている方々が、見捨てられないような施策を講じていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 市長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） このたびの日欧のEPA、またTPPの進み方については、議員が言われるように、国からの情報が非常に乏しいという状況の中で、関連のあるところについては大変不安を持っておるのは事実でありまして、行政も繰り返し申し上げてますように、県を通じて要望を上げていくということで進めてきたところであります。

ただ、日本の経済ももちろんそうですけれども、今EPAにつきましても、この日欧だけでなく大変広がっているということについては、議員も紹介をされました。今回の日欧のEPAにつきましても、世界のGDPの3割、4割をカバーするというふうに言われております。

ご承知のとおり、暮らしを支えていくそのもとになっていくのはGDPであります。

我が国は世界の国に類のない高齢化が進み、人口減少の時代に入ってきております。GDPは人口掛ける生産性によって生まれてくるものであって、その人口が減少する時代にあつて、生産性を高めることは非常に大事になってきます。そうした選択が国の中で行われているというふうに思います。それはGDPを確保していくということでは非常に大事なことだというふうには思いますけれども、余りにも情報が出されていないということで、黒塗りの情報しか出て来ないということは必要以上に不安にさせている。そして、対策も具体的にまだ示されていないということが、非常に問題であるということとは共通の認識だと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） アベノミクスの柱だということで、これを政府が進めているわけです。

それで、今GDPのことをおっしゃいましたが、これをやってGDPが上がるかと言えば私は非常に疑問と思っております。

まず一番最初に、やっぱり国内での消費活動を刺激していく、高めていく、これが一番大事な経済対策ではないかと思うのです。余りに影響が多いものですから、大反対がずっと国民の中で起こりました。そのとき2012年に、そのTPPの影響などを議論し、JAなんかからも指摘をされる中で、2012年の選挙のときには、自民党はうそつかない、TPP断固反対、ぶれない、日本を耕す自民党、こういうポスターを張って、勝って、それで今現在国会決議にも違反してこれを進めているわけです。その非民

主的なやり方も私は許せないと思うのですけれども、果たして前回申しましたように、食料自給率、食の安全保障の問題ですね、アメリカ130%、ドイツが93%、フランスが121%、こういった国々と同じ市場で戦う。それから、食料自給率のカロリーベース、日本は1965年には73%ありましたが、それが今39%、38%になっている。こういう無謀なことをやろうとしているわけですね。

そして、例えば環境を守る運動なども多国籍企業の利益を損ねる運動だというふうに断定されたら、訴訟を起こされて国が企業から訴えられる。今そういうISDS条項というものがあるのですが、それEPAはちょっと棚上げになってるようですけども。

これで、例えばスウェーデンの電力会社が、ドイツ政府による原発ゼロの決定によって損害を受けたとしてこれに訴訟を起こして、47億ユーロの損害賠償額を請求された。

こんなことなどのある、本当にこれが日本の経済にとっていいかということ考えたときに、決してそうではないと思います。

日本を支えてきた家族経営農家を壊して、今申しましたように、農地面積も食料自給率も到底他国に及ばん日本がこのメガ貿易協定を進めるのは、私は自殺行為ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員がおっしゃられることに、特に私のほうから誤りだとか、そういうようなことを申し上げるつもりはありません。

さきに申しあげましたように、日本の経済を考えていったときに、このままでは行き詰まってしまうということから、国際的な流れの中で経済を活性化していく必要があるということで、取り組まれていることだというふうに思います。

ただ、これは農業、林業、あるいは今言われたような食料、そうした食品とかいったものだけが対象になっているものではありません。包括的なものであります。

したがって、国が受注するものについても当然これは対象になってまいりますし、一国が一企業と争わなきゃいけないということも起こってまいります。そういう大きな取り組み、包括的な内容でありますので、国の全体のあり方が問われてくるだろうというふうに思っております。

それは農業の対策や生産の企業の対策だけではなく、それは税制の問題であったり、福祉・医療含めて、それに耐えられるような体制ができているのかどうか、ここが一番問われるところだというふうに思います。

貿易だけに目をとられてお話をされるだけではなく、やはり国の今の体制がどうかと、それにしっかりと耐えていけるような形になっているかどうかということも大切なことでありまして、これは農家や林家だけの問題に縮小して考えるのではなくて、包括的に物事を考えていかなければならない、非常に重大な局面に立っているというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 時間の制約がありまして、包括的とおっしゃったとおりなのですが、農業とかに限定して私は主に話をしてまいりました。というのは、日本人の食を支える農業は物すごく大事だと思うからです。

それで、その包括的に考えましてでも、この経済対策は恐らく農業を安楽死させるというふうな文言を申しましたけれども、日本の国の形が変わってしまう重大なことだと思っております。これは進めるべきではないというふうに私は思っております。

それにしましても、一度思いとどまってきちんと情報開示をして、国民にどうですかという場を設ける。きちっとそういうことがなされないまま進んでおりますので、情報開示を含め、それから、こういう交渉は大変心配をしておるということの声を上げることもしていけないかと思うのですが、市長、この点、再度見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 再度申し上げますけれども、こうした重要な課題については、国民に情報を提供することは非常に大事なことだというふうに思います。

一方で、これは国際的な交渉の中でありまして、国において対策をとろうとしたことが、それが保護貿易的なもの、非常に自由貿易を阻害するものだという受けとめ方もされかねない状況にあって、なかなか情報が出せない。あるいは対策を示すことができないというジレンマの中で進めていることも理解しなきゃならないと思いますけれども、言われるように基本的には、情報をもっともっと明らかにされてよいんではないかなというふうに思っておりますし、最初に申し上げましたように、県とも一緒に情報を開示するように求めてまいる所存であります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

農業を工業製品などと同列にして、価格競争に投げ出すのは無謀だと私は思います。中山間地の崩壊を招かないために、できるだけ地域地域で小さな経済圏をこしらえて、家族経営の農業をよみがえらせ、集落が維持できるよう支援することが大事ではないかと考えます。

今、林業部門では香美市木材住宅支援事業を行っておりますが、地域内でとれた野菜や米などの食料を学校給食や市内の病院、レストランで活用できるシステムをつくり、香美市の食料自給率を上げる取り組みができませんでしょうか。学校給食の場合は、ある程度進んでいることは承知をしておりますが、手近で食料が調達できるということは、災害のときなどにも威力を発揮すると思います。システムができ、雇用も生まれれば、持続可能な地域ができていくのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

地元産の農産物を市内の学校給食で活用してもらい取り組みについては、議員がおつ

しゃられたとおりにある程度されておりました、地産地消の促進のため、土佐香美農協の協力のもと学校給食センターが契約を行い、香美市産の米を納入しております。また、野菜の一部についても、土佐香美農協や香美市の農家の方から購入し、学校給食で取り入れを行っています。

今後は給食センター等と連携の上、これまで以上の量や野菜の品目を取り入れていけるように、積極的に活用できないか検討を行っていきたいと考えております。

また、市内の病院や飲食店等で地元産の野菜の活用を図るシステムづくりについては、農業・商業部門の関係機関の協議の場を設け、可能性を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。④です。

遊休農地解消のためとして、農地の有効活用、担い手への農地集積、新規参入の促進の計画が進められております。この農地中間管理機構の県事業におきましては、市が地域住民とかJAと連携して、担い手確保や営農面での組織化と雇用創出を積極的に進め、耕作放棄地の解消につなげていくのが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

まず、中間管理事業について、少しご説明させていただきます。

この事業は、農地の貸し付け希望者から農地中間管理機構が借り受け、規模拡大を希望する農業者が効率的に利用できるよう、農地中間管理機構が農地を集積し貸し付けを行う事業です。高知県では高知県農業公社が農地中間管理機構として指定を受け、中間管理事業を行っています。

現在、香美市は高知県農業公社から事業事務の委託を受け、農業公社に提供する情報の収集を行っています。最も望ましい借り手に対する情報提供を行うことにより、その後の農地が長く適切に管理されるようにするため、その地域で誰がその農地を耕作することがふさわしいかについて、地域の事情を熟知している農業委員や農地利用最適化推進委員の方々の意見をもとに、情報提供を行っています。これにより、農地の流動化を推進して、農地の荒廃化を少しでも少なくしたいと考えております。

ご質問の中にあります、地域住民やJA等と連携して、担い手の確保や営農面での組織化、それによる雇用創出の効果を上げる組織づくりは望ましい姿であるとは考えていますが、これには関係機関等の協力の必要もあり、今後、香美市営農対策推進協議会において、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 提起をしたことに対しまして、今後会議を起こして検討をしていただけるというご答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

4点目の質問でございます。

猫の殺処分をゼロにするということで、質問を行います。

放し飼いの猫が家の中にまで侵入する、ふん尿を庭にされて困っているなどの被害を訴える苦情が相次いでいます。動物愛護や環境衛生の面からも、飼い主が責任を持って飼うことは大前提ですが、野良猫に餌を与えないなどの注意も必要です。

きちんと飼われない猫は病気を防げない、殺処分されるなどの末路をたどることになってしまいます。不幸な猫をふやさないために質問を行います。

まず、①です。多頭飼育崩壊手術支援事業について伺います。

新聞報道もされたところですが、今年1月16日、本市が手術会場を提供して、66頭の飼い猫の不妊手術が一斉に行われました。主催は公益財団法人どうぶつ基金で、目的は多頭飼育崩壊状態にある当事者宅の、全頭不妊手術により繁殖を抑制し、管理できる数にとどめることで、不妊・去勢手術により、猫の鳴き声やふん尿被害を抑制するというものです。たくさんのボランティアや獣医師の協力で、この事業開始後、全国で殺処分される猫の数が大幅に減ったそうです。

香美市で手術を行いました事例というのは、ある家族が猫が好きで初めは不妊の手術をしながら飼っていたが、この家の息子が捨てられていた猫を保護して連れ帰るなどして、猫があつという間に66頭になり、近所からの苦情、猫の砂代・餌代、病気の治療代がかかるなど、多頭飼育崩壊状態に陥り、テレビニュースでこの事業を知って連絡をしてきたそうです。手術が無事に行われまして、飼い主のもとに返され、飼い主は最後まで責任持って世話をすると約束をしたそうです。どうぶつ基金の理事長は、まず当事者が行政や地元ボランティアに救済を求めたことが今回の成功につながった。今後も多頭飼育崩壊支援事業の相談がふえると予測されると事業の感想を述べられております。

そこで、お伺いします。

本市が会場の提供をしておりますのでご存じと思いますが、この事業の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねの事業につきましては、公益財団法人どうぶつ基金による事業であると理解をしております。本市といたしましても、できる限りの協力はしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ご理解をいただいて、ご協力していただけるということで、次の質問に移ります。

②です。

私がある相談を受けましてかかわったお宅が、猫の多頭飼育崩壊状態になりつつありました。この猫の問題が解決しないと受けた相談事も解決しないことから、社会福祉協議会のほうで主体的にかかわってくださっております。それで、あちらこちら問い合わせをしてみました。結局、中央東福祉保健所が一番の相談先として頼るべきところだとわかりました。

ただ、私の相談に乗ってくれました獣医師は、本来なら市にも動物愛護相談窓口があるのがよい、市民が相談しやすいのではとの意見を伺ったところです。

環境上下水道課は随分多忙であることは承知をしておりますが、こうした相談に乗ることやペットの飼い方の講習を行うなどができる、動物愛護相談窓口を設けることはできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

動物愛護に関する相談窓口は、大岸議員のおっしゃられたとおり中央東福祉保健所になっております。また、当市に相談があった場合は環境班において現在も対応しており、改めての相談窓口の設置につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、こういう多頭飼育崩壊状態になって困っているけれどもというような相談が仮に市にあった場合、中央東福祉保健所へつなぐとか、そういうふうなこともやっておられますか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 相談があった場合には、うちを通じて中央東福祉保健所のほうにつなぎをかけております。

また、先ほど議員のおっしゃられた本年1月24日から25日にかけての、公益財団法人どうぶつ基金による多頭飼育崩壊支援事業の実施におきましても、旧楠目保育所の場所の提供等、県と連携を組んで実施を行っております。今後も、県と協力しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 今年の11月の広報に、ペットの飼い方についての広報が載ってありましたね。例えばそういうこと、それから、野生の猫に餌をやると後々どういふふうなことになっているとか、そんなことなどの講習を行うとかいうことは、担当課のほうで何かの折にはやるとか、そういうことはお考えになりますか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

香美市としましては、高知県が現在行っております第2次高知県動物愛護管理推進計画も進んでいる中で、今後も県と連携しながら猫の適正飼養について、なお一層の広報、

啓発に努めていく考えであります。

また、情報提供を積極的に行い、講習会等を高知市で県が行っておりますので、そういった情報提供も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の③の質問に移ります。

去勢・不妊手術の費用が善意のボランティア団体の課題となっております。また、高知県まで獣医師を招く費用などもネックとなっております。手術は猫の繁殖や病気の伝染を防ぎ、環境衛生にも役立っております。多頭飼育崩壊状態の飼い主は、私がかかわった事例以外にも香美市にはあるのではないのでしょうか。この事業を促進して不幸な猫を減らすため、不妊手術費用の助成が市としても検討できないかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

県におきましては、メス猫の不妊手術費用の一部を負担する高知県メス猫不妊手術推進事業がありますので、市としての助成は現在のところ考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は猫の殺処分を減らしたいとの思いがあるのですが、その猫の殺処分をゼロにした、それを実現した自治体の取り組みを紹介して、再質問したいと思います。

東京都の千代田区です。2011年に猫の殺処分のゼロを実現して今に至っております。今現在もそういう状態であるということです。千代田区も20年ほど前までは3,000頭から4,000頭の飼い主のいない猫がおり、保健所には苦情とか相談が絶えなかったということです。2000年に保健所の職員たちが、飼い主のいない猫は地域の環境問題であり、何よりも命の問題。動物センターに取り次ぐだけでよいのかとの議論が巻き起こった。そして、そのことと時を同じくして、区民からも猫の不妊・去勢手術助成制度を求める陳情が区議会に署名を添えて届き、議会が全会一致で採択をした。それにより、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術助成事業が開始されました。同時に区が助成事業の協力ボランティアを募集したところ、約35人の区民が応募し、今では70人の会員を有する「ちよだニャンとなる会」が発足したそうです。この行政と「ちよだニャンとなる会」が協力し、捕獲や不妊手術、傷病猫の病院への搬送、東日本大震災で飼い主とはぐれた猫の里親探しをきっかけに、猫の譲渡会や活動の情報発信などを行っております。「ちよだ猫まつり」のイベントなどもあるそうで、子どもさんたちも喜びそうない取り組みであると感じます。

どの町にも猫好きの方がたくさんおられ、私は不幸な猫を減らし、また、そのことで通常の生活を取り戻していくことができる家庭があることを考えると、とても行政効果は高いと思います。飼い主のモラル向上、環境衛生のためにも、県事業に上乘せする形

で検討できないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在、高知県では平成26年7月より、都道府県で初の補助制度になります高知県メス猫不妊手術推進事業を開始し、平成26年度からの3年間で計1,728匹の手術負担をしております。また、平成29年度におきましては、予算を増額して対応しております。

先ほどの答弁と重なる点もありますが、香美市としましても今後も県と連携をしながら、適正な飼養について広報、啓発に努めていきたいと考えております。やはり一人一人が動物を飼う前に知識を得て、生き物と一緒に暮らすのだという認識を持っていただければ、少しは多頭飼育崩壊の現場が減るのではないかとも思っております。

県の助成やどうぶつ基金があることから、現在のところ市の助成については考えてはおりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 確かに、猫の不妊手術は飼い主の責任において行われるべきものではありません。しかし、なかなかそうはいってないところが今の現状を生み出している。そして、野生猫もいっぱいいる現状となっております。多頭飼育崩壊の背後には、今社会問題となっております不登校や虐待、ひきこもりなどが往々にしてある場合があります。不幸な猫を減らす取り組みが、こうした問題の解決の糸口にもなることもあります。横断的な対応が必要となってまいります。

千代田区の例を引きましたが、行政の助成が後押しになって不幸な猫を減らし、殺処分ゼロの実現をしていきます。飼い主の責任で解決すべきという、これまでの枠から一歩進んで、ペットの問題、野生動物の問題としてだけではなくて、これが今ちょっと社会問題と重なりながら進んでいっておる状況を見たときに、行政としてこういうところへ支援をする検討ができないか、なおお聞きをするところですが。

今、私が前段で申しました、猫の多頭で困っておられるお宅も、社協さんと協力して、何とか市内で手術ができないかやっているところなんですけど、費用が今ネックになっているんですね。そういうことを考えましても、やはりこれはモラルの問題なんですけれども、今その枠を超えなければならぬ時点に来ているのではないかと思って今回質問をしたところです。同じ答弁になるかもしれませんが、再度いかがですか、前向きに検討していただけないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 大岸議員、同様の質問が続いておりますけど、答弁が必要ですか。

答弁しますか。

環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お気持ちは十分理解をさせてもらってます。

ただ1つ気になるのが、確かに補助制度も重要と思うんですが、僕が今回この基金の事業に立ち会って感じたことは、県内の獣医さんの協力が確立されてないというのが1つ気になっております。制度が確立されても実際その獣医さんが確保できてない中で、果たして制度が継続できるのかというのが、僕は非常に懸念をしているところであります。その点については、市のほうからも県のほうに、保健所を通じて県内の獣医師の協力をお願いしていきたいと。やはり、それができて初めて助成制度が確立するんじゃないかというふうに考えてますので、まずそれを先に、うちは取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、幼稚園就園奨励費補助についてお尋ねいたします。

この件につきましては、昨年、平成28年6月定例会におきまして質問をさせていただいたところでございます。また、本定例会では、請願書も出されているところであります。本年度、平成29年度は一部補助額が増額されていますが、国が示します金額とはかなり差額がございます。前回の質問と重なる部分もありますが、よろしくお願いいたします。

文部科学省では、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児期教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取り組みを段階的に推進する。そして、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取り組みを推進するとのことが示されています。さきの衆議院選挙から後、幼児教育の無償化に関する報道を見聞きする機会が増したようにも思います。

昨年の質問で、幼稚園就園奨励費補助制度に対する認識をお聞きした際、「保護者の所得状況等に応じて経済的負担の軽減を図り、就学前の幼児教育の振興を図るものとして重要な制度であると認識している。」との答弁をいただいております。

まず初めに、この重要な制度であるとの認識にはお変わらないのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨年と同様のお答えになるかと思いますが、幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園にお子さんを通園させている保護者のご家庭の所得状況に応じて、経済的負担の軽減を図ることを目的としております。先ほども議員もおっしゃったとおり、就学前の幼児教育の振興を図るものとして重要な制度であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 変わりなく重要であるという認識をお聞きいたしました。

②です。補助金額について、お尋ねします。

本年度、平成29年度は、所得階層第2、第3階層のひとり親世帯に対する金額が増額するのみにとどまり、第1階層、生活保護世帯では増加がなく、高知市や南国市では国の示す30万8,000円が補助されているのに対し、本市では相変わらず半額の15万4,000円のままでございます。補助金額について課長からは、国の基準からしますと国の補助金が3分の1以内となっているが、実質は7分の2程度で、市の持ち出しが大きいので補助額を2分の1としているとの答弁をお聞きしています。幼稚園に入園をさせたいが、毎月の保育料負担が大変なので入園させられないとの声があることも承知していただきまして、②、お伺いいたします。

本年度、幼稚園就園奨励費補助制度に該当し、補助を受けている園児の人数と年間補助金総額は幾らになるのか。そして、あわせて補助金総額の内訳、国からの補助額と本市の負担額をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

本年度、補助金申請時をもとにしますと、補助対象となる園児数は、年度内の転出入を想定した数を含めて99名で、補助金総額は834万4,600円となっております。そのうち国の補助金交付決定額は214万1,000円で、本市の負担額は602万3,600円となっております。見込みの数字でありますので、本年度末まで変更が生じる場合がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③です。

昨年6月に今後の対応をお聞きした際、保護者の負担軽減という点では大変重要なことだと思っているが、国の動向、補助率の増加があるとか、本市の持ち出しが減ってくる場合には、保護者の負担軽減も考えていくとの答弁でございました。

現在、幼児教育負担軽減に対する国の動向も変化しようとしています。南国市から本市幼稚園に通園する園児と本市在住の園児では、補助額が半分という現実にも不満の声があることも述べさせていただき、今後の対応をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

このことにつきましては、子ども・子育て会議などの場で意見をいただいきたいと考えております。その上で検討し、平成31年度の園児募集の時期までには、方向性

をお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） その会議の場合に、市としての方向なども一応想定はされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほど議員がおっしゃられたように、幼児教育の無償化とかいった流れもありますので、市としては前向きに進めていきたいというような方向性は持っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 平成30年度ということは、4月からをめどに協議を進めたいということで間違いはないか、確認させてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現時点では平成30年度の予算には反映できる見込みとなっておりませんので、平成31年度の園児募集の時期、平成31年度予算には間に合わせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 多くの保護者からの声があるわけですが、平成30年度からということは全く不可能なのか、何か方法はあるのか、その辺1つ。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現時点では子ども・子育て会議等にも諮っておりますので、今のところ平成30年度に間に合うというような考えはもっておりません。平成30年の早い時期には協議を行い、平成31年度までには何とか結論を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 平成31年度という答弁で、なかなかそれはこの場で変わることはないかと思えますけど。

1つ先ほど述べました南国市から香美市内の幼稚園に通園する家庭、そして香美市から同じ場所に通園する、例えば生活保護世帯にすれば、先ほど言いましたように15万円の差があるわけですが、その辺に対する認識はどのようにお考えでしょう、お聞きしたい。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

幼稚園就園奨励費につきましては、これは補助金として出しておる市町村も非常に少ない中で4つの市町ということでございますけれども、その中では香美市だけが2分の1という状況と認識しておりますので、この辺は何とかしていかなければならないというような認識はしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 検討をよろしく願いして、④の質問です。

幼稚園就園奨励費補助制度につきましては、市長は先日、保護者の方々から強い要望をお聞きしたわけですが、本市の幼児教育の将来を考えますと予算を伴うことではあります、高知市や南国市同様、国の示す金額に合わすべきと考えます。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

幼稚園の関係者の皆様方にお話を伺いましたので、その趣旨は十分理解をいたしております。

その中で、1つは国の制度が大きく変わったわけでありましてけれども、従来型の制度で今進めておられるということで、今後新しい制度へ移ることができないのか、また、それがどうして移れないのかということもお聞きをさせていただきたいと、これは経営の方にもかかわることですので、そのあたりもありますし、先日のお話ですと、まだ余裕があるんですと、2つの園で80名が受け入れられるんですというお話もいただきました。この応援をすることによって、80名を受け入れるというお気持ちなのかどうか、そのためには体制も整えていかなきゃならないだろうというふうに思います。

そういうところと同時に、80名が受け入れられるということになりますと、当然保育園にも影響いたしますので、そのあたりは子ども・子育て会議などのご意見もしっかりお受けしたいというふうに思っております。

今、開始の時期は平成31年4月ということ想定しながら、ちょっとお話が課長のほうからありましたけれども、今議会にも上がっておりますので、議員の皆さんのご意見も十分にお伺いした上で、その時期等についてもしっかりと考えてまいりたいと思いますので、議員の皆様には十分にご意見を賜りたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございます。

市長にもう一点お聞きしたいのですが、今の答弁から意見の集約もこれから進めなければいけない部分もあるということは十分理解しまして、平成30年度からの開始も全く無理ではないというふうに捉えてよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） どうせやるなら早いほうがいいわけでありますので、ただそこに至るについては、さまざまな疑問であるとか、方向というものをしっかり押さえるような形になれば、それはできるだけ早いほうがいいと、そういう思いから答弁をさせていただいておりますので、もう平成31年で動かないというふうなことではなくて、皆さんのご意見をしっかりお聞きしながら、保育園・幼稚園のバランスも問題なんかもこれで大丈夫だと、いけるんだということが皆さんとともに共有ができるのであれば、そういうことはできるだけ、皆さんによい方向については、ぜひ実現をしていきたいと思っております。そういう意味で答弁させていただいております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2項目めの質問に移ります。

業務継続計画（BCP）について、質問いたします。

この件につきましては、香美市議会としましても、議会業務継続計画（議会BCP）の策定に向け、取り組みをスタートさせたところであります。

ここに至るまでの経緯を少し簡単に述べさせていただきます。

昨年8月16日から18日、会派で自由クラブ、市民クラブの皆さんと熊本地震の視察を実施いたしました。各地で多大な被害を受けたことはテレビ、新聞等の報道でご存じのとおりですが、南阿蘇村では議長からの説明で、災害に遭われたとき議会として何をすべきか、何ができるのか、当然被災された議員もいるわけで、本当に手探りだったようでございます。また、このことは執行部、行政も同様であったように思います。

そして、本年7月6日、議会運営委員会の行政視察では、地方議会として全国で初めて議会BCP、平成26年3月ですが、を策定しました先進地の滋賀県大津市議会にて研修をさせていただきました。

大津市では、大津災害等対策基本条例が36条から成り、その第8条で議会の責務が示され、「市議会業務継続計画に基づき、適切な対応をとらなければならない。」と議会の責務が示されています。

香美市条例に目を通しますと、香美市災害対策本部条例は、大津市の36条の対し全5条から成るもので、大規模災害時の対策は大丈夫か不安な気がしたところでございます。議会事務局から、本市では平成27年10月、今から2年前ですが、香美市業務継続計画が策定されていることを調べていただきました。

これまでの経緯を述べまして、議会BCPの参考になる点もあることから、順次質問させていただきます。

①です。

香美市BCPが策定された経緯をお尋ねします。策定された平成27年5月には、内閣府の防災担当から、市町村のための業務継続計画作成ガイドが示されていますが、そのことが策定の起因となってBCPができたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市の業務継続計画（BCP）策定に向けた取り組みにつきましては、内閣府の作成ガイドの提示を含めた国・県からの後押しが1つの契機となっております。加えて、平成26年8月の災害対応に関する反省も大きな要因となっております。

当時、災害対策本部の各部が果たすべき応急対策業務が整理できておらず、本部の運営、避難所の開設を初めとする重要な業務で混乱を来しました。こうした経験から、応急対策業務について整理をする必要性を痛感したところでございます。

その後、平成27年3月に地域防災計画を改訂し、当計画をもとに災害発生後に取り組むべき業務を時系列で整理した上、香美市BCPを策定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よくわかりました。

②です。今の答弁を聞きましたら、この②は早急に取り組まなければならないことだと思いますが。

香美市BCP応急対策業務では、部局名、班名、構成する課が示されています。総務部総務班が構成します担当課は、総務課と議会事務局となっております。議会では、議会BCPを策定する上で、議会事務局職員の行動基準も非常に重要な位置づけとなります。安否確認等、事務局の責務も大きいところがございます。

誤解のないように申し添えますと、大規模災害時には市長を長とする香美市対策本部が中心となり、その対応に努めることが絶対であります。議会はそのサポート役に尽力すべきと考えています。対策本部職員の足を引っ張ったり、職員を悩ますような言動が絶対にあってはならないと考えます。先ほどの同僚議員の前の質問で、災害時の市民からの問い合わせ等に対する窓口一本化の質問がございました。その際の課長の答弁をお聞きしまして、さらにそういうことを痛感したところでございます。

熊本では、復旧対応に悩み、職員が自殺する痛ましい事故が発生しています。

以上を述べまして、議会事務局職員の位置づけに対する見解と、議会BCPにおいて議会事務局職員の行動基準を定めることは可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市BCPの中では、議会事務局職員は災害対策本部の総務部総務班に属し、議会との連絡調整等の業務に携わることと明記されております。

他市のBCPを調査したところ、災害発生時に議会事務局職員が災害対策本部に設けられた議会部の部員として、応急対策業務に従事するという事例がございました。こうした事例から、議会事務局職員は災害発生の際、議員の方々との連絡調整、議会災害対策会議の設置といった業務に従事する必要性があるものと考えます。

本市でも災害対策本部内で議会に重きを置いた位置づけをした上で、あらかじめ定め

られた議会BCPの行動基準にのっとった対応をとっていくことは、可能ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そうしますと、今の答弁からですけど、この構成の総務部総務班から議会事務局という部分は削除されるのか。それともそのまま行っても、議会BCPの中で行動基準を定めてもよいのか、その点確認させてください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

次のご質問にも関係するところでございますけれども、ご指摘いただいておりますこの構成につきましては、もともと上位計画である地域防災計画の図面によってこの構成が決まっておるところでございます。この修正につきましては、防災会議委員の皆様のご意見を伺うということもございますので、来年度予定しております地域防災計画の改訂に際しまして、検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③の質問です。

香美市BCP応急対策業務の内容についてです。

市民生活部環境対策班では、構成する担当課がまちづくり推進課と収納課になっています。先ほど来からの答弁をお聞きしましても早急に修正すべきと思いますが、対応をお尋ねいたします。また、防災会議構成図もあわせて修正が必要ではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご指摘いただいたとおり現在の香美市BCPは、平成27年の策定以降、改訂ができておらず、担当課が組織再編前の旧名称のまま記載されている状況でございますので、当該箇所につきましては、修正を行うよう考えております。

なお、ご指摘いただいた構成図は、先ほど申し上げましたが、地域防災計画から引用したものであり、修正に際しては上位計画である地域防災計画の改訂が必要であります。来年度予定しております地域防災計画の改訂に際しましては、先ほどの議会事務局職員位置づけとあわせまして、実効的な組織づくりに向けた構成図案を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ④です。

さきにも少し触れました2年前、平成27年5月、内閣府から示されました市町村のための業務継続計画作成ガイドでは、特に重要な6要素が定められています。少し述べ

てみますと、（１）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、（３）電気、水、食料等の確保、（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（５）重要な行政データのバックアップ、（６）非常時優先業務の整理、以上６点が定められています。

香美市BCPを見ますとおおむね満たされていますが、気になります点が通告では２点お聞きしてありますが、災害時の職員の水・食料等確保につきましては、４３ページに自分が見落としてました、明確に記載されておりますので、質問では、代替の中央公民館の件で、本庁舎と中央公民館の耐震、本庁舎が被災して使えない場合、中央公民館が代替というふうになってますが、耐震に対してどのような見解か、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本庁舎につきましては、平成２３年完成の免震構造を備えた建物で、耐震性は十分に有しているものと考えております。

また、中央公民館につきましても、昭和５５年度の建築年度ではございますが、平成２２年に耐震工事を完了しておりますので、代替施設として活用することに問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） １６番、比与森光俊君。

○１６番（比与森光俊君） 問題ないということで、自分がこれをお聞きするのは、本庁舎が被災して使えない場合に中央公民館で大丈夫かなというような、苦肉の策の中央公民館が示されているのかなという思いがありまして質問した。これ以上は聞きません。

⑤です。

香美市災害対策本部条例は、平成１８年３月１日、３町村合併時に施行され、平成２４年１２月２１日に改正されています。内容は趣旨、組織、部、現地災害対策本部、委任の５条のみから成っています。大津市条例のように目的、定義、基本理念、市民の責務など明確にすることが必要ではないでしょうか。課長には、大津市の条例も見ていただいたと思います。議会BCPとのかかわりなども明記しなくてはならないのではないかと、条例改正を求めますが見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対策本部条例につきましては、災害対策基本法に基づき、国内の全市町村において統一された内容となるよう示された準則に倣って制定しているものでございますので、改正は困難なものであると考えます。例示いただきました大津市災害等対策基本条例は、災害対策本部条例とは別立てで、災害対策と危機管理に関する基本的な理念をまとめたものであり、拝見したところ、市民、市、議会、事業者の責務を定め、事前対策、応急

対策、復興までの一連の流れに関する考え方を明確に示しているという点で、大変すばらしい条例であると考えております。

調査を行ったところ、同様の条例を制定している市町村も少なくありませんでした。県内でも高知県や本山町で制定されているようです。本市といたしましても、こうした先行事例を研究するとともに、高知県を初めとする関係機関からの助言をいただきながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 検討を重ねていただけるということで、これを作成することは市民の安全安心、そして、執行部のスムーズな災害時の対応等にもかかわってくるのだと思いますので、そのことも含めぜひお願いしたいと思います。そして、その際には、議会の役割として、議会は議会BCPの中でその責務をという明記もお願いしたいですが、そういうことは可能でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど来、言及していただいた大津市の基本条例を見ても議会の責務ということも定められておりますので、こういったことに倣いまして、香美市としてよい内容になるように検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の項目です。

児童クラブの改築について、少しお尋ねをいたします。

①です。

たけのこ・かたじ・くじら・めだか・香長児童クラブでは改築が求められていると思いますが、現在、土地の確保、基本設計、本体工事、完成予定時期等、明確になっている部分がありましたら、それぞれ進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校の児童クラブにつきましては、小学校に隣接する場所にて建設を計画しておりますが、民有地でありますことから、権利関係につきまして関係者間などにおいて調整をいただいております。

また、他の児童クラブにつきましては、陳情書の提出をいただいた、かたじ児童クラブについては、平成30年度の設計、平成31年度の建設を計画しております。

同様に舟入・楠目・香長小学校につきましても、順次進めていくこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） かたじ児童クラブが平成31年度からということですが、たけのこ・香長児童クラブについては順次ということですが、かたじ児童クラブと並行してということやなしに、かたじ児童クラブが終わってから、たけのこ、または香長児童クラブということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 平成30年度当初につきましては、かたじ児童クラブの予算を上げていきたいと考えておりますけども、その他につきましても、並行しての建設も含めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そうしますと、かたじ児童クラブについては、関係書類というか、県に提出すべきものは提出をされているということ、まだ提出はされていないのか。県に申請というか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 正式な書類等はまだですけども、とりあえず設計予算のほうを上げていこうということにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②です。

放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金の制度について、お尋ねいたします。

県の生涯学習課からちょっと資料もいただいたんですが、事業形態は市町村が整備を行う場合、補助率3分の2、国・県がそれぞれ3分の1となっています。待機児童の解消のための整備を行う場合は、国が3分の2、県が6分の1となり、市の負担は6分の1になります。この補助率は平成28年度から平成32年度をめどに、待機児童解消を目指す施設整備のための期限つき補助事業であるかのようにもお聞きいたしました。

県内の自治体では、補助率6分の5を活用するため、県への申請を進めている自治体があるようにもお聞きしています。県では、出された計画に対し聞き取りを実施し、補助率6分の5の対象事業であるのか、全ての計画に対し調査も行っているようです。対象事業となる計画であれば、仮に9,000万円の事業が補助率3分の2であれば市の負担は3,000万円ですが、6分の5となれば市の負担は半額の1,500万円で終わります。

本市が計画しています児童クラブは、この6分の5の補助対象とならないのでしょうか。今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

補助金のかさ上げにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり待機児童の解

消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は国が3分の2、県が6分の1で、合計が6分の5という補助金になります。整備を行う場合の条件としては、創設または既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であること、また香美市全体で見た場合に待機児童が発生している、もしくは当該放課後児童クラブを整備しなければ待機児童が発生する可能性があること、この2つの条件を満たす必要があります。

交付申請時に条件を満たすかどうかはそのときの状況によって異なりますが、今後の見通しを検討し、県の生涯学習課と情報共有を図りながら、できるだけ有利な制度を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） この6分の5につきましては、先ほども少し述べましたが、平成32年度をめどというふうにもお聞きしてはありますが、それはそういうことはない、ずっと継続してある事業なんですか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのかさ上げにつきましては、平成28年度からの継続ということで平成29年度も継続されておりますけど、いつまで継続されるかについては、ちょっとこちらでかつちりした答えは持っておりませんが、申請時に香美市が6分の5の補助に対応可能であるということであれば、そちらを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 質問でも述べましたように、平成32年度をめどというふうな話も聞いた記憶がございますので、であるならば早急に対応すべきではないかというふうに思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 国庫補助のかさ上げがいつまでなのか、平成32年度までで終わってしまうのか、それ以上続くのかちょっと確認はできませんけれども、できるだけ有利な補助金が活用できるのであれば、その方向で行きたいと思っております。ただ条件がございますので、そのときの状況によってということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険制度に関して、地域福祉計画に関して、防災行政無線に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険制度に関してお伺いいたします。

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われていますが、この間、国は制度の維持を図るためとして、負担増と給付削減を繰り返してきています。

繰り返される負担増に対し、本市の住民の間からも、これ以上の負担にはついていけないという声も聞かれます。また、高い介護保険料を支払っているが、もし介護が必要になったとき、本当に介護サービスが利用できるのだろうかとの不安の声なども多く聞かれます。そのような先を案じる声は、年々増大してきているようにも感じます。

本市では、第7期介護保険計画策定に向けての協議が行われていることと思いますが、これらの不安の声にしっかりと耳を傾け、協議のテーブルに取り上げてほしいと願うところです。

さて、それでは質問に移ります。

12月2日付の地元紙の報道によりますと、政府は来年4月の改定で介護報酬を引き上げる検討に入ったとのことでした。

介護報酬が引き上げられることにより、介護職員の不足が続いている介護現場での人材の確保や、事業所の収支改善を図ることなどが期待されます。しかし、その一方で、市民にとっては介護保険料や利用料が増額となって、大きな負担増につながっていきます。先ほど住民の声として報告させていただきましたように、たびたび引き上げられてきた保険料や利用料に関して、市民の負担はそろそろ限界近くになってきているのではないのでしょうか。

しかし、国は高齢化に伴う社会保障費の自然増を圧縮する目標を掲げていますから、今後も引き続き、保険料や利用料の負担を増加させていくものと思われます。さらには、給付抑制も増大させていくことも考えられ、このような進み方に私は危機感すら感じているところです。

見直しのたびに負担を強いていく前に、国は介護保険の国庫負担割合を引き上げて対応するべきではないかと考えますが、市長はどのようにお考えになっているのでしょうか。率直な見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎晃子議員の安心して過ごせるようにという、回答を行います。

介護保険事業計画の今後の推計でも、介護保険に係る負担の増大は免れないものであることが示されており、市民への負担も大きくなることが予想されています。政府の行っている税制改革での社会保障費については、収入が少ない低所得者の方への負担軽減のための目的と認識しており、介護保険の国庫負担割合の引き上げについては、本市だけの問題ではないため、国や県の動向を見ていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今後も負担はふえていくということを課長のほうも認識をされておいでますけれども、国の制度ですのになかなか市のほうでどうということはいえないかと思えますけれども、市民がかなり負担感を感じているのと、それから、実際必要なときにサービスが使えるだろうかという、不安の声というのはすごく大きくなっているところですが、介護保険制度を所管する担当課長としては、このあたりの声はどういうふうに受けとめておいでますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 国庫負担割合が引き上げになれば、国庫負担の軽減にはなるかもしれませんが、住民の方々に税などの負担の影響があるのではないかと危惧されます。

声としては、やはり高いという声もありますが、それ以上のことは聞いておりません。以上です。

○議長（小松紀夫君） 最後のほうがちょっと聞き取りにくいので。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 高いというのは聞いておりますが、あとのことは聞いておりません。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 介護保険料が高いということは聞いているけれども、サービスが使えるかどうかという不安の声は聞いていないということですかね。そういう声があるということをお伝えしたいと思いますが。

やはり国庫負担を引き上げていかないと、このまま行くと本当に保険料がますます増大していくということになりますので、この国庫負担の割合を引き上げて、やっぱり市民の負担を減らしていくということが必要かと思えますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 介護保険について、お答えをしたいと思います。

介護保険制度が導入されたことによりまして、今までの福祉政策が随分変わったというふうに言われております。それは、国において負担を2分の1にとどめたということ

が大きな特徴であったというふうに思います。あとは県や市町村、そして、利用者の方に10%負担をしていただくということが、この大きな介護保険制度の中身でございました。

当初導入された平成12年度におきましては、非常に画期的な制度として大変評価をされてきたわけでありましてけれども、ご承知のようにその後高齢化が進展をする、利用者の数もふえてくるというような状況がございました。

基本的に我が国は、在宅介護ではなく施設介護を中心として進めてきたことによりまして、施設介護によっての大変負担が大きくなってきたということから、在宅介護についても頑張っているわけですがけれども、なかなかそのサービスを行き届かすことができないというふうな状況になってきております。

我が国のそうした介護保険制度の成り立ち自体にも問題がありますけれども、今消費税の増額についても、約束されながらこれに充てていくことができなかつたというふうなこともあって、介護保険を支えている施設についても、あるいはそれを支えている人々にとっても、大変思惑が違った状況になってきておるところでございまして。

基本的な国の制度のあり方についても、今もう一度検討しなけりゃいけない時期に来ている。そういうことから、今ご質問されている中身としては、負担増といったことをテーマに取り上げながらお話されてることだと思います。

この介護保険制度は平成12年度からスタートしたわけですがけれども、非常に厳しい局面に今立ってきております。思い切って介護保険を支えるような国も利用者も、国民もみんな負担をするということの合意が必要となってきたらいいんじゃないか、そのように感じております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 本当に介護保険制度が始まって、保険がありながらサービスがないというような状況もあつたりしますので、この介護保険制度そのものがどうなのかって先ほど市長も言われましたけれども、いま一度、制度を見直していくことも必要やというお話をいただきました。

ですけれども、今そういう時期にありながら、国もそうやって見直しをしていっているのかといたらそうではない状況にありますので、ここは介護保険の国庫負担割合を引き上げるといふ、そういうことで対応していくということも必要かと思いますが、市長はこれを国のほうに上げていくというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、国のほうは、この介護福祉費用が非常に高くなってきて、年々上がってきております。一方で、ご承知のように国の収入は下がっているような状況で、ワニの口の状況がなかなか改善できないということになってきております。

今、国から負担を2分の1からさらに上げたらというお話ですがけれども、その財源が見つからないというのも実情でございまして。したがって、制度それ自体を見直さなきゃ

ならない、そういう状況もこのまま進んでいくと起こってくるのではないか、そういうことを私のほうは考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 国庫負担を引き上げるということよりも、制度の見直しが必要ではないかというふうに思われているということですが、そうした市長の考えを国のほうに届けたり、声を上げていくということは可能でしょうか。もし、できればそういう声も上げていただきたいというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 当然のことでありまして、市長会におきましてもたびたびこうした議論は行われておりますし、高知市の岡崎市長は中央の会の中で大事な役割をなされてまして、そういうところでもたびたび意見を述べられております。私もこうした取り組みと一緒にやっておりますので、今、議員の言われるような内容については、国においても十分承知はされていると思います。ただ、なかなかその方策が見つからないというのが実態だというように思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたらまた続けて、国のほうへの要望等もお願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

地域福祉計画に関して、お伺いいたします。

地域福祉は、誰もが住みなれた地域で健やかに安心して暮らせる地域社会を実現するために、地域に住む人々がさまざまな公私の活動主体と協働して、お互いに思いやりを持って、支え合い・助け合う地域づくりを目指すことを言います。そして、地域福祉計画は、地域福祉を推進するため一人一人の尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、助け合う顔の見える関係づくりや、お互い認め合い支え合うともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

本市では、「つながり・集まり・支え合うまち香美市」を基本理念に、平成25年から平成29年度を第1期として、地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されました。

本年度は、第2期の計画策定に向けて取り組みを進めていることと思えます。1期計画の重点施策や取り組みの成果や課題などについて、順次お伺いいたします。

①です。

具体的な取り組みとしては、地域住民による支え合い活動の促進が上げられていますが、地域での見守りや支え合いの体制づくりについて、どのように取り組まれてきたのかお尋ねいたします。また、今後の課題などがありましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

地域福祉は、市及び社会福祉協議会、地域住民、福祉活動団体などが一体となって推

進するもので、その中において市は、公的な福祉施策の適正な実施のほか、地域での支え合いの体制やその仕組みづくりに大きくかかわっております。

本市では、ご存じのとおりあったかふれあいセンターを土佐山田、香北、物部の3カ所に設置し、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、また地域ニーズの把握や課題に対応した支援体制に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いを行う拠点としての体制を整えております。

社会福祉協議会に委託しております、このあったかふれあいセンター事業を通じ、多くの住民ボランティア、民生委員、関係機関の連携により地域の見守りネットワークの構築や生活支援を進め、全体として一定の成果を上げてきていると考えております。

今後は、このあったかふれあいセンターの拠点機能をさらに充実し、時代に合った体制を整備していきたいと考えております。

- 議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午後 1時18分 休憩）
（午後 1時18分 再開）

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、山崎晃子さん。

- 12番（山崎晃子君） 支え合いの体制づくり、これを中心にあったかふれあいセンター事業の中で取り組んできたということのご答弁だったと思いますが、あったかふれあいセンターの中で聞いてもいいがですが、その地域の支え合いの体制づくりって言うことで言いますと、地域が希薄になってまして、なかなか地域で支え合うということができていないのが現状だと思うんです。見守りネットワークは構築されたというお話でしたけれども、そうした支え合いの体制づくりが地域でできて、そういうところの実践例っていうのがありましたら、お聞かせください。

- 議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

- 福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

地域住民による支え合い活動といいますがなかなかいろいろございまして、ボランティア団体が個々にやっておるというものを把握しておるわけではございませんが、次の質問でちょっとお答えもしたいと思っておりましたが、主にこのあったかふれあいセンター事業の中でさまざまなボランティア団体さんにご協力いただき、この地域の支え合いづくりというのをやっておるということでございます。

- 議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

- 12番（山崎晃子君） そうしたら、その地域の支え合いづくり、これはあったかふれあいセンターが非常に重要な取り組みということになりますので、②の質問に移ります。

地域福祉の重要な取り組みの中にあつたかふれあいセンター事業がありますが、この事業の活動状況をお聞かせください。あわせて、今後どのように展開していくのかも聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

地域福祉の拠点としての機能を担っておりますあつたかふれあいセンターでは、集いや相談活動として喫茶コーナーなどのサロンによる居場所づくりを行うとともに、定期的なイベントを開催し、世代間の交流も行っております。また、身近な相談窓口にもなっており、必要に応じて関係機関につなぐ役割を果たしております。

訪問活動といたしましては、ひとり暮らしなどにより近隣との関係が希薄になりがちな市民に対し、民生委員やボランティアが関係機関とともに見守り活動を行うなど、支援の必要がある市民を早期に発見する取り組みを行っております。このほか、生活支援の活動として、見守り郵便、見守り電話サービスを展開するとともに、施設に出向き傾聴ボランティア活動を行っております。

今後は、障害者などに対する支援にも気を配りながら、時代に合った機能を盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） このあつたかふれあいセンター事業ができたときには、個別支援っていうことで、サービスのはざまにある方に個別に支援をしていくっていう取り組みをしてきて、その後、地域支援という形で移ってきたわけですがけれども、その中でサロンを中心として支え合いの拠点づくりということになりますけれども、そのサロンを利用されている状況、このサロンの活用状況というか、そういった世代間の交流ということもありますが、割と高齢者の方が多いかと思っておりますけれども、それと、このサロンがあるということ自体もまだ十分に知られていないというところもあろうかと思っておりますけれども、この取り組みの状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

山田圏域で行われておりますサロンは、ボランティア「てとて」というところが主に活動していただいているということでございます。現在、9月までに124日開設をいたしまして、半年で約1,200人ぐらいの方に来ていただいているということでございます。

それから、香北・物部圏域におきましては、香北町については「みによん」、それから物部町のサロンは「ひとやすみ」というサロンを開設しております。それぞれ「みによん」が124日、それから「ひとやすみ」が121日、4月から9月までの開設日数となっております。利用者は「みによん」が365人、それから「ひとやすみ」が594人ということになっております。

サロンについては、そういったところですよ。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 先ほど人数を教えてくださいましたけれども、これはこれまでと比べて特にふえてるとか減っているとかっていう、余り変わらない状況でしょうか。それと、やっぱり広く行き渡っているのかなというところも感じるところがあるんですけども、そのあたりのことと。それから訪問活動、先ほど民生委員さんとしていってるといことのお話があったんですけども、民生委員さんはそういう状況のある方の訪問をしていってわけですが、ここのスタッフさんも一緒に訪問をしていっていいのか。限られた人数になってたかと思うんですけども、そのあたりサロンをしながら、また訪問もっていう、そういったことをできていっていいのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 見守り訪問につきましては、スタッフが全部に行くというわけにはいかず、分担して行っているというふうに聞いております。毎月、特定の方に対して、いろんな団体がアプローチをしておるということでございますが、スタッフは現状、大変少ない人数でございますので、年間を通じては数軒というふうに聞いております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そうしたら、あとサロンのことですけども、ちょっと一つ。

今現在、それぞれの場所でサロンをしていってまんですけども、やっぱりこのサロンのこういった活動を広げていく、市民の皆さんに知ってもらおうということも含めて、各地域に出向いて行って、公民館とか集会所とか、そういったところに出向いて行って、広げていくっていうことも私は大事なことだと思うんですけども、その点について見解をお聞かせください。これは提案ですけども、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 広報活動につきましては、ちょうど社会福祉協議会のほうで介護予防事業というのもやっております、各地に出向いた際にチラシ等でお知らせするなどしておるということです。あるいは社協だよりの中で、そうしたサロンの活動についてもお知らせしているということを知っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 広報のことがチラシでということですけども。

そのサロン活動です。サロン活動を各地域に集会所とかに出向いて行って、このあつたかふれあいセンター事業で進めていく地域の拠点づくりということでのこの事業ですから、そういったところを進めていくというところで、各集会所なんかに出向いて行ってするという事はいいことだと思うんですけども、その点についてお聞きいたしま

す。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

てとて、土佐山田圏域なんですけれども、出前カフェというのをやっております、地域の公民館に出向いてカフェスタイルでの交流を開催するというようなことは行っておるようでございます。談議所公民館、それから、楠目憩の家であるとか、明治地区の多目的集会所等々で行われたという実績が報告をされています。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 出前カフェもやっているということでお聞きをいたしましたけれども、ぜひこれ香北町とか物部町、そういったところにも広げていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。③になります。

地域福祉を推進するためには、地域福祉を支える担い手の育成も大事になってきます。

計画によりますと、香美市ボランティアセンターを中心に、各地区のボランティア団体との連携を図るとともにコーディネート職員を配置し、ボランティアの講座の開催やボランティア情報の提供、支援ニーズの把握、活動者の登録と支援ニーズのマッチング、地域と連携した活動拠点の確保など、参加の促進と活動支援の体制づくりの推進を図るとなっています。

計画と照らし合わせてみて、ボランティア活動の現状はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

ボランティアとしましては、傾聴ボランティア、声ともだち、出前カフェ、見守りがき、訪問などの活動があり、たんぽぽの会、それから、ボランティア協議会などが中心になって活動をされています。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、今の現状としてはボランティアさん幾つか言われましたけれども、登録の状況とかふえていってるのか、ボランティアの養成講座なんかも行われていっていると思うんですけれども、そういったことの取り組みはどのようにしてますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） ボランティアの養成というところでは、基本には社協事業ということになってまして、地域福祉計画の策定に際して、さまざまな資料が上がっている中では、その部分がちょっと上がってきてない状況なのでなかなかお答えはしにくいですが、ボランティアとしては比較的低調というかそんなに、人数は物すごく少なくなっているというようなことは聞いておりませんが、高齢化とか新規の参加が

少なくなっているというようなことは聞いております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 地域福祉を推進していくためには、このボランティアさんも大きな担い手ということになってきますので、今後の動向を見ながらまたお聞きもしたと思います。

それでは、次の質問に移ります。④です。

地域福祉の推進には、まずは地域福祉やその活動に関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、市民の方々への周知や啓発なども重要と考えます。周知、啓発に関してどのような取り組み方をしてきたのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

広報や社協だより、チラシによる啓発などを行うとともに、社協が行う、先ほど申し上げました介護予防事業や講演会などで呼びかけを行っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 広報とかで周知をしてきたということですがけれども、市民の皆さんの関心っていうのは、そこでそういった取り組みをしてきたけれども、どういうふうに感じてますか。この取り組みで広がってきたというふうに感じておられるでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

この地域福祉計画を策定するに当たりまして、地域座談会というものを行いました。その中でもやはり情報不足というご意見が多数出ておりまして、社協だよりも余り見ていないという方も多かったということを知っております。この辺、もう少しこのボランティア活動とか地域活動について、皆様の目にとまるように広報活動を今後充実していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 地域福祉の推進のためには、住民の皆さんに関心を持ってもらうということが必要ですので、ぜひそうした周知、啓発を積極的にしていっていただきたいと思います。

そこで、先ほど地域座談会のお話が出ましたけれども、今回も地域座談会、9月に行いました。それもそういう座談会があるっていうことを知らないんですね、ほとんどの方が知らなかったと思うんですけれども。そういう取り組みもどうかなというふうにも思うがですけれども。そういったこととか、あるいはもっと広げるのであるならば、その地域座談会を計画の策定の前にするんじゃなくて、毎年サロンの中でしていくとかっていうふうな、やっぱりあらゆる機会を通じて広げていくっていうことが大事になってくるかと思っておりますけれども、今回の地域座談会の持ち方っていうのはどうかなというふ

うにと思いますが、その点どのように感じてますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

地域座談会の広報につきましては、広報にチラシを入れるというような呼びかけ、それから社協さんを通じた呼びかけ、民生委員さんを通じた呼びかけというようなことで、もう少し幅を広げられたかなというふうにも思っていますが、結果的には必要な参加者数というのを得られたというふうに考えております。

また今後こうした座談会を、計画策定後も何らかの機会にしてはどうかという話ですけども、現在、振興計画の推進委員会を行っておりますので、その中で少し協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） ぜひ、皆さんの声を聞く機会を持ってもらいたいと思います。それぞれ団体の中では、民生委員さんとかボランティアの会とかっていうところで聞く機会はあるかとは思いますが、そうではないそういうところに属していない方々の声っていうのもすごく大事ですので、いろんな場面でそういう声を聞いていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

高齢化社会を迎え、これからは若い世代に積極的に地域福祉にかかわっていただくことが重要となってきています。次世代の地域福祉を担う人材を育むためには、学校における福祉教育に力を入れることも重要になってくるものと思います。現在の学校における福祉教育の取り組み方はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員の学校における福祉教育について、お答えいたします。

全ての小中学校では、思いやりを持って、支え合い助け合う心を育むために、各校が地域の特色を生かし、高齢者施設への訪問や地域のお年寄りへの年賀状づくり、高齢者の学習発表会への招待、プルタブやアルミ缶回収、災害義援金や共同募金活動の取り組みなど進めているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 全ての小中学校で取り組みを進めていっているということですが、もう少し具体的に、生徒が地域に入ってっていうふうな取り組みなんかもあるかと思うんですが、そのあたりをもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

たくさん事例があるのでありますが、1つ福祉教育のとてもよい事例の中に、大栃

小中学校の生きがい教室へ行って、子どもたちが発表したり交流をしたりという実践がありますので、そのことを少しお話をさせていただきたいと思います。

実は大柵小中学校では、ふるさとを愛する心を育てるというテーマを持って、1年間総合的な学習の時間に、地域に出かけていろいろな活動を地域の方と一緒にしたり、地域の方と触れ合ったりという活動を続けています。また、湖水祭や物部っ子祭りなどで販売活動も行ったりしながら、そこに収益が出るのでそれに喜んだりもしているところ です。

それで、そういう学習を通してお世話になった方々に感謝をし、そして、また高齢者の方々からいろんなお話もいただくということで、ちょうど生きがい教室があるので、そこで1年間取り組んだことの自分たちの発表をさせていただいたり、また収益を使って、いろんなものを持ち寄ったりしながら交流をしているという実践がございます。

この福祉教育というのは、ふるさとを愛する心がどうしても原点でありベースにないと、子どもたちは心を込めて次の段階に歩めないというところがあるので、学校では福祉教育の一番大事なところにふるさとを愛する、そういう活動をたくさん取り入れているところです。子どもたちは各地域でいろいろな活動をしていますけれども、このごろ総合的な学習の時間の中で、地域に出向いていろんな活動をするということがどの学校にも位置づいていますので、この大柵小中学校の今の事例のように、一連の流れとして深まりのある福祉教育がこれからもできていくことと思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 子どもたちにそうした思いやりの心、これが育ってきているというふうに感じました。

それでは、次の質問に移ります。⑥です。

地域福祉コーディネーターについてですが、地域福祉コーディネーターは課題やニーズを発見し、従来の制度だけでは対応できない制度のはざまにある課題を抱えた個人に対し、必要なサービスや専門機関、地域資源などへつなぐ等の支援をするとともに、住民の支え合いの仕組みづくりを支援していくという役割があると思います。また、さらに全域に支援を広げるべき課題がある場合には、行政の施策や社会福祉協議会の他の事業としての仕組みの構築も提案していくという役割があると思います。地域福祉を支える担い手として必要な人材ではないかと考えます。

この地域福祉コーディネーターの配置については、第1期計画の中でも重点施策として明記されていましたが、いまだにコーディネーターの配置ができないのではないのでしょうか。専任のコーディネーター配置について、現状をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

あつたかふれあいセンター事業の中で地域福祉コーディネーターを雇用をしております

すが、非常勤であり、地域福祉全般のコーディネーターとしては機能していないのが現状でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、非常勤であったかふれあいセンター事業の中で地域福祉コーディネーターを雇用しているということですか。それはいつから雇用をされているんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） あったかふれあいセンター事業が始まった当初からそういうコーディネーターという規定があり、非常勤の者で一定の講習を受けてコーディネーターということで配置をしているところです。平成22年からだと思われています。

土佐山田圏域におきましては地域福祉コーディネーターが1名、それから、香北・物部圏域は2名となっておりますが、実質は0.5名ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、これまで非常勤であったから十分な活動ができていないということかと思うんですけども、平成28年度の決算の中でも、主要な施策の成果の課題としても「専任の地域福祉コーディネーターの確保」っていうところで課題に上がってましたが、それでは今後どういう方向になっていくのか。私、今までいろいろ聞いてきました。聞いてきたのは、やはりこういうことを取りまとめて進めていく、そういう核となる人材が必要じゃないかというところでお聞きをしてきたわけですけども、今後のこの地域福祉コーディネーターの配置、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） おっしゃられたとおり1期計画においては、重点目標に地域福祉コーディネーター設置というのを掲げておりました。平成28年度まで社協の職員の増員がなかったために、未設置であったというふうなことでございます。しかし、平成29年度、今年度には職員増ということで予算化もしております。ただ、募集のタイミングがおくれたということで、まだ設置ができていないというようなことを聞いております。

この件につきまして社協と近ごろ協議をいたしまして、その中で社協の見解といたしましては、そもそも社協職員は地域福祉コーディネーターとしての役割を担っておりますので、専任の地域福祉コーディネーターが必要かどうかは疑問であるということでありました。この点に関しては、我々も協議の余地があるというふうに考えております。

また他方で、県の第2期の地域福祉支援計画におきましては、当初、県が推進をしていました、そうしたコーディネーターの設置というのも特に定めておらず、この制度が発足した当時から、県のほうも若干の方向転換を伺わせているところがございます。

総合的に考えまして、福祉事務所としましては、こうした地域福祉を推進する以上、

専任、兼任を問わず、現時点での地域福祉コーディネーターの設置というのは必要だと考えております。ただ、社協側の体制、人事の問題でもありますので、今後慎重に協議していきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 社会福祉協議会の業務というか、社会福祉協議会そのものが地域福祉のかなめって言われてるところなので、本来はそういう役目が社会福祉協議会にはあるわけです。それでも以前、同僚議員も社会福祉協議会の体制っていうことで質問があったかと思うですけれども、常勤の方が少なくてというところで、いろんな事業が委託事業を受けてってやっている中で、この地域福祉の推進にかかわることが十分にできていないというふうに思うんです。私もずっとこれ気になってまして、社会福祉協議会の大きな役割、地域福祉っていうところ、今後ますます大事になってくるんですね。

例えば介護保険なんかで言いますと、やっぱり在宅介護へシフトしてきていますよね。その中で、地域でそういう方々をどうやって支えていくのかっていう、これはすごく大事な問題ですので、やっぱりその点、コーディネーターが必要であるということを課長、言われました。社会福祉協議会ともうちょっと連携を密にして、ここの地域福祉にかかわること、市はこれは計画を立てると、それで、社会福祉協議会は地域福祉活動計画を立てるということで一体で進めていく。その中に市民も入ってっていうことになっていますので、もう少し社会福祉協議会との連携も密にしながら、対応していただきたいというふうに考えますが、その点お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

このあったかふれあいセンター事業を社協に丸投げというようなことがないように、うちの担当職員も定期的に協議、会合を行うなど、この分野の社協との連携を図るよう既に指示をしております。今年度も何度か打ち合わせをしていくということにしております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） その点、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、⑦の質問に移ります。

第2期の計画策定に向けて、9月には先ほど言われました座談会も開催されました。また、アンケート調査なんかも実施されたのではないかと思いますけれども、第2期計画はどのようにまとめられ、将来の地域福祉へとつないでいかれるのでしょうか。立案された計画が計画だけで終わらないように、計画の実現に向けて努力することが大切だと考えます。今後予定されている計画と、今後の地域福祉の推進についてのお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

第2期計画につきましては、第1期計画と同様に市が策定する地域福祉計画と、社協が策定をいたします地域福祉活動計画を一体的な計画として策定をし、地域福祉の課題に対する市の役割と社会福祉協議会の役割を調整するとともに、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組むこととしております。

また、第2次香美市振興計画を上位計画といたしまして、関連課の福祉的施策や取り組みを集約し、地域の福祉力を高めていく予定でございます。

課題把握のために第1期計画の検証や市民及び関係団体のアンケートを実施し、山田・香北・物部の3地区で開催しました地域座談会での意見も取りまとめ、第2期の計画に反映させていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、先ほどアンケート、座談会での意見を取りまとめておるといことですけれども、第2期計画としては重点的にどういうことに取り組んでいるのか。先ほどいろいろ課題も出てきたと思うんですけれども、第2期に向けての重点的な取り組みというか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 先ほどボランティアの方の活動の中でも少し出ておりましたが、高齢化とか新しいメンバーが入らないとか、そもそも地域活動に男性の参加がないであるとか、あるいは一番多かったのが気軽に集える交流の場所が欲しいということでした。あと、ボランティアに関する情報が不足しているというようなご意見が多数寄せられおります。これを受けまして今後の計画、まだ策定中でございますけれども、市民アンケートにおいて、こうした福祉ボランティアの活動をしたことがないという方が8割に対して、一方、ボランティアに参加してもいいという方が実は4割強もいるということもわかっておりますので、どうもその情報のPRというか、そういうものが少し不足しているということに我々も気づいております。この点を工夫して、さらに多くの地域の皆さんが福祉活動の担い手になれるように、そのきっかけづくりを進めるということが1つ考えているところでございます。

あと、地域座談会の中で、基本的に防災の観点からもそうした地域づくりが絶対に必要だという話が多数寄せられておまして、あったかふれあいセンターだけではそうした機能が発揮できませんので、ボランティアの育成とともに自治会、自主防災組織等々そうした組織との連携を深めて、こうした防災意識の高揚にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 第2期計画にそうしたアンケートの結果とか、今までの見えてきた課題なんかも、入れていってということでお聞きをいたしました。

そしたら、この地域福祉計画の質問を終わります。

それでは、最後の質問に移ります。

防災行政無線に関してお伺いいたします。

本市は市内全域での通信エリアの確保と、正確で迅速な情報伝達、情報収集システムの構築を図るため、昨年度から3年計画で防災行政無線のデジタル整備に取り組んでいます。

物部町では、今年1月から防災行政無線の戸別受信機の取り付け工事が順次行われました。台風や大雨の際の避難誘導や避難訓練などの情報伝達が実践されています。山間地域の方々にとっては、戸別受信機の設置により、的確な情報が得られやすくなったのではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。①です。

現在までの戸別受信機の設置状況について、あわせて現在、防災・防犯関係や選挙のお知らせなどを実施していますが、今後の情報発信に関して、新たな予定などがあればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えをいたします。

平成28年度から着手した防災行政無線デジタル整備工事で設置しました戸別受信機は、物部町地区の819台でございます。

防災情報以外に提供する情報の内容としましては、警察署からの防犯情報や行方不明者の捜索に関する情報、消防本部の火災情報など、公共の福祉に資するものとして適切と考えられる情報を予定しております。

なお、機器の作動状況の確認のため、毎日定時にチャイム音を放送しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 819台って言われたと思うんですが、この戸別受信機は全世帯のほうにそういうお手紙を出して、それで希望された方が設置をするということになってたかと思うんですけれども、そしたら819台ということは、世帯がどれぐらいかちょっと私も把握していないところでして、全員？何割とか、どれぐらいつけられたんでしょうか。

この設置に関しては、ちょっと私も地域を回る中で戸別受信機の取り付けにお金がかかるっていうふうなことを言われて、取り付けなかったという声も聞いたんです。そんなことないよっていう話をしたんですけれども、そういう設置の状況、どういう状況ですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

当初の計画では、物部地区の全世帯ということで1,100世帯ぐらいへの取り付けを予定しておったところなんですけど、現在のところ819台ということで、残りの設置

されていない理由を確認しましたところ不在が120件、これは設置業者が訪宅した際にお会いできなかったというケースでございます。それと、居住者の方とお会いしたけれども、不要だということで設置をお断りされたという方が168件でございます。もうちょっと待ってもらいたいという保留のご意見の方もおいでだと、これは7件です。それと、訪ねて行ったけれども空き家であったと、不在ではなくて、おそらくもうこれしばらく住んでないだろうというお宅が35件ということで、訪宅の記録がこちらに上がってきております。

設置に関して有料ではないかといった誤った情報がありますけれども、実際に訪宅する作業員には、そういった誤解のないような説明をするようにということで、徹底をさせておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、取りつかなかった理由も把握してくださっているということでわかりました。今後取りつきたいという希望があれば、また防災対策課のほうに連絡をすれば、つけていただけるということで。

（防災対策課長、中山泰仁君、自席にてうなづく）

○12番（山崎晃子君） あとそれから、その情報発信に関しては先ほどお話がありました。現在もそういう形で進めていっているということで、ほかには特には予定がないということでよろしいでしょうか。

これは戸別受信機、一方的に聞くものなんですけれども、これが緊急通報みたいなものと連動したみたいな、そういったようにならないものかという市民の声もお聞きしたんですけれども、機械そのものがそういう状況にはなっていないかと思うんですが、そのあたりそういった声なんかは聞いたりはしてませんか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） それでは、まず最初にご質問ありました新しい情報の内容でございますけれども、やはり一斉、同時にかなり広い範囲にわたって情報発信がされるということでありますので、提供する情報の質と量につきましては、バランスをとりながら考えていきたいというふうに考えております。今現在でも通信の対象として取り扱いをしないものとしましては、営利を目的とする諸行事に関するもの、会社または個人が主催する諸行事に関するもの、特定の宗教及び政治に関するもの、こういったものについては、ふさわしくないということで放送はしておりません。広く市民の方にお知らせすべきといったことを重点に内容の選択をしていきたいというふうに考えております。

あともう一点、双方向での通信機器についてでございますけれども、戸別受信機の設置台数が非常に多いということがありまして、これを全て双方向にしてしまうと回線がパンクしてしまう、また受け手の市役所のほうでも職員の数も限られておること

ですんで、余りにそちらの設備を整えるといったことにつきましては、現在のところ考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 状況はわかりました。緊急通報措置はまた別にそういうものがありますのでっていうことになろうかと思えます。ただ、そういった市民の声もあったということをお伝えしたいと思えます。

それでは、②の質問に移ります。

10月11日の正午ごろ、突然、戸別受信機から「ガーガー」、ちょっとあらわしにくいのですが、そういう音が鳴り始め、多くの方々が驚き、どう対応してよいかわからず慌てふためいたと聞きました。中には驚いて家の外に飛び出したという方や、心臓がドキドキして、その後もしばらくぐあいが悪かったという方もおられました。コンセントから引き抜いても音がとまらないため、何とかこの音をとめてほしいと支所や本庁に電話をしたという方もおいでました。中には、とまらない音にたまりかねて、受信機を引きみしって庭にほうり出したという方もおいでました。突然の出来事になれない住民の方々は小さなパニック状態になっていたようです。

私はそのときちょうど外出中で、お昼ごろに大栃でそのことを聞きました。家には病気の父がひとりで寝ているため、慌てて家に帰りました。すると、まだその音は家中に響いていました。その音はけたたましいもので、聞いていると頭が痛くなるような不快な音でした。寝たきり状態の父にはどうすることもできず、ただその音の中でじっと耐えていました。帰ってみたものの、私自身もどう対処してよいかわからないため、本庁に電話して対処の仕方を教えていただき、やっとなんかすることができました。その際の話では、どうしてこうなったのか原因は調査中とのことでした。

後日、地域を訪問する中で、あんな音が出るものなら設置しなければよかったなど不安の声もありました。高齢の方の中には、突然のことで大変驚き、体調が悪くなったという方もおいでました。

あのときの故障の原因や対応の方法は、12月に入ってから自治会からの回覧によって、原因が特定され改善もされたことを知りました。そのとき回覧をスクリーンに映してしますので、ごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

大変字が小さいわけですが、これと、それからこういったもの、3枚つづりですかね。それで、これが回覧という形で回ってきたわけです。

この回覧の内容について、お年寄りの方々から字が小さくてよう読まんとか、細かいことをいろいろ書いちゃう意味がようわからんなどの声が寄せられました。

緊急時の操作方法を知らせておくことは非常に大事なことですが、今回のように思いがけず発生した緊急事態でも、住民の皆さんが慌てることなく落ちついて対応できるようにするためには、高齢の方々に配慮した手だてが求められるのではないのでしょうか。

また、戸別受信機設置の際に取扱説明書が手渡されていますが、こちらは字がさらに小さく見えづらい内容になっています。こういったものは、もっと大きい字でできるだけ簡潔に表示し、図解なども大きくして、個別受信機の横に張りつけておけるようにするなどの工夫が必要ではないでしょうか。そういった小まめな対策の実施ができないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご指摘をいただきました無線機器故障に関する回覧文書につきましては、早速にも文書の内容、文字の大きさを含めた全体の体裁を見直し、全世帯に配布するという形で対処したいと考えております。

物部町地区で発生した今回の故障は、機器メーカーにとっても前例のないトラブルで、また、本市にとっても初めての事態であったため、対応に不行き届きの点がありましたこと、改めておわび申し上げます。

今後はこの反省を踏まえて、日常の保守点検はもとより、障害発生時に適切な対応ができる体制づくりに努めるとともに、利用される住民の方にわかりやすい取り扱い説明をするよう心がけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 早速そうやって改善をしていただけるということでお聞きをいたしました。大変よかったです。

ただ私思ったのに、この回覧を見たときに、これは字が小さいと思ったんです。それで、物部町はご存じのように高齢化率50%以上を超えて本当に高齢の方がほとんどと言ってもいいと思うんですけれども、そういう方々に対してこの字の大きさ、これが本当に読んでいただける字の大きさなのかっていうふうなことを思ったんです。ですので、今回この質問に取り上げさせてもらったんですけれども。

先ほどの地域福祉の中でもありました。それから、昨日の同僚議員のOMOIYARI音楽会の質問もありました。子どもたちの思いやりの心を育てるっていうことがあったと思うんですけれども、やっぱりそこに、相手がどういう状態の方なのか、そういったところに思いをめぐらせていくっていうことは、非常に大事なことはないかと思えます。やはり思いやりのある市役所であってほしいと願いますけれども、最後に市長の見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 防災行政無線についての質問について、お答えをしたいと思います。

大変想像のつかないようなトラブルで、高齢者の方には心配をおかけしたり、中にはぐあいが悪くなった方もいるということで、大変申しわけなく改めてお断りを申し上げます。

ます。

今後におきましては、やはり議員の言われるように地域の実情なども十分踏まえて、誰もがしっかりと理解ができるような形のものを提供していくように努めなければならないというふうに思います。これはきょうお話をいただいたことだけでなく、市全体で考えていくべきことだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○12番（山崎晃子君） 市長からも答弁をいただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

初めに、去る12月2日深夜に香美市内で交通事故で亡くなられた方と、交通事故で犠牲になられた方々に、慎んでお悔やみを申し上げます。

今回は、交通事故撲滅を目指し、交通安全について4つに分けて質問をいたします。

今年も平成29年度年末年始の交通安全運動が始まりました。運動期間は年末が12月6日から12月15日までです。年始は平成30年1月9日から18日までとなっております。

年末年始は、交通量の増加やお酒を飲む機会も多くなるなどを原因として交通事故の多発が予想されることから、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人に優しい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的としています。

事故に遭わないように、交通事故を起こさないように呼びかけるために、本市でも市長、副市長、教育長、担当課課長を初め、担当課、そして警察、交通安全指導員、関係機関の方々がパトロールをしてくださり、また、地域の方々も早朝より街頭に立ち、歩行者・ドライバーに対して啓発をしてくださっております。本当にありがたいことです。

さて、今年の重点目標は、子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用の促進、歩行者の保護の4点です。子どもと高齢者の交通事故防止が重点目標となっております。

新聞などによりますと、各地ではさまざまな啓発も実施されております。けさの新聞でも、高岡中学校の吹奏楽部の40人が、事故防止を願ひ土佐市の商店街で交通安全パ

レードをしたことが載っておりました。

香美市内では、12月1日に土佐山田町婦人会主催の「自分の命は自分で守ろう！交通安全体験教室」と題して、香美市内の方々にご参加をいただき、反射材の見え方と効果、飲酒運転体験ゴーグル、歩行者シミュレーターによる横断診断とクイックアーム体験などのさまざまな体験を通じて、交通事故に遭わない、自分から交通事故を起こさない勉強をいたしました。中でも飲酒運転体験ゴーグルは、ほろ酔い、大酔い、泥酔と分かれていて、体験者からは眼鏡をかけることによって、「こんな見え方とは思わなかった。びっくりした。絶対に乗られんことがよくわかった」と驚かれ、飲酒運転の怖さを理解していただいたようです。歩行者シミュレーターも、夕方や夜は昼間とこうも違うのかっていうこともわかり、気をつけないといけないことが十分に理解できたようです。また、クイックアーム・フットも実年齢より若い結果の出た方もいて、この結果表を過信してはいけないが、何だかまた頑張れる気がしてきたとか、元気をもろうたとか、この結果はお守りにして財布に入れておくわと、とても喜んでいただきました。

また、12月2日にはワークセンター白ゆりでの交通安全教室、そして、5日には交通安全母の会でも交通安全教室が開催されました。母の会では、シートベルトの大切さと、通行中は対向車がない限り、ハイビーム走行を心がけてくださいとの講和がありました。このようにさまざまな啓発が開催されております。

そこで（1）年末年始にかけての交通安全啓発について、①の質問をいたします。

年末年始の交通安全事故防止対策について、従来と変わった取り組みはありますか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

年末年始の交通安全運動の期間中、市では例年、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導員協議会など関係団体と連携し、街頭指導や広報車による運動のPRを実施するほか、高齢者の交通事故防止を目的とした年金受給日における交通安全啓発活動、飲酒運転の根絶を呼びかける新年ドライバーサービスを行っております。

本年度の運動につきましても、これら定着した取り組みを引き続き実施する計画でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 従来どおりの啓発もとても効果があると思います。

最近、防災行政無線で、せんだってもそうでしたが、せんだっては不審な電話がかかってくるということで、そういったことの注意をしてくださってというふうな放送が流れたと思うんですが、この期間中、もしくは毎月20日等の交通安全に対する啓発等を無線で放送等はできないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 現在のところ、交通安全運動に関する防災行政無線を使った情報提供というのは行っていないところがございますけれども、今後、その手段によって効果が非常に高いと見込まれるかどうかということを検討し、実現可能であれば、着手を検討したいというふうに考えます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 交通事故の抑止の効果があるかっていうことは難しいとは思いますが、交通安全ってというのは、やはり啓発がすごく大きな効果を発すると思いますので、ぜひ検討をしていただくようお願いをします。

そして、第2・第4の学童園児の交通安全の日には、香美市の子どもたちがつくった「みんな笑顔で」という交通安全の歌を流していただいていると思いますが、こういった期間中に数回啓発に使っていただけたら、また効果も上がるのではないかなと思いますので、ぜひそういったところもご検討いただければと思います。お願いします。

それでは、②の質問です。

香北町、物部町から自転車で通学されている方、また土佐山田町内で薄暮時から夜にかけて反射材をつけないで通行している方、中には自転車の無灯火の方もいると聞きます。夜は見えにくいので大変危険です。何か対策はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

気ぜわしい年末年始は、日没時間の早い時期でもあり、無灯火の自転車運転は非常に危険な行為となります。

自転車が夜間に走行にするに当たっては、道路交通法でライトの点灯が義務づけられております。これに違反すると5万円以下の反則金が科せられることとなりますが、違反者を全て取り締まることは現実的には困難です。罰則があるからではなく進んでルールを守ることが、みずからの身を守る最善の策であることに気づいていただくということが重要です。

学校での交通安全教室では、万一事故になれば被害者であれ加害者であれ、その損失はみずからが負わなければならないと訴え、リスク回避のためにすべきことを一人一人に考えてもらえるよう、意識啓発を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 関連がありますので、続けて質問をさせていただきます。③です。

あけぼの街道や県道、商店街でウォーキングをされている方で、反射材をつけていない方がいると聞きます。何か手だてはありませんか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

歩行者の反射材着用は法的な義務づけがないこともあり、自発的に身につけていただくよう粘り強く呼びかけるほかないものと考えます。夜間、自動車からは十分見えているはずと歩行者が思い込んでいるほどには、視認されていないのが実情です。反射材の有効性は実証されており、市ではドライバーサービスや老人大学などの機会を捉え、配布と着用の呼びかけを続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 12月8日だったと思いますが、夜間にご夫婦でウォーキングをされている方がいらっしゃって、ふだんからはその方たちは歩いているということでしたが、商店街とはいえ、お二人とも本当に上下黒っぽい服装でウォーキングをしておりました。ドライバーからはもう本当に大変見にくく、自分がしていたたすきを手渡したというふうなこともあります。中にこの日ちょうど同じ日だったんですが、ライトがついてない、結局、故障車になると思うんですけど、そういった自転車も見かけたりしました。

以前、薄暮時にそういった反射材を啓発をしたりというふうなことも交通安全母の会でしたこともあるんですが、そういった啓発等がもしどこかの関係機関、団体でできるのであれば、すごく効果的ではないかなというふうに思いますので、また年間行事を決めるときにぜひ計画をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

年間の交通安全推進行事を計画する際にそういった場を利用しまして、薄暮時での無灯火自転車の対策、反射材の着用といったことを呼びかけるような行事も、今後考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） このあけぼの街道等のウォーキングの方なんかも、本当にあちこちの方から危険じゃないのっていうふうなことはすごくよく聞きます。そういったところで、ぜひ実行に向けてよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

（2）交通安全危険箇所チェックについてです。

①の質問をさせていただきます。

市内の交通危険箇所を把握していますか。また、あるとしたら特に注視する箇所は何か所で場所はどこでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災対策課では、通学路の危険箇所の点検などで調査した7カ所、交通安全母の会か

ら情報提供をいただいた10カ所、計17カ所を道路交通上安全確保を要望された箇所として把握しております。

市内における危険箇所につきましては、全てを把握できているわけではありませんので、今後も各学校や関係団体などに情報提供を呼びかけ、必要な措置を講じることで、1カ所でも多くの危険箇所をなくしていくよう、安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、続けて②の質問をいたします。

香美市内で交通事故の多い場所はどこでしょうか。また、事故防止の対策について、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

交通事故に関する統計を実施している高知県警察からは、ご質問内容に該当する公式発表された情報が得られませんでした。そこで、県警作成の事故発生地点情報マップから、独自に抽出した数値であることをあらかじめお断りしてお答えいたします。

本年11月末までに、交通事故の概況として処理された香美市内で発生した47件の事故のうち、国道195号に関係するものが11件、あけぼの街道に関係するものが8件、県道土佐山田野市線に関係するものが6件でございました。事故が連続して発生し、多発地点と思われる場所はありませんでした。事故はどこでも起こり得るという心構えで通行していただくよう、意識啓発に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） やはり、大きな道路での交通事故が大変多いというふうなことを思いました。本当に47件っていうのは、また後ほど出てまいりますが多数だと思います。

③の質問に移ります。

道路が改良されると危険箇所の見通しも必要な箇所が出てくると思います。地域の方々もふだん通行されているときに感じる危険箇所等は、どのようにして対策をしているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

地域の方々を感じる危険箇所につきましては、全てを把握できておりませんので、情報提供に頼らざるを得ない状況でございます。仮に情報提供をいただきました場合には、警察、道路管理者と連携し、状況に応じた実効性のある対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 午前中の同僚議員の質問の中にもございましたが、市民からの問い合わせ等に対する窓口の一本化、災害等に関してですが、交通安全のほうでもこんなことがございました。

台風21号の後でミラーが壊れたりとか、標識が曲がったりとか、いろいろあちこちでそういったふぐあいが出てきたときに、どこへ電話をしたらいいかわからないので、交通安全だから安全協会かと思ったと言って、そちらにかけたりとかあちこちにかけて、市役所の職員さんも本当にこういった災害の後で大変だろうから、すぐにそこにかけてるようにすると煩わさなくても済むので、自分たちが知らないのがいけないのかもしれないけど、例えばガードレールはどことか、ミラーはどこ、標識はどこ、白線とか横断帯はどことか、そういったことをちょっとでも自分たちが事前に知ってたら、すごく助かるっていうふうなことでしたので、また行政懇談会するときとかそういったときに、こういったところはこういった機関にお問い合わせくださいみたいな1枚のペーパーでもいいので、そういったものを配っていただけたら助かるというふうなお話を聞きましたので、お伝えをいたします。各担当課の方なんかもそういったことをちょっとでもしてあげると、住民サービスにもつながるかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、（3）の交通安全教室についての質問に移ります。

この交通安全教室は、1年間に保育・幼稚園から中学校まで、各学年等に分けて実施されております。2年生までは正しい道路の歩き方、また横断の仕方などを学び、3年生からは、正しい自転車の乗り方を実技も含めて勉強しております。

①の質問です。

年度末に就学前の園児を対象に交通安全教室を実施しておりますが、この教室を希望する保育園、幼稚園の数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

就学前の交通安全教室を希望する保育園は6園、幼稚園は2園で、市内全ての施設となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それはよかったですと思います。数年前なんかは本当に少なかったりいたしましたので、心配をしておりました。今年は全ての保育園、幼稚園で実施されるということで、ほっといたしました。

子どもたちは送迎が原則となっております、道路を1人で歩くことはなかなかできないというふうなこともあるので、いきなり1年生になって、はい1人で行ってくださ

いってわけにはなかなかいかないの、そういった教室でしっかり学ぶことが大切だと思います。よかったです。

それでは、②の質問に移ります。

平成26年10月議会で、各関係機関の協力により、保育園、幼稚園から中学校まで年1回の交通安全教室を実施しております。しかし、協力者が少なく、自転車教室のときなどは特に内容が充実しにくいと思います。交通安全教室の協力者を登録制にして、充実させた交通安全教室をできないかという質問をさせていただきました。そのとき担当課の課長は、検討していくっていうふうなお話でございました。その後どういうふうに検討なさったのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

前回のご質問を受けまして、交通安全教室を年間150回程度行っている福井県小浜市、山形県酒田市に聞き取り調査を実施いたしました。いずれも専門職員を雇用し、大変積極的な指導をしているとのことで、手応えを感じているとの回答を得たところでございます。

交通安全教室の充実のために、協力員の登録制度や専門職員の配置は検討すべき課題ではありますが、昨年度、本市の交通安全教室の開催回数は35回で、先進地の4分の1程度の実施回数をこなしていることから、現行体制でも一定の成果が得られております。

今後、交通安全教室を深化、充実させるためには、現在協力をいただいております団体からより多くの支援が得られますよう、要請を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先進地の事例を聞いてくださったということで、ありがとうございます。

先ほど課長は、多くの支援をいただくように今の協力団体に声かけをしていくというふうなお話でございましたが、交通安全母の会のほうもほとんどが現役でお仕事をされている方が多いです。自分も今まで何回か参加をさせていただいておりますが、歩き方はまだ何とかなるとしても、自転車の交通安全教室が本当に人手が足りません。基点に立っていただきたいところに人が足らなくて、例えば8の字で通行する場所なんかがあるんですが途中で、グラウンドのコースを書きますので、そのときの8の字走行のところなんか、8の字を普通に行けなくて、丸を2つずつ行こうとするようなことが出てきたりとか、ジグザグなんかどちらから行ったらいいかわからなかったり、一時停止なんかなかなかうまくできないっていうふうなことで、スタートからまたがって、必ず右足からペダルを踏むんですよっていうふうなことをやっているんですけれども、本当にこう、たった年に1回の教室でございますので、しっかりしたことを各場所で教え

ていけたら一番ベストではないかなと思うので、私は先ほど言ったような専門職員さんと、あと協力者の方を登録制にして、きちっとした教室ができることがベストやと思います。

今現在は多くの支援の方に声かけをしてというふうなことでございますが、また担当課の方にも聞いていただき、課長もぜひ聞いていただき、様子を見て、1年間かけてやはりこれではだめだっというふうなことになるれば、そういった方向づけをしていただけたらと思いますが、その点についていかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

いきなりベストな体制というのはなかなか難しいですので、よりベターを目指して、何とか現行制度を発展、展開させていくという方向で、今後体制づくりに励みたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 済みません。③の質問ですが、先ほど課長のほうから答弁もいただきましたが、この質問は取り下げをさせていただいてよろしいでしょうか。

いきなりベストっというふうなことにはならないかもしれませんがっというふうなことでしたが、やはり子どもの命を守るためにベストが一番必要だとは思っています。そういった意味で中山課長も以前、交通安全母の会の事務局をなさっていて、すごく熱心にご指導をしていただいたというふうな話も聞いております。ぜひ子どもたちを交通事故から守るために、年に1回の交通安全教室のやはり内容の充実ということで、回数が少ないからっというふうな問題ではなくて、本当に研究に研究を重ねて、きちっとしたものにできたらと思っておりますでよろしく、頑張ってください。

それでは、（4）の質問、自転車保険についてでございます。

この質問は、同僚議員が平成28年9月議会において質問をいたしております。その後の経過等についても後ほどお尋ねをいたします。

自転車は手軽で便利な乗り物です。免許などを取ることもなく、ルールを知らなくても乗ることができます。まだまだ道路の整備が追いついていないなど、危険が伴う場所も多くあります。正しい交通ルールを知り守ること、ヘルメットの着用、自転車の整備をするように推奨されてはおりますが、乗り方により取り返しのつかない事故になってしまうケースがあり、大きな補償問題にもなり、深刻な事態につながります。

皆様も記憶の中にあると思いますが、高知県でも2015年8月に高校生の乗る自転車が、無灯火運転のため制止しようとした警察官と衝突をし、警察官は頭部を強く打って重体、その後亡くなりました。そういった交通事故がありました。

けさのニュースで12日、きのうですが夕方6時ぐらいに、横浜市のほうで中学生が自転車で通行中に、歩いていた79歳の女性と正面衝突をし、その方は病院へ搬送され

ましたが、亡くなられたという交通死亡事故が起きたと聞きました。

このように誰も交通事故を起こそうと思って運転している方はいませんが、自転車の交通ルールを守らなかった、思いやりの運転ができなかった、または自転車の整備不良でブレーキがきかなかつたので追突したなど、交通事故につながることはたくさんございます。

兵庫県では、最近の交通事故の特徴として、自転車に関係する事故の割合は全人身事故の20%以上を占め、中でも歩行者と自転車の事故は増加傾向にあるようです。平成27年3月に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、4月に施行され、10月から自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられているそうです。兵庫県のように最近、自転車保険加入を義務化する自治体がふえているようです。

自転車保険加入を義務づけている自治体は、2017年10月時点では、加入義務は兵庫県、大阪府、滋賀県、鹿児島県、愛知県名古屋市です。努力義務は東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、京都府、京都府京都市、鳥取県、愛媛県、徳島県、福岡県、熊本県です。京都府と京都市は、今年の7月から義務化となりました。市レベルの加入も増加しているようです。

交通事故の発生件数が年々増加する中、自転車側にも責任のある事故の割合は増加傾向にあり、自転車事故による1億円に近い高額請求事例も生じていることから、被害者の救済を図るとともに、加害者の経済的負担を軽減するために、自転車の損害保険の加入の義務化は必要だと思います。

そこで、①の質問です。

平成27年、28年、29年の11月末までの自転車に関係している事故件数と、そのうち高齢者と子どもと大学生の事故件数をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市内で発生しました自転車事故の件数でございますが、平成27年は11件、平成28年も11件で、うち1件は死亡事故となっております。平成29年11月末までの暫定件数は16件です。

以上の事故件数について、高知県警察から年齢層別の件数は発表されておりました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 確認ですが、平成27年度が11名、平成28年度も11名、件ですか。

（防災対策課長、中山泰仁君、自席から「はい」と発言する）

○7番（村田珠美君） 11件。けど自転車は1人乗りなので、11名？自分が聞いたのは平成28年度は1名と聞いたんですが、間違ってますね、そしたら私は。

件数、でも11件。平成28年度も11件ですか。

(防災対策課長、中山泰仁君、自席から「はい」と発言する)

○7番(村田珠美君) この結果で事故件数は自分は1件と聞きましたので、それにしても16件というふうに増加をしてきているということで、これ以外にも自転車の場合は警察のほうに届けてないような交通事故、自転車事故も多いと思います。

この原因についてはわからない、お尋ねになってないでしょうか。

○議長(小松紀夫君) 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長(中山泰仁君) 事故原因につきましては、申しわけありません。問い合わせはしていないところでございます。

○議長(小松紀夫君) 7番、村田珠美さん。

○7番(村田珠美君) ②の質問です。

一時停止違反による飛び出し、無灯火、並列走行等の自転車のマナーが悪いという声を聞きます。これについての見解は。

○議長(小松紀夫君) 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長(中山泰仁君) お答えいたします。

幸い事故には至っていないものの、交通ルール、マナーを守っていない自転車利用者が少なからずいることは事実であると思います。交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指すためには、自転車の利用者一人一人が交通社会の一員であることを自覚して、他人に優しい運転を心がけることが不可欠です。交通安全推進に特効薬はありません。子どもたちが交通社会のよき構成員となれるよう、交通安全教室を通じて啓発を続けたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(小松紀夫君) 7番、村田珠美さん。

○7番(村田珠美君) そのとおりだと思います。

そうなのではございますが、先日も工科大周辺で国道へ、一時停止をしないでスピードを落とさず、そのまま飛び出してきたというふうなことがあったと聞きます。ドライバーのほうも、急に飛び出てくるので本当に怖かったというふうなことを聞きました。

一時停止とは、足が地面につかないと一時停止ということにはならないようですので、これはバイクでも一緒なんです、そういった細かいことを言って教えてあげるというふうなことも、すごく重要ではないかなと思います。

工科大学生についての交通安全教室等も年に一度行っていると思うんですが、どうですか行っておりますか、お尋ねいたします。

○議長(小松紀夫君) 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長(中山泰仁君) お答えいたします。

工科大学での交通安全教室につきましては、済みません。ちょっと資料を収集してお

りませんので、ちょっとお答えができません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 警察のほうでは行っていると聞いてはいましたが、そしたら、担当課としては一緒には行かれてはいないということですね。

（防災対策課長、中山泰仁君、自席にてうなずく）

○7番（村田珠美君） 工科大生に以前もお話を聞いたりすると、県外では交通安全教室などをやってないというところもあるようでして、ルールなんかあるがやっていうふうなことを言われた学生さんがいらっしゃったので、それにはちょっと驚きましたが、自分の命を自分で守るために、こうした冊子を見てねっていうふうなことでお話をしたことでした。

③の質問に行きます。

自転車の乗り方等のルールとマナーアップの指導と啓発について、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、自転車の利用に関するルールは、マナーを習得させるため、小学3年生から中学校3年生までの7年間にわたって、交通安全教室を毎年、全ての学校で実施しております。

また、毎年5月から6月の間、県下的な取り組みである自転車マナーアップキャンペーンの期間中には、自転車通学の多い鏡野中学校、山田高校においてチラシや啓発物の配布の活動を実施しております。

なお、南国警察署でも交通課所属の高齢者アドバイザーが、高齢者の集う行事などの機会を捉え、交通安全教室を実施し、基本的な自転車の乗り方について講習を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。

それ以外にやはり広めていくということがすごく重要なことだとも思いますので、量販店であるとか駅とか、そういったところに行ってまた啓発をするっていうふうなことも、初めにも申しましたが、そういったことも含めてぜひやっていただけたらと思います。

広報についてですけど、広報香美のほうですが、そちらのほうも、それぞれの担当課の方々がPRをしたいことがあるときには紙面をいただいて、防災対策課として交通安全、事故がふえてきているんですよとかいうふうなこととか、いろんなことを市民に向けて発信していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、④の質問に行きます。

市役所の自転車は何台で、全て保険加入をしていますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市役所では、12台の公用自転車を各課で管理しております。自転車向け保険の加入はありませんが、公務で公用自転車を利用中に事故が発生した場合は、全国町村会総合賠償補償保険が適用されるということです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 12台ということで、思ったより少ないのでちょっとびっくりしました。

市町村会の保険に加入をされているということで、わかりました。

専決処分等で車の交通事故なんかはよく上がってきますが、自転車の交通事故は今までにないのでしょうか。わかる範囲内でお答えください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 公用自転車の事故状況につきましては、防災対策課のほうでは把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 平成27年9月議会の質問で、同僚議員が中学生の自転車保険についての質問をされています。

質問の中で、自転車の保険加入について、きちんとした体制を整えていく取り組みが必要ではないかとの質問に対して、担当課長は、「現に自転車事故が多くなっていることから、保険の加入というのは本当に必然となってきたとっております。各学校では、新入生に対して県PTA連合会が推薦する自転車保険の案内を配付しております。今後とも保険加入の呼びかけをしていきたい。」との答弁でした。

そこで質問です。

その後、どのような呼びかけをして効果は出てきているのでしょうか。また、自転車保険の加入について、強い指導性をもってということについての質問に対し、校長会でお話をしていますとのことでしたが、その後どうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

校長会につきましては小中合同となりますので、校長会とは別に中学校への自転車保険についての対応状況の確認は行っております。これにつきましては、先ほど村田議員がおっしゃられたように、県PTA連合会が推薦する自転車保険の加入について、各家庭にチラシを配布しておるとのことでございますが、ただ自転車保険そのものの加入

が義務化はされてはおりませんので、それ以上踏み込んだ対応はとっておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 義務化がないので確認はできてないというふうなことでございました。

中学校では自転車通学には許可が要ると思うんですが、申請書を提出してヘルメットが手元に届くと思います。その申請書に自転車保険加入はしているのかという項目はないと思いますが、今後、保険の種類等を記入する欄を、項目をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おっしゃるとおり、現在、自転車登録について保険加入の有無を聞く欄はございません。今後、参考にそういう欄を設けるということは考えられないことはありませんけれども、やはりなかなか自転車保険というものがまだ一般的になっていない、認知されてない部分があります。問題となるのは先ほど議員がおっしゃられたように、多額の賠償金が出るような対人の事故があった場合の対応だと思いますけれども、やはり全国的な義務化といいますか、県レベル、市レベルでも義務化ということになってくれば、もう少し普及が進むのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） この保険につきましては、現在ちょっと調べてみましたところさまざまな種類があるようです。大きく分けて保険の種類で、人に掛ける保険と自転車に掛ける保険というふうなことで、あと個人用、業務用とあるようです。自転車保険単独のものと自動車保険、火災保険、災害保険の特約、学校PTAが取り扱っている賠償責任保険、カードの付帯保険、自転車の点検整備に付帯するTSマークなどです。このTSマークの補償は所有者ではなく点検した自転車につく保険で、毎年更新となっております。既にもう自動車保険の中にそういった保険が付帯されている方がたくさんいるのではないかなと思います。加入している保険を見直すと、新たにではなくて加入をしていたというふうなことになる方がおるとと思いますが、そういったことを確認されたことがない方は、確認してみるのもいいのではないかなと思います。

そこで、⑤の質問です。

市民の方々の自転車保険加入の啓発について、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

市民の皆様に対する自転車保険加入についての啓発活動といたしましては、自転車の利用者割合が高い学生を中心に取り組みを行っております。先ほど教育振興課からご説明いたしました新入生に対する取り組み、それに加えて、夏休み前には交通安全母

の会と連携をいたしまして、市内の各学校の児童・生徒の保護者に対し、自転車保険への加入を呼びかける広報紙を配布し、保険への自発的な加入を促す啓発活動を行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 夏休みにそういった活動を、啓発をされて、その後どうでしょう、加入をされる方はふえたようでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

保険の加入状況につきましては、確認することがちょっとできないところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 中学生、小学生等にはそういった方法、高校生等にはそういった方法があると思いますが、一般の市民の方々に対する啓発について、街頭とか量販店でのチラシ配りですとか、イベントとか団体へ出向いて行つての啓発、説明等、それとか、また広報のほうで紙面をいただいて、事故が多いからというふうなことで啓発はできるのではないかなと思います。

自転車保険加入が、全国的に加入義務化に対する関心が高まっているのは、やはり加害者として、刑事事件となりまして高額な賠償金が命じられる判例がふえてきたことがあり、刑事事件としてそれほど厳しい罰則にはならなくても、民事としては非常に高額な賠償を求められる例があり、保険等に加入していない場合、加害者ならず被害者にも深刻な事態になると思います。

今のところ、自転車保険加入の義務化に関する条例では、どこの自治体も罰則というものは設けていないようでございます。

⑥の質問です。

自転車保険加入義務化についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

公共交通機関網が行き渡っていない本市におきましては、自転車は重要な交通手段の1つでございます。事故がないように取り組むことが第一ではございますが、万が一、自転車による事故が起こった際には、被害者、そして加害者のケアとしての自転車保険は重要なものであると認識しております。費用負担を強制することでもありますので、保険加入義務化につきましては、今後、先進事例を調査、研究いたしまして、慎重に検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先進事例というふうなこともおっしゃっていましたが、その先進事例は先ほども何回も申しておりますように、事故があつて本当に、両方ともがもう被害者のなことになるというふうなことを防ぐためのものをございまして、研究は前向きな研究だと思いますが、いま一度、学校とか団体からでも始めるといいと思いますが、義務化に向けてぜひ努力をしていただきたいと思います。答弁は先ほどと同じでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

まずは情報収集に努め、どのような成果が上がっておるかという確認もいたしまして、市としてどのような方法がとれるのかといったことを、検討したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） こういった保険の出番がないにこしたことはないのですが、万が一のときの心強い味方はやはり保険だと思います。市民が不安になることが少しでもなくなるように、この保険自体のことを余り知らない方もいらっしゃると思いますので、安心安全に暮らせるまちづくりの施策として、こういったことも含めてぜひ広報でお知らせもしていただき、前向きに検討をしてください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答形式でお伺いをいたします。

防災対策課長、ずっと質問が続いてなかなかお疲れではないかと思いますが、また何点かお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

まず、救護訓練についてということでお伺いをします。

これは11月29日地元紙に、高知新聞に「前方展開型」救護を訓練」との見出しがありました。余り聞きなれない言うんですか、そういうことでちょっと中を読んでいったわけなんです。この内容を確認しましたら、これは避難所など被災者に近い場所で、疾病の予防や医療が必要な者の早期発見、また早期治療につなぐための健康相談、また訪問診療などの活動を保健・医療・福祉の関係者はもとより、住民参加も図りながら実施をされるわけをございまして、災害関連死を予防するとのことでもあります。これは本市で初めて実施された前方展開型救護訓練、住民や地元の医療関係者245名が参加をしているということでございます。これは私としても、医療関係に特化した取り組みということで大変重要であると、そういった観点からお伺いをいたします。

今回、訓練にかかわった本市の医療関係者の数、これは医師とか看護師とか薬剤師の方等の数を教えていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

今回の訓練にご参加いただきました医師の方につきましては、香美郡医師会のご協力により香美市内の医療機関から4名、香南市医療機関から1名の計5名でございました。看護師につきましては、中央東福祉保健所管内の医療機関から10名の参加者と、香美市内在住の看護師の方3名、その他3名、計16名の方が訓練に参加していただきました。こちらは、高知医療センターと高知県看護協会のご協力によるものです。また、薬剤師につきましては、高知県薬剤師会香長土支部のご協力により、香美市管内の薬局及び香美市在住者の薬剤師7名の方のご参加がいただきました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは本市の医師4名、そして本市に在住の看護師が3名、薬剤師は7名ということですが、これは全部本市の関係者ですか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

薬剤師の方の参加人数7名につきましては、香美市在住及び香美市内の薬局にお勤めの方というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは我々自主防災組織でも、やはり大規模災害の場合の長期の避難状況の中で、やはり医師とか看護師とかいった者が必要であるということは、我々の自主防災組織でも訴えてまいったわけでございます。これは、我が伏原の町内会で9月に敬老会をやったわけです。ちょうど台風が来る来んいうことで、やっさもっさしたわけなんですけども、そのときに敬老会の参加者が時間におくれてはならないという思いから、手押し車ついて一生懸命、時間に間に合うように来ました。実際、家は100メートルぐらいのところなんですわ。そして、来て受付を済ませて所定の椅子に座った。そのときに、まあいうたら意識を失ういうんですかね、そのときに、ばたっと椅子から転げ落ちたわけです。それで、ちょうどその役員、班長の中に現役の看護師がいたわけです。そしたら、すぐさま寄って行って応急対応をして、そして、これは織田さん、救急車呼んでくれますかいうことで、もう蒼白でかなり呼吸も弱ったような状態であったわけです。みんなあどうした、どうした言うてわいわいわいわい言う中でちょっと待ちなさいと、専門家の方がおりますんで、脈をはかりながら呼びかけをしておりました。救急車が来た関係で、みんな後から来る人なんかもびっくりしたような状況で、これは万が一のことがあったら、敬老会もこれは取りやめにせんといかんがいう思いで私もお

ったわけです。後、事なきを得たいうんですかね。

何が言いたいか、そういった専門知識、そういった者がおったら、みんながわいわい言わずに安心して対応いうんか、そういう場面を私自身も目の当たりにして、やはり専門的な人がおったら全然違うなど、そういう思いをしたところでございます。

そして、②の質問ですが。

本市独自の医療救護活動で、早期治療につなぐ医師、看護師の確保、災害の規模等によるわけですけど、医師も4名出ていただいた、薬剤師も地域から7名の方が出ていただいたということで、これは本市として万全かどうか、課長としてどのように捉えたか。そこらあたりをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成28年の1年間の香美市の救急搬送件数は1,548件で、そのうち香美市外への搬送は1,411件、率にして90%に上ります。この現状から、平常時でも香美市での早期治療に当たる医師・看護師は不足している状態にあると認識しております。

このため、住民の命を守る災害時の医療救護体制につきましては、香美郡医師会との事前協議を重ねるとともに、県との連携を確かなものとし、香美市災害対策本部の立ち上げと同時に医療チームの派遣要請等を行い、支援を受ける体制を整えていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 自然災害に対して、万全であるとか100%の対応できまうすいうことは、それはもう不可能なことでございます。ただ、こうした訓練を通してやはりスムーズに対応していけるかどうか。

そして、先ほどもちょっと触れましたが、それぞれの各自治体、自主防災会での対応として、この保健・福祉関係のOBまたOG、そういった現役を退いた方もたくさんおいでになるのではないかと。そしてまたボランティア、そういった人にも協力依頼もしておいていくことが大事になってきますが、これは各自主防災、各自治会の中で、そういったことも取り組んでやったら、いざといったときの避難所での対応とかいうものがスムーズに運ぶのではないかと思います。

11月29日の高知新聞の記事の中にも書いておりましたが、大規模津波等で災害を想定をした場合、沿岸部の自治体から多くの避難者の受け入れ、これは香美市が受け入れせんといかないのではないかと。そのための訓練として大変大事なことであろうと。しかしながら、本市独自の体制強化もしっかりと図っておかなければならない。これは各自治会が大規模災害時のとき、これは当然自助、皆さんやる、共助もやる、地域がみんなが助け合う、そうした中でなかなか公助の面にしたら、ちょっと厳しいところがあるのではないかと思います。

これは大規模災害で津波が来た場合、特にこの津波は本市には関係ないわけなんですけども、そういった形で避難者がようけ来る。しかしながら、この地震で倒壊、そういった損傷の家屋等も当然出てきます。本市独自でも対応ができる体制、そういったものもしっかりとまた確保をしていただいとったらと、そのように思います。

それで、③の質問のほうに行きます。

②同様に避難所生活や訪問で、健康診断等にかかわる保健・福祉関係者の確保、こういったことも必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市地域防災計画では、被災者の健康管理と相談に関することにつきましては、災害対策本部の市民生活部医療救護班が担うところとなっておりますが、市職員だけで十分に対応することは困難と考えております。医療救護の体制と同じように、大規模災害の場合は、県外からの支援に頼ることが想定されますので、県と連携し、早期の支援員派遣要請を行い、迅速に受け入れができる体制を構築できるよう、訓練を実施していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 他県からの要請とか後方支援とか、そういう後方救護になるうと思いますが、しっかりとまたそういったことも想定した取り組みを1つお願いしたいと思います。

それでは、④。

これは初めて香美市で行われたということで、実際訓練を終えてみてどのような感想を持たれたか。また、ここはどのようにしたらよかったんじゃないかいう、そういう課題がもしあるならば、お聞かせ願いたいと思います。

また、これは市長も参加されとったわけですかね？後で市長の見解もちょっとお聞きしたい思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在、訓練参加者へ評価シートの記入などを依頼し、意見、課題の集約を行っているところでございます。意見集約後は、訓練に参加いただいた関係機関の方とともに検討会を実施し、出てきた課題を検討し、今後の訓練計画を立てていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 救護訓練に関して、答弁をさせていただきます。

救護訓練は初めてというふうなことでありましたけれども、それぞれ十分な打ち合わせ、準備がなされていたということで、比較的落ちついたものであったというふうには

思うんですけれども、私も訓練の後で発言を求められた際に申し上げましたけれども、災害を予測した形で皆さん集まっていた場合でありますので、実際に大規模な災害が起こったときにこれだけの陣容がそろうかどうか、これは全くわからないわけで、むしろ中核となってやる人たちが、その場所に集まって来れないという状況になるのではないかと。むしろ役についていない人たちが、その場では本当に大きな中心になって動かなきゃならない、そういう状況が必ずや生まれるだろうと思います。

私たちは、ピラミッドの形の組織の中で物事を進めていますけれども、このピラミッドの組織がなくなった中でも対応するんだという取り組みをしなければなりませんので、出てきた課題は小さく捉えないで、やはり大きく捉えて、しかもそれをみんなが、職員全員が、あるいは外部の応援をしていただく方にも、共通でもう一度自分たちがその課題をどう克服するか、厳しい環境の中でどう克服するか、そこを徹底的に議論をして、ものにしていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市長の答弁からも見えるように、やはり大事なことは、それぞれの自主防災組織でどこまで対応できるか、その点が非常に大事になってくるのではないかとそのように思っておりますので、また防災対策課長、自主防災組織に対しても、またしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

時間の都合で次へ行きますけれども。

2点目でございます。地域活性化補助金についてということで。

自治会及び市民団体等が地域の振興、福祉の向上並びにコミュニティーの形成、また運営を図るための集会所整備事業について、お伺いをいたします。

なかなか私も土佐山田町関係の自治会からはいろいろ話を聞いたりする機会があっても、香北町、物部町のほうは聞き及んでいないところもあったりするわけですが、地域自治における協議やコミュニティーに支障を来している。これは集会所がなくて、いろいろ転入とか移転なんかでそれぞれの地域に住まれる方等については、行政対応で何々町内会になりますよとか、加入促進・推進をしていただいていると思います。マンションとかそういう賃貸の家については、なかなかそれは厳しいもんがあるわけですが、うちら周辺もかなり、新築の家がだんだん建ってきております。行政もそういったことで対応もしてくれておると思いますが、これは自治会に入りませんかという行政対応をしても、自治会の機能がどこまで十分にできておるか。その根本となるんが、やはり集まる場があるなしのそこが大きくかかわってくるわけですが。

こういった声がある、そのことについての認識をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

集会所は、地域住民の福祉の向上及びコミュニティーの円滑な運営を図る場所であり、地域住民にとって重要な施設でございます。

現在、香美市には188の自治会があり、そのうち集会所のないところが18カ所あり、総会をする場所や体操教室など憩の場がないことについて、大変ご不便をおかけしていることは十分認識をしております。そのうち2自治会は世帯数が1世帯であり、総会は開催しておりません。4自治会は2世帯から5世帯であり、地区総会などの開催場所は個人宅などで行っております。ほかの12自治会は、近隣の公共施設であるふれあい交流センターまた教育会館を利用したり、近隣の集会所や地区公民館、神社の社務所などを借りて総会などを行うことにより、地域内のコミュニティー活動の促進を図っていただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 1世帯の自治会が2つある。これ自治会がそういう形で吸い上げる。これは地域性があるんじゃないかと思えますけど、2世帯から5世帯が4自治会あるということなんですけど、問題は12自治会の中なんです、実際は。そして、これは次にも出てきますが、規模によってそれぞれまちまちでございますが、ないがゆえに、やはり誰か会長とか副会長の家でとかいう、そういう対応ができるのであればそういう対応をしますけど、やはり30、40、50、そういう世帯になってきた場合には、それはもう無理なわけです。そういう公共性の高いところで、当然協議を進めていかなければならないわけです。

次の質問に移りますが、この②。

補助率が80%へ改正後、これは以前は補助率は50%やったと思うんですが、改正後、新築に至ったその件数をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域活性化総合補助金の改正後、これを活用した新築件数は1件でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 問題はそこなんですよ、これ。やはり、こういうすばらしい補助金制度をつくって補助率もアップしていただきました。それでも実際に着手に至っていない、そこをどのように対応するか。そしたら、12の自治会は実際は十分な機能が果たされているのか。どこか他のそういうコミュニティーの場を借る場合には、それぞれのあき状況とかそういったことも含めて、自分のところの自治会独自で運営がなかなかできない場合もあるんじゃないか。

すなわち、この1件いうんは、逆川ですわね。あそこも私もちょっと参考にまた見させていただきました。これは立派な建物できております。

そういうことで、このせつかくのすばらしい補助制度があっても、使われていない現状に対して、80%も補助をしておるのに、皆さん、地域の方頑張ってくださいというて、そこらのことをまたしっかりと、内容を中身を、これが5件も6件も新築ができました

いうのであれば、それはまた80%でよかったという、そういう判断ができるんじゃないかと思います。1件いうことで後の質問に続きますけど、次、③のほうに移ります。

新築を望む声があっても補助率が80%ということで、小規模の自治会でも1,000万円と想定した場合は、200万円程度の蓄えがいるわけでございます。また高齢世帯がふえる中、寄附を集めるいうた場合になかなか、年金暮らしで寄附も出すのであればもう町内会から脱会したいがいう、中にはそういった人もおるそうでございます。

どうかそういうことで補助率のアップ、そういうものは図れないかいうことでお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 織田議員のご質問にお答えします。

集会所の新築に対する補助につきましては、それまで補助率75%で補助限度額900万円だったものを、地元負担の大きさを考慮いたしまして、平成28年4月には補助率80%に、補助限度額を1,600万円にそれぞれ引き上げて現在に至っております。

補助率をふやせないかというご質問ですが、昨年度、改定して間もないこともございますし、さらに財政負担が生じてくるということもありますので、今のところ補助率の見直しは考えておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） そうですか。ほんなら補助率を上げますということにはならないことは想定内のことでございますが。しかしながら新築に至った件数、その点なんかやっぱり吟味していただきたい思います。これ全然、新築に手を挙げるところがないいうのであれば、せつかくのすばらしいこの制度が使われてないということです。耐震化の改修の補助金を上げたときに、ばっとふえてきたでしょ。そういったデータも必要になってくるように思います。

確かに予算の関係もあってなかなかこれ以上、上げることはできんという答弁でございますが、この①の質問で私が言いたかったことは地域自治の大切さ、そういうもんはやはりしっかりと行政も応援していくいうんですかね、そういう形をとるということは私は必要ではないかと思えます。すぐに、ほしたら85%にするとか90%にするとか、そういう答弁は求めてないわけですけど。小規模でそういうような自治会もあるいうことをまた、しっかりと頭に置いていただけたらと思います。

これがいつまでたっても1件から進まんようであれば、この制度自体が生かされていないという判断にもなってきます。もう数年、様子を見ても構わんのでしょそれは。なかなか各自治会も、高齢化でだんだんだんだん減ってくる。自治会長、町内会長のやり手がだんだんなくなってきておる。集まるそういう場がないよけそういったことを加速させていくことにもつながっていきますんで、しっかりとそういったことがないような、できるような体制をまた検討、考えていくことが大事ではないかと思うとお

りますので、その点よろしく申し上げます。

そして、次の④。

市有地、これは市民の共有財産でもあるわけでございます。地域自治をつかさどる集会所でも借地料が発生する、そのように聞き及んでおります。

減免の検討をしていただいたらと思う。なぜかと言うたら、何とか自治会で検討しましょうかという段階で、まずは用地のこと、土地がどこがいいですかとなった場合に、市有地で普通財産でここここしたところがあるやないか言うたときに、また借地料が発生するいうたら、それでぼやってしまう事例もあるわけですが。

この借地料について、どういう基準で借地料を取っておるのか、そこらをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 織田議員の市有地の借地料の減免についてというご質問にお答えいたします。

まず借地料（使用料）の算定方法について、説明いたします。

土地の使用料は、香美市行政財産使用料条例によりまして、土地価格の規定に基づく路線価方式または倍率方式によって算出された1平方メートル当たりの価格に、当該使用料の許可に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の4を乗じて得た額が使用料になります。

次に、使用料の減免についてですが、同条例第4条のいずれかに該当する場合、また普通財産の場合、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に該当する場合、使用料を減免することができます。

自治会が建設運営し使用する集会所は、公共的団体が公用または公共用その他公益上の目的で使用する施設と考えられますので、集会所の敷地として使用する土地は、使用料の減免に該当すると考えております。

この考えに基づきまして、集会所の建設に係る土地の使用料は、使用料の4分の3に相当する額を減免、減額しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは路線価方式による算定基準であるということで、これ要は4分の1は使用料という形で徴収しておる。その評価額の4分の1、そういう答弁やったじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 評価額の100分の4の金額に面積を掛けた額になります。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 逆川も借地料を払っておるということです。これは自治会等

が使うということで減免、ゼロ円にはならないのですか。そういう決まりがあるということですが、地域がそうやって使うということで減免にはならないのですか、そこをちょっと。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この減免にする際にも、逆川と別件で集会所を建てたいという話がありまして、以前の副市長を交えてどれっばあの減免がえいろう、また無償にするかという判断をしていただきまして、4分の3にしようということで決定して今に至っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

暫時、時間を延長します。

○15番（織田秀幸君） 集会所で使うということで、これはぜひとも減免に向けた対応を。なぜか言うたら、逆川も立派な公民館ができました。そして、冷暖房がまだつきませんとか、お金がないということで400万円ぐらい要っとるわけですね、逆川も。お金を集めるんも、もういろいろ大変やったんじゃないかと思いますが。

それで、いろいろまだ今後、冷暖房とかそういった施設も検討せんといかんような話をされておりましたが。借地料は私は減免で、特例みたいなものがあるんじゃないですか、規約いうんかそういう中に。

これが行政の不公平に当たるのであれば、私が言うことはやぶさかになってくると思いますけど。

そうやって地域のもんが20%の出資をして、今後もいろいろな維持経費、電気代とか水道代なんかも要ります。借地料いうんは私はちょっと検討していただいたら、市長。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

暫時休憩します。

（午後 3時57分 休憩）

（午後 3時58分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

○市長（法光院晶一君） お答えをします。

逆川の借地につきましては、建っているところの建っている面積だけにしております。ですから、かなり負担を軽減をさせていただいて実施をしたというふうに考えております。それが1つの例になりますので、今後もそういう形になろうかというふうには思っています。

建物がやはり問題で、なかなか自己負担が大きいということで、昨日もそうした集会所を持つ方ともお話をさせていただきました。中に軽量鉄骨が入っておると耐震化の調査もできないということで、幾ら80%を応援していただいても、少なくなってきた人口の中で来年からは積み立てもせんといかんと考えておるけども、1,000円ずつ集めても数万円にしかならないと、4万円、5万円、10年たって50万円ですよと。こ

れではなかなか建たない、何かいい知恵が出せないもんかねというお話もされてますし、そういうところが多いということは今もお聞きになったとおりであります。

私としては、今、市内木材の住宅支援をしております。そうしたことも含めて、さらなる応援ができるような制度が検討できないものかなというふうなことも考えておるところです。これができるというわけではないですけども、いずれにしても厳しい状況にある集落のコミュニティーの核になっている場所がつかれないというところがあるものですから、そういうことも考えていきたいというふうに思っています。2つの補助なんていうことはなかなか難しいと思いますけれども、今後、何とかそういうところも、厳しいところも乗り越えられるようなことを考えていきたいと思っています。

幸いにして、この新築については制度には1件しかできておりませんが、この間、耐震化ということで集会所を応援をさせていただきました。それで、随分新しくなったところもあると思うんですね。正確な数字はありませんけど、50件弱の集会所が、非常によくなったことで喜んでいただいておりますけれども、問題はもう白アリに食われたようなところがなかなか直らないというところもありますので、ここはもう少し勉強をさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆さんにも知恵をかしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市長もちょっと勉強させてくださいということで、その点よろしく申し上げます。

次、3のほうへ移ります。

通学費の助成についてということで、これは6月議会で取り上げた質問における答弁、そういったものを検討して再度質問をするものでございます。

まず、①の香美市指定学校の変更に關する事務取扱要領、これは6項目あり、学期途中で指定学校を変更する場合、これは6項目ありまして、学期途中での住所変更に対応したものや、また保護者の仕事の関連、そしてまた、児童生徒の心身の事情、その他教育的見地、また部活動等または地理的事情から判断してということで変更が必要と認められる場合は、申請して認可される条件ですということであります。

①の問いに入りますが、中学校の校区外通学者は、過去5年間で平成24年度が9人、25年度が5人、26年度が3人、27年度が10人、そして28年度が9人、こういった答弁がございました。申請時に保護者から、ここの点が大事なんですけど、責任を持って送るとの条件で認めましたという答弁でございました。これ香美市指定学校の変更に關する事務取扱要領の変更の基準、6項目ある基準に沿った認可かどうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

校区外通学につきましては、教育委員会に諮って、基準に沿った許可がされております。

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ②に移ります。

私を取り上げた土佐山田町から大栃中学校に通う保護者に対しても、この責任を持って対応しますという、そういう話のやりとりであったかどうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ②のご質問かと思いますが、②のご質問の件につきましても、事務取扱要領の基準に沿った許可となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この保護者から3万円近い要るバス代、定期代、何とかありませんかという相談が、責任を持って子どもの対応をしますという話があったならば、そんなことを言うて行くわけがないですよ、それ。そういうことが実際あったかどうか。責任を持って子どもの通学については対応しますという、この土佐山田町から大栃に通う保護者もそういう対応であったんですか、本当に。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） やはり教育委員会でこういった件を諮る場合も、やはりその場合はどうやって通学するのかといったことがどうしても問題になってきます。土佐山田町から大栃へ通うこと以外でも、校区外で保護者の仕事によって、ちょっと遠いけれどもこちらの学校に通わせたいといった場合、祖父母が近くにいますので、そこまでは保護者が送って帰りは祖父母が迎えに来ますとか、そういったどういう対応ができるのかというものをやはりお聞きして、そのことを確認してからの許可となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私が聞いておるのは、この土佐山田町から大栃に通う保護者、これは申請を出して、申請許可が出た時点で初めてそれを知ったということで、当初から月3万円ぐらい定期代が要るということがわかっておれば、再度考え直しとったかもわかりませんというあれやったですわ、実際。

まあいうたら、何がしかの補助が、義務教育でもありますし出るんじゃないかという判断をされておったんじゃないかと、そのように思うわけです。

そしてまた、次の③に移ります。

香美市立小中学校通学費補助金交付要綱の趣旨、第1条では「通学する児童生徒について、保護者の負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑化に資するため」云々とあります。つまり、学校での学習や学校生活が順調に行われ、児童生徒の健全育成が図られ

るようになるためのこれは告示であります。諸事情を持ちながら頑張って通学する生徒や保護者に手を差し伸べるのが、本来の教育行政の姿ではないかと。諸般の事由で校区外通学を認可するためには、補助金要綱の第2条の補助の対象は「指定通学区域内」、これが1つネックになっておるのではないかとと思いますが、この語句を削除できるのであれば、そういったもろもろのことが解決するんじゃないかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この補助制度は、学校教育法施行令に基づき、教育委員会が就学する学校を指定するに当たって、指定通学区域内で遠距離等による児童生徒の保護者の負担を軽減しようとするものです。

ご質問の趣旨につきましては、十分理解できます。ご提案のように、語句の削除により指定通学区域外から許可された学校に通学する児童生徒の保護者に対し、通学に要する経費の補助助成は可能となると思います。しかしながら、市外から通学する児童生徒がいる場合も対象となる可能性も出てくること、それから、小規模校の児童生徒からの指定校の変更の申請がふえる要因となる可能性もあることなど、検討しなければならないことも含んでおると考えております。

通学費の補助助成に関しては、小規模校に対する特色ある施策や特認校制度の活用等考えられることを、地域の方も含めてさまざまご意見をいただきながら、教育委員会でも検討していただかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 課長、協議をして検討しながら、これ私が6月の議会で取り上げて、検討しますという答弁をもろうとするわけです。それでまた同じようにまた検討したいと、なかなか話が前向いて進んでないわけよね、これ。一連の答弁を聞きよっても、なかなかそういった本気、やる気、そういったものがなかなか見えてこない思いがしております。いろんな課題、問題、そういったものを今取り組まれておるのは重々わかっておるわけなんですけど、しっかりと対応していただきたい思います。

④に移ります。

高校生も含めた遠距離バス通学の助成も検討との答弁であったが、この連合審査会の質疑の中で、高校生などの通学費については補正計上されておりますが、中学生の対応はできないということで、高校生に補正がされておるのに、中学生にはできんわけですか。

先ほどの答弁の中で、市外から中学校へ来る、そういう子どもがおるわけですか。ちょっと上下になりましたが、そここのところを聞かせてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

市外からという児童もおりますし、香美市から市外へという児童も、事情のある子どもについてはございます。

○議長（小松紀夫君） ④の答弁じゃないかですかね？④の答弁をお願いします。

○教育振興課長（横山和彦君） 地元の高校がなくなって、全員が遠距離通学をしなければならなくなった高校生等と、小中学校の校区外の通学の場合と、ちょっと分けて考えなければならない部分があるかと思います。先ほどお答えしましたとおり、中学生の対応につきましては、もう少し検討しなければならない課題が多いと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 高校生にそういう補助、あれ1万円以上について補助をするとかいう答弁やったんじゃないかと思いますが。高校生にそういう対応をして中学生にないというのは、市民感覚としてはなかなか理解しがたい、そう思うわけですけど、担当課長。高校生に出して中学生には出せれない、ちょっと我々は理解しがたいわけなんですけど。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 同じ条件であって、中学生に出せなくて高校生に出せるという場合はちょっと問題があるかとは思いますが、そもそも高校生への通学費の助成という話が出てきたのが、大柁高校が閉校となった時点以降に、遠距離通学をしなければならぬ子どもたちがふえたので、そのことについての補助ができないかといったことがまちづくり委員会等で示されたということで、それについて協議を行ってきたということになります。

○議長（小松紀夫君） 答弁中ですが、暫時休憩します。

（午後 4時14分 休憩）

（午後 4時28分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

非常に長くかかりまして済みませんでした。

まず、小中学生において高額な通学費が必要ということについては、教育委員会のほうでは、非常にこのことは何とかしないといけないという課題は大きく持っております。で、前の議会のときからずっと検討したり、それから、少し一緒に協議をしていただいたりという経過を踏んで今の状態です。内容的には課長がまとめて言ってくれたようなことなわけですけれど、私のほうからちょっと、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思います。

もともと私たちが結論を急ぐのに出せてないというのは、1つは、今の校区というか通学区域の中で、小学生だったら4キロメートル以上、中学生だったら6キロメートル以上の子どもたちに対して通学費の補助が出せるという、そういう形で行ってるのです。それで、校区を変わっていろんな事情で別の学校にというその許可をするときに、非常に複雑に子どもたちが行き来をするものですから、お話をするというか申請をまず受け付けるときに、通学については今の制度のまま行ってるので、通学の補助ができないというような話は担当のほうが生かしていると思います。

教育委員会のほうで検討するとき、通学については援助ができんということをはっきりと伝えていきますかという確認をして、担当のほうが生かしている話をしていますということと、それから、今度許可になりましたということをは伝えるときに、通学については今の状態では出せないというようなことを伝えるようにはしているの、そこは抜けてないとは思いますが、まずそれが1つ。

それで、私たちが検討をしているのは、1つは特別な事情の子どもたちもいて、認可をするときにどういうときにするかというと、例えば小学生なんかの子どもが、お父さん、お母さんが働きに行くと夕方遅くになっても帰ってこれない。ですから、帰ったら子どもだけになってしまうという。けれども、例えば隣の校区だったらおばあちゃんが住んでいて、学校が終わったらそこに帰れるという。そういう子どもの安全面のことであったり、それから、中学生なんかでどうしてもこの部活をしたくて今までやってきた。その部活がこの学校にはないのでって言って、ある学校を選んでいくというケースもあります。これは市の中でもそうですけど、市の中から外へとか外からこちらへというようにいろいろ出てくるので、これもちょっと広範囲になります。それから、あとは家を建ててるけど、もうちょっとの間、6年生だからとか、そういうようなものもあります。それから、1つ大きなのは、特別な配慮を要する子どもであって、この学校だったら例えば規模が大き過ぎて子どもが落ちつかない。ですから、大栃なんかへ行くケースなんかについては、遠いけれどもやっぱり落ちついていろんなことができる。子どもの安定上どうしても行かせてもらいたいというケースは、これは何人も順番に、1年間では少なくとも、ずっと続いてそういう子どもたちがいたりします。

そういう子どもたちの状況があるものから、教育委員会のほうで何とか通学区域内の通学費の補助とかいうところを何とか変えて、こういうケースの場合には通学に対する補助が出せるようにできないかということをはずっと検討しているのですが、これは整理がなかなか難しく、課長の言ったとおりでございます。

それで、そのこともあって検討をして続けているのですが、次に、校区をじゃあ解くことができないかと。例えば物部のほうに行く子どもたちは、ちょっと小さな学校が落ちつくという子どもたちがいたりするものから、例えば物部のほうの学校に通うという特別なケースについては、全体を校区を外して、香美市からだったら行けるという校区にできないかなという、小規模校に対する特色ある施策や特認校制度とい

う、このところを考えていたのです。それで、今、物部コミュニティ・スクールの運営協議会の方々とお話をしているのは、ただ校区を解くだけで、じゃあ、物部のほうだったらしんどい子どもたちだけが行くのですかって、こういうことではなくて、物部の教育ってとてもいい教育をしてるし、土地もいいし、人たちも非常に親切で、いろんな教育ができる要素を持っているところです。ですから私たちとしては、ただ校区を解くというよりは、物部のすばらしい教育をさらにすばらしくして、香美市からだけじゃなくて、もっとう、本当は留学制度なんかもあるでしょうけれど、そこはまたちょっと大き過ぎてこの検討の中には入れていないんですけれど、そういう教育を受けたいという子どもたちが可能になるような特色も出したい。物部の子どもたちが自分たちの学校を誇りにして、そこで育って地域をますます盛り上げていくという、そういう地域にしたいということもあって、コミュニティ・スクールの運営協議会の方々と何かとんでもないことを思いついてくれませんか、ほかの学校も特色ある取り組みいっぱいしてるんですけど、物部だからこれができるということと一緒に考えましょうということで、何回かお話をさせていただきながら今に至っているところです。

そういう作業をしていたときに、ちょうど高校のこのケースが出てきたので、私たちはやったあとという感じで、これで高校生が非常に救われるという、これができてよかったねっていう話をしていて、中学生にじゃあこれが当てはまらないかなというのは、もちろんすぐに検討しました。

けれど、これこそ課長が言ってたように、やっぱり子どもたちの行き来が、物部へも行くけど、通学費が出るやったらどこかこっちの土佐山田町のほうの学校とか、それから、今でも繁藤から土佐山田町内とか、こちらから香長とか入り込みがすごいので、だからそれを整理をしていて、なかなか結論が出ていないというのが今の状況です。

結論的には、いろいろ課題はあるけれども何とかしないといけない。通学費が言われたように月3万円とか3万円以上かかって、年間大変な金額ですので、これはほうっておけないとは思っています。ですから、もうちょっと時間をいただいて早急に検討したいと思っていますので、その辺を何とかします。結論を出したいというのが、今の実情と私たちの考えです。よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 教育長、詳しくもうずっと話をさせていただきました。これ6月議会の私の質問、答弁もずっと含まれた状態。

ただ1点だけ申し述べておきたいことは、やはりこの申請書で教育委員会が判断するわけですねそれ、現状であれば校区外指定を認可するかしないかいう。その時点で、やはり調整はある程度できるんじゃないかと思えます。

私が前にも言うたように、申請する以上はやはり義務教育でありますよと、そこらのことは当然考えてあげていただいたら。もうそら若いお父さん、お母さん、毎月3万円近く要るいうたら、なかなか厳しいんじゃないか思うし。

やはり国レベルにおいても、教育費の負担軽減ということで、国レベルも大きくかじを変えております。我々公明党としても、しっかりとその点をプッシュをしていく、そういう対応で、私立高校とかさまざまな対応をしておりますので、ぜひともまた中学生、そのことについても検討のほうをお願いしたい思います。

ちょっと長くなりましたが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

執行部に申し添えておきます。

再質問でもない通告通りの最初の質問に対する答弁におきまして、このように混乱をするということは通常あり得ないことでございます。また、考えられない事態であるというふうに思います。今後は十分に注意をしていただくように申し上げておきます。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。本日の会議はこれで延会とします。

次の会議は12月14日午前9時から開会します。

（午後 4時40分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 木曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

12番 山 崎 晃 子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里

議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成29年12月14日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 山崎 龍太郎
- ② 18番 石川 彰 宏
- ③ 5番 森 田 雄 介

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。12番、山崎晃子さんは、体調不良のため欠席という連絡がありました。議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、今議会提出の議案第88号、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更についてに関連して伺ってまいります。

平成24年4月の南国・香南・香美租税債権管理機構の立ち上げに当たり、3月議会の規約制定議案に私どもは反対の立場でありました。

理由として、1点目に、滞納整理事務に責任を負うのは市の責務である。2点目に、当時の収納課の滞納の調査、整理手法の確立により、いま一步踏み出せば個々の案件についても前進できる。また、課税サイドが自己完結を図れない主体性の欠如。3点目に、納税者とのかかわりで分納不履行を悪質滞納者扱いし、納税者との接触を避けてきた事務のあり方の問題。4点目に、住宅新築資金等貸付金の回収において、専門家を入れての滞納整理の方策を発展させれば、税等の滞納繰り越し分を増加させることはない。5点目に、1,500万円の同機構への移管費用は、本市職員雇用に使うべきである等を反対討論で述べさせていただきました。

私どものこの考え方は基本的に変わるところではありません。ちなみに、私債権である住新の滞納整理では、行財政改革推進特別委員会の審査においても、困難案件を除き、回収事務は進んできた点を確認しておきます。

同機構は、高幡、幡多の機構に追随して発足し、回収の実績を上げてきたと認めます。しかし、片や6年間で、概算ですが1,500万円掛ける6年で9,000万円、プラス派遣職員の人件費を要したことは指摘しておきます。

私は、機構は5年以上経過し、一定の使命が終わったのではないかと思っているところへ今回の議案です。

このことを踏まえ、お尋ねしてまいります。

①に、今回の規約改正は新しくできた安芸広域の機構が取り入れた手法であります。規約変更に伴う対象となる税外債権についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員の対象となる税外債権はというご質問にお答えいたします。

規約上は、将来に向けての体制づくりとして市の税外債権（介護保険料、生活保護費返還金、住宅新築資金貸付金等）全てが対象となりますが、当面は自力執行権のある公債権を想定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 当面は自力執行権のある公債権をということになると、保育料とかが主になってくるのかな。ほかにも公債権と言えば、下水道の使用料とか受益者負担金とか後期高齢者の部分ですかね。ちょっとそこら辺をもう少し詳しくお尋ねできますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 平成30年度から機構が受け入れ可能となる公債権は5つあります。介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金の5つです。

そのほかに規約上で機構に移管できる債権といたしましては、生活保護費返還金、それから、私債権である市営住宅使用料、水道料金、各種貸付金、学校給食費等が全て規約上は対象となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 住宅の使用料なんかも対象になるという認識でいいんですかね。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 今度の改正規約上はそういうことになります。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 当面、平成30年からは介護、後期、保育、下水道、受益者負担金等を言われてましたけど、そしたら何で今回の改正、平成30年、来年4月からですわね。そうじゃなくて、全てを網羅する私債権も踏まえた分になったのか、そのところをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほども答弁させていただきましたが、将来に向けての体制づくりということで、全ての税外債権を対象とする規約をつくっておこうということです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 将来に向けてということですが、私は将来要らんとおもうてますので、そのことは置いておきまして。

全てが入ってくるということですが、細部説明書では管内の市町村から税債権以外の受け入れの要望があったということですのでけれども、今言われた市税外債権の具体の共同

処理の依頼があったということでもいいのか、うちの南国・香南・香美の機構の中の話し合いをしますね、その点をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） まず3市及び嶺北の町村がありますが、機構に移管したいというところが、香南市と香美市が税外債権の一部をとりあえず移管したいということで協議して、ほかの市町村の賛同を得て規約改正になったということになっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 本市も主張したということですか。何かの債権を移管したいと、市税以外にね、その認識でいいのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 本市も介護保険料の移管を希望しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私債権も将来的にということですが、学校給食費等がもし、うちは大体終わってるんですけど、俎上に上ったときには訴えの提起から、そういうことは機構がやるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 私債権につきましても規約上は機構が受け入れ可能となっておりますが、なかなか税とのさび分けについて、いろいろ問題があるので難しいんではないかと思っておりますが、一応将来的には可能になる可能性もあるということです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

②に、本市においては行革の特別委員会の審査においても、税外債権の滞納整理は手順を踏んで一定前進していると認識しているところですが、規約変更がされた場合の対象債権は何なのか。先ほど言われましたけど、確認のために伺います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 対象債権は、先ほど申しました平成30年度から先ほどの5つの債権。香美市といたしましては、平成31年度から介護保険料の移管を考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成31年度からとなる理由を。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 当初、機構のほうの移管がシステム改修の関係で平成30年の途中からというお話もありまして、うちのシステムのほうが平成31年度からの移管でないとなかなか難しいところがありますので、平成31年度からの介護保険

料を考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 介護保険料ですけれども、国税徴収法の適用債権であつて、介護保険料についても収納班として対応してきたと思いますけれども、対応し切れないから移管するというところでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 対応し切れないという要因よりは、機構に税と一緒に介護保険料を移管したほうが、より効率的だということが大きな要因でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 対応してきたがより効率的という、効率の部分をおっしゃられました。

次に移ります。③です。

平成28年度決算では、機構への負担金は1,375万円です。新たな移管に対しての費用負担は、1件当たりやはり15万円相当になるという認識でいいのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 機構への移管の1件当たりの単価につきましては、毎年の事務費等を移管した人数で割った金額になりますので、平成27年度は15万8,000円でしたが、平成28年度は11万4,000円。大体12万円から15万円の間を考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 15万8,000円いうたら15万円の間じゃないですわね、12万円から15万円の。実際、事務費を割り込んだら15万円を超すときもあったということですわね、実際。結構な費用負担が要ってるわけですけど。

私の発想では、本市では税の滞納整理のめどがついてきたところで、税外債権は1件5万円ぐらいで送るのかなとかいうふうに思ってたんですわ、実際。税の滞納整理は終わったが、介護のみで再び移管のケースも想定されるということでいいのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 介護保険料のみで送るということは想定しておりません。

なぜならば、介護保険料の1年間の最高額が10万円ぐらいなので、介護保険料は2年の時効がありますので20万円ぐらいになりますので、介護保険料だけでは考えておりません。

今まで税を送った人の中に介護保険料がある方がおります。平成29年度に100件移管をお願いしているところなんですけど、もし仮に介護保険料を移管したら1

4人の方が介護保険料も一緒に移管できるということになりますので、より効率的、効果的と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど言ったケースは、もう送ったわけですね。ということは、片一方では税のほうは何らかの解決に向けて行ってるわけですね、実際。そしたら、そのときに100件送って14人対象があったと。ほいたら、その方今度はまた、再移管して税が分納誓約されてるのに、実際のところは再度移管して、介護まで含めて滞納整理するという認識なのか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほど申したのは平成29年度の方なんですが、もし仮に平成29年度に介護保険料もある方が市税の方だけ解決がついたとしまして、うちのほうに戻ってきますよね。その場合、介護保険料がもし残っていたとしても、それが20万円とか30万円とか、介護保険料だけになったら送る場合はありますけど、多分そうはならないんで送ることはないです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） どういいますか、それはわかりました。

実際のところ、何か今回のケースが結局機構の経費、事務費を捻出するために1,500万円相当は送らんといかんと、実際のところはね。そういうふうに捉えますけれども、私のほうはね。そこのところ、課長の認識は。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 機構は3市及び嶺北町村が会員となっておりますが、香美市の滞納整理については大分ほかの市よりは進んでおります。

香美市については100件できたらという感じで、それが90件でも80件でもいいということなので、機構としましては今のところ税外債権があったら、とって一緒にやりたいという意向はありますけど、どうしてもというような考えはないと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら無理しなくって、やっぱり収納班で介護保険料、動く職員おるんですからね。実際、税債権、私債権、公債権、担当振り分けてやってるでしょう。それで、日常的に動いてるというレベルを私は頑張ってる収納班の徴税吏員としての仕事、それはそれとして進めるべきで、機構ありきということでやるべきじゃないと思います。それが職員を育てるという部分から言っても大事な部分。そのために機構へ行って、学んできて帰ってきて、今収納班では1人しか居ついてないと思っておりますけども、実際そういう発想にならないのかと。何でもかんでも機構をつくったから機構へ機構へというのは私は到底納得がいきませんが、無理して送っている感とい

う部分は。うちの状況から言うたら70件でも80件でも、極端に言うたら50件でも
えいかもかもしれません。ただ、機構を維持、存続するために無理して送っている感がどう
しても否めないんですわ。そここのところをやっぱり。これは後の話にもなりますけど、
課長はどういうふうに考えているのか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 今現在、機構がございます。ということは、税と一
緒に介護保険料も送ったらより効率的、効果的とあるのであれば、それが費用対効果と
しては一番よいのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

④、費用対効果はどうかという点であります。

介護保険料のみでは送らないということをおっしゃっていただきましたけれども、実際その発
想いうたら、単純に税を送る部分に介護がプラスされるので、効果が上がるようにもと
れないことないんですけども。実際、平成28年度決算で見えますと、市民税の個人
の滞納繰り越し分が1,300万円、固定資産税が2,800万円ということの税関係で
すね。あと、介護のほうの平成28年度決算で見えますと、現年が470万円の滞納
で、滞納繰り越し分が650万円ということで1,120万円ぐらいということで、単
純に考えたら、もし介護だけ送って1,120万円全て徴収できたと、現年と過年で。
ほんで、片一方で100件送って1,500万円と。実際そうはならないんだけど、数
字的なね、1,500万円の費用を出して1,120万円。実際、課長の答弁ではそうじ
ゃないんですけれども、そういうことを考えるときには費用対効果が上がらないとい
うふうに私は考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 現在の移管方法では、税の滞納が解消されたとして
も介護保険料の滞納が残る可能性があります。介護保険料移管後はそのようなことがな
くなりますので、費用対効果としては上がるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど課長も言いましたけれども、介護保険料は普通徴
収の部分で2年で時効ですわね、特別徴収の部分は滞納にならないということで。年金
額が年間18万円以下で、特別徴収できないから普通徴収しているわけであって、また
1件当たりの滞納は、最高でも1年10万円と言っていましたけど、ほかに所得等があっ
た場合はそういうこともあるかもしれませんが、それはもう限られてると私は思って
ます。

やっぱりその額的なことを見て分析もしてるとおもいますが、本市職員で対応すべ
きと思いますが、その課長の言う費用対効果と私の言う費用対効果という部分で言った
ときには、職員育成の部分からもやはり思いとどまるべきと考えますが、いかがでしょ

うか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほどもちょっと言いましたが、平成29年度に機構に移管した100件のうち、14件はもし介護保険料を送れる可能性があった案件でございます。ということは、もちろん介護保険料は特徴の人が多くてありますが、100件のうち14件は介護保険料がついているということになりますので、費用対効果としては上がると。

議員のおっしゃられるその職員育成という件につきましても、現在機構に100件送っておりますが、その後の部分についてはもう全て収納班で滞納処理しておりますので、その辺のほうに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は新たにできた安芸の広域の機構やったらまだしも、最初からやったらまだしも、だから今5年以上たって南国・香南・香美の機構でそれをやるということがですわね。うちの場合は介護ですけど、ほかは保育からいろいろあるかもしれませんけども、やるということが実際、トータルで言うたら税の滞納すごい多かったですわね、それが片をつきかけていって、それで片一方に介護を入れるということが、二度手間というと何ですけども、そこにも費用対効果のロスがあるというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 一番よかったのが、安芸市と同様に機構発足当時から全ての債権を入れてたら、費用対効果としては上がってたんじゃないかと。安芸市は今年から発足しましたんで全ての債権を入れてますが、それに倣ったというか、費用対効果の点からしても介護保険料、ほかの市で言いますと保育料その他を入れたほうが、より効果的ではないかということで規約の改正を提出したところです。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 二番煎じであり、それも後先とやっちゃって、また安芸を見習ろうてやるということで、費用対効果的には私は最小限になるということを申し、次のほうへ移ります。

次の項目、⑤です。

私は、常々機構というネームバリューとマスコミ等で取り上げられた実績などで、市民に圧力がかかっているように捉えておりますが、実際は3市より派遣された職員が実働吏員として職務をこなしており、また、差し押さえ等も機構職員と本市職員が帯同して行っているものであり、滞納処分の執行停止を行う事務も本市であります。

双方の職員の徴税吏員としての違いはあるのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 徴税吏員としての相違点はございません。しかしながら、機構職員は出身市町以外の案件を扱い、滞納整理専門チームによって処理していますので、市で滞納整理を行うより効率的かつ効果的と考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 出身地以外をもちろん扱ってるということは私もよう知ってるところですが、地元も対応せんと、同じ立場ですのでね、実際は徴税吏員としては、言われたように。

現実的に収納班の人は地元対応してるでしょう、案件。そして、差し押さえも一緒に行ってるでしょう、機構の職員と市の職員は。ほんで機構の職員も実際のところ、そのところで考えたときには、1年たてば香美市に帰ってくるというのが普通ですわね、香美市から派遣してる方は。そして、もとの職場につくのか別の職場につくのか。

実際私が言いたいのは、そこで法的措置のみに固執し、やはり住民に寄り添う姿勢とか、そういうことを私は今の収納班の人がやってるというふうに思ってます。ただ、機構につくと、やっぱりどこか強権的みたいなところのイメージがあるということで、そういう部分で私は本来市がやる役割のことは、何度も言いますが滞納者と話して滞納のリスクを説明して、介護保険料やったら、これを払ってなかったらサービス受けるときには1割負担が2割3割になりますよとか、そういうことをもちろん言ってると思うんですけど、機構に行くとそうはいかないという部分が私はあるんですわね、どうしても。

そのことを踏まえて、課長はどういう見解をお持ちなのかお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほど議員もおっしゃられたように、介護保険料を支払ってないと、いろいろほかの税と違って罰則でもないんですが損をするところがあります。今機構には市税が行ってますので、機構の職員は介護保険料は取れません。ということは、介護保険料から先入れたいという滞納者の方がおられましても、税のほうに入れるしかないということで、税と介護保険料を一緒に収納することは、滞納のある方にとってもよいことだとは思ってますし、自分の市町以外の案件を扱うということにつきましても、しがらみがなくてえい部分もあるんじゃないかということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 徴税吏員としても、市民にやっぱり評価されるということとはさまざまの他制度も説明してということで、そういうしがらみがあってだめやなくて、しがらみを乗り越えるばあのやっぱり説明責任を果たすとか、そういうのが本来の、初日ですか濱田議員が野洲市のことを言ってましたけど、そういうことの必要性をやっぱり収納班としても、それは個人個人でいろいろなタイプがありますわね、住民の方にもね。それに対応できるのが、片一方で法的措置を学んだ機構での学習と、こちらへ帰

ってきた独自で持ってるノウハウ、そういうことになると思います。

これもちょっとかみ合いませんけれども、次に移ります。

⑥です。

私は、現状の収納班の職員で税外債権に対応できるし、移管の必要性を全く感じません。見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 税外債権が機構移管となりましても、現在の機構の設置意義とが変わらないと思っております。税外債権につきましても、先ほどの質問でお答えしましたように、市収納班で滞納整理を行うよりも効果的であると考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今議会に規約の改正が出ますので、それを判断するのは議会ということになってきますでしょうが。

⑦に移ります。

以前の議論で、機構については5年をめどに続けるかどうか検討するみたいな話が私の記憶にこびりついてますけども、勘違いであったのでしょうか。

ところが今回の規約改正であります。市税が進んだから税外債権も含めてやっってもらう的に捉えています。私は速やかに原点に立ち返り、市としての本分を果たすべきと考えます。機構の存続についての見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 南国・香南・香美租税債権管理機構が設立されて6年目となりますが、その間香美市の徴収率も大幅に上昇しております。この成果は市収納班職員の努力もありますが、機構の存在が大きいと思っております。滞納されている方にとって、機構に移管されたくないとの意識がありますので、機構の滞納整理能力はもちろんのこと、滞納の抑止力としての意義は大きいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの答弁では、今後の機構については3市で話し合い、ほかも交えてですね。基本は香南・香美・南国でしょうが、その抑止力的な部分も機構の部分で言われて、それは私も前段で言ったように認めないわけではないんです、徴収率上がって。これはけど私どもは、行革の審査らも踏まえてやってきた中で、本市でもスピード感はどうであっても、徴税する方々、吏員の方々が結構レベルアップしてきてる中で、できるんじゃないかということで行革の審査も続けてきて、実際、住新等も何とか難しい案件をのけたら行ける方向になってきましたわね。そういう力を発揮すべきというのを5年以上前に言わしてもらったんですわ。

機構の力もわかります。ただ現実問題、それと本来の本市の職員が果たす役割という部分を履き違えたらいかんと思うがです、私は。実際、そのことについて、ここまで税

が行って新たに税外債権も入れていくという中でも、後からそうやって入れると。市税が大分なくなってきた中で縮小ということも踏まえて維持するためには、最高15万8,000円まで1件やったら機構に持っていったって言いますわね。お金が常時要るんですわ1,500万円、そして職員も派遣せんといかんと。そういう部分で考えたときには、縮小という方向についても、検討なさるべき時期じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 議員のおっしゃるその職員については、事務費の中に、うちから行った1人分については入ってると思っておりますが。

機構は案件数が決まっております、より深い滞納整理ができるし、個人の事情をよく存じております。ということは、滞納の方がもうどうしても支払う担税能力がないということになると、事情を察しておりますので執行停止という判断もしやすいということで、滞納されて本当に困ってる方については執行停止となるので、市がその他大勢の滞納者を相手にするよりはもっと効果的であり、滞納者にとっても有利な面があるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） だから、それ自体が本市職員で全部できるやつを、効果的効果的と言って機構で、それを立ち上げたのは議会の議決があって立ち上がってるということは認めますけれども。それを実際、香南市のほうは職員さん派遣されてないですわね、今、香南市はね。だから、どういうふうになってるのかわかりませんが、人員がそうやって減っていくというがは、全ての債権、税等を中心に、本市の場合だけしか私は見えてませんが。深い検討をして執行停止もしながら、改修もしながら、結局のところは片や1,500万円分は送らんといかんと、どんどんどんどん費用対効果も踏まえて上がってこないというふうになって、持ち出しが多くなるということ懸念するんですわ。だから、縮小ということについても検討する時期じゃないですかということですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 縮小を検討するかどうかについては、ちょっとなかなか見解は難しいんですけど、今年度より機構の職員は、先ほど議員がおっしゃられたように、香南市の職員が県のほうに派遣になった関係で1名減という形にはなってますし、1件当たりの金額も平成27年度15万8,000円、平成28年度11万4,000円ということで下がってきておりますので、費用対効果の面からしても15万円いかないう程度で推移していくんではないかと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ここに機構の規約持ってますけど、これは3市で立ち上げてるといふことであるんですけども。

実際、この規約には書いてないんですが、ほかの県下を見ますと、三重地方税管理回収機構は、ここは脱退の規約なんかあるのかな、規約の中に位置づけてるかもしれませんが、亀山市は規約からもう脱退すると、費用対効果のことも踏まえて、そういう例もあります。そして、愛知県のほうでもやっぱりデメリットの部分も出てきたので脱退したり入ったり、これは規約でそういうふうを設定してるけど、機構自体が大きいのでね、20とか30とかの市町村が入って県でやってますのでね、愛知県なんかは。

だからそういう部分で、結局は他県でやってる取り組みでも、脱退してまた何かあったら加入もできるみたいですけど、そういうことを繰り返してます。やはりそういう、うちの3市のこの規約も、ちょっと検討すべきじゃないかと考えますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） その議員のおっしゃる、脱退したりまた入ったりという話は私初めて認識いたしました。管理機構が全国的に見て廃止になったという件はないようです。

うちとしましても、先ほどの抑止力等を考えましても、確かに年々管理機構が香美市の債権を徴収してくれる金額は減っております。それはうちが管理機構に移管する債権の金額が減ってるから減っているのであって機構のせいではないんですが、それよりも抑止力を考えると、管理機構は必要ではないかという認識を持っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

職務の遂行についてであります。

私も共産党議員団は、市長の政治姿勢の判断に当たり、1つに、国・県に対する立ち位置、常に物言う立場なのか。2つ目に、市民を守り市民のための施策を行い、市民に困難をもたらす国の施策から防波堤となり得ているか。3つ目に、市民、職員との協力、協働の上、市政運営を行っているか。特に職員の持てる力を引き出しているか等を視점에議論、そして質問を行っているところであります。

市長は9月議会最終日に、来年3月の市長選への立候補を表明されました。そのような状況の中、今回私が特に指摘しておきたい点は、職員が持てる力を十二分に発揮できているか。結論から言えば、市民から感謝される市役所となり得ているかという点です。これは市長の政治姿勢と相まって、市民に評価を受ける点であると考えます。その点を踏まえ、質問に入ります。

9月議会の大岸議員の教育委員会部局への一連の事柄から、庁内の連携という質問に対し教育長の答弁は、専門部署との連携の必要性や専門的部門についてのチームの必要性を述べ、庁内における連携意識は高くなってきていると答えられておりました。それらのことを他人事で皆さん方は聞いていたわけではないと思います。その後、承認議案

における議会からの不信も招いているところですよ。常々課長会も開かれているのですが、それだけではなく、庁内全体として職員間の集団の力が発揮されているとは思えないところです。

①で伺います。

職務に対しての職員間のコミュニケーションは十分できているかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

職員間のコミュニケーションについては、課長会を月1回行うとともに、ほとんどの部署は課長会后、課内会を30分から1時間程度行っております。また、班別に行っている部署もあります。また、日ごろのコミュニケーションについても、おおむね良好に行われています。また、こうち人づくり広域連合での研修でもコミュニケーションの重要性について研修しており、職場で生かされています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おおむね良好というふうな判断をされておりましたが、実際各課において温度差等はないですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

おおむね良好にコミュニケーションが図られていると説明いたしましたけれども、やはり仕事量が多い部署においては、なかなかコミュニケーションを図る余裕もないというような現状もちょっとあります。そういったことはございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長会も開かれているということですが、課長間の横の連携ということで、ちょっと今議会で気になったことを伺います。

台風災害について、防災対策課は、個人の資産に対する部分では自力で修繕してもらいたいと答えられましたね。その後、住宅リフォーム補助金に使えるかと言うたときに、企画財政課長は何も相談がないと、相談があったら対応できるのかなと思ったんですわ。防災対策課へ屋根瓦でやられたとか、屋根だけやなくて隣から、でも、そらもう自然災害やししゃあないと。けど、片一方で住宅リフォームが、要綱確認してみたんですわ住宅リフォーム補助金の。そしたら、台風災害やったらいかんとかいうそんなこと何もないがですね、修繕にかかる分は住宅リフォームやったらいけるということになってますわね、住宅の維持のために。そういうときに、防災対策課へ行って、ああだめか、帰りました、住民。けど、片一方では何も相談に来ませんと。ねえ。これって、普通やったら課長ごとの連携ができて、市長に決裁行って、これどうやおかと言うて、行けるぞ行けんぞということ、要綱で設定してますのでね、そういう連絡が、これ1つの

事案です、今議会で見受けられた。そういう部分がどうなってるのかなというふうに思うたんですわ。

皆、台風やから忙しいですわね。忙しいけど、これ被害をこうむるのは最終的に住民なんですわ、補助制度2割使える、使えん、12月末が締め切り。こういうことについて、どんな議論がなされたのかなと。

1つは、これは課長会のレベルの話ですから、総務課が答えるのか各部署で答えるのか。これについての見解は、企画財政課長に住宅リフォーム補助金使えるかどうかは、ちょっと検討してみてくださいな、私、後言いましたわね。そういうことはコミュニケーション力の欠如なんじゃないかということをおし添えたいんですが、防災対策課長、企画財政課長、総務課長で答弁できるんやったらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

今回の台風21号では本当に想定外の災害があったということで、市民の皆様も大変な思いをされているということは承知しております。その中でいろんな事案が市のほうにも要望はされてきているという現状でございますが、そういった中でやはり横の連携というのは、大変重要だというふうには感じております。

今回、その住宅に関連して横の連携が若干不十分だったということはあるかもございませんが、それぞれの課では、精いっぱい努力はさせていただいてるというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 施策についての質問じゃないのですのでね、コミュニケーションについての説明ですのでまあそれでえいと思っております。これは必ず精査してですわね、この件については精査して住民にお知らせするなり何かせんと、もう12月末の期限で、2月末までに仕上げんといかんと住宅リフォーム補助金交付要綱に書かれてますのでね、やらないんやったらやらないの根拠も踏まえて。

私は、実際相談あったけど、ある情報でできんみたいに聞いてますので、できんやろうて断ってたんですわ。できるんやったら、そらすごい市民に被害与えることになりまますので、私議員としてもね。そういうことについて指摘しておきたいと思っております。これはコミュニケーション力ということについて、課長会なんかやってる割には、お粗末やなあというふう感じたからです。

そのことを申しておいて、続いて、本市振興計画の基本計画においても、コミュニケーション力は職員の資質向上の点からも課題とされております。職員間において適格な意思伝達による相互理解がなされなければ、ましてや市民に対しての説明不足等から来るトラブルを招く要因となります。

そのことは平成27年総合戦略策定時のアンケートにおいても、行政職員の資質向上

の満足度において、満足、やや満足より、やや不満、不満の数値が10%以上上回っていることからわかります。この点については、課題であり続けているのではないのでしょうか。通り一遍の研修を否定するものではありませんが、まずコミュニケーション力が進んでいるか等を総務課も把握してると思いますが、そういう課内のコミュニケーションの状況を学ぶ等の庁内研修は考えてないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） ①の関連の質問です。

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

コミュニケーションにつきましては、ここ3年間にわたりまして中堅職員を対象にしました研修を集中的に行ってまして、大体20名程度選抜しまして、6カ月にわたり月2回程度半日の研修を続けて、接遇、コミュニケーションといったことについて、集中的に研修をしてきております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

ちょっと漠然とした質問になっておりますけれども、1つにはプロジェクト的な事業に対して、チームとして取り組む姿勢等は明らかにされたところであります。基本的には担当課のことは課内で処理することでありましょうが、確実な業務遂行のためには、不安を不安のままにしておかないためにも、庁内の有識者や前任者等にも相談をかけるなどが大切と考えます。現状を伺います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

課の連携については、例えば地域活性化総合補助金、高校生通学補助制度、情報公開検討会など、それぞれの部署において課を横断した取り組みが行われております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） テーマごとに課を横断してやっているとことも言われたわけですが。

そこでやっぱり、みずからに与えられてる事務、これはやらんといかんと。けど、やっぱりよそに学び合うということの、これでもっと詳細な部分も踏まえた1つの案件、ワンストップサービスなんかも今議会でも言われてますが、企画財政課長が言われたかな、スキルアップと各課の連携強化の必要性を言っておられたと思います。実際、そういう部分でもっと、今の状況じゃだめやということは、この議会でも皆さん方わかってる部分もあると思いますので。ここには再任用の課長もおられますわね、すごい経験も積んでますわね。そういう方々にも必要なときには相談もかけるし来てもらうとか、そういうふうな柔軟的な取り組みは考えられないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

私が総務課長になってからも、どうしても総務課だけでは対応できない場合には、ほかの部署から来ていただいて意見を聞き、その意見を参考に物事を解決していくというような姿勢でやっておりますので、ほかの部署においてもそれぞれやられておるといふふうには思っておりますが、どういったことについてやっているかというようなことまでは把握はしておりませんが、それぞれの案件があるごとに、それぞれの部署でやられているんだらうというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） やられておるだらうというのが何か不安なんですわね。

総務課っていうのは、事務掌握するのが総務課の役割というふうに思ってますが、全て細かいところまでということじゃなくても、実際のところは課長会なんかもやってるんやったら、そのテーマの中で、やはりそんなことも議論されるべきじゃないろうかというふうに思いますけれども、次に移ります。

③です。

本市においても、メンタルの部分で休職を余儀なくされている職員も多くおられます。基本は、みずからの抱えている業務を相談することによって課題解決に結びつけられていない。個人個人の力量はもちろん大切です。しかし、集団としての力を発揮できれば、事務のロスも防止できるし、組織として結果を反省することもあろうし、喜び合うことにもなります。そのような環境づくりに対しての見解は。また、仕組みの必要性についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

今回の通告を受けまして、総務課のほうでこのコミュニケーションについての各課の調査も行っております。先ほど各部署の状況について説明させていただきましたが、上司と部下についても、部署間についても、コミュニケーションはおおむねとれている状況であり、相談できる環境は整っていると考えております。

また、職員の相談については総務課で受けることになっており、何かあれば総務課に相談に来ていただいている状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 調査もしたということですが。

私が気になる点は、本市の現状課題を各課が情報共有できているか、人ごとにならないうつていないかという点です。その点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） その点につきましては、課長会においてそれぞれの課長から現在の課題等について発表し、意見交換を行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長会の中身までは知りませんが、私はやっぱりこの間さまざま起きている事象を捉えたときに、もっと突っ込んだ議論、もっと突っ込んだ言うてもわからないけどもね。結果いろいろ起きているということは、その課長会の議論レベルが、ただこんなことやってるよというレベルでとどまってるのかというふうなことが気になります。ただ、わからないことについては言いませんけれども。

実際、仕組みとかシステムというが、何かのときに大事というふうには私は思っています、これがあるからということで。1つには市職員の研修規定等は整備されておりますが、実際のところは、これは研修的な部分であって、外部研修らが中心になっておりますけれども。

1つ聞きますけど、本市の場合は人材育成方針とか基本方針とか職員研修基本方針とか、そういうふうは持っているのかどうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

人材育成についての計画もつくっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 計画というか方針ですか。計画というかスケジュール的なものですか。ただそこには、基本方針やったらやっぱりこの考え方の基本が示されてますよね。ただ漠然と1年目はここへ新人研修で行って、3年目、5年目はこう行っていくとかいう、そのところはどのようなものなのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

その計画につきましては、職員の人材の育成方針、職員としてのマナーとか接遇、それからコミュニケーション、電話対応、そういった細かいことまでそこには載せてあります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これ1つ福井の鯖江市の例ですけども、人材育成方針について、「市民とともに考え、汗をかく職員」「市民とともに未来を描き、実行する職員」「熱意を持ち、改革・改善に取り組む職員」を市民から信頼される職員の職員像を捉え、「やりがいと意欲を引き出す人事管理」「チャレンジする人を育てる組織運営」「自信を育む職員研修」「元気が出る職場環境」を人材育成の4つの取り組みとし

て実施するというので、職員研修基本方針に捉えています。

こういうものに基づいて職員研修をやっているのか、そこを再度確認します。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

職員研修につきましては、先ほど申しました、こうち人づくり広域連合での研修とともに、自主的な研修として職員研修会という組織をつくって、その中で協議をし、年に全職員を対象にした研修、これを4回程度実施しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後にちょっと市長に伺ってみたいんですけど、今議会を見て、私が登壇するまでの皆さん方の質問を聞いて、答弁を結構充実させようというふうな意図、時間的には結構とってたような感じはします。時間も結構かかった。

ただ、執行部サイドの説明責任という部分で言ったときに、善意ではそのように捉えましたが、片一方で認識の一致という点で、ちょっとまずいんじゃないのかというふうなところが私は見受けられました。

市長はこの点をどういうふうに思われているのかお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 質問にお答えしたいと思います。

議会を通じて、私たちのまだまだな部分というのが大変露呈をしているというふうに思います。そういう点で常に反省をしながら、課長会の中でもしっかりと議会に応えるということでもありますけど、これは市民に応えるということなのであって、しっかりそのところを勉強していこうということやってまいりました。

課長もそれを受けてこれまで頑張ってきていただいておりますけれども、今議員がご指摘のとおり、職員のコミュニケーションのとり方だとか、やっぱり連携とかいったものがどうなのかというふうに考えたときに、課長は課長なりに頑張っている、課員も課員なりに頑張っているけれども、そのコミュニケーションがどうなのか、課長と課長のコミュニケーションはどうか、あるいは市長とのコミュニケーションはどうかということが問われているんだろうというふうに思います。

防災の話でもさせていただきましたけれども、本当に非常の事態のときにはこのコミュニケーションが非常に大事になってくる。課長、課員という形だけではなくて、本当に職員が一丸となって市民のために動かなきゃならないときに、本当にこのコミュニケーションが非常に大事になってくるというふうに思っております。

ただ、今のところ振り返ってみたときに、職員の置かれた状況というのは非常に労働強化の面もあります。それは量的な部分もあります。次第に次第に市町村に仕事 coming いる、中身も非常に複雑になって来てる。求められる提出物についても、非常に複雑に

なってきたというところで、職員がもう本当にいっぱいいっぱいの方もおられるというふうに思います。

そういう点で職員の不足の問題も質問されましたけれども、今後は行政改革の中にあっても、市民へのサービスあるいは行政としてきちっと市民の負託に応えるという点から、行政改革についても、少し私どももお話もさせていただきたいなというふうにも思っております。

今後のことでありますけれども、やはり協議ということが何よりも大事だと思います。ともに課題を真ん中に据えて、協議をすることが大事だと思います。協議をしたことで方向性が定まって結論に至る場合もありますけれども、多くの場合がさらに担当部署において子細な協議をしなきゃならない、あるいは外部に協議をお願いをしなきゃならないということもあります。したがって、さらにその先に再協議が必要、再報告という形も必要だというふうに思います。

課長会のあり方についても、いろいろと工夫はしてきましたけれども、報告的な方向から協議を中心にしていく、どういう情報を共有しながら、考え方についてもそろえていくということをやっていききたいと思います。その協議については、詳細協議を加えそして再度協議をするというふうな丁寧なやり方を、これからもやっていかなきゃならないもっとそこに力を入れていかなきゃならないというふうに思っております。

そして、私たちがこの組織の中だけで物事を考えるのではなくて、外部の組織、他の組織においてもどのような形でやっておるのかということ、国や県にもやっぱり職員を出していくということもやって、よいところをしっかりと学びとる、そういう体験をさせていくということもやって、私たちの緩いところをしっかりと強化をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、私たちは、私も中心に職員は住民と向かい合わなければならない立場でありますので、職員が市民の皆さんの顔を見て、本当によかったと言っていただけの状況になるような形の取り組みをしていききたいと思っております。そして、それは接遇だけでなく仕事を通じて、そうした行政効果がきちんと市民の皆さんに伝わっていったということが実感できるような、職員を多くつくっていききたいというふうに思っております。

とにかく勉強をしていききたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時 7分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 18番、市民クラブの石川です。議長の許可をいただきましたので、一問一答により質問をさせていただきます。

戦後、荒廃していた山に苗木を植え手入れをして育てた山林も、外材輸入により価格が低迷し、山主も山を諦めておりましたが、ここ数年、林道・作業道の開設が進むとともに除伐、間伐が進んで、環境保全や水源涵養林として山は重大な役割を果たしてきております。また、高知県は木材増産運動に取り組んでおり、高知おおとよ製材の操業、土佐グリーンパワーの操業と需給量が増大してまいりました。木材価格はまだまだ安価でございますが、山林所有者は少しでも売れると喜んでおります。また、境界明確化促進事業で境界がわかることにより、今まで山に行ったことのなかった若い世代も、祖父母や父母とともに自家山林を見に行く機会がふえてまいりました。

林業はこれからの成長産業とも言われております。その中で、香美市は80%以上が山林でございます。林業再興を願い、市長は香美市産材を使って市内に住宅を建てると補助金を出すなど、林業にかける熱い思いが感じられるところでございます。

中山間地域発展のためには、まだまだ林道・作業道の開設が必要になってまいります。

この林業・作業道の開設が、10月22日の土佐沖を通過した台風21号により、大変な被害を受けたところでございます。台風の進行方向の左側は右側と比べ風雨とも弱いと言われておりますが、今回は場所により香美市は甚大な被害を受けたところでございます。園芸施設や家屋の目につきやすいところは被害の状況がわかりませんが、山林は遠くから眺めると青々としている緑、一見何の被害のないように見えますが、場所によっては見るも無残な状態になっております。林地内・林道・作業道への流木の倒木、路肩の崩壊など、また経営計画を立てて山を少しでもよくしようと間伐作業を行っているところ、またこれから間伐にかかる山林など、今までにない被害が発生しております。

それでは、質問に移りたいと思います。

今回の風倒木の香美市の被害面積はどれくらいになるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

今回の台風により被害は、被害区域は17カ所、被害面積は76.62ヘクタール、被害総額は2,517万1,000円と推計されております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 76.62ヘクタールということでございますが、これは何をもとに算出した面積になるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この数字につきましては、中央東林業事務所の調査によるものです。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 中央東林業事務所ということでございますが、これは台風が過ぎ去ってからの面積と思いますが、まだまだそのときには林道・作業道が通行できなくて行ってないところもあると思います。また各山主さんも自分の状態がどのような状態かわからないままの方もおいでいるんじゃないかと思いますが、これは後にもありますが、処理する面積等にかかわってくると思いますので、まだこの面積はふえると思いますが、その点はどのように認識しておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

市内全域の調査はまだできていないと聞いておりますので、今後、作業道・林道等の通行が可能になれば、被害は拡大するものと予想されます。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） わかりました。これは調査によってまだまだ被害が拡大することだと思いますので、十分その面積を把握していただきたいと思います。
それでは、②でございます。

風倒木の処理でございますが、この風倒木処理は通常の伐採と異なり、かなりの危険が伴うとともに、これほど大量の風倒木を処理した経験者もおりません。実際事故に至るケースが多い上、他県では死亡事故も発生しております。また、ちょうど私も仕事柄、大分県、岡山県の台風の風倒木を見たことがございますが、それはまあ無残なものでございました。そのとき、ちょうど岡山県のときはなかったですが大分県るとき、ここには激甚指定でございまして自衛隊も応援に入りました。そのときの自衛隊も全然経験がしたことがなかったもので、大半の方がけがをなされたということでございます。こんなこともありますので、どのように処理するか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

林業現場につきましては、建設業の約6倍の事故が発生しているという結果も出ております。したがって、風倒木の処理には通常の業務以上の危険を伴い、処理には時間がかかることが予想されます。事故のないよう安全に業務を実施するために、風倒木処理のノウハウを学ぶ必要があると思いますので、実際に議員がおっしゃられましたような処理を行った森林組合等にて処理方法の指導を受けていただくとともに、活用されました支援事業を参考にして、今後の処理方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 十分気をつけて、けがのないよう指導していただき、他県でも本当に死亡する事故も起こっておりますので、指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから次でございますが、③、どうしても風倒木になりますとのけるのも費用がかかりますので、補助金を含む対応でお伺いしたいと思います。

山は本当に、早くて40年かからないと収益が上がってきません。40年でも収益が本当に上がってきません。長年、手塩にかけて育ててきた森林が一晩にして倒れてしまい、被災いたしました森林所有者は、林業を続けるというより自分自身、山へ行ってももうこれはだめだという無気力にもなるところでございます。風倒木は搬出しても用材としての価値は低く、材のときはわかりませんが、製材にしたら割れたりします。柱にしても剥がれたりしますんで、価値が安くなってきます。それが大量に出ますと、やはり市場での信用もなくなり、高知県の香美市材がということにも言われかねません。事業費も捻出できませんし、零細な森林所有者の負担では風倒木を整理、撤去することはできない状況でございます。ますます林業離れに拍車をかけることとなります。

また、このまま風倒木を撤去せずに林内に放置しておきますと、二次災害の可能性もございます。今年の6月の北九州北部の朝倉地域の山でも、流木が流れ悲惨な結果にもなっております。本県の林業振興のために、支援対策が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

補助事業につきましては、県が予定しております復旧支援策に倣い、造林事業、森林環境保全直接支援事業と、市単独事業の森林整備事業による人工造林、被害木の除去、更新伐にて対応したいと考えております。人工造林は、国・県合わせまして90%、それと市単独の上乗せ10%がありますので、合わせて100%の補助となります。除伐、保育間伐の対象となる林分に対しては1ヘクタール当たり1万円、搬出間伐の対象となる林分に対しては立米当たり900円の上乗せ補助を行います。

なお、更新伐は上乗せ補助の対象外であるため、現状を把握しながら必要な支援を考えていきたいと思っております。あくまでも作業道、被害山林は個人の財産ではございますが、個人の負担がなるべく少なくなるような方策を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 再造林する場合は、これ国・県が90%、市が10%これは被災地の面積、植林するについても構わないわけですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） できると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） それではですが、他県ではもう今、杉、ヒノキを植えますと何か悪者のように言われておりますが、環境のためにも広葉樹を40%以上とか植えるとなった場合にも、この広葉樹に対しても補助金はあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 申しわけございません。その件については、まだ調査しておりませんので、随時調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） わかりました。自然を守るためにも、山腹崩壊を防ぐためにも、やはり広葉樹の植栽ということも考えていただき、補助が出るようにしていただきたいと願うものでございます。

それから、先ほどいろいろ補助金のことについて申されましたが、これでは多分足りない。本当に県・市の方向が決まるまではまだつつけないという状況でございます。1カ所、2カ所例にとって、例と言うより試験的にどれぐらいかかるか、費用が要るかという算出をした後での結果になると思っておりますが、その決めている以上の上乗せは出せるものでしょうか、それをお聞きしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

予算的なこともありますし、被害規模全容をまだ把握してないような状況ですので、その全容が把握できたところで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 今回の台風につきましては、農業関係にも補助金が出るということでございますので、ぜひ林業のほうにも足りない分を上乗せできるように、お願いというより、していただきたいと思うところでございます。

次、④の質問です。

作業道の開設距離は、今どれぐらいになっているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

平成27年度末で60万5,496メートルとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） すごい、作業道の開設に60万5,496メートルですか。本当に昔から言うと、やっぱり林業振興ということもあるかもわかりませんが、すご

い、林道についてびっくりするところでございます。

そしたら、香美市のこの作業道に対する路網密度はどれぐらいに、林道を含めた路網密度ですが。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

同じく平成27年度末現在で、1ヘクタール当たり32.9メートルとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 1ヘクタール当たり32.9メートルですか。

これがちょうど平成12年のときですか、平成12年に1ヘクタール当たり20メートルにするということでしたので、すごい路網密度になっておりますね。これからの路網密度がふえるようにお願いしたいと思います。

それで、60万5,496メートルの作業道の中で、今回、災害を受けている総延長はどれぐらいになるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

香美森林組合管内で10万7,000メートル、物部森林組合管内は1,000メートルとなっております。なお、物部森林組合管内の1,000メートルにつきましては、もう既に復旧が完了しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） 香美森林組合管内は10万7,000メートル。6分の1が被害を受けて。物部森林組合管内の作業道はたった1,000メートル、そんなに風が吹いてないんですかね、わかりませんが、わかりました。

そしたら、次の⑦に移ります。

作業道とは、森林所有者や事業者によって整備され、維持管理されるものとなっておりますが、今では作業道も林道のように使用している場所もたくさんございます。現在、作業道を使って事業をしている場所につきましては、風倒木をのけ、路肩・路面を修理し作業をしておりますが、まだまだ手つかずの場所がございますが、今後の対応はどのようにいたしますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

既存補助事業の森林整備事業により支援を行っていきます。ただし、風倒木を林地へ放置すれば、先ほど議員がおっしゃられましたように、森林の持つ公益的機能の低下、また土砂の流出や山腹崩壊などの二次災害の発生も危惧されることから、今後、関係機

関と連携を図り、必要な支援を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） わかりました。今、各作業道のふちの木は各個人のものでございますので、勝手に処理することはできませんので、それぞれ所有者に相談して、市場へ出すなら出すでしないといけないと思ひますが、その辺を含めて多分、個人の方もやる方もおいでになるろうし、森林組合なり、また素材生産業者に頼む方もおいでになると思ひますが、その辺は十分注意してやっていただきたいと思ひするところでございます。

次、⑧に移ります。

作業道災害復旧工事に対する補助金要綱の設置でございますが、今後も今回のような自然災害が起り得ると思ひするところでございます。やはり即座にこの補助金を使って、作業道なら作業道、林道は別でございますが、作業道をのけて通れるようにするような要綱の設置をしてはどうかと思ひますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

高知県緊急間伐総合支援事業に平成27年度新規事業といたしまして、作業道の災害復旧等の経費に対する補助2分の1が施行されましたが、幸いなことに市におきましては災害等が今までございませんでしたので、要綱の設置をしておりません。今回、被害の全容を確認後に要綱を定めたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） これはぜひ必要な要綱になってくると思ひますので、設置を望むところです。

次の2問目の質問に移らせていただきます。

国道195号のセンターライン、サイドライン、横断歩道の維持管理についてお伺いするところでございます。

この香美市を縦断している国道195号は、物部町、香北町にとっては、いつも建設課長が申し上げある「命の道」でございます。そのためには、安全な道でなくてはならないと思ひます。国道195号は高知県の管理であり、市に直接は関係ないと思ひます。現在、交通量緩和や地震対策にあけばの街道、大栃橋のかけかえ、橋梁の耐震性などに費用がかかっているとは思ひますが、神母ノ木より大栃に向けてはセンターラインやサイドライン、横断歩道の白線や黄線が薄くなったり消えたり、非常に危険な場所がございします。特に夜間また雨ふりなど、サイドラインまたセンターラインも、追い越し禁止が見られたりして危険な場所があります。安全のためにもぜひラインの塗装ですか、引き直しですか、こういうものができないか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国道195号管理者であります県中央東土木事務所に確認をいたしました。

本年度補修予定箇所として、香北町コメリ前から健康センターセレネ前、道の駅前付近について、ライン等の補修を行うとのことでした。本年度の分につきましてはですが、なお現在、契約等処理を行っているため、年明けの1月中旬以降に現地施工の予定ということですが、また、本年度予定箇所については、市においても一昨年ぐらいからの要望箇所です。予算等の都合により時間がかかっています。今後も他の補修箇所も含め、早期対応要請を行っていかねばならないと考えています。

またあわせ、道路管理者及び市交通安全担当課により、横断歩道等の交通安全施設補修についても要望をしていくとのことですが、

今後も国道だけではなく市道等も含め、限られた予算ではありますが、「命の道」を守っていかねばならないと考えています。議会も含め関係機関の応援を今後もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） コメリ前から保健福祉センターの前ですか。

それまではまだいいです。小川から自分の住んでいる吉野、もうサイドラインがないところがたくさんあります、黄線もないです。それから、一番危険なのは横断歩道が、先ほど交通安全協会の方と協議をするということですが、杉田のちょうど何橋ですかね、手前というより、何橋かなあれ、ちょっと忘れましたが、その橋の横断歩道はもう消えてないです。それから、小川の西側の入り口に横断歩道が全然ないです。同僚議員が言っておりましたが、大栃から自転車で通ってくるお子さんもおいでのようでございますので、非横断歩道等は早期に整備していただくようお願いしたいですが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今回、補修に関しまして県中央東土木事務所にも確認をとりましたが、やはり道路施設としてできる分と、交通安全施設ということで、県警のほうという形になる部分はあると聞いております。ただし、一体的な管理の中でやっていかないかという話で、県土木事務所におきましても、公安委員会のほうとの協議を随時行っておるという確認をしております。

また、あわせ追加にはなりますが、市の交通安全担当課のほうからも追い打ちをかけるではありませんが、そのことを踏まえての要請をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 18番、石川彰宏君。

○18番（石川彰宏君） わかりました。先ほど龍太郎議員も申しましたが各

課が1つになると、1つというよりは連携がとれる課になって、無駄のない行政をしていただくようにぜひお願いしたいと思います。

やはり、1つやって1つはいかんでは、これは無駄にするようなものでございますので、この辺よろしくお願い申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 石川彰宏君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。12月議会最後の質問となりました。簡潔な質問に努めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、1点目の質問であります。

こちらのほうは、台風被害を受けてのべふ峡温泉の復旧の見通しでありますけれども、同僚議員の質問でわかりましたので、①は取り下げさせていただきたいと思います。

②です。②の観光協会の話し合いの内容もお聞かせいただいたところであります。それに関連をして1点お伺いをいたします。

観光協会が同じ条件での指定管理は受けれないと申し出た場合というのは、想定をされていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 森田議員のご質問にお答えします。

現在、観光協会へは、議会初日にお話ししたような内容で打診をいたしておりますので、その回答待ちという状況で、その回答が非の場合というのは、今のところは検討はしていません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） していないということですが、③に移っていきたいと思います。関連もしていきますので、お聞きをいたします。

資料を振り返りましたら、このべふ峡温泉、平成25年に大幅な経営改善を行って、人件費を抑えるなどして黒字体質に改善をしてきました。平成27年には、収益のうちからシャワートイレの導入など設備の更新もしております。より快適な施設として改善を図っております。今回の被害で、宿泊施設の経営再開に時間がかかるのは残念であります。復旧までの時間を利用すれば、いま一度地元の声を反映させた施設のあり方、これを検討する機会を得たものだとも考えることができるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

林業者の就労機会及び所得の向上といった当初の目的は一定果たされてきたものと理解し、築30年を越した現在、何とか修繕による延命を図ってきましたが、今回、施設

の存続の危機とともれるような被災状況でありますので、現時点としましては、可能な限り施設を存続させる方向、また雇用を確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 延命と雇用確保ということをお聞きをいたしました。

もし、この雇用を確保するに当たって、市のほうとしては今までどおりの指定管理の内容で3年間、1年当たり1,900万円の指定管理料ということなんですけれども、こちらのほうを例えばですが1年に限りというふうな形に変えて、その1年間の経営を雇用を守れる形にしていくと、そういったことなんかも想定できるんじゃないかと思うんですけれども、そういったあたりはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

当然こちらは来年度は半年間、営業ができないという前提で今の指定管理料で3年間やって、その中でペイしてほしいというような要望をつきつけておりますので、ただ営業していない間に従業員をそのまま雇用し続けると、約900万円ほどの赤字も出ますので、その辺につきましては、観光協会のほうで検討していただき、回答をいただきたいと思っておりますので、また市としましても、観光協会のほうもどうするかについては大変苦慮していると思っておりますので、議員の皆様方からよい意見があれば、参考にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私、この質問はある意味、地域おこしのチャンスというような捉え方もして、ご質問をさせていただきゆうところでもあります。

課長ご存じかどうか、大豊町の山荘梶ヶ森、こちらのほうは指定管理を受けていた業者のほうで、もう立ち行かないということで1年早く指定管理をやめるということで、新たな指定管理を探した結果、新しい指定管理者に変わって再オープンということに今なっております。このホームページ見ていただきましたら、非常に職員研修に力を入れているというのがわかる内容になっております。この再開までの時間を、例えばですけれども人材育成、より接客力を向上をさせるというようなことに使うことができるんじゃないかということも1つ思うわけです。もちろん、それに限ったことではありませんけれども、有効に使っていく方法もあるんじゃないか、こういうふう思うわけですが、再度お聞きをします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、指定管理の団体がその間、営業をしていない間に雇い続けられるかという問題と、仮に解雇した場合、最短で6カ月先、再オープンした場合にまた雇用できるかというような問題もいろいろありまして、その件につきましては、指

定管理者のほうで協議をしていただきたいと思いますし、また当然、市のほうもあわせて協力して、協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひ、市のほうもできる協力はしていつてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

べふ峡温泉のホームページですが、魅力的な写真も多数あり、よいものになっております。一定認知度もありますので検索される方もいるとは思いますが、高知県の温泉で検索をいたしますと龍河温泉が上位に来たり、家族風呂で検索をすると夢の温泉が上位に来たりもします。

入湯税の使用法の質問をいたしました3月の議事録では、市内温泉施設のホームページをリンクする提案に前向きな答弁もありました。その後の進捗などありましたら、お聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ホームページの管理につきましては観光協会にさせていただいておりますので、運営管理しております観光協会のほうに、ご意見のほうは伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 観光協会へということでありましたが、ホームページをリニューアルするのに、入湯税も宣伝のための費用ということもあったと思いますので、そのあたりも含めてのアドバイスをお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移ってまいりたいと思います。

美術館の収蔵庫についてであります。

本市の図書館建設について、今回の12月議会初日にも報告がある予定でありました。その中で、当初は合築する予定であった美術館収蔵庫、こちらが目的が違うもの同士を一緒にするのはおかしいなどの意見もあり、取りやめになった経緯も聞き及んだところであります。

美術館収蔵庫は、これまでの検討委員会でも迅速に対応が必要なものとして方向づけがされていきました。現状では、密集収蔵のため収蔵作品の移動もままならず、作品の有効活用にもつながっていないとの報告を受けているところです。市民に還元できる芸術活動を推進するためにも、以下の点をお聞きしたいと思います。

①です。

合築での計画時に必要とした面積は200平米でした。新たな場所を確保するにも、同様かそれ以上の面積が必要と考えられます。見解をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 森田議員のご質問にお答えします。

図書館と収蔵庫を合築した場合の延べ床面積は1,700平米の計画でありまして、うち収蔵庫の面積は200平米です。この200平米の面積につきましては、美術館の作品の密集度を軽減させ、旧物部支所で管理している作品を移動し、今後、収蔵される作品のスペースを確保するために必要な面積を考慮したものです。現時点では、当初から計画しています200平米を考えております。

なお、収蔵庫の建設については、現在、候補地の検討を行っておりまして、基本的には公有地を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 建設を前向きに、しかも200平米は確保した上でという答弁をいただきました。

一応、確認ですけれども、自分、公有地でということもありました。確保できる面積が広ければ、より大きな収蔵庫ということも考えれるのではないかと思うわけですが、広目に確保しておけばどうかというあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

面積につきましては、当初計画で考えていた200平米で計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 計画はそのとおりです。ぜひ美術館の関係者の声も聞きながら進めていっていただきたいとは思いますが。

②に移っていきます。

2014年に20周年を迎えたこの施設ですけれども、今年が23周年ということになります。建物は今後も適切な維持管理が前提にあると聞いています。一方で、複合施設であるがゆえに、それぞれが活動を伸ばしていこうとすると、手狭さがネックにもなっています。建物自体は延命をしながらも、効率的な運営のため例えばデイサービスや検診の機能をほかに移すとか、収蔵庫の建設にあわせて、美術館を他の場所に建てる等の総合的な検討がされてもよいのではないかと思うところです。見解をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

今後、福祉施設と美術館が複合施設として良好に運営していくことができ、住民サービスにつながるのかなど、関係部署と総合的な検討、協議は必要であると考えますが、

現時点では先ほども申しましたが、美術館の作品の密集度を軽減させるために、収蔵庫の建設場所等について調査・検討をし、確定をさせて新図書館建設後には、建設する方向で取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 図書館建設後に速やかに考えていくということでありました。

①の中で公用地が前提であるということもお聞きをしておりました。

そうすると、今、図書館は第一候補地、ほかの場所にといい候補も上がっておる中で、現図書館の跡地がということも当然出てくると思います。これ、商店街の中に大きな空き地、空き店舗というような形にもなります。ここに例えば単独で収蔵庫だけを建てるということになるとあれなんです、もし美術館と一緒にあるというようなことでもありましたら、これ検討の余地があるんじゃないかとは思いますが、1つの例としていかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

ほかにも最適な土地があるかもしれませんので、調査しまして総合的に、最終的には判断したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 検討の余地はありとお聞きをいたしました。プラザ八王子のそれぞれの施設、福祉の機能、そして美術館、いろんな機能あるんですけど、それぞれがより市民に還元されるものになっていくことを願っております。

それでは、次の3の質問に移っていきたいと思います。

マイナンバーについてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法であります、こちら63条で附番事務とカード交付事務について、第一号法定受託事務ということにしております。具体的には、第7条第1項と第2項、第8条第1項、第17条第1項及び第3項、これがそれぞれ市町村が処理をするとされた事務となっております。私、認識が違っていたら訂正もお願いをしたいんですけど、本来なら地方自治体にこの法定受託事務というものは、財政負担はないのではないかと理解をしております。

そこでお聞きをするわけですが、国により財政措置されたもの以外のマイナンバー制度関連の事務を遂行するに当たって、本市が負担した額は幾らであったのか、項目や金額をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

マイナンバー交付事務に係る経費は平成28年度決算で、職員の時間外手当等や臨時職員賃金など472万1,377円となっています。これに対し国からの補助金額は450万6,000円で、約95%の充当率となっています。そのほか、システム整備費の経費に約70%の補助金がありました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、具体的に事務遂行に当たる職員の部分で95%、これ単純に引き算したら22万円ほどが市の持ち出しであったというような形ですか。そして、システムのほうは70%の補助ということでありました。このシステムは、セキュリティーというような部分では、ほかのものとも共用するという考え方があるのでしょうか。

私がちょっと独自に平成28年度決算の歳入で、総務費、国庫補助金に記されている個人番号カード交付事業費補助金、事務費補助金、システム整備補助金を合わせて拾いましたところ619万円でありました。歳出のほうで戸籍の住民基本台帳費の中にあるマイナンバー関連事務委託交付金、こちらのほうはトータルで754万7,000円というふうな記載がありました。差し引きで135万7,000円というような形でありました。これだけに限らないというようなことで今、課長のお話も聞いたところであります。こういうふうに本来は全て法定受託事務は国の財政負担じゃないかなというふうに思っているんですが、市の持ち出しがあるという現状であります。

この財源がないことに対して、地方財政法というのがあります。本来、国のほうが支出をするべきものに対しては、国がというのが第13条のほうにこう書かれております。「法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。」ここに当たるんではないかと思いますが。それで、さらにこの第13条の第2項にはこうあります。「前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。」とこうもあります。こういったところを鑑みますと、こちらのマイナンバー関連の事務を遂行するに当たって本市の持ち出しがあることに対して、国に対してもものを言うことができるんじゃないかというようなことを思うわけでありまして。このことは後の質問にもつながっていきますので、一度見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

法定受託事務については、国が本来果たすべき役割に係る事務を市町村が行うわけですので、その部分ではやはり国としての役割を果たしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まさにそのとおりだと思います。

それでは、②の質問に移っていききたいと思います。

個人情報保護委員会というのが、マイナンバー法を施行するに当たって整備されています。こちらの個人情報保護委員会は、本年の11月1日、平成29年度上半期における活動実績についてを発表しております。この報告書の中の特定個人情報の漏えい事案等に関する報告の受付状況等については、報告受付が273件あり、そのうち152件が特別徴収税額決定通知書の誤送付等によるものだったとしております。率にしますと、全体の55.7%に当たります。

もともと総務省から、通知などで個人番号不記載や一部記載、これは括弧書きでアスタリスク表示を含むともありますが、とすることは認められていませんと見解が示されております。しかしながら、高知市などかなりの自治体では、何らかの事故でマイナンバーが漏えいすることを想定し、記載を見送っています。実際に通知書の誤送付で最も漏えい事故が起きていることを見れば、その判断は正しかったのではないかと考えます。本市におきましては、簡易書留で番号記載をした上で送ったということでした。その結果、ある意味その判断で漏えいはなかったというふうにも思うわけです。しかし、この個人情報保護委員会は今回その報告を受けて、じゃあ簡易書留で送りなさいというような改善策は示さず、今後も対応は市町村に任せられているという状況と聞いております。

私、思いますにその理由は、3月6日付で総務省事務連絡によるQ&Aにも示されておりますように、個人番号を記載する法的根拠がマイナンバー法の第19条第1項の規定により「提供することができる」規定になっていることからと解釈をするところであり、冒頭でも触れたように、第一号法定受託事務に第19条第1項は入っておりません。あくまで自治事務になると考えます。国は地方自治に対して通知を送り、技術的助言、勧告もしくは情報提供する場合がありますが、今回の事務連絡はその助言に当たります。情報提供よりは客観的な妥当性を強調するものではありませんけれども、あくまで強制力はないと解釈されることとなります。

本市は、本年3月議会の答弁では、特別徴収通知書を送るのにマイナンバーを記し、簡易書留で送るということは先ほども申しました。誤送付のリスクは軽減できるということでしたけれども、それにより60万円ほど持ち出しになるとも聞いたところです。これの財源は何になるのでしょうか。そしてまた、番号の取り扱いができないとして、受け取りを拒否をしている事業所があったとも聞いております。事業所からの問い合わせや返送などされた事例があれば、その後の対応とあわせてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 特別徴収通知書についてのご質問にお答えいたします。

簡易書留の財源は、補助制度がないので一般財源です。

問い合わせは、電話問い合わせが6件程度、文書での要望書、これは文面が同じでし

たが13件、これについては特別徴収通知書に個人番号を記載する旨の回答書を個人及び事業所に送付いたしました。また、個人番号を提出しないことの宣言書、これが文面は同じでしたが4件の個人及び事業所から届きました。これにはお答えをしておりません。

特別徴収通知書が、受け取り拒否等で戻ってきた事例はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まず問い合わせのほうで、電話、文書、宣言書合わせて23件ですかね、合計すればあったということで、文書に対しては回答もされたということでお聞きをいたしました。これ少ないと見るか多いと見るか、私、一定多いんではないかなというふうな認識もしたところです。

そして、返送をされた事例はなかったということではありますが、私が1件把握している話でありますと、窓口を持って来て、受け取りたくないという話をしたとは聞いております。ただ、その後どうするかと聞けば、再度送付するというものであったので、果てがないということで持ち帰ったということで、多分そういう意味では返送がなかったということではなかろうかと思うんですけれども。

これ中小零細企業の保管場所を整備できないところにとっては、不安やそしてまた不満が残る結果となっているのではないかと思うところでもあります。こういった苦情に対して、また中小零細企業に対して、課長はどのような認識をされているのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 事業所等にとっては、やはり整備をしなければならぬ等でご不満もございましょうが、今のところ罰則等もないので、今までどおりの個人情報としての管理をしていただいて、徐々にそういった設備を整えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 構えないことに対する罰則という理解でしょうか。実際、漏れた場合には罰則があるということですね。だから、そこは構えれないということで、そのこと自体にも不安をすごく持ってる状況というのがあると思うんです。どうぞそんなことがないようにと、祈っておるしかないんじゃないかなというふうには思うわけであります。

本当にこういう経営の方が板ばさみになるということは、営業への意欲の低下にもつながるんじゃないかというふうに思うわけであります。できる規定ということでもありますので、あえて申し上げましたら、附番をしなくても送付できるわけではありますが、その点は③の中で済みません。お聞かせ願いたいと思います。

済みません。③のほうに移っていきます。

そもそもマイナンバー制度は、行政手続においてマイナンバーを提供させることで個人を特定しようとするものであります。それが市町村において、個人番号の提供を受けずして個人を特定できるものであれば、事業所に本人確認義務を負わせてまで、個人番号を収集させる必要はなかったものと考えるところであります。

漏えいすることで罰則があり、悪用された場合の責任を負うことになる危険を冒してまで送る必要はないのではないのでしょうか。また、これを送るに当たって市の財源から持ち出しをしてまで送ることも、私としては理解が得られないのではないかと考えるところであります。

憲法に記されている地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治を内容としています。地域に関する総合的な政治・行政を、その住民の意思に基づき自律的、自主的に行うことであり、国とは別個の独立の団体が、その団体自身の手により、自主的、自律的に行うことでもあります。地方自治の本旨とは、自治体は自主的な法解釈、法適用権の範囲において、みずから担当する仕事の範囲を決め、その仕事をみずからの責任で行うこととなります。自治体の団体自治をきちんと保障するために、さまざまな統制を課してくる国に対して、意見具申や協議の場が法的に認められています。

漏えいするリスクを負ってまで、マイナンバーの本旨に照らし矛盾する事務を、あえて行う必要はないと考えます。むしろ、みずからの責任において、リスクの回避と制度の矛盾を国に対して示す必要があると考えます。この前段の論理を踏まえて、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

憲法で定める地方自治の本旨についての解釈は、団体自治と住民自治の2つの要素があり、団体自治とは地方自治が国から独立し、団体みずからの意思と責任のもとでなされるというものです。また、国と地方には役割分担があり、相互協力していく側面があります。地方は地方の独自性を発揮していくとともに、国レベルの政策においては相互協力のもと、それぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 一般論であるかと思いますが、このマイナンバー制度、法定受託事務の部分と、それから、自治事務の部分があります。住民にとっては負担が大きいという点、そして、国のほうから市町村に任せられる事務であるのに財政負担も市町村には伴う点、また、実際それを負う事務を遂行するに当たって、通知で示されている内容に漏えいの事故が起こっている。それに対して改善策を具体的には示さずに、その部分で今後も漏えいが起こる可能性があるとしても、それを避けるための財政支出は市町村に任せると、こういった国のというか、少なくとも個人情報保護委員会はそういう

ところに踏み込んでいないと、こういう状況に対して何かしら申し上げるべきことはいのかなというふうに思うわけでありますが、再度、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

国のほうで決めた制度でございまして、これはさきにお答えしましたが、法定受託事務として、国が本来果たすべき役割に係る部分を市町村が負っているということでございますので、その部分については国が責任をきちっと果たしていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 国が責任を果たしていただきたいということは、何かしらの場所で申し上げるということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 地方に財源の負担が生じているという現状もございまして、また何かの機会に応じて、こういうことを声に上げていければというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひ上げていってほしいと思います。

それで、実際にこの技術的助言として送るということの内容に関しても、必要最小限度になるようなものとして、国のほうが地方自治体に対して自律性に配慮をしながら、しかし、こうするのがいいですよということで送ってくるものであります。

この最小限度でというところで、今度は税務収納課長にお聞かせ願いたいんですけども、本年は通知書に番号をつけて送ったわけでありまして、しかし、こういうリスクも大変あって、なおかつ財政負担も市がしなければならない状況で、この通知はそういうふうに来てはおりますけれども、必要最小限度という趣旨も踏まえて、市町村、地方公共団体が自主性を持った判断をして、余計な郵送料もかからないよう到来年、再度送る場合には、番号をつけずに送るといってもできるんじゃないかと思いますが、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） さきに議員がおっしゃったように番号を記載しない、アスタリスク等で記載しないということはしないよという通達みたいなのがあったと思うんですが、そういったものがある以上、香美市としては記載した通知書で送らせていただくということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） この質問を通して申し上げていることの繰り返しにもなりませんけども、その通知の内容というのは技術的助言であるということなので、強制力はないということでもあります。その点も配慮をいたしますと、一度送った事業所に対しては、これ逆にその番号はどういうふうな、送られた後その事業所は保管なりをせないかんわけです。どういう使われ方をするのか、また、どういったリスクを負うのかというようなところの認識も含めて、一度、事業所のほうも、しかし知ってしまった、手元にあるという状況で再度送る。あること自体ではなくて、送る間に誤送付によって漏れるという事故が起こるわけですから、送付をしないのが一番事故を起こさないということにはなると思うんです。そこを回避するために番号を記載をしないと、これ非常に合理的じゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 誤送付というのは、うちから送付した文書がということですか。

それは簡易書留で送るということで、防げると認識しております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） その簡易書留を送るのにも一般財源からの持ち出しがあるのは、私としては理解ができないんじゃないかという認識であります。その点、再度、それでも一般財源を使っても送るのかというところです。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 送るという前提でお話させていただきますが、送るということになれば、誤送付等を防ぐ意味で簡易書留等で十分な対応をしていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひ、そこはこういう状況で財源も持ち出ししながらやらなければならないというところで、市の立場を国のほうにも訴えてはもらいたいと思います。

それでは、最後の質問、4点目のほうに移っていきたいと思います。

ヘルプマーク配布の窓口をということでお聞きしていきます。

平成29年、今年度の7月20日、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてJISのほうで改正をされ、ヘルプマークが追加をされております。

今回の改正により、ヘルプマークが配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、全国共通で標準化されたマークに認定されるため、多様な主体が多様な場所で活用、啓発できるようになり、認知度の向上や今後の全国的な普及も期待をされるところであります。

私のほうに、表面上はわからないしんどさをとっさにどう伝えるべきか悩んでいた方

が、インターネット上で情報を知って相談される事例もありました。

現在、ヘルプマークを導入している都府県では、各都府県の配布場所でストラップタイプのヘルプマークを無料で配布をしております。しかし、高知県ではそういった窓口がありません。本市の取り組みとして、配布窓口を設置できないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 森田議員のご質問にお答えをいたします。

ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮が必要としている方々が、周囲に配慮の必要性を知らせることで援助を得やすくするように作成されたマークで、東京都内の一部の交通機関や自治体で使用されております。東京都以外で、平成29年11月末現在で12府県で導入されております。マークの効果、広報及び普及促進を考えますと、多くの府県で行われておりますように、県単位で取り組む必要があると考えます。今後とも県や広域でその要望や動向に留意していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、12府県まで広がっているというお話もありました。

今回のヘルプマークの質問するに当たって、福祉事務所長のほうでも県のほうに問い合わせをしていただけたとは思いますが、その中で導入の予定があるなどの声、そういったものは聞かれなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 現在のところ、県内で手を挙げて普及促進を進めるという話は聞いておりません。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） またそんな声も届いてくると思いますので、そのときの対応をまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月15日午前9時から開会します。

（午前11時36分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 金曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫

欠席の議員

12番 山 崎 晃 子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美 貴 子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生 涯 学 習 振 興 課 長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監 査 委 員 事 務 局 長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 山本絵里

議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 73号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 77号 平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 86号 高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 議案第 87号 高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について
- 議案第 88号 南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第5回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成29年12月15日（金） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 73号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第 77号 平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第 78号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例

の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第4 | 議案第 | 79号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第 | 80号 | 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第 | 81号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第 | 82号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第 | 83号 | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第 | 84号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 85号 | 香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 86号 | 高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について |
| 日程第12 | 議案第 | 87号 | 高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について |
| 日程第13 | 議案第 | 88号 | 南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について |

平成29年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第10日目 日程第5号の追加第1)

平成29年12月15日(金) 午前9時開議

追加日程第1 発言取り消しを求める動議

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。12番、山崎晃子さんは、体調不良のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第73号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第77号、平成29年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第78号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第79号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第80号、香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第81号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第82号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第83号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第84号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第85号、香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第86号、高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について、質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 議案86-1の第5条のところに、「甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。」とありますが、この定期的にということで大体今の段階でどのあたりまで、来年度1カ月に1回は定期的に会議をするのか。それと、本市の担当課は企画財政課のほうになるんでしょうか、どういった方が行かれて会議を開くのか。それと、その甲と乙とあるんですけど、甲が高知市、乙が香美市ですけど、これ全域にもしすると、高知市と香美市だけでなく、例えば高知市が甲なら、例えば香南市も香美市のような形で、こういった議案が出て乙というような設定で、全県下的に33の市町村が高知市とこういう形で連携協約を結ぶような形になるのか、その辺を質問いたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

まず、どれぐらいの回数ということですが、まだ詳細には決まってませんが、年に一、二回を想定してるというふうには考えてます。また今後、最終的に決定されます。ただ、この第5条の協議の部分につきましては、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に規定されております、圏域の首長による定期的な協議ということですので、県下全市町村の首長が協議を行うということになっております。また、この協約自体、全県下全く同一の内容となっておりますので、全ての市町村が同じ協約の議案を提出しているところです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 同じ。

この内容の説明がこの後あるということでお聞きはしちゅうとこですけど、その県下全ての市町村と1対1でやると。基本的に全部が集まることで想定はされちゅうと思うんですけども、参加しないということもあり得るんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 基本的には事前に県下、他の市町村は反対意見がございませんでしたので、一応全市町村と協約締結ができるものとして進んでおります。ですので、全県下一堂に会する協議ができるものというふうに、今現在は考えておりま

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第87号、高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第88号、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第73号から日程第13、議案第88号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。発言取り消しを求める動議を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。発言取り消しを求める動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午前 9時10分 休憩）

（追加日程、動議を配付）

（午前 9時20分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言取り消しを求める動議を議題とします。

ただいま議題となっております、発言取り消しを求める動議につきましては、提出者の説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、発言取り消しを求める動議に

については、提出者の説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定しました。

【動議提出書 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） これより、発言取り消しを求める動議を採決します。

本動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 発言取り消しを求める動議につきましては、可とする者8名、否とする者8名であります。

ただいま報告をしましたとおり可否同数でございます。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

発言取り消しを求める動議について、議長は否決と採決をします。よって、発言取り消しを求める動議は、否決されました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月22日午前9時に開きます。

本日はこれで散会をします。

（午前 9時21分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 金曜日

平成29年第5回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成29年12月6日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月22日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
企画財政課長	川 田 学	産業振興課長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里
議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 73号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第 77号 平成29年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 78号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 86号 高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- 議案第 87号 高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について
- 議案第 88号 南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について
- 議案第 90号 平成29年度香美市一般会計補正予算(第9号)

議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 5号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 6号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第12号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

意見書案第 1 3 号 子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を
求める意見書の提出について

意見書案第 1 4 号 生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出につ
いて

議事日程

平成 2 9 年第 5 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 7 日目 日程第 6 号)

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日 (金) 午前 9 時開議

- | | | | |
|--------|-----|-------|--|
| 日程第 1 | 議案第 | 7 3 号 | 平成 2 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 2 | 議案第 | 7 7 号 | 平成 2 9 年度香美市水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 3 | 議案第 | 7 8 号 | 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 | 7 9 号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 | 8 0 号 | 香美市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を
定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 | 8 1 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 | 8 2 号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 | 8 3 号 | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 | 8 4 号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 | 8 5 号 | 香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 | 8 6 号 | 高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成
に係る連携協約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 | 8 7 号 | 高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 | 8 8 号 | 南国・香南・香美市租税債権管理機構の共同処理する事務
の変更及び同機構の規約の変更について |
| 日程第 14 | 請願第 | 1 号 | 幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求め
る請願 |
| 日程第 15 | 議案第 | 9 0 号 | 平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算 (第 9 号) |
| 日程第 16 | 発議第 | 4 号 | 香美市議会議員の職員報酬、期末手当及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第17 発議第 5号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第 6号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 意見書案第12号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書案第13号 子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第14号 生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第23 議員派遣の件

会議録署名議員

18番、石川彰宏君、1番、甲藤邦廣君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案1件、発議3件、意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

なお、議案第90号につきましては、修正動議が提出されています。

続きまして、3月定例会の会期・日程につきましては、協議の結果別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、議案第73号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第14、請願第1号、幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願まで、以上14件を一括議題とします。

これから各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

去る12月15日、全員出席のもと総務常任委員会を行いました。今期定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、議案第79号、81号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、88号の9件です。それでは、順次ご報告します。

まず、議案第79号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案については質疑、討論はなく、採決の結果、議案第79号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する議案となっておりますが、その積算についての質疑がありました。活動実績割合の決め方と成果実績割合についての質疑に、活動実績割合については、委員の活動数が年間12日と決められている。1日6,000円の12回を計算している。また、成果実績割合は国が最大で試算した額を農業委員19名、農

土地利用最適化推進委員の18名、合計37名で割った額の合計額となっているとの答弁がありました。台風するときなど農業委員の活動日がふえると思うがとの問いに、農業委員は2万3,000円の月額は何日活動しても変わらない。農地法が改正され、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地利用最適化に向け積極的な活動を推進する場合の交付金となっている。実績に応じての支払いであり、全員が同じ額ではないなどの質疑の後、ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての各議案につきましては、それぞれに議題といたしましたが3案とも質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、まとめてご報告をします。

次に、議案第85号、香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定についてを議題としました。廃止した基金の使い道についての質疑があり、施設等整備基金に積み立てて、将来の施設整備に備えるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第85号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題としました。議案に関し、議員協議会で行った説明の補足としてハブ機能の説明がありました。ハブは中心とか集中してくる拠点などの意味がある。高知市に集まるさまざまなものや人を県内や全国に発信、波及させていく。高知市に集まるものの活用としては、高知市には第2次・第3次産業が集積しているので、県外への異質の割合が高いことから、単に高知市で物を売るだけではなく、連携を図ることにより、高知市を通じた全国への展開などを期待している。人の流れとしては、県内で比較的都心部である高知市が中心となって2段階移住を進めることで、新たに移住希望者層を開拓し、県内への移住者の増加を目指すとともに、高知市への移住者に働きかけることによって、圏域の他市町村への移住、圏域内の周遊や経済波及効果を拡大させるといったことを意味するとの説明でありました。補足説明の後、質疑を行いました。まず1点目に、議案に掲載された事業項目の中から質疑があり、圏域の中でなく、香美市の人口をふやしていくことが大きな課題になる。防災対策でも香美市の地理的条件を生かした対策を、線引きのことや災害避難者用の土地の確保なども協議の場にのせてほしいとの質疑に、提案いただいた内容も担当課を通じてつないでいく。連携できる事業としてできるかどうかを高知市とも詰めていきたいと答弁。2点目、2段階移住の話には疑問符がつく。香美市としてのっていいのか。定住推進課と協議して、まずは香美市へという視点で協議に臨んでもらいたいとの意見に、執行部からは香美市が損をしない形で取り組んでいくと答弁。3点目、会議の開催回数に関し、市長の会が年に1回で、

ほかに担当課の会がたびたびあるのかとの質問に対し、その都度、事業ごとに担当課が協議するようになっている。その上に圏域6市町村の企画担当課と高知市と高知県で会を設け、事業調整を行っていく。また、ビジョン懇談会のメンバーは、金融機関や交通関係、高知大学、市長会の会長、商工会議所、高知工科大学の方などを高知市が委嘱することになっていると答弁。4点目として、連携しながらやるが、香美市のニーズをしっかりと主張して議論のイニシアティブを取ってもらいたいとの意見に対しては、できるだけそういうふうに持っていきたいとの答弁がありました。以上のような質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第86号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止についてを議題としました。本案は、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第87号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更についてを議題としました。質疑1点目は、市税以外も債権として扱うということであるが、本市の課題である住宅新築資金の取り扱いについては今後はどうなるかとの問いに、住宅新築資金の回収は今のところ移管する予定はないと答弁。2点目として、事業を進める上での費用対効果や見解はとの問いに対し、市税外債権をやることについては他市、本市の要望もあり、規約を整えて提案するに至った。税だけでなく介護保険料も一緒に移管することによって、税しか対象とならなかったものが介護保険料も滞納処理できるので、効果的かつ効率的であると答弁。事務的経費については今までと変わらず、職員もほかの事務に専念できる等の質疑応答があり、討論はなく、採決の結果、議案第88号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において、教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第78号、請願第1号の2件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第78号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第78号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願では、この件につきましては、一般質問でも取り上げ答弁済みの案件でありますので、休憩にて進めてまいりました。まず、比与森議員から請願の紹介議員に至った説明があり、そして質疑を行いました。次に、所管の執行部に対し質疑を行い、執行部からは、

本市の補助制度について、家庭の所得状況や同一世帯で就園している園児、第1子から第3子までの補助金額や、他市からも幼稚園に来ているなど詳しく説明があったところでございます。質疑を終え、委員からは、1,000人を上回る署名活動も提出している、また関係者の意見聴取のため継続をとの意見や、継続の必要性はないとの発言もありました。請願の趣旨は明瞭であり、継続審査の必要性には至らないとの判断で質疑を終え、審査に入り、討論もなく、採決の結果、請願第1号は、全員賛成にて採択すべきものと決定しました。

最後に、第11回議会報告会での意見、提言、要望について、回答を委員会にて協議、確認済みであることを申し添え、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） おはようございます。3番、利根でございます。産業建設常任委員会が付託を受けました議案第73号、77号、80号について、審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告をいたします。

まず、議案第73号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。下水道事業補助金の組み替えについて計上誤りとあるが、それに至る状況はとの質疑に対し、単純な記入・記載ミスであると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第73号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第77号、平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。契約は随意契約かとの質疑に対し、そのとおりであると答弁。契約料金の推移はどうか、高どまりしているところもあるようであるが本市においては大丈夫か、見積金額の精査はできているかとの質疑に対し、前は月額6万9,766円、今回は月額7万1,949円である。今回の金額アップは、コンビニ収納に対応したシステムが追加されたのも要因である。価格は妥当であると認識していると答弁。システム運用保守委託料の各会計の負担割合はとの質疑に対し、簡水、公共下水、特環下水、農集の各特別会計の均等割であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第77号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第80号、香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。法改正により、工業用地内の緑地の下限面積を定める権限が市から市町村に改められたことによるものであるとの補足説明の後、質疑に入りました。テクノパーク等、操業中の企業から打診等あっての変更かとの質疑に対し、今まで香美市は基準が高知市、南国市より高く、県内で最も高かったので、下限を下げるのもであると答弁。書かれている区域区分は本市に当

てはめるとどうなるかとの質疑に対し、第2種区域は栄町、宝町、南組の一部の準工業地域、第3種区域は宮前工業団地、これは旧セイレイであります。その他の区域は、川添工業団地、テクノパークであると答弁。現在の操業中の企業が増築を計画したとき、今回の基準緩和の対象となるかとの質疑に対し、対象となると答弁。細部説明書に「積極的に企業誘致を推進するため」と書かれているが、現在、企業誘致の動きはどうかとの質疑に対し、県とともに誘致活動をしている。今年度、大阪で開かれた会に初めて参加した。県にもテクノパーク優先でセールスをしていただいているのが、テクノパークの区画面積が狭いので苦戦している。現在、具体的な話はないと答弁。市長も参加してトップセールスを行ったかとの質疑に対し、今回は担当課で行っていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、各常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 教育厚生常任委員会委員長にお尋ねします。

請願第1号に対して理解を示すものでありますが、委員会運営上のルールについてちょっと伺いたいんです。

私もその日は最初から傍聴をさせていただきました。そして、休憩において審査を進めて行かれました。ただ、委員長報告では、休憩中の審査内容についても触れられておりました。慎重審査を図るべき教育厚生常任委員会の委員長報告の中でお聞きしたいのは、私が以前、産業建設常任委員会の委員長に質疑をしたときに、それは休憩中の審査であるので報告にはのせてないということと言われました。休憩中の審査というものが余り多くなって、それで発言されたことを委員長報告でされるということは、私はいかなものかというふうに思いますが、この取りまとめに対しての委員長の見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 質問者は、初めから最後まで傍聴をしていただきましたこと、これは私も確認しております。これは、委員会の進行として法的根拠は私はないのではないかと。ただ、要旨の取りまとめとして、この報告の中でまとめたものを紹介させていただいた、そういう流れでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 教育厚生常任委員会の委員会の中では、取りまとめは委員長にお任せするという確認はされていることは承知しておりますが、実際のところ、休憩中にさまざまな発言があったことに関して、現実的にそれをこの場で報告されるということになりますと、やっぱり休憩中の発言も報告をさせていただきますとい

うことを、委員の了解を得ておくのが私は筋ではないかと思います。また、執行部においても説明をされておりました。その審査におきましてもやっぱり休憩中で事を運んだということに対して、ちょっと懸念を表明して私の発言とします。答弁は結構です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎君です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、議案第88号、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について、反対の立場で討論いたします。

滞納整理をどこまで機構に依存するのでしょうか。もちろん支払う資力がありながら、税金から逃れる悪質滞納は許せません。しかし、市民から聞こえてくるのは「私らあ、税金を払うために働きゆうみたいなもんじゃ。」という重税感です。

さて、規約変更が可決されると、本市は当面、介護保険料を移管債権とするとのことです。それも香美市みずから申し出てとのこと。そのことから、徴収の効率のみを重視し、吏員としての職務に対し、誇りも信念も持ち合わせていないことをまず指摘しておきます。

介護保険料は税債権の滞納とあわせて持っていくとのことですが、6年かけて税の滞納整理を行い、徴収実績を上げており、滞納税債権はかなり減少しております。そのような中、それとあわせての介護保険の普通徴収の滞納者のうち、現時点では14件が対象になると答えられておりましたが、平成31年度からそれくらいの債権を移管することです。本来、その滞納解消は、本市職員の仕事であると考えます。14件の滞納にも対応できない収納班なのではないでしょうか。考えられることは、介護の次は自立執行可能な債権へと移行していく。そして、私債権へと必ず行くでしょう。

機構は差し押さえ、競売、有無を言わせぬ滞納整理を行えます。私は徴税吏員はもっと市民に寄り添うべきと考えます。また、実績では年間100件、1,500万円相当を毎年、機構に送ってきました。今後も機構の構成自治体の責務として同等の移管が想定されます。そのためにも、1件当たりの徴収実績を上げようと税外債権を対象にしたと考えられます。

過去の行財政改革推進特別委員会の審査で、滞納件数と状況等から、高額滞納は3年もすれば滞納整理のめどは立つと私は推測しておりました。5年以上経過した現在は、少額な滞納や再移管が主になっていると伺っております。

私は原点に帰り、自己完結できる税務行政であるべき、市民の税金を毎年1,500万円も使って今後も機構に移管し続けるなど、考え直す時期に来ていることもあわせて申し添え、反対討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ただいま、議案第88号について、原案に反対の討論があり

ました。

次に、議案第 88 号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。ほかに討論はございませんか。

ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

日程第 1、議案第 73 号、平成 29 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 73 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 77 号、平成 29 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 78 号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 78 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 79 号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 79 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 80 号、香美市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第82号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第83号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立多数であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第84号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第85号、香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第86号、高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第87号、高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第88号、南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号、幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願を採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをします。日程第15、議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）から日程第21、意見書案第14号、生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第90号か

ら日程第21、意見書案第14号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第15、議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）について、説明をいたします。

平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億3,576万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月22日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、建設候補地が決まったことにおける新図書館建設費の追加、10月の台風被害の修繕及び大規模改修に係る香北健康センターセレネの大規模改修工事設計監理委託料の追加のほか、債務負担行為の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページから13ページまでと、款項目節の内訳14ページから15ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、2事業を追加し、1,141万4,000円を増額しています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この件に関して、修正動議を提出させていただきたいと思えます。

○議長（小松紀夫君） ただいま修正動議が提出をされましたので、その写しを配付をいたします。

暫時休憩とします。

(午前 9時39分 休憩)

(修正動議を配付)

(午前 9時55分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号に対し、山崎眞幹君ほか2名から、お手元にお配りしました修正動議が提出されました。この動議は、2名以上の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

それでは、修正案提出者の説明を求めます。4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎眞幹君でございます。

それでは、修正案について説明をさせていただきますが、その前に申しわけございません。ちょっと記載ミスがございますので、皆さん、頭書きの下から2行目です。そこに「香美市議会会議規則第」となっておりますけれども、その前に「規」を入れていただきますように、済みません。申しわけございません。「香美市議会会議規則第17条の規定により」というふうに修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

平成29年12月22日、香美市議会議長 小松紀夫殿

発議者 香美市議会議員 山崎眞幹、同 甲藤邦廣、同 利根健二

議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議
上記動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第90号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案

議案第90号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）の一部を次のように修正する。

第1条中「813万円」を「393万円」に、「197億3,576万3,000円」を「197億3,156万3,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表 債務負担行為補正を次のように改める。

それでは、修正案について説明をさせていただきます。

この修正案は、議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）から図書館建設候補地調査・測量等の関連する予算と債務負担行為について、全額削除するものです。

図書館建設候補地の選定と順位づけについては、白紙撤回となった前回の反省からも、選定過程の透明性と評価の客観性、振興計画との整合性は言うまでもなく、寄せられた市民の声が的確に反映されたものでなければならないと考えることから、提供されました資料に関連し、香北、物部からアクセスのよいとはどういう意味か。車の出入りがし

やすいところ、見通しのよいところはどういう意味か。利用率の向上は、場所せいにするのではなく、ニーズに沿ったコンテンツの充実で目指すべきものではないか。候補地を特定せずに意見交換を行った、まちづくり委員会や市民懇談会で出された意見及び市民アンケートの自由記述の中では、第2候補地に関連する場所を希望するものが18あり、第1候補地に関連する場所を希望するものが3であったが、このことはどのように協議し、結果に反映したか。前回も同じ土地を評価をしているが、今回の評価は真逆であることについての見解は。都市計画の観点から担当課とのすり合わせを行ったかなど、一般質問、議員協議会の場で評価の客観性の有無、市民の声をどう反映させたのかという、2つの視点から質疑を行ってまいりました。しかし、それらの質疑に対する答弁からは、結果が客観性を備え、市民の声を反映しているという確信に至ることができませんでした。

提供された資料には、選定等の方法として、香美市の図書館として最適な位置については、建設等検討委員会で採点されており、また、さまざまな意見のある市民アンケート等にある意見との適合性や事業の難度については、一定の基準を設けての採点が困難であることから、採点方式とはせず、協議方式としたと書き込まれております。

協議の結果が客観性を備え、市民の声を反映していることを筋道を立てて説明できないとなれば、この文章は、建設等検討委員会の採点をありきの順位として、それを補完すると思われる意見を恣意的にピックアップするための協議を行ったと読まざるを得ず、このような民意の取り扱いが意見を寄せた市民の方々の意にも反するものであり、まことに不遜な態度であるとお考えます。

図書館建設を次の段階に進めるに当たっては、これまでの経過からも意見をいただいた、まちづくり委員会の皆さんや市民の方々に対し、候補地の選定と順位づけについて経過と結果の説明を行い、寄せられるであろうさまざまな質疑のそれぞれに、筋道を立てて説明責任を果たすという手順を踏まなければ、お互いの信頼関係は醸成されず、これからいよいよたくさんの方々の思いや願いを集めて形にしていく工程に向かう楽しくて大切な事業が、どこかに何か積然としない不信感や不満を残し、より多くの市民の方々の今後の参画に対するモチベーションを損なうことにもなりかねません。

これらのことから、今回提案されている図書館建設候補地調査・測量等に関連する予算及び債務負担行為は、少なくともまちづくり委員会、市民懇談会での説明を行った後、来年度当初予算以降に提案されるべきものであると考えます。

以上で提案理由の説明を終わります。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いをいたします。

【修正動議 卷末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。

発議者への質疑及び確認のため執行部への質疑も許します。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 発議者に1点お伺いします。

先ほどの提案の説明で、市民懇談会ということをおっしゃっていましたが、どうい
うスケジュールも踏まえてお考えなのか、確認しておきます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ皆さん同じ資料を持たれると思うんですけども、その
資料の今後のスケジュールというところに、1月に市民懇談会という項目がございま
したので、そのことを踏まえての発言でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありま
せんか。

8番、島岡信彦君。

○8番（島岡信彦君） 8番、自由クラブ、島岡信彦です。議案第90号、香美市一
般会計補正予算（第9号）に修正案反対、原案賛成の立場で討論いたします。

本議案は、図書館建設候補地が決まったことによる関連の予算です。まずもって、ご
足労願った検討委員、協力をいただいた市民の方々に感謝をいたします。

今、住民参加と協働と言われる中で、合意に基づいた議論の尊重は、市政と住民の信
頼関係に欠かせないものです。今回の用地検討委員会、建設等検討委員会での審議、そ
れを受けて安全面や財政面の総合的判断を加えた教育委員会での判断は、前回指摘を受
けた認識違い、思い込みもなく、評価されるものです。また、事務局も可能な限りの情
報公開もされております。今後は決定に基づき、市民から愛される図書館として建設が
進められることが求められています。

今回の件で、新聞報道される段階になった決定が二度にわたり議会で覆されること
になれば、よほど重大な瑕疵があるのではないかと、香美市への信頼は大きく揺らぐこ
とになります。また、検討委員として協力してもらった市民の方々の信用もおとしめるこ
とになります。あわせて、土地提供に協力いただける方々の心象にも配慮すべきと考え
ます。今のところ、新聞報道された場所に対するクレームなどは聞こえてきません。そ
れでも議会がストップをかけるとなれば、混乱を招くとともに、今後の市民協力に大き
な影響を与えることが懸念されます。

よって、原案どおり、費用弁償並びに調査、測量、開発申請を進めるよう求めて、原
案賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論は
ありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、再度、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議案第90号、香美市一般会計補正予算（第9号）、本案に賛成、修正案に反対の立場で討論を行います。

今年2月15日の高新記事に、新図書館・美術館収蔵庫合築建設用地選定で新図書館の予算提出断念とか、用地選定に市民の声が反映されていないなどと取り上げられました。このことは皆さんも記憶に新しいものと思われまます。この報道により教育委員会からは、議員協議会で議会への事前説明不備に対し陳謝があり、再度、用地選定に取り組むこととなったわけでございます。

図書館は本来、市民のために市民の意思を受け設置、運営される機関でもあります。住民要求の多様化にも応えるものでもあります。

そこで、教育委員会は議会からの意見、要望を踏まえ、美術館収蔵庫の合築も見直し、小学生から高校生にアンケートや、高知工科大学生を含む市民にもパブコメも実施しています。教育委員会が今日まで再度、用地選定に要した時間と労力は評価に値するものであり、この検証結果を踏まえ、用地選定の検討委員会が出した答申結果は尊重しなければならない、私はそのように思います。

また強調すべき点は、あくまでも香美市民を対象とした将来展望を見据えた新図書館であり、本館機能を合わせ持つものである。また、再度の用地変更となれば、新図書館の早期建設を待ち望んでいる多くの市民からも疑念を持たれ、さらには用地選定の外部有識者の意向を議会が否定することにもつながるわけでございます。教育委員会は、選定結果をしっかりと踏まえ速やかな推進をと申し述べ、討論といたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、利根健二です。現案に反対、修正案に賛成の立場で討論を行います。

協働という言葉が日本でも言われ初めて20年以上がたち、その概念こそは認知されつつありますが、香美市においては十分に実行されていないような感じがいたします。

そういった中、私たち議会は「協働」・「参画」調査研究特別委員会をつくり、行政と市民の協働のあり方、手法等について調査・研究し、香美市協働のまちづくり条例の制定を目指しています。まさに市民の声をいかに反映させるか、そして、行政と市民が力を合わせて香美市をすばらしい地域にするための調査研究であります。

動議の提案説明でわかるとおり、今回の図書館用地の選定においては、市民の声が十分に反映されていないことが判明をしております。また、まちづくり委員会、市民懇談

会での説明を行い、市民の声を聞いた後の予算案提出でも日程としては問題ない中、なぜそうしないのか、その手法にも疑問を感じます。

私たち議員は、一方で協働推進のため市民の声を聞く努力をするべきであると言い、他方で市民の声を十分に反映させていない提案に賛成するなど、ダブルスタンダードであってははいけません。

議会、議員の役割は、法律、条例、規則等により定められています。二重基準でもって執行部に相対することは許されません。そういった態度は執行部が混乱するとともに、議会みずからその存在意義を失わせます。これは行政、議会に対して市民の不信感を高めるだけで、行政と市民との協働、そして、住民自治の概念からますます遠のいていくこととなります。

行政と市民がともに知恵を絞り汗をかく、そういった作業こそが図書館建設には欠かせません。新図書館が香美市民にとってすばらしい図書館になることを願ひまして、修正案に賛成の討論を終了いたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第90号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）を採決します。

まず、本案に対する山崎眞幹君ほか2名から提出をされました修正案について、採決します。

本修正案に賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は、起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、山本芳男君。

○19番（山本芳男君） 19番、山本でございます。

発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議

員 山本芳男、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 石川
彰宏、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項において、職を兼ねるときは、その多き額による。

第5条第2項中「100分157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条の規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）第5条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会の議員の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上でございます。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第5号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第5号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会基本条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第10条中第5号を削る。

附則

この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第6号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第6号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条

の規定により提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

議員は、予算決算常任委員会の委員のほか、一の常任委員会委員になるものとする。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4）予算決算常任委員会 20人

ア 予算及び決算に関する事項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

【発議第6号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

先ほど発議第6号が議決されましたので、予算決算常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。予算決算常任委員会の委員は、香美市議会委員会条例第2条第2項第4号の規定により全議員であります。

ただいまから、予算決算常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（予算決算常任委員会の委員長、副委員長と互選）

（午前10時42分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました委員会におきまして、予算決算常任委員会の委員長、副委員長が互選をされましたのでご報告をいたします。

予算決算常任委員会の委員長は山本芳男君、同じく副委員長は比与森光俊君、以上のように決定をされました。

選任されました委員長、副委員長はよろしくお願いをいたします。

日程第19、意見書案第12号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第12号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 村田珠美

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしており、老後の生活補償の柱になっています。

現在、年金の支給は隔月となっていますが、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待されます。

年金が高齢期の所得保障であることに鑑みれば、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の課題があります。

また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることになり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼がさらに低下することにもつながります。

特に、若者からの信頼を高めるためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、合わせて、将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められます。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっていることから、年金増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって国に置かれては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、次の制度を講ずるよう強く要望します。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣
総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿
高知県香美市議会議員 小松紀夫

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第12号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

1989年の法改正で、従来の年4回支給が年6回に改善されました。以来28年がたち、先進国では毎月支給が当たり前になってきている中で、日本はいまだに毎月支給を実施できていない実態があります。給与の支払いは毎月支給であり、生活サイクルからすれば毎月支給が妥当という感覚が一般的です。

また、2016年度の高齢無職世帯の家計調査では、貯蓄の切り崩し等で賄うべき消費支出不足分が、平均的単身世帯で3万6,311円、夫婦世帯で5万4,711円となっています。支給額が十分ではないにしろ、ほっとできる日が月に一度あるかないかで、精神的重圧の軽減につながるものと思います。

毎月支給ができない最大の理由として挙がっていたのが、日銀から各金融機関への振込手数料が1回につき数十億円かかるというものでした。しかし、2015年に行われた年金者組合の調査の結果、手数料は1件につき10円であり、年金受給者がおよそ4,600万人と言われているので、4億6,000万円であることがわかりました。最近では、ネットバンクのサービスで、振込手数料が無料になるところもふえてきました。将来的には減額していくことも可能と考えられます。

毎月支給に関して、政党や財界から反対する声はありません。政治的課題として取り上げ、法改正等へと導いていくことが望まれます。

また、年金の支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる期間の拡大

が懸念されます。そのことは若者の年金不信にもつながり、未納者対策の足を引っ張りかねません。生活の安心安全と制度の信頼性維持は、今後年金制度が継続されていくための必要不可欠な要素です。

よって、国民が誰もが安心できる年金制度の実現を求める趣旨の本意見書案に賛成の意を表明し、討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。これから、意見書案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第12号につきましては、可とする者9人、否とする者9人であります。

ただいまご報告をしましたとおり可否同数でございます。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決します。

意見書案第12号について、議長は可決と採決します。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第13号、子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第13号、子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 濱田百合子

案文を朗読して、提案理由といたします。

子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書（案）

平成27年の子ども・子育て支援制度実施以後も待機児童は無くなっていません。国はこの解消を3年先送りしましたが、待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題です。また過疎化のすすむ地域においては、少子化問題は、地域の存続にもかかわる重大な課題となっています。

いま必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さ等から不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など総合的な対策を進めることです。

よって、国におかれては予算を増額し、安心できる保育が実現されるよう、下記について要望します。

記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、必要な財源を確保すること。

2. 保育士等職員の配置基準の改善に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿、文部科学大臣 林 芳正殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 松山政司殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありますか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

私は、子どもための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の充実を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

政府は認可保育所に入れない待機児童解消する時期について、4年前には2017年度末としていました。しかし、今年4月の時点で全国的に待機児童が高どまりしている傾向があり、実現が見通せず、2020年度末まで先送りすると発表したものです。

本市にも現在30名の待機児童がカウントされています。新たな待機児童解消計画で保育の受け皿を整備していく方針ですが、具体的には高騰する保育施設の賃借料補助や大規模マンションでの保育園の設置促進、小学校の空き教室などを活用した場合の支援強化、また保育士が自分の家などで子どもの世話をする保育ママの活用を推進するなどが盛り込まれているようです。

しかし、これでは待機児童の解消には追いつきません。また、一部の認可外保育は安定性に欠ける場合があります。圧倒的に多くの保護者は、子どもを就学前まで安心して預けられる保育を願っています。2013年の厚生労働省の調査では、認可外利用者の7割は、認可保育所を希望しながら空きがなかったや、預けたい時期に入れなかったな

どの理由で、認可外を選択したことが示されています。

待機児童の解消の最善策は、認可保育所を増設することと非正規の正規化など、保育士の処遇改善を進めることです。

また、保育料は子育て世代の家計を圧迫しています。政府が保育無償化に当たり認可外を対象から外す検討を進めているとの報道がありましたが、全ての子どもたちの幼稚園や保育所の費用を無償化するとした総選挙での公約は守るべきです。希望する女性が安心して出産し、子どもを預け働ける環境をつくることは、暮らしやすい社会をつくり、生産性の向上にも寄与するのではないのでしょうか。子どもへの投資は未来への投資であることを述べて、本意見書案に賛成の意を表明し、討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数でございます。よって、意見書案第13号は、否決されました。

日程第21、意見書案第14号、生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第14号、生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成29年12月22日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読し、提案理由といたします。

生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書（案）

2018年度からの生活保護費の加算制度を見直す議論が厚生労働省の審議会で始まっており、その中で母子加算が再び俎上にのせられようとしています。

子どもを抱えて働くことが困難な生活困窮のひとり親世帯にとって、母子加算は暮らしの命綱になっています。厚生労働省の統計によると、母子世帯の平均就労年収は181万円です。財務省資料では、母子加算受給世帯は親の就業率が低いと問題視していますが、余りに実態を無視した意見です。困窮する母子家庭の母親の多くは、DV被害などで健康を崩し、働きたくても仕事につけないなどの実態があります。母子加算の減額による生活費の減少が、子どもの健全な発育に影響を与えることも懸念されます。

子どもや女性の貧困がさらに深刻化する中、厚生労働省の部会委員からも、引き下げありきの進め方に異論がでています。

母子加算を初め生活保護費の加算制度は、憲法25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の条文に基づいてつくられています。今の母子世帯の実態をみれば、制度の改善、拡充こそが求められます。

よって、政府におかれては、生活保護費の母子加算を減額しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 野田聖子殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

よろしく申し上げます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第14号、生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

政府は、食費や光熱費などの日常生活費に充てる生活扶助費やひとり親世帯に加算をする母子加算を2018年10月から段階的に削減することを閣議決定するとの報道がありました。母子加算は、両親がいる世帯と同水準の生活を送るために必要な消費支出を算出して、月額平均で現在の2万1,000円から1万7,000円に引き下げるとしています。しかし、1人で子育てをしている世帯の方から、母子加算はひとり親で子育てをすることに対しての加算であり、親が2人いる世帯と固定的経費の割合が変わらないから引き下げるという発想は、大人1人で子どもを育てる困難さを無視しているとの批判が指摘されています。

生活扶助の引き下げは前回2013年に続くもので、2018年10月から3回に分けて行う方針であり、削除額は生活扶助費180億円、母子加算20億円に上り、生活保護利用者の暮らしは一層脅かされます。子どもの健全育成に係る費用として加算される児童養育加算は、高校卒業まで延長されて40億円増となりますが、母子加算を含む

生活扶助全体で見ると、総額160億円程度減ることになります。

以上のような引き下げをすれば、憲法第25条が保障する生存権が守られていない状況の生活保護利用者を一層追い詰めるものになります。子どもの多い家庭で減額になりますと、当然、生活が厳しい子育て家庭の生活基盤をさらに弱めるものとなり、国の課題となっている子どもの貧困解決にも逆行するものです。貧困家庭がふえれば、貧困と密接に関連するDVや児童虐待などの問題も一層深刻化していくことになります。また、生活保護という最後のセーフティーネットが不安定化すれば、中間層などは生活保護を受ける状態にならないようにと、できるだけ財布のひもを締めて自己防衛することになります。経済の低迷を招くものと考えます。生活保護利用者の厳しい暮らしの実態の改善や子どもの貧困を解決するためには、保護基準の引き上げこと必要であり、ましてひとり親世帯の母子加算の減額を行うべきではないと考えます。

以上を述べまして、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はございませんか。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

日程第22、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定しました。

この際にお諮りをしておきます。ただいま決定をしました議員派遣の内容につきまし

ては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いをしたいと思います
が、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了をいたしました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月6日に開会をされました平成29年第5回香美市議会定例会は、本日までの17日間、議員各位のご協力により無事終了することができました。

今定例会に継続審査となっておりました平成28年度決算議案の認定や追加議案も含めた全議案につきまして、議員各位の慎重審査の結果、それぞれ適切な議決がなされたところでございます。

一般質問につきましては、11名の議員が市政全般にわたって市長、教育長の姿勢、考え方をただしました。執行部におかれましては、今後の市政運営に生かしていただきますように申し上げておきます。

次に、今定例会において承認をされました補正予算の専決処分につきまして申し上げます。

専決処分は、議会の権限であります意思決定を市長が議会にかわって行うこととございます。ただ、地方自治法の規定を読み込んでみましても、議会が委任をしている専決処分事項を除くと、市長の専決処分はめったなことでは起こり得ないはずでございます。なぜなら、意思決定いわゆる議決は議会の最も重要な役割であり、二代表制の根幹であるからでございます。今後におきましては、議会は市長の専決処分の慎重な運用を監視をするとともに、市長におきましても議会の議決権を侵すことのないように留意をすよう求めるところでございます。

また、討論における議員の発言を取り消すことを求める動議が提出をされました。僅差で否決をされましたが、議会の品位を重んじるとの観点から、自由闊達な発言の中にも一定の注意を払っていただきますよう申し上げます。

結びに、平成29年も残りわずかとなりましたが、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意をいただき新たな年を迎えていただきたいと思います、というふうをお願いを申し上げます。新年が香美市民の皆様にとりまして、幸多き年でありますようにご祈念を申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成29年第5回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会に上程をいたしました議案につきまして、慎重なご審議、そしてご決定を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

また、一般質問では12名の議員の皆様から、行政全般171項目にわたるご質問をいただきました。台風21号被害直後でございまして、防災、災害対策、また関係する事項で多くの質問をいただきました。次代を担う子ども・子育てにつきましても、多くの質問をいただきました。放課後児童クラブや保育園・幼稚園の運営、また通学費などでご質問をいただいたところでございます。災害等では、正確・迅速な判断、対応が大切であり何よりも初動においておくれをとらないようにすること、被害内容によっては、自治体の限界もございまして関係の機関に積極的に働きかけること、子育て負担の軽減、環境の整備推進など、それぞれ答弁をさせていただきました。今回ご質問をいただきました件につきましては、それぞれ今後、庁内におきまして必要な協議も行い、実施すべきものにつきましては、できるだけ早く行えるような環境をつくっていきたいというふうに考えております。執行部もわかりやすい説明、答弁に努めておりますが、まだまだ改善、努力の余地があると考えております。丁寧に協議を重ね、課題の認識、方向、方針を共有して、行政の充実を図ってまいりたいと考えます。また、ただいま議長からご発言がありましたように、専決処分等につきましては、しっかりと議長の発言を肝に銘じて務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

台風21号で公共の施設も大きな被害をこうむりました。復旧、運営までには、難しい問題も横たわっております。観光の活性化、地場産業の振興などは、まちの元気創造のためにはやり抜かなければならない課題であります。問題山積ではありますが、関係者の皆様を初め多くの知恵と力を集めて、課題の前進を図る所存であります。そのためには何よりも議論が重要となります。議論を進めるための情報提供につきましては、質、量、スピード感を持って努めてまいりますので、議会の皆様方にはどうぞよろしくお願いをいたします。

いよいよ暮れも押し迫り、寒さも一段と厳しくなっております。議員の皆様にはどうかくれぐれも健康に留意されまして、地域福祉の向上、地域の発展のため一層のご活躍くださいますよう、そして、来る年が皆様方にとりましてよき年となりますよう心より祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての私からの挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもって平成29年第5回香美市議会定例会を閉会します。

（午前11時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成29年第5回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	12月6日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)まで ただし、承認14号から16号については、本会議方式で採決まで、 議案第70号から第72号、第74号から第76号までの補正予算案及び議案第89号については、本会議方式で採決まで、 諮問第3号から第6号までは本会議方式で採決まで、 また、議案第52号から第61号までの決算議案は、報告から採決まで
		散会后	議員協議会、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート内覧会
第2日	7日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	8日(金)	休 会	〃
第4日	9日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	10日(日)	休 会	〃 〃
第6日	11日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	12日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	13日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会) (「協働」・「参画」調査研究特別委員会)
第9日	14日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	15日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査 (議案第79・81・82・83・84・85・86・87・88号)
		散会后	議員協議会
第11日	16日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	17日(日)	休 会	〃 〃
第13日	18日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第78号)(請願第1号)
第14日	19日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第73・77・80号)
第15日	20日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	21日(木)	休 会	〃
第17日	22日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)
		閉会后	議員協議会

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
議案第73号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第77号	平成29年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第78号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第79号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第80号	香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第81号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第82号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第83号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第86号	高知市及び香美市におけるれんげいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第87号	高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第88号	南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更に ついて		総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
請願第1号	幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願		教育厚生常任委員会	原案採択	全員賛成

平成 29 年 12 月 22 日

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

発議者 香美市議会議員 山 崎 眞 幹

〃 甲 藤 邦 廣

〃 利 根 健 二

議案第 90 号 平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び香美市議会会議規則第 17 条
の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

別紙

議案第90号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）に対する修正案

議案第90号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）の一部を次のように修正する。

第1条中「8,130千円」を「3,930千円」に、「19,735,763千円」を「19,731,563千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表 債務負担行為補正を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金			
	2,087,110	0	2,087,110
15. 県支出金	1,813,153	0	1,813,153
16. 財産収入	42,032	0	42,032
17. 寄付金	251,001	0	251,001
18. 繰入金		3,930	1,773,008
	1,769,078	8,130	1,777,208
19. 繰越金	54,140	0	54,140
20. 諸収入	283,279	0	283,279
21. 市債	2,532,108	0	2,532,108
歳入合計	19,727,633	3,930 8,130	19,731,563 19,735,763

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 議会費	149,357	0	149,357				
2. 総務費	2,241,319	0	2,241,319				
3. 民生費	6,051,509	0	6,051,509				
4. 衛生費	1,384,826	3,811	1,388,637			3,811	
5. 労働費	1	0	1				
6. 農林水産業費	1,414,054	0	1,414,054				
7. 商工費	199,094	0	199,094				
8. 土木費	1,386,607	0	1,386,607				
9. 消防費	1,271,659	0	1,271,659				
10. 教育費		119	2,254,685				119
	2,254,566	4,319	2,258,885				4,319
11. 災害復旧費	1,014,625	0	1,014,625				
12. 公債費	2,231,903	0	2,231,903				
13. 諸支出金	98,113	0	98,113				
14. 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	19,727,633	3,930 8,130	19,731,563 19,735,763			3,811	119 4,319

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（補正分）

(追加分)

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	起 債	そ の 他		
香北健康センターセネ大規模改修 工事設計監理委託料	1,614			平成30年度	1,614				1,614	0
用地調査及び開発申請図書作成等 委託業務（新図書館建設関連）	0 9,800			平成30年度	0 9,800					0 9,800

平成29年12月6日

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 〃 大岸 眞弓

動議提出書

発言の取り消しを求める動議の提出について、12月6日の本会議における発言について、下記のとおり取り消すよう動議を提出します。

記

- 1 発言者 甲藤邦廣議員
- 2 取消部分 これは、言葉は適当ではないんですが、昔から言ってるように、反省するなら猿でもできると、ごめんなさいで済めば警察はいらないってよく言うじゃないですか。おんなしことになるでしょう。
- 3 理由 議場の品位を著しく損なう発言であり、市長の人格を否定するもので不適切である。

発議第4号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成29年12月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	山本芳男
賛成者	〃	比与森光俊
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	石川彰宏
賛成者	〃	門脇二三夫
賛成者	〃	島岡信彦
賛成者	〃	山崎龍太郎

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項において、職を兼ねるときは、その多き額による。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）第5条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会の議員の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

発議第5号

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎

香美市議会基本条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中第5号を削る。

附 則

この条例は平成30年4月1日から施行する。

発議第6号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

議員は、予算決算常任委員会の委員のほか、一の常任委員会委員になるものとする。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4）予算決算常任委員会 20人

ア 予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意見書案第 12 号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 〃 門脇二三夫

賛成者 〃 村田珠美

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、約 6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活補償の柱になっています。

現在、年金の支給は隔月となっていますが、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待されます。

年金が高齢期の所得保障であることに鑑みれば、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の課題があります。

また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることになり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼がさらに低下することにもつながります。

特に、若者からの信頼を高めるためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、合わせて、将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められます。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっていることから、年金増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって国に置かれては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、次の制度を講ずるよう強く要望します。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第13号

子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる
保育の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年12月22日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 濱田百合子

子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる
保育の実現を求める意見書（案）

平成27年の子ども・子育て支援制度実施以後も待機児童は無くなっていません。
国はこの解消を3年先送りしましたが、待機児童の解消をはじめとした保育・子育て
環境の整備は待ったなしの課題です。また過疎化のすすむ地域においては、少子化問
題は、地域の存続にもかかわる重大な課題となっています。

いま必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育
所の整備はもとより、給与水準の低さ等から不足している保育士の処遇改善、実態に
合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など総合的な対策を進めること
です。

よって、国におかれては予算を増額し、安心できる保育が実現されるよう、下記に
ついて要望します。

記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、必要な財源を確保すること。
2. 保育士等職員の配置基準の改善に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
文部科学大臣	林芳正	殿
内閣府特命担当大臣	松山政司	殿

(少子化対策)

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 14 号

生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 大岸真弓

賛成者 〃 山崎龍太郎

生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書（案）

2018 年度からの生活保護費の加算制度などを見直す議論が厚生労働省の審議会が始まっており、その中で母子加算が再び俎上にのせられようとしています。

子どもを抱えて働くことが困難な生活困窮のひとり親世帯にとって、母子加算は暮らしの命綱になっています。厚生労働省の統計によると、母子世帯の平均就労年収は 181 万円です。財務省資料では、母子加算受給世帯は親の就業率が低いと問題視していますが、余りに実態を無視した意見です。困窮する母子家庭の母親の多くは、DV 被害などで健康を崩し、働きたくても仕事につけないなどの実態があります。母子加算の減額による生活費の減少が、子どもの健全な発育に影響を与えることも懸念されます。

子どもや女性の貧困がさらに深刻化する中、厚生労働省の部会委員からも、引き下げありきの進め方に異論がでています。

母子加算を初め生活保護費の加算制度は、憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化

的な最低限度の生活を営む権利を有する」の条文に基づいてつくられています。今の母子世帯の実態をみれば、制度の改善、拡充こそが求められます。

よって、政府におかれては、生活保護費の母子加算を減額しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

請願第1号

請 願 書

平成29年11月9日

香美市議会議長 小松 紀夫 殿

請願者	住 所	香美市土佐山田町秦山町1丁目48-3
	氏 名	学校法人 土佐山田幼稚園
	代表者	土佐山田幼稚園 後援会会長 南国市篠原 今 井 淳 第二土佐山田幼稚園 後援会会長 香美市土佐山田町山田 西 原 香 織
	理 事	中 沢 麻 紀 細 川 敬 子 濱 田 恵 子 西 添 和 美
紹介議員		比与森 光 俊 織 田 秀 幸

幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願

請願項目

- ・幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給

請願趣旨

幼稚園就園奨励費補助制度の奨励費において、香美市では国の交付基準の半額しか交付されていませんが、南国市と高知市では満額支給されている状況です。香美市の園児が、南国市や高知市から通園している園児に比べ、不公平な状態が続いています。香美市には、公立の幼稚園がありません。高知市や南国市には公立幼稚園がある上、他市へ通う私立幼稚園の園児にも奨励費が満額支給されています。

このような状況から、来年度からの南国市や高知市と同額の奨励費支給を要請します。

平成29年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第14号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市一般会計補正予算(第5号)	原案承認	29.12.6
承認第15号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市一般会計補正予算(第6号)	原案承認	29.12.6
承認第16号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市一般会計補正予算(第7号)	原案承認	29.12.6
議案第52号	平成28年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第53号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第54号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第55号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第56号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第57号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第58号	平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第59号	平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第60号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第61号	平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	29.12.6
議案第70号	平成29年度香美市一般会計補正予算(第8号)	原案可決	29.12.6
議案第71号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	29.12.6
議案第72号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	29.12.6
議案第73号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	29.12.22
議案第74号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	29.12.6

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第75号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決	29.12.6
議案第76号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	29.12.6
議案第77号	平成29年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	29.12.22
議案第78号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第79号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第80号	香美市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第81号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第82号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第83号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第84号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第85号	香美市定住自立圏基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決	29.12.22
議案第86号	高知市及び香美市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について	原案可決	29.12.22
議案第87号	高知中央広域定住自立圏形成協定の廃止について	原案可決	29.12.22
議案第88号	南国・香南・香美租税債権管理機構の共同処理する事務の変更及び同機構の規約の変更について	原案可決	29.12.22
議案第89号	財産の取得について	原案可決	29.12.6
議案第90号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号） 〔「議案第90号平成29年度香美市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議」を否決〕	原案可決	29.12.22
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29.12.6
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29.12.6
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29.12.6
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	29.12.6

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
動議	発言の取り消しを求める動議	原案否決	29. 12. 15
発議 第 4 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 12. 22
発議 第 5 号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 12. 22
発議 第 6 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 12. 22
意見書案 第 12 号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について	原案可決	29. 12. 22
意見書案 第 13 号	子どものための予算を増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	原案否決	29. 12. 22
意見書案 第 14 号	生活保護費の母子加算を減額しないことを求める意見書の提出について	原案否決	29. 12. 22

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 1 号	幼稚園就園奨励費補助制度における奨励費満額支給を求める請願	原案採択	29. 12. 22